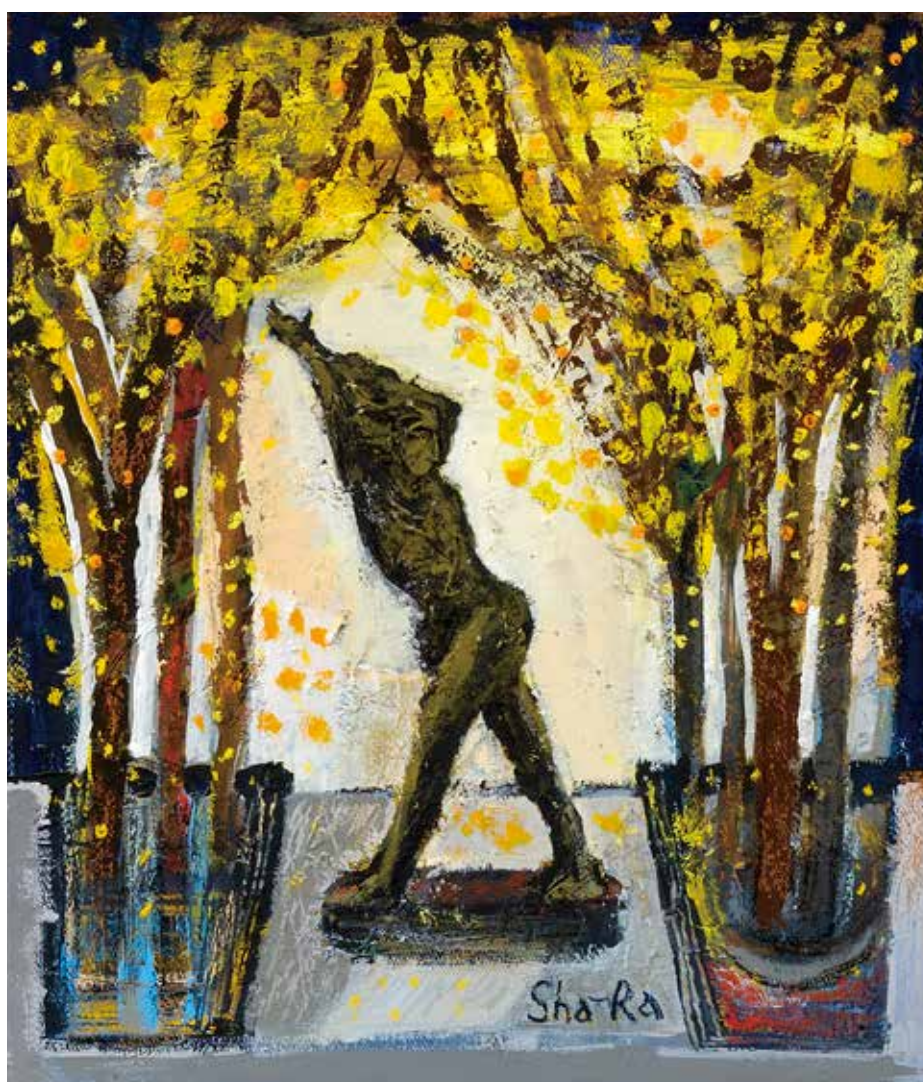


STUDENT HANDBOOK

〈健康科学部 平成30年度入学生用〉



2018

 東北福祉大学

平成30年度 七 曜 日								2018～2019							
	日 月 火 水 木 金 土 S M T W T F S								日 月 火 水 木 金 土 S M T W T F S						
四 月 APR	1	2	3	4	5	6	7	十 月 OCT	・	1	2	3	4	5	6
	8	9	10	11	12	13	14		7	⑧	9	10	11	12	13
	15	16	17	18	19	20	21		14	15	16	17	18	19	20
	22	23	24	25	26	27	28		21	22	23	24	25	26	27
	⑳	㉑	・	・	・	・	・		28	29	30	31	・	・	・
五 月 MAY	・	・	1	2	③	④	⑤	十一 月 NOV	・	・	・	・	1	2	③
	6	7	8	9	10	11	12		4	5	6	7	8	9	10
	13	14	15	16	17	18	19		11	12	13	14	15	16	17
	20	21	22	23	24	25	26		18	19	20	21	22	㉓	24
	27	28	29	30	31	・	・		25	26	27	28	29	30	・
六 月 JUN	・	・	・	・	・	1	2	十二 月 DEC	・	・	・	・	・	・	1
	3	4	5	6	7	8	9		2	3	4	5	6	7	8
	10	11	12	13	14	15	16		9	10	11	12	13	14	15
	17	18	19	20	21	22	23		16	17	18	19	20	21	22
	24	25	26	27	28	29	30		㉔/30	㉕/31	25	26	27	28	29
七 月 JUL	1	2	3	4	5	6	7	一 月 JAN	・	・	①	2	3	4	5
	8	9	10	11	12	13	14		6	7	8	9	10	11	12
	15	⑑	17	18	19	20	21		13	⑒	15	16	17	18	19
	22	23	24	25	26	27	28		20	21	22	23	24	25	26
	29	30	31	・	・	・	・		27	28	29	30	31	・	・
八 月 AUG	・	・	・	1	2	3	4	二 月 FEB	・	・	・	・	・	1	2
	5	6	7	8	9	10	⑒		3	4	5	6	7	8	9
	12	13	14	15	16	17	18		10	⑒	12	13	14	15	16
	19	20	21	22	23	24	25		17	18	19	20	21	22	23
	26	27	28	29	30	31	・		24	25	26	27	28	・	・
九 月 SEP	・	・	・	・	・	・	1	三 月 MAR	・	・	・	・	・	1	2
	2	3	4	5	6	7	8		3	4	5	6	7	8	9
	9	10	11	12	13	14	15		10	11	12	13	14	15	16
	16	⑒	18	19	20	21	22		17	18	19	20	㉑	22	23
	㉔/30	㉕	25	26	27	28	29		㉕/31	25	26	27	28	29	30

授業時間

- ・ 第1時限 8：40～10：10
- ・ 第2時限 10：25～11：55
- ・ 第3時限 12：35～14：05
- ・ 第4時限 14：20～15：50
- ・ 第5時限 16：05～17：35
- ・ 第6時限 17：50～19：20

- ・ 4月8日 入学式
- ・ 4月4日～6日 ガイダンス
- ・ 4月9日 前期授業開始
- ・ 9月7日 後期授業開始
- ・ 3月20日 卒業式

目次

※ 太字の項目は各ページにインデックスとして記載されていますので、参照の際にはインデックスを使うと便利です。

建学の精神	(1)
沿 革	(1)
校 歌	(2)
平成30年度学年暦	(4)
I 東北福祉大学学則	1
II 教育課程及び履修方法	27
第1 授業科目	27
1 教育課程の体系	27
2 総合基礎教育科目の履修方法	28
第2 卒業所要単位	33
第3 履修方法（履修届）	34
第4 履修規程	39
第5 試験規程	43
第6 4年次特別再試験規則	46
第7 通学の課程における学内単位互換に関する規程	47
第8 学生の海外留学に関する規程	49
第9 GPA 制度	51
第10 授業受講上の留意事項	53
(イ) 保健看護学科	
総合基礎教育科目（保健看護学科）	54
教育理念と教育目標	56
教育課程の構造	57
教育体系	58
専門教育科目	59
履修方法	63
履修モデル	64
授業科目の流れ	70
第1 実習	72
実習計画進行表	78
第2 卒業研究	79
第3 看護師・保健師・助産師国家試験受験資格	80
(ロ) リハビリテーション学科	
総合基礎教育科目（リハビリテーション学科）	82
教育理念と教育目標	84
教育課程の構造	85
第1 作業療法学専攻	86
教育体系	86
専門教育科目	87
履修方法	89
履修モデル	90
授業科目の流れ	92
第2 理学療法学専攻	94
教育体系	94
専門教育科目	95
履修方法	97
履修モデル	98



I 東北福祉大学学則

II 教育課程及び履修方法

III 学単学ネット互換台

IV 聴講生

V 研究生

VI 諸手続

VII 図書館

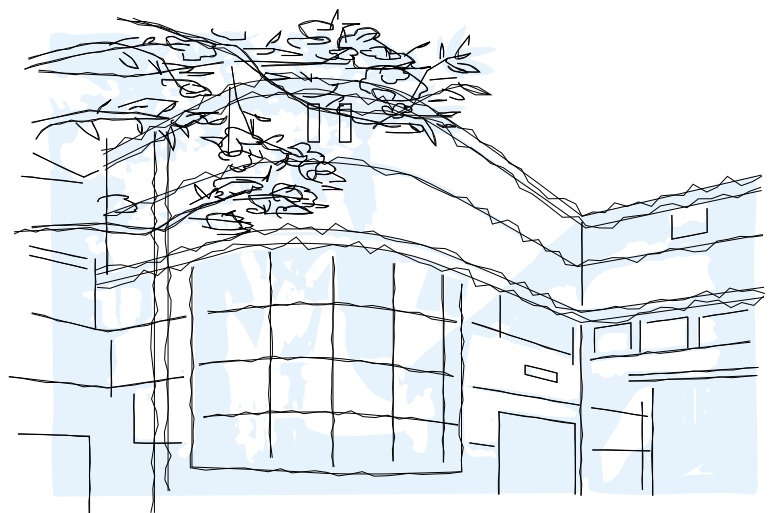
VIII 東北福祉大学配校・校舎位置図

授業科目の流れ	100
第3 実習	102
作業療法学専攻	102
実習計画進行表	105
理学療法学専攻	106
臨床実習計画進行表	108
第4 卒業研究	109
第5 作業療法士・理学療法士国家試験受験資格	110
(ハ) 医療経営管理学科	
総合基礎教育科目（医療経営管理学科）	113
教育体系	115
専門教育科目	116
履修モデル 診療情報管理士	119
健康運動実践指導者	121
救急救命士	123
授業科目の流れ	125
第1 演習	127
第2 実習	127
第3 資格等	128
1 診療情報管理士	128
2 社会福祉主事（任用資格）	130
3 福祉用具専門相談員	131
4 図書館司書	132
5 博物館学芸員	133
6 障がい者スポーツ指導員資格	135
7 介護職員初任者研修課程	137
8 レクリエーション・インストラクター資格	139
9 「臨床美術」課程について	141
10 「デジタルコンテンツアセッサ」課程について	143
11 「救急救命士」課程について	145
12 健康運動実践指導者	151
キャリアと実践活動に関する科目	154
13 仏教専修科規程（曹洞宗二等教師資格）	155
Ⅲ 学都仙台単位互換ネットワーク	156
Ⅳ 聴講生規程	158
Ⅴ 研究生規程	160
Ⅵ 諸手続	161
第1 学費等納付細則	161
第2 東北福祉大学私費外国人留学生学費等減免規程	163
第3 留年学生に対する取扱い	164
第4 願書および証明書	165
1 願書	165
2 届出	165
3 各種証明書の交付	167
4 学生証（身分証明書）	168
5 在学証明書	168





6	成績証明書	169
7	卒業見込証明書	169
8	人物証明書	169
9	通学証明書	169
10	実習用通学定期乗車券発売申請書	169
11	学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）	169
12	学生団体旅行割引	170
VII	図書館の利用方法	171
VIII	東北福祉大学校地・校舎等配置図	176
1	国見キャンパス（本校地）	176
	管理棟事務局	178
	1号館	180
	2号館	185
	3号館	188
	5号館	189
	6号館	190
	7号館	192
	H-ONE 館（課外活動棟）	193
	H-2 館	195
	H-3 GYM	196
	2001館	197
	図書館棟	198
	福聚殿	199
	音楽堂（けやきホール）	200
	特別教室（坐禅堂・法堂・道庵）	202
2	ステーションキャンパス	203
3	国見ヶ丘第1キャンパス	208
	雄翔館・	
	医療法人社団東北福祉会・せんだんの丘・	
	社会福祉法人東北福祉会・せんだんの里	
	ウェルコム21	209
	感性福祉研究所	213
	全天候型体育館	215
	せんだんホスピタル	216
4	国見ヶ丘第2キャンパス	218
	野球場・運動広場・駐車場・陸上競技場・	
	サッカー場・テニスコート・弓道場・	
	社会福祉法人東北福祉会・せんだんの杜・	
	せんだんの杜市民・ボランティア活動応援センター・	
	社会福祉法人東北福祉会・せんだんの杜国見ヶ丘保育園・	
	社会福祉法人東北福祉会・せんだんの家・	
	社会福祉法人東北福祉会・せんだんの里	
5	北山キャンパス	219
6	仙台駅東口キャンパス	220



建学の精神

行 学 一 如

(自利・利他円満)

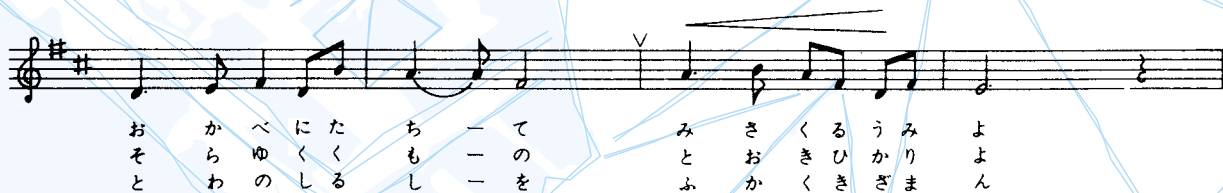
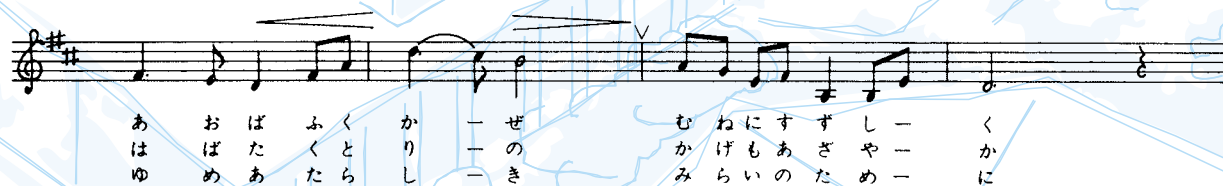
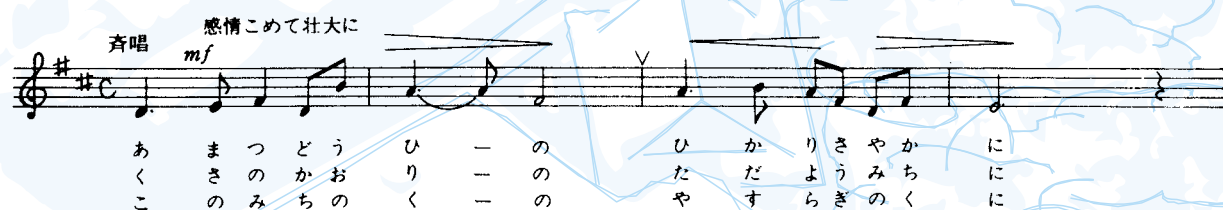
学 園 の 沿 革

1875年 (明治8年)	宮城県曹洞宗専門学支校として仙台市若林区荒町に設置。
1890年 (明治23年)	専門学支校を廃止し曹洞宗小学林および中学林設置。
1896年 (明治29年)	学制改革により仙台市青葉区東二番丁に第二十五中学林として設置移転。
1902年 (明治35年)	第二十五中学林を廃止し曹洞宗第二中学林設置。
1908年 (明治41年)	仙台市青葉区東二番丁より仙台市若林区南鍛冶町へ全校移転。
1926年 (大正15年)	曹洞宗第二中学林を梅檀中学と改称し仙台市若林区南鍛冶町より現在地に移転。
1940年 (昭和15年)	新制梅檀中学校開校。
1947年 (昭和22年)	東北高等仏教学院開校。
1948年 (昭和23年)	梅檀学園高等学校開校。
1949年 (昭和24年)	財団法人梅檀学園認可、東北高等仏教学院廃校。
1951年 (昭和26年)	学校法人梅檀学園となる。
1953年 (昭和28年)	双葉幼稚園設置。
1957年 (昭和32年)	東北社会事業学校設立。
1958年 (昭和33年)	東北福祉短期大学社会福祉科設置。東北社会事業学校廃校。 梅檀学園高等学校を東北福祉短期大学附属高等学校と改称。 双葉幼稚園を東北福祉短期大学附属幼稚園と改称。
1960年 (昭和35年)	東北福祉短期大学に社会福祉学専攻科設置。
1961年 (昭和36年)	東北福祉短期大学に研究科設置。
1962年 (昭和37年)	東北福祉短期大学社会福祉科、社会福祉学専攻科、研究科廃止。 東北福祉大学社会福祉学部社会福祉学科設置。 東北福祉短期大学附属高等学校を東北福祉大学附属高等学校と改称。 東北福祉短期大学附属幼稚園を東北福祉大学附属幼稚園と改称。
1965年 (昭和40年)	東北福祉大学社会福祉学部産業福祉学科設置。
1968年 (昭和43年)	東北福祉大学附属高等学校が独立し梅檀学園高等学校と改称。
1971年 (昭和46年)	東北福祉大学社会福祉学部社会教育学科設置。 東北福祉大学仏教専修科設置。
1972年 (昭和47年)	東北福祉大学仏教社会福祉研究所設置。
1973年 (昭和48年)	東北福祉大学社会福祉学専攻科設置。
1974年 (昭和49年)	東北福祉大学社会福祉学部福祉心理学科設置。 東北福祉大学附属幼稚園が独立し学校法人福聚幼稚園と改称。
1975年 (昭和50年)	梅檀学園高等学校廃校。
1976年 (昭和51年)	東北福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）設置。 社会福祉学専攻科募集停止。
1984年 (昭和59年)	東北福祉大学仏教社会教育研究所設置。
1989年 (平成元年)	東北福祉大学・芹沢銈介美術工芸館開館。総合教育センター設置。
1993年 (平成5年)	生涯学習センター設置。
1994年 (平成6年)	東北福祉大学音楽堂棟（けやきホール）竣工。
1995年 (平成7年)	東北福祉大学社会福祉学専攻科廃止。
1999年 (平成11年)	東北福祉大学感性福祉研究所設置。 ボランティアセンター、ウェルネスセンター設置。
2000年 (平成12年)	東北福祉大学社会福祉学部を総合福祉学部と改称。 東北福祉大学総合福祉学部情報福祉学科設置。 東北福祉大学大学院棟竣工。言語文化交流センター設置。
2002年 (平成14年)	東北福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）を 東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）と改称。 東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻（博士課程）設置。 東北福祉大学大学院総合福祉学研究科福祉心理学専攻（修士課程）設置。 東北福祉大学通信制大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）設置。 東北福祉大学通信制大学院総合福祉学研究科福祉心理学専攻（修士課程）設置。 東北福祉大学総合福祉学部通信教育部社会福祉学科設置。 東北福祉大学総合福祉学部通信教育部社会教育学科設置。 東北福祉大学総合福祉学部通信教育部福祉心理学科設置。
2003年 (平成15年)	東北福祉大学ウェルコム21竣工。
2004年 (平成16年)	東北福祉大学ウェルコム21内に予防福祉クリニック開院。
2006年 (平成18年)	東北福祉大学子ども科学部子ども教育学科、健康科学部保健看護学科設置。
2007年 (平成19年)	東北福祉大学ステーションキャンパス竣工。JR 仙山線東北福祉大前駅開業。
2008年 (平成20年)	東北福祉大学健康科学部リハビリテーション学科、医療経営管理学科設置。 東北福祉大学総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科、 情報福祉マネジメント学部学科設置。 梅檀学園東北福祉看護学校開校。
2014年 (平成26年)	東北福祉大学せんだんホスピタル開設。
2015年 (平成27年)	東北福祉大学総合福祉学部産業福祉学科廃止。 東北福祉大学大学院教育学研究科教育学専攻（修士課程）設置。 東北福祉大学教育学部教育学科設置。 東北福祉大学総合福祉学部福祉行政学科設置。 東北福祉大学仙台駅東口キャンパス開設。

東北福祉大学校歌

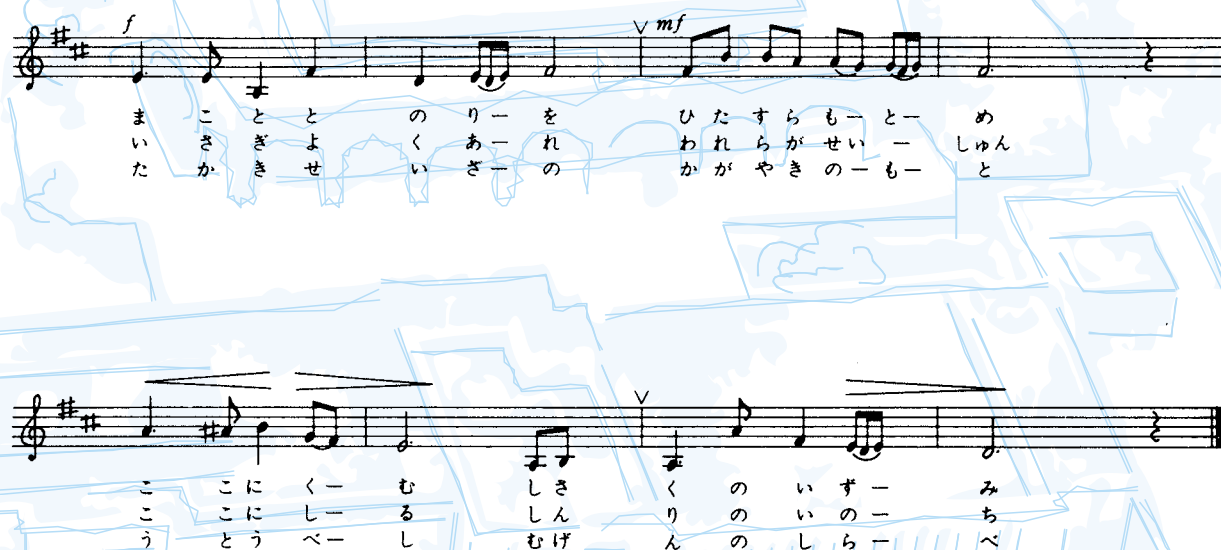
作詞 扇畑忠雄

作曲 古賀政男



東北福祉大学校歌

作詞 扇畑忠雄
作曲 古賀政男



一、	二、	三、
天 ^{あめ} 伝 ^{つた} う日の	草 ^{くさ} の香 ^か りの	このみちのく
青 ^{あお} 葉 ^は 吹 ^ふ く風 ^{かぜ}	はばたく鳥 ^{とり} の	夢 ^{ゆめ} 新 ^{あらた} しき
丘 ^{かみ} べに立 ^た ちて	空 ^{そら} ゆく雲 ^{くも} の	永 ^{とこ} 遠 ^{とほ} のしるしを
命 ^{いのち} ゆたかに	道 ^{みち} をつらぬく	人 ^{ひと} の世 ^よ の幸 ^{さい}
真 ^{まこと} と法 ^{のり} を	いさぎよくあれ	高 ^{たか} き星 ^{ほし} 座 ^ざ の
ここに汲 ^ひ む	ここに知る	歌 ^{うた} うべし
光 ^{ひかり} さやかに	吾 ^{われ} らが青春 ^{せいしゅん}	無限 ^{むげん} の調 ^{てう} べ
胸 ^{むね} にすずしく	真理 ^{まこと} の命 ^{いのち}	
見 ^み 放 ^{はな} くる海 ^{うみ} よ	ただよう径 ^{みち} に	
吾 ^{われ} ら学 ^{がく} ばん	影 ^{かげ} もあざやか	
ひたすら求 ^{もと} め	遠 ^{とほ} き光 ^{ひかり} よ	
思 ^{おも} ひの泉 ^{いずみ}	思 ^{おも} い一つに	
	安 ^{やす} らぎの国 ^{くに}	
	未 ^み 来 ^{らい} のため	
	深 ^{ふか} く刻 ^き まん	
	福 ^{ふく} 祉 ^し の心 ^{こころ}	
	か ^か がや ^や きの下 ^{した}	

平成30年度学年暦

前期 2018年4月1日～9月30日

4月4日(水)～6日(金)	新入生ガイダンス
4月5日(木)～7日(土)	新入生外国語等抽選 Web 登録期間
4月8日(日)	入学式(大学院・学部・編入・通信制大学院)〔11:00～〕
4月9日(月)	前期授業開始
4月9日(月)～17日(火)	新入生 Web 履修登録期間
4月19日(木)～4月26日(木)	履修取消期間(前期・後期・通年科目)
5月1日(火)	4月8日(日)「入学式」振替休日
5月2日(水)	7月16日(月・祝)「海の日」振替休日
5月27日(日)	オープンキャンパス①
6月30日(土)	金曜日授業
7月12日(木)	前期定期試験時間割及び無資格者発表
7月14日(土)	オープンキャンパス②
7月15日(日)	オープンキャンパス③
7月16日(月・祝)	通常授業
7月26日(木)	前期通常授業終了
7月27日(金)～8月4日(土)	前期定期試験
8月6日(月)～8月26日(日)	通学生夏季休業
8月19日(日)	オープンキャンパス④
8月27日(月)～8月29日(水)	前期集中講義Ⅰ
8月27日(月)～9月3日(月)	履修取消(後期・通年科目)・追加(後期科目)期間
8月29日(水)	前期追試験時間割発表
8月30日(木)～9月1日(土)	前期集中講義Ⅱ
9月1日(土)～2日(日)	平成31年度 AO 入試Ⅰ期(一次)
9月4日(火)～28日(金)	総合福祉学研究科修士課程一般選抜Ⅰ期出願期間
9月4日(火)～28日(金)	教育学研究科修士課程一般選抜Ⅰ期出願期間
9月4日(火)～6日(木)	前期追試験
9月7日(金)	後期授業開始
9月9日(日)	平成31年度スポーツ・文化 AO 入試
9月15日(土)～16日(日)	平成31年度 AO 入試Ⅱ期(一次)
9月23日(日)	オープンキャンパス⑤
9月25日(火)	学園創立記念日【月曜日授業】
9月29日(土)～30日(日)	平成31年度 AO 入試Ⅰ期(二次)
9月30日(日)	前期終了

後期 2018年10月1日～2019年3月31日

10月1日(月)	後期開始
10月1日(月)	前期終了科目結果公開日
10月1日(月)	修士論文計画書提出締切
10月6日(土)	総合福祉学研究科修士課程一般選抜Ⅰ期選考日
10月6日(土)	教育学研究科修士課程一般選抜Ⅰ期選考日
10月9日(火)～11月15日(木)	通信制大学院修士課程Ⅰ期出願期間
10月13日(土)～14日(日)	平成31年度 AO 入試Ⅱ期(二次)
10月19日(金)	大学祭準備のため全学休講
10月20日(土)～21日(日)	大学祭
10月21日(日)	オープンキャンパス⑥
11月3日(土)	平成31年度推薦入試 A 方式〔16:00まで学内立入禁止〕
11月3日(土)	学士入学(A)・推薦編入学試験〔16:00まで学内立入禁止〕
11月10日(土)	大学入試センター「センタープレテスト」
11月12日(月)～11月30日(金)	総合福祉学研究科修士課程社会人選抜Ⅰ期出願期間
11月12日(月)～11月30日(金)	教育学研究科修士課程社会人選抜Ⅰ期出願期間
11月12日(月)～11月30日(金)	総合福祉学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅰ期(学内)出願期間
11月12日(月)～11月30日(金)	教育学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅰ期(学内)出願期間
11月21日(水)～25日(日)	平成31年度推薦入試 B 方式〔16:00まで学内立入禁止〕
11月30日(金)～12月14日(金)	学部卒業論文提出期間〔14日正午まで担当教員研究室提出〕
12月1日(土)	通信制大学院修士課程Ⅰ期選考日
12月8日(土)	総合福祉学研究科修士課程社会人選抜Ⅰ期選考日
12月8日(土)	教育学研究科修士課程社会人選抜Ⅰ期選考日
12月8日(土)	総合福祉学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅰ期(学内)選考日
12月8日(土)	教育学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅰ期(学内)選考日
12月18日(火)	補講授業日
12月21日(金)	終講

12月22日 (土)	合格者の集い
12月25日 (火)～27日 (木)	後期集中講義
12月28日 (金)～1月6日 (日)	通学生冬季休業
12月28日 (金)	仕事納
12月29日 (土)～1月6日 (日)	事務局全休
1月7日 (月)	仕事始
1月7日 (月)	授業開始
1月8日 (火)～2月6日 (水)	学部3年 卒業論文論題提出期間
1月10日 (木)	後期定期試験時間割及び無資格者発表
1月10日 (木)	学部4年 卒業論文口述試験時間割発表
1月15日 (火)～2月1日 (金)	総合福祉学研究科博士課程 (一般・社会人) 出願期間
1月15日 (火)～2月1日 (金)	総合福祉学研究科修士課程一般選抜Ⅱ期出願期間
1月15日 (火)～2月1日 (金)	教育学研究科修士課程一般選抜Ⅱ期出願期間
1月15日 (火)～2月14日 (木)	通信制大学院修士課程Ⅱ期出願期間
1月16日 (水)	月曜日授業
1月16日 (水)	後期通常授業終了
1月17日 (木)	補講授業日
1月18日 (金)	大学入試センター試験準備のため全学休講 (終日学内立入禁止)
1月19日 (土)～20日 (日)	大学入試センター試験 (終日学内立入禁止)
1月21日 (月)	修士論文提出締切 [16:00]
1月21日 (月)～2月7日 (木)	後期定期試験
2月2日 (土)	平成31年度一般選抜 A 日程入試 (給付型奨学金) [16:00まで学内立入禁止]
2月3日 (日)～2月6日 (水)	平成31年度一般選抜 A 日程入試 (統一・分割) [16:00まで学内立入禁止]
2月8日 (金)	後期追試験時間割発表 [16:00]
2月9日 (土)	総合福祉学研究科博士課程 (一般・社会人) 選考日
2月9日 (土)	総合福祉学研究科修士課程一般選抜Ⅱ期選考日
2月9日 (土)	教育学研究科修士課程一般選抜Ⅱ期選考日
2月12日 (火)～3月4日 (月)	総合福祉学研究科修士課程社会人選抜Ⅱ期出願期間
2月12日 (火)～3月4日 (月)	教育学研究科修士課程社会人選抜Ⅱ期出願期間
2月12日 (火)～3月4日 (月)	総合福祉学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅱ期 (学内) 出願期間
2月12日 (火)～3月4日 (月)	教育学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅱ期 (学内) 出願期間
2月12日 (火)	卒業論文口述試験
2月13日 (水)～14日 (木)	修士論文口述試験
2月13日 (水)～15日 (金)	後期追試験
2月13日 (水)～22日 (金)	平成31年度リエゾンゼミ (演習) 等説明会期間 (予定)
2月15日 (金)	博士論文口述試験
2月20日 (水)	通年及び後期終了科目成績発表
2月20日 (水)～22日 (金)	特別再試験申込期間
2月21日 (木)～23日 (土)	平成31年度一般選抜 B 日程入試 (統一・分割) [15:30まで学内立入禁止]
2月23日 (土)	通信制大学院修士課程Ⅱ期選考日
2月23日 (土)	特別再試験時間割発表 [16:00]
2月25日 (月)～2月27日 (水)	特別再試験期間
3月1日 (金)	特別再試験結果公開日
3月1日 (金)	卒業決定者揭示
3月4日 (月)～3月7日 (木)	卒業認定試験
3月9日 (土)	転学部・転学科・転籍試験
3月9日 (土)	学士入学 (B)・一般編入学試験
3月9日 (土)	総合福祉学研究科修士課程社会人選抜Ⅱ期選考日
3月9日 (土)	教育学研究科修士課程社会人選抜Ⅱ期選考日
3月9日 (土)	総合福祉学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅱ期 (学内) 選考日
3月9日 (土)	教育学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅱ期 (学内) 選考日
3月13日 (水)	平成31年度一般選抜入試 C 日程入試 (統一) [16:00まで学内立入禁止]
3月20日 (水)	学位記・卒業証書授与式 [13:00～]
3月26日 (火)～3月27日 (水)	卒業認定試験
3月26日 (火)	新4年生ガイダンス [9:00～ 予定]
3月27日 (水)	新3年生ガイダンス [9:00～ 予定]
3月28日 (木)	新2年生ガイダンス [9:00～ 予定]
3月15日 (金)～22日 (金)	平成31年度在学生外国語等抽選 Web 履修登録期間
3月26日 (火)～4月4日 (木)	平成31年度在学生 Web 履修登録期間
3月29日 (金)	オープンキャンパス⑦
3月31日 (日)	平成30年度終了

平成30年度 授業日程

【前期】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日（補講日）
1	4月9日	4月10日	4月11日	4月12日	4月13日	4月14日
2	4月16日	4月17日	4月18日	4月19日	4月20日	4月21日
3	4月23日	4月24日	4月25日	4月26日	4月27日	
4	5月7日	5月8日	5月9日	5月10日	5月11日	5月12日
5	5月14日	5月15日	5月16日	5月17日	5月18日	5月19日
6	5月21日	5月22日	5月23日	5月24日	5月25日	5月26日
7	5月28日	5月29日	5月30日	5月31日	6月1日	
8	6月4日	6月5日	6月6日	6月7日	6月8日	6月2日
9	6月11日	6月12日	6月13日	6月14日	6月15日	6月9日
10	6月18日	6月19日	6月20日	6月21日	6月22日	6月16日
11	6月25日	6月26日	6月27日	6月28日	6月29日	6月23日
12	7月2日	7月3日	7月4日	7月5日	6月30日(土)	
13	7月9日	7月10日	7月11日	7月12日	7月6日	7月7日
14	7月16日(祝日)	7月17日	7月18日	7月19日	7月13日	7月14日
15	7月23日	7月24日	7月25日	7月26日	7月20日	7月21日
16	ま と め（試 験）					

【後期】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日（補講日）
1	9月10日	9月11日	9月12日	9月13日	9月7日	9月15日
2	9月25日(火)	9月18日	9月19日	9月20日	9月14日	9月22日
3	10月1日	10月2日	9月26日	9月27日	9月21日	9月29日
4	10月15日	10月9日	10月3日	10月4日	9月28日	10月13日
5	10月22日	10月16日	10月10日	10月11日	10月5日	10月27日
6	10月29日	10月23日	10月17日	10月18日	10月12日	
7	11月5日	10月30日	10月24日	10月25日	10月26日	11月10日
8	11月12日	11月6日	10月31日	11月1日	11月2日	11月17日
9	11月19日	11月13日	11月7日	11月8日	11月9日	
10	11月26日	11月20日	11月14日	11月15日	11月16日	12月1日
11	12月3日	11月27日	11月28日	11月29日	11月30日	12月8日
12	12月10日	12月4日	12月5日	12月6日	12月7日	12月15日
13	12月17日	12月11日	12月12日	12月13日	12月14日	12月18日(火)
14	1月7日	1月8日	12月19日	12月20日	12月21日	1月12日
15	1月16日(水)	1月15日	1月9日	1月10日	1月11日	1月17日(木)
16	ま と め（試 験）					

I . 東北福祉大学学則



東北福祉大学学則

第1章 総 則

第1節 目的、使命及び自己評価等

第1条（目的、使命）東北福祉大学は学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命とする。

第2条（自己評価等）前条の目的及び使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する規則は、別に定める。

第2節 組織及び収容定員

第3条（学 部）本学に、総合福祉学部、総合マネジメント学部、教育学部及び健康科学部を置く。

2 前項の学部には置く学科、専攻及び収容定員は次の通りとする。

（ ）内は専攻定員

学 部	学 科 名	入 学 定 員	収 容 定 員
総 合 福 祉 学 部	社 会 福 祉 学 科	400名	1,600名
	福 祉 行 政 学 科	100名	400名
	福 祉 心 理 学 科	120名	480名
	小 計	620名	2,480名
総 合 マ ネ ジ メ ン ト 学 部	産業福祉マネジメント学科	100名	400名
	情報福祉マネジメント学科	100名	400名
	小 計	200名	800名
教 育 学 部	教 育 学 科	250名	1,000名
	初 等 教 育 専 攻	(210名)	(840名)
	中 等 教 育 専 攻	(40名)	(160名)
	小 計	250名	1,000名
健 康 科 学 部	保 健 看 護 学 科	80名	320名
	リハビリテーション学科	80名	320名
	作業療法学専攻	(40名)	(160名)
	理学療法学専攻	(40名)	(160名)
	医療経営管理学科	70名	280名
	小 計	230名	920名
総 計		1,300名	5,200名

3 前項の学部学科等にコースを置くことができる。なお、コースおよびその教育課程は別に定める。

4 学部学科の教育研究上の目的は、別添1の通りとする。

5 第一項の総合福祉学部に通信教育部を置く。通信教育部に置く学科及び収容定員は次の通りとする。

学 科 名	入 学 定 員	収 容 定 員
社会福祉学科	600名	2,400名
社会教育学科	200名	800名
福祉心理学科	200名	800名
計	1,000名	4,000名

6 通信教育部の学則は別に定める。

第4条（大学院）本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規則は別に定める。

第5条（附属研究所・センター等）本学に次の研究所及びセンターを置く。

感性福祉研究所 仏教社会福祉研究所 社会貢献・地域連携センター
国際交流センター IR センター

2 研究所の組織・運営等に関する規則は別に定める。

第6条（図書館・美術工芸館）本学に図書館及び美術工芸館を置く。

2 図書館及び美術工芸館の組織・運営等に関する規則は別に定める。

第7条（せんだんホスピタル）本学にせんだんホスピタルを置く。

2 せんだんホスピタルの組織・運営等に関する規則は別に定める。

第8条（事務局）本学に事務局を置く。

2 事務局の組織・運営等に関する規則は別に定める。

第3節 教 職 員

第9条（教職員）本学に次の教職員を置く。

学長、副学長、学部長、図書館長、美術工芸館長、病院長、学科長、所長、センター長
教授、准教授、講師、助教
局長、部長、部長代行、副部長、副センター長、室長、副館長、次長、課長、課長補佐、係長、
主任、事務員、司書、学芸員、助手、その他必要な職員

第10条（人事委員会）本学の専任教員の任免及び昇任または降任の選考に関し、学長の諮問に応ずるため人事委員会を置く。

2 人事委員会に関する規則は別に定める。

第10条の2（名誉教授）本学に功労があり、学術上功績のある者に対して人事委員会の推薦により名誉教授の称号を贈ることができる。

2 名誉教授の称号授与に関する規則は別に定める。

第4節 教 授 会

第11条（教授会）本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、総務局長、学部長、学科長、専任の教授及び専任の准教授をもって組織する。ただし、休職者及び教授会決議によって出席を停止を命じられた者を除く。

第12条（召集者）教授会は学長が召集する。

第13条（審議事項）教授会は次の事項について審議する。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。

- (2) 学位の授与に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を参酌して学長が定めたもの。
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下、学長等という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 この学則に定めるものの他、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第5節 学年、授業期間、学期及び休業日

第14条（学年）学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2（授業期間）毎学年の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週を原則とする。

第15条（学期）学年を分けて次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

第16条（休業日）休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 本学創立記念日（9月25日）
- (4) 春季休業（3月24日より3月31日まで）
- (5) 夏季休業（8月1日より8月31日まで）
- (6) 冬季休業（12月28日より翌年1月4日まで）
- 2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更し、あるいは前項に定めるものの他に臨時休業日を定めることができる。

第2章 学 部 通 則

第1節 修業年限及び在学年限

第17条（修業年限）各学部の修業年限は4年とする。

第17条の2（長期履修学生）前条の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し終了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

ただし、第18条に定める最長在学年限を超えることはできない。

- 2 長期履修学生に関し、必要な事項は別に定める。

第18条（在学年限）学生は8年を超えて在学することはできない。

ただし、第26条第1項の第1号・第2号・第3号・第4号・第5号の規定により入学した学生は第29条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第2節 入 学

第19条（入学時期）入学の時期は学年の始めとする。

ただし、転入学、編入学、再入学については、学期の始めとすることができる。

第20条（入学資格）本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校・中等教育学校を卒業した者

- (2) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者。又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18才に達した者

第21条（入学の出願） 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

第22条（入学者の選考） 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

第23条（入学手続及び入学許可） 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書、保証書、その他所定の書類を提出するとともに、所定の諸納金を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第24条（保証人） 保証人は学生に関する一切の責任を負うことのできる者で、独立生計者2名とし、正保証人はそのうち1名を父母とし、他の1名（副保証人）は原則として宮城県内に居住していることを必要とする。

2 保証人が死亡、その他の理由により、その責を負うことができないときは新たに保証人を定めなおして保証書を提出しなければならない。

第25条（改姓等） 学生又は保証人が改姓・改名・転籍・転居をしたときは、ただちに証明書類を添えてその旨を届け出なければならない。

第26条（編入学・転入学） 次の各号の一に該当する者で、総合福祉学部、総合マネジメント学部及び健康科学部医療経営管理学科への入学を志願する者があるときは、いずれも欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 修業年限4年以上の大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (3) 短期大学を卒業した者、又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 学校教育法施行規則（附則）第7条に定める従前の規定による高等学校・専門学校、又は教員養成諸学校等の課程を修了し又は卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者

第27条（再入学） 本学に1年以上在学し依願退学した者で、同じ学科に再入学を志願するときは、欠員のある場合に限り、選考の上、再入学を許可することがある。

第28条（転学部・転学科・転籍） 転学部・転学科・転籍を希望する者は1年次もしくは2年次終了時、いずれも欠員のある場合に限り、選考の上、許可することがある。

第29条（編入学・転入学・再入学・転学部・転学科・転籍者の授業科目及び単位数の取扱い） 編入学・転入学・再入学の規定により入学を許可された者及び転学部・転学科・転籍を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修方法等

第30条（授業科目）本学に開設する授業科目は、その内容により総合基礎科目・専門教育科目及び資格科目とする。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。なお、これらの授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 授業科目及び単位数は次のとおりである。

- (1) 総合基礎教育科目（総合福祉学部（社会福祉学科・福祉心理学科）・
総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科）（別表1－①）
総合基礎教育科目（総合福祉学部福祉行政学科・教育学部・
健康科学部（保健看護学科・リハビリテーション学科））（別表1－②）
総合基礎教育科目（健康科学部リハビリテーション学科）（別表1－③）
- (2) 専門教育科目
 - 1) 総合福祉学部社会福祉学科（別表2）
 - 2) 総合福祉学部福祉行政学科（別表3）
 - 3) 総合福祉学部福祉心理学科（別表4）
 - 4) 総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科（別表5）
 - 5) 総合マネジメント学部情報福祉マネジメント学科（別表6）
 - 6) 教育学部教育学科（別表7）
 - ①初等教育専攻（別表7－①）
 - ②中等教育専攻（別表7－②）
 - 7) 健康科学部保健看護学科（別表8）
 - 8) 健康科学部リハビリテーション学科
 - ①作業療法学専攻（別表9－①）
 - ②理学療法学専攻（別表9－②）
 - 9) 健康科学部医療経営管理学科（別表10）
- (3) 社会福祉士受験資格に関する指定専門科目（総合福祉学部）（別表11）
- (4) 社会福祉士受験資格に関する基礎専門科目（総合福祉学部）（別表12）
- (5) 精神保健福祉士受験資格に関する指定専門科目（総合福祉学部）（別表13）
- (6) 精神保健福祉士受験資格に関する基礎専門科目（総合福祉学部）（別表14）
- (7) 保育士資格に関する科目（総合福祉学部社会福祉学科）（別表15）
- (8) 保育士資格に関する科目（子ども科学部子ども教育学科）（別表16）
- (9) 介護福祉士受験資格に関する科目（社会福祉学科）（別表17）
- (10) 第一種衛生管理者免許に関する科目
（総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科）（別表18）
- (11) 教育職員免許状に関する科目
 - 1) 総合福祉学部
 - (ア) 高校福祉科一種普通免許状に関する教育課程（社会福祉学科）（別表19）
 - (イ) 養護教諭一種普通免許状に関する教育課程（福祉心理学科）（別表20）
 - 2) 教育学部
 - (ア) 幼稚園一種普通免許状に関する教育課程（初等教育専攻）（別表21）

- (イ) 小学校一種普通免許状に関する教育課程（初等教育専攻）（別表22）
- (ウ) 中学校社会科一種免許状に関する教育課程（中等教育専攻）（別表23）
- (エ) 高校地歴科一種普通免許状に関する教育課程（中等教育専攻）（別表24）
- (オ) 高校公民科一種普通免許状に関する教育課程（中等教育専攻）（別表25）
- (カ) 特別支援学校一種普通免許状に関する教育課程（初等教育専攻・中等教育専攻）（別表26）
- (12) 学校図書館司書教諭資格に関する科目（総合福祉学部）（別表27）
- (13) 図書館司書資格に関する専門科目（総合福祉学部）（別表28）
- (14) 博物館学芸員資格に関する専門科目（総合福祉学部）（別表29）
- (15) 社会福祉主事任用資格に関する科目
（総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営学科）（別表30）
- (16) 身体障害者福祉司任用資格に関する科目（総合福祉学部）（別表31）
- (17) 社会教育主事任用資格
（社会福祉学科・福祉心理学科・総合マネジメント学部・教育学部）（別表32）
- (18) 公認心理師資格に関する科目（福祉心理学科）（別表33）
- (19) 財団法人障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者資格
（総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部）
- (イ) 初級スポーツ指導員資格に関する科目（別表34）
- (ロ) 中級スポーツ指導員資格に関する科目（別表35）
- (20) 介護職員初任者研修の課程に関する科目
（総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科）（別表36）
- (21) レクリエーション・インストラクター資格に関する科目
（総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部医療経営管理学科）（別表37）
- (22) 福祉用具専門相談員に関する科目
（総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科）（別表38）
- (23) 感性デザイン課程に関する科目
 - (イ) 社会福祉学科・福祉行政学科・産業福祉マネジメント学科（別表39）
 - (ロ) 福祉心理学科（別表40）
 - (ハ) 情報福祉マネジメント学科（別表41）
- (24) 福祉観光課程に関する科目（総合福祉学部・総合マネジメント学部）（別表42）
- (25) スポーツマネジメント課程に関する科目（総合福祉学部・総合マネジメント学部）（別表43）
- (26) 臨床美術課程に関する科目（総合福祉学部・総合マネジメント学部）（別表44）
- (27) 社会貢献活動支援士課程に関する科目（総合福祉学部・総合マネジメント学部）（別表45）
- (28) デジタルコンテンツアセッサ課程に関する科目
（総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部医療経営管理学科）（別表46）
- (29) 救急救命士課程に関する科目（総合福祉学部福祉行政学科・
総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科）（別表47）
- (30) スクールソーシャルワーカーに関する科目（社会福祉学科）（別表48）
- (31) 健康運動実践指導者に関する科目
（総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科）（別表49）
- (32) キャリアと実践活動に関する科目（別表50）

第31条（履修方法）本学を卒業するためには、その区分に従い、124単位以上（ただし、健康科学部保健看護学科は125単位以上）を取得しなければならない。

(1) 総合基礎科目

各学部学科の履修単位数は以下の通りである（上段は必修単位数、下段は最低選択単位数）。

1) 総合福祉学部、総合マネジメント学部、教育学部、健康科学部

学 部 名	学 科 名	基礎知	科学知	実践知	健康知	計
総合福祉学部	社 会 福 祉 学 科	11	2	0	4	23
		3 科目 6 単位以上選択				
	福 祉 行 政 学 科	11	4	0	4	23
		2 科目 4 単位以上選択				
	福 祉 心 理 学 科	11	0	0	4	23
		4 科目 8 単位以上選択				
総合マネジ メント学部	産業福祉マネジメント学科	11	0	0	4	23
		4 科目 8 単位以上選択				
	情報福祉マネジメント学科	11	0	0	4	23
		4 科目 8 単位以上選択				
教育学部	教 育 学 科	11	2	2	4	23
		2 科目 4 単位以上選択				
健康科学部	保 健 看 護 学 科	12	2	2	4	20
		3 科目 6 単位以上選択				
	リハビリテーション学科	9	0	0	4	19
		3 科目 6 単位以上選択				
	医 療 経 営 管 理 学 科	11	4	0	4	23
		2 科目 4 単位以上選択				

ただし、それぞれの超過した単位も関連科目として卒業単位に加算する。

(2) 専門教育科目

各学部学科の履修単位数は以下の通りである（いずれの単位数も以上を示している）。

総合福祉学部社会福祉学科および教育学部教育学科、健康科学部リハビリテーション学科は必修単位数を示しており、その他は各コースの履修方法にしたがって選択履修取得のこと。なお、各コースの教育課程は別に定める。

学 部 名	学 科 名	専門基礎科目	専門基幹科目	専門発展科目	関連科目
総合福祉学部	社 会 福 祉 学 科	38	32	16	
	福 祉 行 政 学 科	22	32		
	福 祉 心 理 学 科	22	26	10	
総合マネジ メント学部	産業福祉マネジメント学科	18	36		
	情報福祉マネジメント学科	26	38		
教育学部	教 育 学 科	12	48～76※	2	
	初 等 教 育 専 攻	12	48～76※	2	
	中 等 教 育 専 攻	12	64	2	
健康科学部	保 健 看 護 学 科	31	74		
	リハビリテーション学科				
	作 業 療 法 学 専 攻	30	73		
	理 学 療 法 学 専 攻	30	69		
	医 療 経 営 管 理 学 科	24	32		

ただし、それぞれの超過した単位も卒業単位に加算する。

※履修コースにより異なる。

(3) 副専攻

指定された学部では、副専攻（「感性デザイン課程」、「福祉観光課程」、「スポーツマネジメント課程」、「臨床美術課程」、「社会貢献活動支援士課程」、「デジタルコンテンツアセッサ課程」、「救急救命士課程」）の各科目も卒業単位科目（関連科目）として同時履修ができる。

(4) 実習科目

各種実習科目の履修条件及び方法に関しては、各学科が別に定める実習規程による。

(5) 地域貢献関連資格科目

総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部では、初級障害者スポーツ指導員資格に関する必修科目及び中級障害者スポーツ指導員資格に関する必修科目、総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科では、レクリエーション・インストラクター資格に関する必修科目、総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科では健康運動実践指導者に関する必修科目を卒業単位（関連科目）として同時履修ができる。

第32条（入学前の既修得単位等の認定）教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目をわが国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目をわが国において履修する場合について準用する。

3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

4 前3項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学・転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

第33条（単位互換派遣学生）本学の学生で仙台圏単位互換協定を締結した他の大学及び短期大学の授業科目を履修し単位を修得した場合は本学の専門教育科目（関連科目）として認定する。但し、放送大学の授業科目を履修し単位を修得した場合は、本学で修得したものとみなすことができる。

2 本学の学生で国内留学に関する単位互換協定又は学生交流協定を締結した他の大学及び短期大学の授業科目を履修し単位を修得した場合は、本学で修得したものとみなすことができる。

3 単位互換派遣学生の履修規定については、別に定める。

第34条（教員免許状授与の所要資格の取得）教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法施行規則に定める所要資格を取得しなければならない。

2 本学の学部・学科等において当該所要資格を修得できる教員の免許状の種類は、次のとおりである。

学 部	学 科		教員免許状の種類（教科）
総合福祉学部	社会福祉学科		高等学校教諭一種普通免許状（福祉）
	福祉心理学科		養護教諭一種普通免許状
教育学部	教育学科	初等教育専攻	幼稚園教諭一種普通免許状 小学校教諭一種普通免許状 特別支援学校教諭一種免許状
		中等教育専攻	中学校教諭一種普通免許状（社会） 高等学校教諭一種普通免許状（地理歴史） 高等学校教諭一種普通免許状（公民） 特別支援学校教諭一種免許状

- 3 総合福祉学部社会福祉学科の学生で、高等学校福祉科一種普通免許状を得ようとする者は、別表19の教育課程における科目を修めて卒業しなければならない。
 - 4 総合福祉学部福祉心理学科の学生で、養護教諭一種普通免許状を得ようとする者は、別表20の教育課程における科目を修めて卒業しなければならない。
 - 5 教育学部教育学科（初等教育専攻）の学生で、幼稚園教諭一種普通免許状および小学校教諭一種普通免許状を得ようとする者は、それぞれ別表21および別表22の教育課程における科目を修めて卒業しなければならない。
 - 6 教育学部教育学科（中等教育専攻）の学生で、中学校社会一種普通免許状および高等学校地歴一種普通免許状、高等学校公民一種普通免許状を得ようとする者は、それぞれ別表23、別表24、別表25の教育課程における科目を修めて卒業しなければならない。
 - 7 教育学部教育学科（初等教育専攻および中等教育専攻）の学生で、特別支援学校教諭一種免許状を得ようとする者は、別表26の教育課程における科目を修めて卒業しなければならない。
 - 8 学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、教育職員免許法による小学校、中学校または高等学校の教諭の普通免許状を取得し、学校図書館法第5条第4項並びに文部科学省令により本学に定める学校図書館司書教諭に関する科目及び単位（別表27）を取得しなければならない。
- 第35条（各種資格の取得）総合福祉学部・総合マネジメント学部の学生で社会福祉士の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士の指定科目（別表11）を修めて卒業しなければならない。なお、社会福祉士を養成するための定員は別に定める。
- 2 総合福祉学部・総合マネジメント学部の学生で社会福祉士の短期養成施設に入所する者は、社会福祉士の基礎科目（別表12）を修めて卒業しなければならない。
 - 3 総合福祉学部の学生で精神保健福祉士の受験資格を得ようとする者は、精神保健福祉士の指定科目（別表13）を修めて卒業しなければならない。なお、精神保健福祉士を養成するための定員は別に定める。
 - 4 総合福祉学部の学生で精神保健福祉士の短期養成施設に入所する者は、精神保健福祉士の基礎科目（別表14）を修めて卒業しなければならない。
 - 5 保育士の資格（総合福祉学部社会福祉学科社会福祉コース、教育学部教育学科初等教育専攻のみ）を得ようとする者は、児童福祉法施行規則及び児童福祉法施行令の定めるものの外、本学に定める保育士資格に関する専門科目及び単位（社会福祉学科は別表15、教育学科は別表16）を取得しなければならない。

なお、社会福祉学科社会福祉コース及び教育学科初等教育専攻で保育士を養成するための定員はそれぞれ別に定める。

- 6 介護福祉士の受験資格（社会福祉学科社会福祉コースのみ）を得ようとする者は、別表17に定める科目及び単位数を修め卒業しなければならない。なお、介護福祉士を養成するための定員は別に定める。
- 7 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で介護職員初任者研修修了の資格を得ようとする者は、本学に定める介護職員初任者研修の課程に関する科目及び単位（別表36）を3年次までに取得しなければならない。
- 8 第一種衛生管理者の資格（総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科のみ）を得ようとする者は、本学に定める第一種衛生管理者に関する科目及び単位（別表18）を取得しなければならない。
- 9 総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部教育学科中等教育専攻・健康科学部医療経営管理学科の学生で図書館司書の資格を得ようとする者は、図書館法第5条第1項第1号により本学に定める図書館に関する科目及び単位（別表28）を取得しなければならない。
- 10 総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部教育学科中等教育専攻・健康科学部医療経営管理学科の学生で博物館学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法第5条第1項第1号により本学に定める博物館に関する科目及び単位（別表29）を取得しなければならない。
- 11 総合福祉学部・総合マネジメント学部の学生で社会福祉主事の任用資格を得ようとする者は、社会福祉主事任用資格に関する科目（別表30）に定める科目を修めて卒業しなければならない。
- 12 総合福祉学部・総合マネジメントの学生で身体障害者福祉司の任用資格を得ようとする者は、身体障害者福祉司任用資格に関する科目（別表31）に定める科目を修めて卒業しなければならない。
- 13 総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部の学生で社会教育主事の任用資格を得ようとする者は、社会教育主事講習等規定第3章社会教育に関する科目の単位（第11条）の科目及び単位（別表32）を取得しなければならない。
- 14 公認心理師の受験資格（福祉心理学科のみ）を得ようとする者は本学に定める公認心理師に関する科目及び単位（別表33）を取得し卒業しなければならない。
- 15 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部の学生で（公財）日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者資格「初級障がい者スポーツ指導員」の資格を得ようとする者は、（別表34）に定める科目を修めて卒業しなければならない。ただし、卒業までに2年以上の指導経験を有する（中級障がい者スポーツ指導員の資格取得条件の取得のため）については、必要な科目の履修修了後に所定の手続きをすることによって、初級障がい者スポーツ指導員資格を取得できる。
- 16 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部の学生で（公財）日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者資格「中級障がい者スポーツ指導員」の資格を得ようとする者は、1年次に初級障がい者スポーツ指導員資格を取得し、2年次以降で（別表35）に定める科目を修め、卒業までに3年間、計120時間（15日）以上の指導経験を積み卒業しなければならない。
- 17 総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部医療経営管理学科の学生でレクリエーション・インストラクターの資格を取得するためには、レクリエーション・インストラクター資格取得に関する認定専門科目（別表37）により指定科目を取得し、所定の手続きをすることによって、レクリエーション・インストラクター資格を取得できる。
- 18 健康科学部保健看護学科の学生で、看護師の国家試験受験資格を取得するためには別表8に定める科目及び単位を取得し卒業しなければならない。また、保健師及び助産師の国家試験受験資格を取得するためには別表8の欄外に定める所定の選択科目及び単位を取得しなければならない。

- 19 健康科学部リハビリテーション学科の学生で、作業療法士の国家試験受験資格を取得するためには別表9-①、理学療法士の国家試験受験資格を取得するためには別表9-②に定めるそれぞれの科目及び単位を履修方法にしたがって取得し卒業しなければならない。
- 20 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で、福祉用具専門相談員の資格を取得するためには、福祉用具専門相談員資格に関する科目（別表38）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 21 総合福祉学部・総合マネジメント学部の学生で、感性デザイン課程を履修しようとする者は、感性デザイン課程に関する科目（別表39・40・41）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 22 総合福祉学部・総合マネジメント学部の学生で福祉観光課程を履修する者は、福祉観光課程に関する科目（別表42）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 23 総合福祉学部・総合マネジメント学部の学生でスポーツマネジメント課程を履修する者は、スポーツマネジメント課程に関する科目（別表43）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 24 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で臨床美術課程を履修する者は、臨床美術課程に関する科目（別表44）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 25 総合福祉学部・総合マネジメント学部の学生で社会貢献活動支援士課程を履修する者は、社会貢献活動支援士課程に関する科目（別表45）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 26 総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で、デジタルコンテンツアセッサの資格を得ようとする者は、「デジタルコンテンツアセッサ課程に関する科目」（別表46）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 27 総合福祉学部福祉行政学科・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で、救急救命士の受験資格を得ようとする者は、「救急救命士課程に関する科目」（別表47）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 28 総合福祉学部社会福祉学科の学生で、スクールソーシャルワーカー資格を得ようとする者は、「スクールソーシャルワーカーに関する科目」（別表48）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 29 総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で、健康運動実践指導者の資格を得ようとする者は、「健康運動実践者に関する科目」（別表49）に定める科目及び単位を取得しなければならない。

第36条（単位数の算定基準）各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもつて1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて1単位とすることができる。
- (3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める。
 - 2 前号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第37条（単位の授与及び学内単位互換）授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与

える。

2 授業科目の履修ならびに試験に関する規程は別に定める。

3 通学課程において修得した単位と通信教育課程において修得した単位は相互に転換することができる。

4 前項の学内単位互換に関する規程は別に定める。

第38条（成績）授業科目の試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

第4節 休学・復学・転学・留学・退学及び除籍

第39条（休学）疾病その他特別の理由により、3カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

第40条（休学期間）休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は通算して4年を超えることはできない。

3 休学期間は第18条の在学期間には算入しない。

第41条（復学）休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。復学の許可を得た者は、原年次に帰属する。

2 休学者が休学期間を過ぎても、復学・退学・休学の延長願を提出せず、許可を得なかった場合、学長は復学とみなし第62条に定める学費を徴収することができる。

第42条（転学）他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第43条（留学）外国の大学で修学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は第18条に定める在学期間に含めることができる。

第44条（退学）退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない

第45条（除籍）次の各号の一に該当する者は教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 正当な理由がなく授業科目の履修を怠った者

(2) 所定の期日以降3カ月授業料の納付を怠った者

(3) 第18条に定める在学年限を超えた者

(4) 第40条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

第5節 卒業及び学士学位

第46条（卒業）本学に4年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 卒業時の通算GPAが1.50未満の場合は、卒業認定試験を受け、合格しなければならない。GPAについては、別に定める。

3 学長は卒業を認定した者に対して学位記・卒業証書を授与する。

第47条（学士学位）卒業した者には、次の区分に従い、学士学位を授与する。

学 部	学 科	学 位 名 称
総 合 福 祉 学 部	社 会 福 祉 学 科	学士（社会福祉学）
	福 祉 行 政 学 科	学士（福祉行政学）
	福 祉 心 理 学 科	学士（福祉心理学）

総合マネジメント学部	産業福祉マネジメント学科	学士（産業福祉学）
	情報福祉マネジメント学科	学士（情報福祉学）
教 育 学 部	教 育 学 科	学士（教育学）
健 康 科 学 部	保 健 看 護 学 科	学士（看護学）
	リハビリテーション学科	学士（リハビリテーション学）
	医 療 経 営 管 理 学 科	学士（医療経営管理学）

第6節 賞 罰

第48条（表彰）学生及び本学学生を構成とする団体で表彰に値する行為があったものは、教授会の議を経て学長が表彰することができる。

第49条（特待生）全学の成績上位3%以内の学生のうち学術優秀、品行方正の者を選考の上、特待生として授業料の全部又は一部を免除することができる。

第50条（懲戒・訓告）学生で本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の審議を経て学長が懲戒または訓告を行う。

- 2 前項の懲戒の種類は退学・停学・譴責とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (イ) 性行不良で改善の見込みがない者
 - (ロ) 正当の理由がなく出席常でない者
 - (ハ) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学3カ月以上にわたるときは、その期間を在学期間に算入しない。

第7節 厚生補導

第51条（厚生補導）大学は学生の厚生補導に関して助言指導を行う。

- 2 前項の厚生補導の運営等に関する規則は別に定める。

第52条（厚生施設及び保健）本学に厚生施設を置く。

- 2 前項の厚生施設の運営等に関する規則は別に定める。
- 3 毎学年定期的に学生及び教職員の健康診断を行う。

第8節 委託生・研究生・聴講生・科目等履修生・特別科目等履修生・単位互換学生及び外国人留学生

第53条（委託生）官公庁・法人・外国政府及び他の大学等から委託された学生は委託学生とする。

- 2 委託生に関する内規は別に定める。

第54条（研究生）本学に研究生を置くことができる。

- 2 研究生は本学の卒業生又は同等以上の資格を有する者で、指導教員の申請によって学長が教授会の議を経て入学の可否を決める。
- 3 研究生に関する規程は別に定める。

第55条（聴講生）本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生に関する規程は別に定める。

第56条（科目等履修生）本学所定の授業科目中、総合福祉学部、総合マネジメント学部及び子ども科学部

の特定の科目について履修を希望する者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生は、その履修した科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、授業科目所定の単位を与える。

3 科目等履修生に関する規程は別に定める。

第56条の2（特別科目等履修生） 本学通信教育部の正科生で通学課程の授業の履修を許可された者。

2 特別科目等履修生に関する規程は別に定める。

第57条（単位互換学生） 仙台圏単位互換協定を締結した他の大学及び短期大学並びに高等専門学校の学生で本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、単位互換学生として履修を許可することができる。

2 国内留学に関する単位互換協定又は学生交流協定を締結した他の大学及び短期大学並びに高等専門学校の学生で本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、国内留学単位互換学生として履修を許可する。

3 単位互換学生の履修規程については、別に定める。

第58条（外国人留学生） 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の入学に関する規程は別に定める。

3 交換留学生については、本学と外国の大学又はそれに相当する高等教育機関との学生の留学に関する交流協定に基づき、学生を交換留学生として双方で受入ないしは派遣することができる。

4 交換留学生に関する規程は別に定める。

第59条（準用規程） 委託生・研究生・聴講生・科目等履修生・特別科目等履修生・単位互換学生及び外国人留学生には、別段の規定がない限り学生に関する一般の規程を準用する。

第9節 学 費

第60条（学費） 入学検定料・入学金・授業料・施設設備資金・教育環境整備費・厚生費等は、別添2の通りとする。

第61条（課程履修費、任意の実験実習費等） 前条の他、資格取得の為の課程履修費及び実験実習費等を別途徴収する。

第62条（復学等の場合の学費） 復学を許可された学生の学費は、その者の入学年次に定められた学費をスライドさせた金額とする。

第63条（学年の途中で卒業する場合の学費） 卒業年次以降の学年途中で卒業する見込の者は、当該期間の学費を納付するものとする。

第64条（退学及び停学等の場合の学費） 学年の途中で退学し、又は除籍された者の当該期間の学費は徴収する。

2 停学期間中の学費は徴収する。

第65条（休学の場合の学費） 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学期間中は在籍料を納付しなければならない。ただし、学期の途中で休学する場合は、その期の所定の学費は納入しなければならない。

2 在籍料は別に定める。

第66条（委託生・研究生・聴講生・科目等履修生・特別科目等履修生・外国人留学生等の学費） 委託生・研究生・聴講生・科目等履修生・特別科目等履修生・外国人留学生の入学検定料及び学費等について

ては別に定める。

第67条（納付した学費等）納付した学費等の返戻に関しては、消費者契約法及び関係法規に基づき処理する。

第10節 公 開 講 座

第68条（公開講座）社会人の教養を高め、文化の向上に資するため本学に公開講座を開設することができる。

第11節 雑 則

第69条（細 則）この学則に必要な細則は別に定める。

附 則

1. この学則は昭和37年4月1日より施行する。
2. この学則は昭和40年4月1日より施行する。
3. この学則は昭和45年4月1日より施行する。
4. この学則は昭和46年4月1日より施行する。
5. この学則は昭和47年4月1日より施行する。
6. この学則は昭和48年4月1日より施行する。
7. この学則は昭和49年4月1日より施行する。
8. この学則は昭和50年4月1日より施行する。
9. この学則は昭和51年4月1日より施行する。
10. この学則は昭和52年4月1日より施行する。
11. この学則は昭和53年10月1日より施行する。
12. この学則は昭和54年4月1日より施行する。
13. この学則は昭和55年4月1日より施行する。
14. この学則は昭和56年4月1日より施行する。
15. この学則は昭和57年4月1日より施行する。
16. この学則は昭和58年4月1日より施行する。
17. この学則は昭和59年4月1日より施行する。
18. この学則は昭和63年4月1日より施行する。
19. この学則は平成元年4月1日より施行する。
20. この学則は平成2年4月1日より施行する。
21. この学則は平成3年4月1日より施行する。
22. この学則は平成4年4月1日より施行する。
23. この学則は平成6年4月1日より施行する。
24. この学則は平成7年4月1日より施行する。
25. この学則は平成9年4月1日より施行する。
26. この学則は平成10年4月1日より施行する。
27. この学則は平成12年4月1日より、①社会福祉学部の名称を総合福祉学部に変更するため、②社会福祉学科および福祉心理学科の収容定員を変更するため、③情報福祉学科の設置にともない、施行する。なお、平成11年度までに入学した学生は従前によるものとする。
28. この学則は平成13年4月1日より、①社会福祉学科に教育職員免許状「福祉」、情報福祉学科に教育職員免許状「情報」を設置にともない、②学都仙台単位互換ネットワークを設置にともない、

施行する。なお、平成12年度までに入学した学生も平成13年4月開設の「福祉」・「情報」の教育職員免許状の科目履修を認める。

29. この学則は平成14年4月1日より、①学則第3条総合福祉学部通信教育部社会福祉学科、社会教育学科、福祉心理学科を設置、②学則第26条（編入学・転入学）に（5）を設けて。専修学校の専門課程からの編入学を可能にした。③社会福祉学科の保育士課程が「児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（平成13年厚生労働省告示第198号）により平成14年4月から適用されることにより、第30条（授業科目）2、（9）保育士資格に関する科目（別表18）を改正して平成14年度入学者から適用して施行する。④第30条（授業科目）2、（9）（公財）日本障害者スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（イ）初級スポーツ指導員資格に関する科目（別表39）を改正する。ただし、平成13年度までの入学者については、従前の例によることとする。
30. この学則は平成15年4月1日より、①総合福祉学部社会福祉学科に介護福祉士課程を設置するにともない、②学則第30条（授業科目）2、（2）外国語科目（別表2）に「ハングル講座Ⅰ（コミュニケーションを含む）～Ⅵ」「中国語Ⅰ（コミュニケーションを含む）～Ⅵ」を新設するにともない、③学則第30条（授業科目）2、（9）保育士資格に関する科目（別表18）に「ハングル講座Ⅰ（コミュニケーションを含む）～Ⅵ」「中国語Ⅰ（コミュニケーションを含む）～Ⅵ」を新設するにともない、④学則第30条（授業科目）2、（12）（イ）教職に関する科目の教育職員免許法施行規則第66条の5に定める科目（別表21）に「ハングル講座Ⅰ（コミュニケーションを含む）～Ⅵ」「中国語Ⅰ（コミュニケーションを含む）～Ⅵ」を新設するにともない、⑤第30条（授業科目）の2（20）訪問介護員養成2級課程修了に関する指定専門科目（別表41）を新設するにともない、改正施行する。ただし、平成14年度までの入学者については、従前の例によることとする。
31. この学則は平成16年4月1日より、①第20条（入学資格）の変更にとともない、②第30条（授業科目）（22）レクリエーション・インストラクター資格取得に関する科目の設置、③（23）臨床美術士資格取得に関する科目の設置、④（24）感性デザイン課程に関する科目の設置および第56条の2に特別科目等履修生制度を設置することにより改正し、全学年に施行する。
32. この学則は平成17年4月1日より、①福祉心理学科に教育職員免許状「養護教諭1種普通免許状」を設置することにより、②第30条（授業科目）の2、（12）（リ）養護教諭1種普通免許状の養護に関する科目の設置、③第34条（教員免許状授与の所要資格取得）の2を変更し、施行する。なお、平成16年度までに入学した学生も、平成17年度4月開設の「養護教諭1種普通免許状」の教育職員免許状の科目履修を認める。
- さらに、④第30条（授業科目）の2、（33）臨床美術士資格取得に関する科目（別表43）の削除、⑤第30条（授業科目）の2、（25）福祉観光課程に関する科目の設置、⑥第30条（授業科目）の2、（26）スポーツマネジメント課程に関する科目の設置、⑦第30条（授業科目）の2、（27）臨床美術課程に関する科目の設置、⑧第30条（授業科目）の2、（28）異文化コミュニケーション課程に関する科目の設置、⑨福祉観光課程・スポーツマネジメント課程・臨床美術課程・異文化コミュニケーション課程の設置に伴い第35条（各種資格の取得）に（22）～（25）を追加変更し、施行する。なお、④～⑨については、平成17年度入学生から適用し、平成16年度までに入学した学生は従前によるものとする。
33. この学則は平成18年4月1日より、新学部創設にとともない、①第1条（目的、使命）を修正し、②学内組織の見直し（第5条、第9条、第10条、第13条）等をはかった。さらに、③第3条（学部）子ども科学部子ども教育学科、健康科学部保健看護学科の設置、④第30条（授業科目）の2、（1）

基礎教養（別表1）、および（2）外国語科目（別表2）の科目と履修方法の変更、⑤第30条の2、（4）-② 子ども科学部の専門教育科目（別表17）の設置、⑥第30条（授業科目）の2、（4）-③健康科学部の専門教育科目（別表18）の設置、⑦第30条（授業科目）の2、（9）-②子ども科学部子ども教育学科に保育士資格に関する科目を設置、⑧第30条（授業科目）の2、（12）-①子ども科学部に教職に関する科目（別表37-①）（別表37-②）の設置、⑨第30条（授業科目）の2、幼稚園教諭1種普通免許状に関する科目・教科又は教職に関する科目（別表38-①、2種は別表38-②）および小学校教諭1種普通免許状に関する科目・教科又は教職に関する科目（別表39-①、2種は別表39-②）を設置する。⑩第31条（履修方法）、（4）-②子ども科学部子ども教育学科および（4）-③健康科学部保健看護学科の履修方法を規定する。⑪第34条（教員免許状授与の所要資格の取得）の2、子ども科学部に教育職員免許状「幼稚園教諭1種普通免許状」、「幼稚園教諭2種普通免許状」、「小学校教諭1種免許状」、「小学校教諭2種免許状」の設置、⑫第35条（各種資格の取得）の5、保育士資格に子ども科学部子ども教育学科を追加し、保育士資格の取得を可能とする。⑬さらに、第35条（各種資格の取得）の20、健康科学部保健看護学科において、看護師及び保健師の国家試験受験資格の取得を可能とする。⑭そのための授業科目を第30条（授業科目）2、に設置する。⑮第47条、学士学位の授与に子ども科学部子ども教育学科に「学士」（教育学）、健康科学部保健看護学科に「学士」（看護学）を追加する。⑯第60条（学費）、子ども科学部と健康科学部の入学検定料・入学金・授業料・施設設備資金・厚生費・後援会等を新たに設定する。ただし、平成17年度までに入学した学生は従前によるものとする。

34. この学則は平成19年4月1日より、大学の教員組織の変更にともない、①第9条（教職員）において従来の「助教授」を「准教授」に名称を変更し、「助教」を新設して施行する。また、特殊教育教員免許課程が、特別支援学校教員免許課程に移行するにともない、②第34条（教員免許状授与の所要資格の取得）の2および6において、社会福祉学科に設置されている「養護学校教諭1種普通免許状の教科に関する科目」を「特別支援学校教諭1種免許状の教科に関する科目」へ再編成して施行する（別表28）。③従来の「基礎教養科目」「外国語科目」「健康とスポーツ科目」を再編し、「総合基礎科目」（別表1-①）を導入するとともに、各学科の科目を再編・再構成する（第31条、第32条）。ただし、健康科学部は従前の通りとする。④総合福祉学部情報福祉学科に2コース（情報応用コース、総合情報コース）を設置する（第30条（授業科目）2の（2）5）の（イ）、（ロ））。⑤総合福祉学部の副専攻に「減災・予防福祉課程」を追加する。
35. この学則は、平成20年4月1日より、①総合福祉学部産業福祉学科及び情報福祉学科を、総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科及び情報福祉マネジメント学科に独立・改組し、②健康科学部に新たにリハビリテーション学科（作業療法学専攻、理学療法学専攻）と医療経営管理学科を設置するとともに、③それにとまなう収容定員の見直しを行い施行する（第3条）。なお、④第30条（授業科目）2の（1）、総合基礎科目（別表1）を全学部共通科目として配置するとともに、（2）専門教育科目に新学部新学科の授業科目と第31条（履修方法）に履修方法をそれぞれ追加する。さらに、健康科学部保健看護学科の関連科目に授業科目を追加する（別表8）。また、⑤第34条（教員免許状授与の所要資格の取得）について、従来の「産業福祉学科」に設置されていた中学校教諭一種普通免許状（社会）、高等学校教諭一種普通免許状（公民）及び「情報福祉学科」に設置されていた高等学校教諭一種普通免許状（情報）の教員免許状を取り下げる。⑥産業福祉学科食品衛生コースに設置されていた食品衛生監視員及び食品衛生管理者の任用資格を取り下げる。⑦附属研究所・センター等に「キャリア推進センター」「次世代育成センター」「PCサポートセンター」を増設する（第5条）。⑧大学設置基準等の一部を改正する省令に伴い学部学科の教育研究上の目的を

明確にした（第3条の4）。

36. この学則は平成21年4月より、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の変更にともない、①保健看護学科のカリキュラム・履修方法の一部変更および卒業単位の変更（いずれも学則第31条、学則別表8）を行い施行する。また、「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）」により、①資格取得のための履修科目を見直し、社会福祉士、精神保健福祉士及び介護福祉士養成の新しい教育課程を編成する（別表11）（別表12）（別表13）（別表14）（別表17）。②それらにともなう、社会福祉学科の教育課程も再編成する（別表2）。③社会福祉士及び介護福祉士、精神保健福祉士養成課程において定員を設ける（第35条）。さらに、「福祉科一種普通免許状」の「教科又は教職に関する科目」の内容を変更する。なお、本学に付属病院としてせんだんホスピタルを置く（学則第7条、第9条）。学則本文（学則第60条）中の学費明細表を、別添2として本中から分離する。
37. この学則は、平成22年4月より①組織改組し、「社会貢献センター」を置く（第5条）。②教育職員免許法の一部改正にともない、教職に関する科目である「総合演習」を「教職実践演習」に変更（別表19）（別表26-①）（別表26-②）して施行する。また、③「異文化コミュニケーション課程」、「減災・予防福祉課程」の廃止と「社会貢献支援士課程」の設置にともない、第30条（授業科目）2（28）、第31条（履修方法）（3）、第35条（各種資格の取得）26を追加変更する。さらに、④「総合基礎科目」を再編（別表1）するとともに、総合福祉学部各学科と子ども科学部子ども教育学科の教育課程を見直し（別表2）（別表3）（別表4）（別表7）、総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科に専門科目を追加（別表5）する。⑤保育士資格に関する科目（別表15）（別表16）を再編し、特別支援学校教諭一種免許状の教科に関する科目（別表21）、幼稚園教諭一種免許状および小学校教諭一種免許状の教職に関する科目（別表26-①）（別表26-②）、幼稚園教諭一種免許状および小学校教諭一種免許状に関する科目（別表27-①）（別表27-②）（別表28-①）（別表28-②）をそれぞれ見直し施行する。
38. この学則は、平成23年4月より①専門基幹科目にリエゾン群（L群）を新設する（健康科学部を除く）ことにともない、「総合基礎科目」（別表1-①、別表2-②）及び各学科の教育課程（別表2、別表3、別表4、別表5、別表6、別表7）を変更し施行する。また、②「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正により、「保育士資格に関する科目」（別表15及び別表16）を変更する。それにともない、③教員免許状取得のための科目を一部変更する（別表26-①、別表26-②、別表27-①、別表27-②、別表28-①、別表28-②）。④総合福祉学部社会福祉学科社会福祉コース（保育士課程履修）の学生の幼稚園教諭一種普通免許状の取得を可能とする（第34条9）。⑤教育職員免許法施行規則の一部改正にともない、「福祉」の教科に関する科目・単位数および履修方法（別表20）を変更して施行する。⑥総合福祉学部社会福祉学科と福祉心理学科において、福祉用具専門相談員の資格取得を可能とし、第35条（各種資格の取得）に（20）として追加する（別表41）。さらに、⑦休学の場合（第65条）の学費を変更して施行する。
39. この学則は、平成24年4月より、①総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科および情報福祉マネジメント学科のカリキュラムの一部を変更する（学則別表5、6）。②全学部学科へのリエゾン系科目の導入に伴い、健康科学部における総合基礎科目および履修方法を変更する（別表1）とともに、健康科学部保健看護学科、リハビリテーション学科、医療経営管理学科のカリキュラム・履修方法の一部を変更する（別表8、9-①、9-②、学則第31条）。③また、保健看護学科において、保健師受験資格を選択制とし（学則第35条の18）、卒業単位を変更する（学則第31条）。④精神保健福祉士法施行規則等の改正により、精神保健福祉士受験資格に関する指定専門科目およ

び精神保健福祉士受験資格に関する基礎科目を見直し（別表13、14）、社会福祉士受験資格に関する指定専門科目の一部を見直す（別表11）とともに、社会福祉学科並びに福祉心理学科のカリキュラムを一部変更する（別表2、4）。⑤さらに第一種衛生管理者免許に関する科目（別表18）の一部を変更し、図書館司書養成科目および学芸員養成科目の改正により、図書館司書資格に関する専門科目（別表30）および博物館学芸員資格に関する専門科目（別表31）を見直すとともに、社会福祉学科、社会教育学科、福祉心理学科のカリキュラムを一部変更する（別表2、3、4）。⑥介護福祉士の資格取得の変更により、「資格」から「受験資格」と変更（学則第35条6）および科目を追加し（別表17）、⑦学生表彰の対象に学生団体を追加する（学則第48条）変更、⑦学則第31条に（4）を追加し、施行する。

40. この学則は、平成25年4月より、①入学前の既修得単位等の認定において、「他の大学又は短期大学における授業科目の履修等」および「大学以外の教育施設等における学修」を明文化（学則第32条）、②防災・減災に関連する科目を移動・配置（学則別表1-1、2、3、4、5、6、7）、③精神保健福祉士受験資格に関する指定専門科目の履修年次および単位数の一部変更（別表2、4、14）、④総合福祉学部社会福祉学科および子ども科学部子ども教育学科の専門教育科目（専門基幹科目L群）（別表2、7）並びに保育士資格に関する科目（別表15、16）の一部変更、⑤教育実習の単位変更（別表2、3、19）⑥訪問介護員2級に関する科目の廃止および介護職員初任者研修に関する科目の設置（別表39）、それに伴う福祉科の教科又は教職に関する科目の一部変更（別表20）、⑦社会貢献活動支援士に関する科目の一部変更（別表48）をし、施行する。
41. この学則は、平成26年4月より、①第1条の目的、使命を一部変更（学則第1条）し、総合基礎科目を全学共通（学則別表1）とするとともに、全学科に地域共創関連科目を専門基幹科目に配置する（学則別表2～8、9-①、9-②、10）。同時に、健康科学部保健看護学科、リハビリテーション学科及び医療経営管理学科に防災・減災関連科目を配置する（学則別表8、9-①、9-②、10）。履修方法に地域貢献関連資格科目を位置づける（学則第31条（5））。また、保育士資格に関する科目の一部を追加し（学則別表15及び16）、さらに特別支援学校教諭一種免許状の教科に関する科目の一部変更（別表21）、及び副専攻に「デジタルコンテンツアセッサ課程」を設置し（学則第31条（3））、授業科目（学則別表49）及び各種資格の取得（学則第35条26）にそれぞれ追加変更する。さらに学内単位互換の規程を追加して実施する（学則第37条第4項）。②第5条（付属研究所・センター等）の地域連携を充実させるため社会貢献センターを社会貢献・地域連携センターに改組するとともに、経営情報・教育情報の調査分析等を行うIRセンターを新たに設置する。③GPA制度を導入するにあたり、第38条（成績）を4種の評語（優・良・可・不可）から5種の評語（秀・優・良・可・不可）に変更し施行する。④第46条（卒業）の条件を授業科目及び単位数取得から、授業科目及び単位数、GPA制度も導入して認定するに変更し施行する。⑤第41条では、休学期間完了後の学費について、事項を追加するとともに、第45条（除籍）においては、除籍の条件を追加し、一部を削除する。⑥第65条（休学の場合の学費）学期途中での学費に関する事項を追加し、変更施行する。なお、平成25年度まで入学した学生は従前によるものとする。
42. この学則は、平成27年4月より、学部・学科再編に伴い、①総合福祉学部社会教育学科を廃止し、福祉行政学科を設置。②子ども科学部子ども教育学科を廃止し、教育学部教育学科初等教育専攻・教育学科中等教育専攻を設置。さらに③総合福祉学部社会福祉学科の入学定員を300名から400名に変更、新たに2学科の設置のため入学定員を1,100名から1,300名にするとともに、収容定員も4,400名から5,200名に変更施行する。さらに、長期履修学生の規定を追加する。また、産業福祉学科を廃止する。なお、平成26年度まで入学した学生は従前によるものとする。

43. 募集を停止していた情報福祉学科を廃止する。また、平成28年4月より教育学部教育学科中等教育専攻に特別支援学校一種普通免許取得に関する教育課程を設置する。なお、この学則は平成27年度入学生より適用する。
44. この学則は、平成28年4月より、学則第33条の単位互換派遣学生及び学則第57条の単位互換学生の履修に対して規定を追加する。また、総合基礎教育課程を変更する。(学則別表1-①、1-②)とともに、学科の専門教育課程を一部変更(学則別表2、4、5、6、7、10)し、履修方法も変更する(学則第31条)。それに伴い各種資格取得のための科目も変更する(学則別表17、19、20、28、31、33、36、46)。なお、平成27年度まで入学した学生は従前によるものとする。
45. この学則は、平成29年4月より、①総合基礎教育課程の一部を変更(学則第30条(1)、学則別表1-①、1-②)するとともに、履修方法も変更する(学則第31条)。また、②卒業試験の名称を変更する(学則第46条)。③各学科の専門教育課程を一部変更する(学則別表2、3、4、5、6、10)。④精神保健福祉士受験資格に関する指定専門科目(学則別表13)、レクリエーション・インストラクター資格に関する科目(学則別表37)社会貢献活動支援士課程に関する科目(学則別表45)、デジタルコンテンツアセッサ課程に関する科目(学則別表46)、スクールソーシャルワーカーに関する科目(学則別表48)単位数及び履修年次の一部をそれぞれ変更する。さらに④新たに総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科に「健康運動実践指導者に関する科目」を配置する(学則別表49及び学則第37条29)するため、学則の一部を変更し施行する。なお、平成28年度まで入学した学生は従前のものとする。
46. この学則は、平成30年4月より、①健康科学部保健看護学科の入学定員を70名から80名に増員(学則第3条)し、②助産師国家試験受験資格を取得できる教育課程へと改編する(学則第35条18および学則別表8)。また、③総合福祉学部福祉心理学科に公認心理師受験資格を取得できる教育課程へと改編する(学則本文第35条14及び学則別表4並びに学則別表33)。さらに、④総合基礎教育課程の科目を変更(学則別表1-①、学則別表1-②、学則別表1-③)し、社会福祉学科(学則別表2)、福祉行政学科(別表3)、産業福祉マネジメント学科(別表5)、情報福祉マネジメント学科(学則別表6)、医療経営管理学科(学則別表10)の教育課程をそれぞれ一部改正する。⑤資格に関する科目としては、保育士資格に関する科目(学則別表15、16)、第一種衛生管理者免許に関する専門科目(学則別表18)、高校福祉科一種普通免許状に関する教育課程(学則別表19)、養護教諭一種普通免許状に関する教育課程(学則別表20)、身体障害者福祉司任用資格に関する科目(別表31)、社会教育主事任用資格に関する専門科目(学則別表32)、公認心理師国家試験受験資格に関する科目(学則別表33)レクリエーション・インストラクター資格に関する科目(学則別表37)、スポーツマネジメント課程に関する科目(学則別表43)、臨床美術課程に関する科目(学則別表44)の科目を一部変更する。⑥キャリアと実践活動に関する科目を追加する(学則別表50)。なお、平成29年度で入学した学生は従前によるものとする。

【学部・学科の教育研究上の目的】

建学の精神（行学一如）に則り、人類の幸福の追求と国際社会の発展に貢献できる人材育成を目的として、以下の学部、学科を設置する。

I. 総合福祉学部

多角的視野から教育・研究に取り組み、知識、技術、社会的実践力を錬磨し、福祉社会の実現に資する人材の育成を目的とする。

①社会福祉学科

人間理解のための深い教養と福祉の専門知識を修得し、福祉領域における問題解決能力を有する人材を育成する。

②福祉心理学科

人間理解の基礎となる心理学的視点や理論・方法を学び、人々の抱える心理的問題を分析・解決できる人材を育成する。

③福祉行政学科

「福祉」の視点を土台として、地域社会及び住民の福祉の向上に貢献する高い志と強い責任感・倫理観をもち、地域の諸問題に主体的に対応できる幅広い基礎能力を有する人材を育成する。

II. 総合マネジメント学部

人間活動におけるマネジメントの知識と能力をもち、リーダーシップを発揮しうる人材を育成することを目的とする。

①産業福祉マネジメント学科

主として産業界にあって、経済的な効率経営に加えて、福祉的経営の視点も考慮することにより健全な経営を実現できる人材を育成する。

②情報福祉マネジメント学科

豊かで活力ある福祉社会を実現させるため、経営に資するマネジメント能力や情報科学の活用能力を兼ね備えた人材を育成する。

III. 教育学部

豊かな教養と人間性を基礎に据え、保育・教育への熱意、高度な専門性、研修意欲等を備え、乳幼児・児童・生徒の保育・教育に柔軟に対応できる人材を育成する。

①教育学科

乳幼児・児童・生徒の発達の特性を活かした教育を研究するとともに、自らの実践を省察する能力を有する人材育成を目的とする。

IV. 健康科学部

ヒューマニティやノーマライゼーションを基本に、人間を全人的に捉え、「生命の尊重」「人としての尊厳」を基盤にもつ人材を育成することを目的とする。

①保健看護学科

すべての人を対象として、ヒューマンケアの思想を、保健・看護の現場で実践できる能力を有する人材を育成する。

②リハビリテーション学科

専門職となる医療現場に加え、「保健・福祉現場における地域リハビリテーション」を視野に入れた、健康増進・障害予防に関わるヘルスケアなど「理論と実践の融合」による調和のとれた人材を育成する。

③医療経営管理学科

保健・医療・福祉の経営に役立つ管理的知識と医学的知識を有し、医療情報を活用しうる専門的な人材を育成する。

【東北福祉大学 学費】

項 目	学 部 (学 科)	
	総合福祉・教育・総合マネジメント・健康科学部 (医療経営管理)	健康科学 (保健看護・リハビリテーション)
入 学 検 定 料	30,000円	30,000円
入 学 金 (入学時)	100,000円	100,000円
授 業 料 (年 額)	733,000円	1,000,000円
施設設備資金 (年 額)	241,000円	300,000円
教育環境整備費 (年 額)	50,000円	50,000円
厚 生 費 (年 額)	20,000円	20,000円
実験施設維持費 (福祉心理学科、保健看護学科、 リハビリテーション学科のみ年額)	35,000円	250,000円
実 習 費 (1 年次)		100,000円
後 援 会 費	24,200円	24,200円

- 1 次年度以降はスライド制の適用により改訂する。
スライド制を適用するときの変動率は原則として次のものを基準とする。
授業料については、人事院による「国家公務員の給与に関する勧告」によって示された国家公務員給与の対前年度アップ率に、同じく定期昇給のアップ率分を加算したものによる。施設設備資金については消費者物価指数（総務省統計局調査）の対前年度アップ率による。
- 2 前項の学費納付の細則は別に定める。
- 3 2 年度以降の実習費については別に定める。
- 4 学則第65条（休学の場合の学費）に基づく在籍料は、原則として、半期60,000円とする。厚生費は別途徴収する。

休学・退学・復学等に関する申請期間及び学費の取扱いについて

I. 休学・復学制度について

疾病その他特別の理由により、3ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。休学期間は通算して4年を超えることはできない。休学期間は在学年限に算入しない。

休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。復学の許可を得た者は、原年次に帰属する。

1. 休学・復学についての申請期間

休学・復学について、下記のように申請期間等を設定し、事務処理を変更するものとする。

申請種類	改正前	改正後
①休学申請期間	随 時	通年休学：前年度の2月4日～5月31日 ^{※1} 前期休学：前年度の2月4日～5月31日 ^{※1} 後期休学：8月1日～10月31日 ^{※1}
②復学手続	復学する場合は、手続必要	(1) 休学期間満了の場合は自動的に復学となるため手続は不要 (2) 休学理由が消滅し、休学期間満了前に復学する場合は、原則として復学手続が必要
③復学の時期	通年で休学した場合：4月1日 前期に休学した場合：9月9日 後期に休学した場合：4月1日	通年で休学した場合：4月1日 前期に休学した場合：後期授業開講日 後期に休学した場合：4月1日
④復学時の年次	通年で休学した場合：原年次 前期に休学した場合：進級 後期に休学した場合：進級	通年で休学した場合：原年次 前期に休学した場合：進級 後期に休学した場合：進級
⑤休学制度利用上限	学部学生：4年 修士課程：2年 博士課程：3年	学部学生：4年 修士課程：2年 博士課程：3年

※1 この申請期間を過ぎて提出した場合は、学則第65条（休学の場合の学費）は適用されません。

II. 学費の取扱いについて

休学者及び退学者の学費の取扱いは以下の通りです。

1. 休学者の学費について

休学願を提出し、休学を許可された者の学費については、当該休学期間の在籍料・厚生費・後援会費を除く学費（授業料、施設設備資金、教育環境整備、実験施設維持費、実習費）を免除します。

(1) 在籍料について

在籍料は、当該学生の在籍保証、在籍管理事務費として、所属に係わらず一律に徴収します。在籍料の徴収額は、年間120,000円（半期60,000円）とし、休学学期（半期）ごとに徴収します。

(2) 休学時の学費等の取扱い

休学申請期間	在籍状況		学費等請求		
	前期	後期	前期	後期	年間計
通年休学：前年度の 2月4日～5月31日	休学	休学	在籍料 1/2 額 (60,000円) 厚生費 (20,000円)	在籍料 1/2 額 (60,000円)	在籍料 (120,000円) 厚生費 (20,000円) 合計 140,000円
前期休学：前年度の 2月4日～5月31日	休学	在学	在籍料 1/2 額 (60,000円) 厚生費 (20,000円)	学費 1/2 額 後援会費 (12,100円)	在籍料 1/2 額 + 学費 1/2 額 + 厚生費 + 後援会費
後期休学： 8月1日～10月31日	在学	休学	学費 1/2 額 厚生費 (20,000円) 後援会費 (12,100円)	在籍料 1/2 額 (60,000円)	在籍料 1/2 額 + 学費 1/2 額 + 厚生費 + 後援会費

注1) 学費 1/2 額 (在籍料含む)：1 年間に支払う学費の 1/2 額を意味します。

注2) 上記の額は、それぞれの休学申請期間内に休学願を提出し許可された者に適用します。休学申請期間外に提出した場合は、適用されませんのでご注意ください。

2. 退学者の学費について

退学願を提出し退学を許可された者は、当該学期に必要な学費を納入することとします。

ただし、在籍2年目以上の学生が締め切り期日までに退学願を提出した場合は、当該学期の学費を免除します。

なお、退学時の学費等の取扱いについては、以下の通りとなります。

(1) 退学時の学費等の取扱い

退学願提出期間	学費請求		
	前期	後期	年間計
4月1日～5月31日	免除	免除	免除
6月1日～8月31日	学費納入	免除	前期学費のみ
9月1日～10月31日	学費納入	免除	前期学費のみ
11月1日～3月31日	学費納入	学費納入	免除なし

※学費未納で退学願を提出した場合は、当該学期学費納入後退学願を受理するものとする。

卒業延期制度に関する特則

(趣旨)

第1条 この特則は、卒業の要件を満たす者が引き続き在学することを希望する場合に、卒業を延期し、引き続き在学することを認める制度（以下「卒業延期制度」という。）に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 卒業延期制度の対象となる学生は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 東北福祉大学学則（以下「学則」という。）第31条及び第46条に定める卒業要件を満たすこと。
- (2) 引き続き在学することによって、在学年限が学則第18条に定める年数を超えないこと。
- (3) 学費等の納付金を滞納していないこと。

(在学の延長)

第3条 卒業延期制度の適用を希望するときは、在学の延長を許可することができる。

- 2 前項の在学を延長することができる期間は、1年とする。ただし、卒業延期制度の適用を受けた者が引き続き当該制度の適用を希望する場合は、1回を限度に、再度、在学の延長を許可することができる。

(手続き)

第4条 卒業延期制度の適用を希望する者は、所定の卒業延期願を、本来卒業すべき年度の所定の期日までに教務部を経由して学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、所属学科の審査及び教授会の議を経て卒業延期制度の適用の可否を決定する。
- 3 卒業時期を延期し、在学の延長を許可された者（以下「卒業延期者」という。）に対しては、卒業延期許可書を交付する。
- 4 卒業延期者が、事情変更により本来卒業すべき年度の終了日の卒業を希望するときは、原則として当該年の4月末日までに卒業延期許可取消願を提出した場合に限り、当該終了日での卒業を認めるものとする。
- 5 卒業延期者が、延長期間に係る納付金を所定の期限までに納付しなかった場合は、卒業延期の許可を取り消し、本来卒業すべき年度の終了日の卒業とする。

(授業科目の履修)

第5条 卒業延期者は、授業科目を履修することができない。

(卒業時期)

- 第6条 卒業延期者の卒業の時期は、半年の在学延長者は前期の終了日、1年の在学延長者は当該年度の卒業生の卒業の日とする。ただし、9月末に卒業する予定の者が卒業延期する場合の卒業の時期は、半年の在学延長者は当該年度の卒業生の卒業の日、1年の在学延長者は前期の終了日とする。
- 2 前項にかかわらず、1年の在学延長者が半年での卒業を希望するときは、所定の手続によりこれを認めることができる。

(休学の取り扱い)

- 第7条 卒業延期期間中は、休学を認めない。

(納付金)

- 第8条 卒業延期者に係る在籍料は、半年間6万円、1年間12万円及び厚生費（2万円）とし、指定された期日までに納付しなければならない。
- 2 既納の在籍料は、返付しない。ただし、第4条第4項により、卒業延期許可取消願を提出し、卒業が認められた場合は既納の全額を、第6条第2項により、半年での卒業が認められた場合は既納の半年間分6万円を返付する。
- 3 卒業延期者については、施設設備資金、教育環境整備費及び後援会費は徴収しない。

(その他)

- 第9条 このほか、卒業延期制度に関する必要な事項は、学長が決定する。

附 則

1. この特則は、平成28年4月1日から施行する。

Ⅱ. 教育課程及び履修方法



第1 授業科目

1 教育課程の体系

本学の授業科目は、

- (1) 総合基礎教育科目 教養の基礎知（Ⅰ群・Ⅱ群）
科学知（Ⅰ群・Ⅱ群）
実践知（Ⅰ群・Ⅱ群）
健康知（Ⅰ群・Ⅱ群）
- (2) 専門教育科目 専門基礎科目
専門基幹科目
専門発展科目
関連科目

に大別されます。

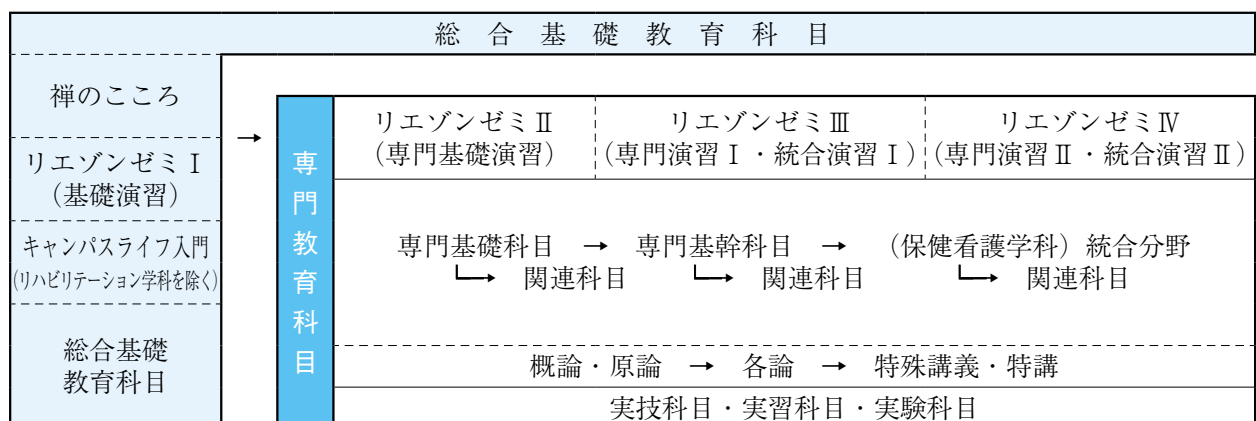
総合基礎教育科目は、広い意味での「教養」を涵養する「知」の枠組みであり、総合的・多角的な見方を身につけるとともに専門の基礎を学ぶことを目的としています。本学では、これを「教養の基礎知」「科学知」「実践知」「健康知」の四分野に分割して、学びの方向性を示しています。

専門教育科目は、授業形態から講義科目、演習科目、実技・実習・実験科目に、その受講順序を大まかに示すものとして専門基礎科目・専門基幹科目（専門基幹科目Ⅰ・Ⅱ群を含む）・専門発展科目・関連科目にそれぞれ分けられます。

資格科目は、本学で取得できる諸資格に関するもので、学科によっては専門教育科目と重複する場合もあります。

授業の大半を占める講義科目は、その基礎・基本を学ぶ概論・原論、その上に立って細部を詳細に学ぶ各論、さらに個別・事例的な特殊講義・特講に分類されます。したがって、最初から各論・特殊講義を受講しますと、普遍的な基礎・基本が理解されないまま、個別・事例的な講義に入ることになり、理解に困難を生じます。その意味で、段階的に講義を受講する必要があります。こうした講義科目の理解をより深めるために、演習科目がこれを補足し、さらに実技・実習・実験などの科目によって体験的に理解することになります。

いろいろな講義を受講する際、教育課程の全体系・構造を視野に入れ、それぞれの授業がどのような位置に配置されているかを意識しながら、受講する態度が求められます。これらをまとめたものを図示します。



2 総合基礎教育科目の履修方法

(1) 保健看護学科

「教養の基礎知」12単位、「健康知」4単位の他に、「科学知」から1科目、「実践知」から1科目の計20単位以上を選択修得してください。

【履修にあたっての留意点等】

■教養の基礎知

○Ⅰ群

- ・「リエゾンゼミⅠ（基礎演習）」および「禅のこころ」は全学部全学科必修科目です。
- ・「リエゾンゼミⅠ（基礎演習）」は、学籍番号によりクラスが指定されます。時間割で授業内容・教室を確認してください。
- ・「禅のこころ」は、学籍番号によりクラスが指定されます。時間割で日程・時間を確認してください。

○Ⅱ群

- ・保健看護学科は英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（合計6単位）が必修に指定されています。その他、実用英語A～Fのいずれか1科目1単位を選択取得し、合計7単位を必修とします。
日本語Ⅰ～Ⅲは留学生対象の科目ですので、留学生以外は受講できません。
- ・外国語科目は履修人数を適正化するため、1・2年次のガイダンス当日に説明会を開催し、履修調整を行いますので、説明会には必ず出席してください。
- ・各外国語のⅠ（2単位）・Ⅱ（2単位）は週2回授業を行います。時間割に注意してください。
- ・なお、外国語に関して、語学能力検定試験（TOFEL、TOEIC、英検、独検など）を受けている学生は、その点数によって当該外国語の単位を認定する場合があります。

■健康知

○Ⅰ群

- ・「スポーツⅠ」は全学部学科必修科目となります。
- ・スポーツⅠを見学授業とする学生は、医師の診断書を提出してください。

○Ⅱ群

- ・保健看護学科・リハビリテーション学科・医療経営管理学科の学生は1科目2単位以上選択し、単位を修得してください。

(2) リハビリテーション学科

「教養の基礎知」 9 単位、「健康知」 4 単位の他に、異なる「群」から 3 科目 6 単位以上の計19単位以上を選択修得してください。

【履修にあたっての留意点等】

■教養の基礎知

○Ⅰ群

- ・「リエゾンゼミⅠ（基礎演習）」および「禅のこころ」は全学部全学科必修科目です。
- ・「リエゾンゼミⅠ（基礎演習）」は、学籍番号によりクラスが指定されます。時間割で授業内容・教室を確認してください。
- ・「禅のこころ」は、学籍番号によりクラスが指定されます。時間割で日程・時間を確認してください。

○Ⅱ群

- ・リハビリテーション学科は英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（合計 6 単位）が必修に指定されています。日本語Ⅰ～Ⅲは留学生対象の科目ですので、留学生以外は受講できません。
- ・外国語科目は履修人数を適正化するため、1・2 年次のガイダンス当日に説明会を開催し、履修調整を行いますので、説明会には必ず出席してください。
- ・各外国語のⅠ（2 単位）・Ⅱ（2 単位）は週 2 回授業を行います。時間割に注意してください。
- ・なお、外国語に関して、語学能力検定試験（TOFEL、TOEIC、英検、独検など）を受けている学生は、その点数によって当該外国語の単位を認定する場合があります。

■科学知

○Ⅰ群

- ・保健看護学科・リハビリテーション学科は「天文学の基礎」は履修できません。

■健康知

○Ⅰ群

- ・「スポーツⅠ」は全学部学科必修科目となります。
- ・「スポーツⅠ」は1 年次のガイダンスの日に説明会を開催し、履修登録することになっておりますので必ず出席してください。
- ・開講内容の関係から、受講者数は各授業とも30名に限定されますので、注意してください。
- ・本校地以外で行われる種目は、スクールバスが運行されます（北山キャンパスは除く）。
- ・スポーツⅠを見学授業とする学生は、医師の診断書を提出してください。

○Ⅱ群

- ・保健看護学科・リハビリテーション学科・医療経営管理学科の学生は1 科目 2 単位以上選択し、単位を修得してください。

(3) 医療経営管理学科

「教養の基礎知」11単位、「科学知」4単位、「健康知」4単位の他に、異なる「群」から2科目4単位以上の計23単位以上を選択修得してください。

【履修にあたっての留意点等】

■教養の基礎知

○Ⅰ群

- ・「リエゾンゼミⅠ（基礎演習）」、「キャンパスライフ入門」および「禅のこころ」は全学部全学科必修科目です。
- ・「リエゾンゼミⅠ（基礎演習）」は、学籍番号によりクラスが指定されます。時間割で授業内容・教室を確認してください。
- ・「禅のこころ」は、学籍番号によりクラスが指定されます。時間割で日程・時間を確認してください。

○Ⅱ群

- ・医療経営管理学科は英語・ドイツ語・ハングル講座・中国語・日本語（留学生対象）から1ヵ国語を選択し、Ⅰ～Ⅲまで6単位必修となります。日本語Ⅰ～Ⅲは留学生対象の科目ですので、留学生以外は受講できません。
- ・外国語科目は履修人数を適正化するため、1・2年次のガイダンス当日に説明会を開催し、履修調整を行いますので、説明会には必ず出席してください。
- ・各外国語のⅠ（2単位）・Ⅱ（2単位）は週2回授業を行います。時間割に注意してください。
- ・なお、外国語に関して、語学能力検定試験（TOFEL、TOEIC、英検、独検など）を受けている学生は、その点数によって当該外国語の単位を認定する場合があります。

■科学知

○Ⅰ群

- ・医療経営管理学科は「数学の基礎」「統計学の基礎」が必修です。

■健康知

○Ⅰ群

- ・「スポーツⅠ」は全学部学科必修科目となります。
- ・「スポーツⅠ」は1年次のガイダンスの日に説明会を開催し、履修登録することになっておりますので必ず出席してください。
- ・開講内容の関係から、受講者数は各授業とも30名に限定されますので、注意してください。
- ・本校地以外で行われる種目は、スクールバスが運行されます（北山キャンパスは除く）。
- ・スポーツⅠを見学授業とする学生は、医師の診断書を提出してください。

○Ⅱ群

- ・保健看護学科・リハビリテーション学科・医療経営管理学科の学生は1科目2単位以上選択し、単位を修得してください。

※なお、保健看護学科は20単位、医療経営管理学科は23単位、リハビリテーション学科は19単位を超過した単位は卒業単位（専門教育科目関連科目）に加算されます。

(4) 履修上の特例措置

1) 外国語特別単位認定制度（「教養の基礎知」Ⅱ群）

外国語の語学能力検定試験（外部テスト）で、一定のレベルに達している学生は、本人の申請により、所定の手続きを経て、必修の外国語科目の履修を免除される場合があります。

次表に示す各検定試験による単位認定に該当する学生は、1、2年次のガイダンス日の外国語クラス編成の際に申し出るとともに、検定試験の認定書または得点証明書（原本）を提出し、外国語教育連絡会教員の面接と審議を経て、当該外国語の所定の単位を履修したものと見なされた場合、単位が認定されます。

なお、認定を受けた学生は、当該外国語の必修単位の残りを速やかに履修してください。また、外国語の必修科目の全単位（6単位）が認定された場合、当該言語の選択科目の履修が1年次から認められます。

単位認定の基準となる各検定試験の成績は以下の通りです。

（履修規程第10条 別表1）

科 目	語 学 能 力 検 定 試 験	点数／等級	単位認定される科目
英語	TOEIC	550点以上	英語Ⅰ・Ⅱ
	TOEFL iBT (The Internet-based TOEFL)	52点以上	英語Ⅰ・Ⅱ
	TOEFL PBT (The Paper-based TOEFL)	470点以上	英語Ⅰ・Ⅱ
	実用英語技能検定（英検）	適用なし	英語Ⅰ・Ⅱ
	国際バカロレア資格 English B HL	4 以上	英語Ⅰ・Ⅱ
	国際バカロレア資格 English B SL	5 以上	英語Ⅰ・Ⅱ
	TOEIC	600点以上	英語Ⅲ又は実用英語
	TOEFL iBT (The Internet-based TOEFL)	57点以上	英語Ⅲ又は実用英語
	TOEFL PBT (The Paper-based TOEFL)	487点以上	英語Ⅲ又は実用英語
	実用英語技能検定（英検）	準1級以上	英語Ⅲ又は実用英語
	国際バカロレア資格 English B HL	5 以上	英語Ⅲ又は実用英語
ドイツ語	ドイツ語技能検定（独検）	3 級	ドイツ語Ⅰ・Ⅱ
	ドイツ語技能検定（独検）	2 級	ドイツ語Ⅲ
中国語	実用中国語技能検定	4 級	中国語Ⅰ・Ⅱ
	漢語水平考試（HSK）	初中等3級	中国語Ⅰ・Ⅱ
	中国語コミュニケーション能力検定（TECC）	360点以上	中国語Ⅰ・Ⅱ
	実用中国語技能検定	3 級	中国語Ⅲ
	漢語水平考試（HSK）	初中等4級	中国語Ⅲ
	中国語コミュニケーション能力検定（TECC）	440点以上	中国語Ⅲ
ハングル講座	韓国語能力試験	2 級	ハングル講座Ⅰ・Ⅱ
	「ハングル」能力検定試験（ハングル検定）	4 級	ハングル講座Ⅰ・Ⅱ
	韓国語能力試験	3 級	ハングル講座Ⅲ
	「ハングル」能力検定試験（ハングル検定）	3 級	ハングル講座Ⅲ

2) 東北福祉大学体育会スポーツ特別履修制度（「健康知」Ⅰ群）

- ① 体育会加盟の所属部員は、課外活動をもって「スポーツⅠ」「スポーツⅡ」「スポーツⅢ」の単位を下記の条件で取得することができます。
- ② これらの単位認定のために、単位認定委員会を設置します。その構成員は「スポーツⅠ」担当専任教員とします。
- ③ 委員会は、学生生活支援課より提出された各部の資料に基づいて評価認定を行います。
認定単位は、「スポーツⅠ」（2単位）、「スポーツⅡ」（1単位）、「スポーツⅢ」（1単位）とします。
- ④ 評価の対象となる学生は、履修を申請した年度の1年間、各部に継続して在籍活動した部員とします。（途中入部・退部者は対象とはなりません。「スポーツⅠ」は単位未修得の場合は次年度に履修してください。）
- ⑤ 各部部長は、単位認定のために下記の資料を所定の場所に提出することになります。
 - ・履修部員名簿
 - ・特別履修申請書
 - ・活動日誌
 - ・部活動年間出欠表
 - ・特別活動の記録（講習会・講演会・合宿等）
 - ・単位認定申請書
- ⑥ 各部部長は提出する全ての資料を、点検・確認のうえ押印し所定の場所に提出してください。
- ⑦ 虚偽の資料を提出した部は、当該年度単位を取り消し、次年度この制度を利用できません。
- ⑧ この制度の利用は、対象各部・各学生の任意とします。
- ⑨ この制度は平成26年4月1日より一部改正施行します。

第2 卒業所要単位

1 卒業に必要な最低の修得単位は次に示すとおりです。

〔保健看護学科〕

学 科 名	基礎知	科学知	実践知	健康知	計	備 考
総合基礎教育科目	12	2	2	4	20	20単位を超過した単位は卒業単位に加算する。

専門教育科目区分	専門基礎科目	専門基幹科目	専門発展科目	関連科目	計	卒業所要 総合計単位
保健看護学科	31以上	73以上			104	125

〔リハビリテーション学科〕

学 科 名	基礎知	科学知	実践知	健康知	計	備 考
総合基礎教育科目	9	0	0	4	19	19単位を超過した単位は卒業単位に加算する。
	3 科目 6 単位以上選択					

専門教育科目区分	専門基礎科目	専門基幹科目 (L・C群)	専門基幹科目 A群(作業) B群(理学)	専門基幹科目 C群	関連科目	計	卒業所要 総合計単位
作業療法学専攻	30以上	6 以上	42	23以上		101	124
理学療法学専攻	30以上	6 以上	36	25以上		97	124

〔医療経営管理学科〕

学 科 名	基礎知	科学知	実践知	健康知	計	備 考
総合基礎教育科目	11	4	0	4	23	23単位を超過した単位は卒業単位に加算する。
	2 科目 4 単位以上選択					

専門教育科目区分	専門基礎科目	専門基幹科目	専門発展科目	関連科目	計	卒業所要 総合計単位
医療経営管理学科	24以上	26以上			102	124

※選択必修は、I～IV群中異なる群中から選択履修のこと。

第3 履修方法（履修届）

本学は4学部9学科から構成されており、所属する履修年次区分によって授業科目を適確に履修しなければなりません。授業科目はその年次において単位履修しないと卒業単位に欠けるおそれがあるので注意してください。

卒業の資格を得るには4年以上（8カ年を超えて在学することはできません・学則第18条）在学し、諸条件を満たした卒業単位数を修得しなければなりません。その履修方法は次に述べるとおりです。

※ユニバーサルパスポート（UNIVERSAL PASSPORT）にて Web 履修登録 を実施いたします。

1 履修科目の登録について

本学は年度初めに1年間の授業計画を組むことになっています。従って後期には履修登録期間はありません。

- ① 希望する履修科目の単位を修得するためには、年度始めに行うガイダンスを受け、その年度の履修科目を時間割にそって選択し、Web（UNIVERSAL PASSPORT）上で登録する必要があります。

（※履修登録前に学籍情報の確認と訂正が必要になります）

- ② 指定の期間までに履修登録をしなかった場合、その年度の履修は認められません。

従って、受講および受験してもその科目の単位は修得できませんし、進級・卒業資格取得に支障をきたすことになります。

- ③ 履修科目の登録に際して、上級年次に配当されている科目は履修することができません。
- ④ 同時限に重複した科目、時限を誤って登録した科目については、その登録が無効となりますので注意してください。
- ⑤ 履修科目の訂正は、登録期間内に行ってください。
- ⑥ 希望する資格には、必ずチェックマークを入れてください。

※チェックをした資格によっては、課程履修費および実験実習費等の支払いが生じます。

- ⑦ 資格科目で履修登録した場合、卒業要件単位にはなりません。
- ⑧ 副専攻の「臨床美術課程」、「デジタルコンテンツアセッサ課程」、「救急救命士課程」の各科目は関連科目としても資格科目としても履修登録できます。ただし、資格科目として履修登録した場合は卒業要件単位にはなりません。

2 履修登録上の注意

登録期間・時間は、UNIVERSAL PASSPORT で確認し、指示に従ってください。

（登録時間は、平日9：00～19：00、土曜日9：00～15：00、日曜日は登録できません。）

※期間内であれば何度でも登録変更（追加・削除）は可能です。

※期間を過ぎると、登録・訂正・変更は一切できません。

※必ず前期・後期の両方の履修登録を完了させること。

3 履修登録科目の確認について

確認は UNIVERSAL PASSPORT で行い、必ずプリントアウトをし大切に保管して下さい。

※ 登録方法についての詳細は、登録のお知らせ及び登録マニュアルを参照してください。

4 授業科目の履修

授業科目は総合基礎教育科目・専門教育科目・資格科目とに分類されており、それぞれ卒業に必要な授業科目と単位数が定められています。

各年次において履修する科目は次のとおりです。

年次	卒業所要登録単位数	履修方法
1 年次	卒業要件単位として46単位以内まで	総合基礎教育科目・ 専門基礎科目・ 専門基幹科目・ 専門発展科目・ 関連科目・ 資格科目
2 年次	ただし、資格科目履修者は60単位まで登録を認めます。 資格科目には副専攻の「臨床美術課程」、「デジタルコンテンツア セッサ課程」、「救急救命士課程」の各科目も含みます。	
3 年次	なお、福祉ボランティア活動Ⅰ～Ⅳ（地域貢献活動を含む）（医療 経営管理学科を除く）、Study Abroad A～E、卒業研究、統合研究は、	
4 年次	卒業要件単位として46単位を超えて60単位まで登録を認めます。	

1 年間に履修しなければならない科目数は4年次を除き10科目以上とし、原則として1年間の修得単位数が33単位以上修得するように努力すること。修得単位が極端に少ない場合、進級を停止することもあるので注意すること。また、次の基準に該当する場合は、アカデミックアドバイザーまたはアカデミックサブアドバイザーの学修面談を受けること。詳しくは UNIVERSAL PASSPORT（学内システムリンクの申請書ダウンロード）をご覧ください。

学年	総修得単位数
1 年生	24単位未満
2 年生	48単位未満
3 年生	78単位未満
4 年生	124単位未満

5 履修科目の取消・追加について

- ①前期及び後期の指定の期間に当該年度の履修科目の取消を行うことができます。
- ②前期科目を後期の指定の期間に取り消すことはできません。
- ③リエゾンゼミは取り消すことができません。
- ④学部学科等により、取消除外科目を指定している場合があります。その場合は、別にお知らせします。
- ⑤安易な取消をしないようにご注意ください。そのためには、履修計画をしっかりと立て、学修に真摯に取り組むようにしてください。なお、事由によっては、取消が認められないこともあります。
- ⑥前期の指定の期間に当該年度の履修科目の追加を行うことができません。
- ⑦履修科目の取消・追加を希望する場合は、教務課より「履修取消願」「履修追加願」の用紙を受け取り、必要事項を記入して、指定の期間内に教務課に提出して下さい。
- ⑧休学する場合は、休学等の願い出を行う際に、教務課で履修科目の取消の手続きをして下さい。
- ⑨その他、病気等のやむを得ない事由により履修科目の取消を希望する場合は、教務課に相談して下さい。
- ⑩履修取消をせずに、履修放棄をすると、GPA が低くなりますので、ご注意下さい。GPA については、「Ⅲ. 履修方法 第8 GPA 制度」をお読み下さい。

6 単位について

単位の設定は、その種類に応じ、次に掲げる基準によって定められた課程を履修した場合に行います。教場における授業時間数は同じであっても、その種類によって単位の計算は異なります。

なお、1単位の授業科目は、授業時間と授業時間外学修を合わせて45時間の学修内容が標準と定められています。

- (1) 講義および演習については、15～30時間の授業をもって1単位となります。
- (2) 外国語については、30時間の授業をもって1単位となります。
- (3) 実技については、30時間の授業をもって1単位となります。
- (4) 実験・実習および実技については、30～45時間の授業をもって1単位となります。

本学では1週に2時間単位の授業を行うので、講義の場合は毎週1回2時間で半年間2単位とすることを原則とします。ただし、科目によっては通年で2単位とするものもあります。

7 科目ナンバリングについて

授業科目の番号と分類により、学修の段階や順序等がわかるようになっています。なお、難易度レベルは必ずしも履修学年と同じではありませんので、ご注意ください。

詳しくは、本学ホームページの「在学生」の「履修支援」の「科目ナンバリング」をご覧ください。

8 シラバスについて

履修に際しては、UNIVERSAL PASSPORT のシラバス照会を用いてその授業のシラバスをよく読んで判断して下さい。

シラバスにより、その授業について何のために何をどのように学び（授業の目的・概要・方法）、何ができるようになるのか（授業の到達目標）を明確にできます。また、シラバスを通して、教科書・テキスト・参考書・参考資料・参考 URL 等や授業時間外学修（予習・復習等）について事前に知り、学習の準備をします。

なお、シラバスの項目について、次の点にもご留意ください。

- ・「特記事項（資格認定科目等）」は、その科目が関係する資格のすべてを挙げているとは限りません。
- ・「履修上の注意事項」で、欠格条件（試験が受験できない条件、単位が修得できない条件）について明記していない場合であっても、試験規程第6条により、その授業科目につき、2/3以上の出席が必要です。欠格条件について明記がある場合は、それに従います。
- ・「授業計画」の16回目（定期試験）は授業時間には含まれません。
- ・「備考」で、ループリック評価の活用について明記がない場合でも、グループディスカッション、問題解決学習、プレゼンテーション、レポート等の学習にループリックを活用することが望まれます。詳しくは、本学ホームページの「在学生」の「ループリック」をご覧ください。
- ・「備考」で、「特色ある科目」について記載がある場合、“学修”は全開講回数のうち述べ半数以上の学修をいい、“一部学修”は半数未満の学修をいいます。

9 学内単位互換について

本学では、通信教育部を活用した学内単位互換が可能です。詳しくは、「Ⅲ. 履修方法 第5 通学の課程における学内単位互換に関する規程」をご覧ください。

10 学都仙台単位互換ネットワークについて

協定締結大学で提供される授業科目を履修し修得した単位は、本学の単位として認定されます。詳しくは、「Ⅴ. 学都仙台単位互換ネットワーク」をご覧ください。

11 留学期間中の修得単位の認定について

留学期間中に留学先大学で修得した単位は、所定の単位数まで本学の単位として認定されます。詳しくは、「Ⅲ. 履修方法 第7 学生の海外留学に関する規程」をご覧ください。

なお、協定校との間で交わされている交換留学制度については国際交流センターにお問い合わせください。

12 履修相談・学修相談について

履修について相談したいときや学修について相談したいときは、教務課や学修創造支援室（教務課内）にお越し下さい。また、ゼミ・演習の担当教員も相談に応じています。その際は、ゼミ・演習の担当教員に、直接あるいはオフィスアワーを利用して連絡をおとり下さい。

なお、本学ホームページの「履修 Q & A」では、よくある質問と回答を公開しています。

13 長期履修学生の制度について

職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えた一定の期間について履修計画を立て、修学し卒業することを希望する場合に、それを認める制度です。詳しくは、本学ホームページの「在学生」の「長期履修学生制度」をご覧ください。

14 特色ある科目について

本学の3つの特色（グローバルな視点、地域貢献、感性を育む大学環境）を踏まえた「国際・グローバル化」「地域」「感性・感性福祉」＋「防災・減災・復興支援」「認知症」に関する科目が特色ある科目として数多く開講されており、広く深く学ぶことができます。また、これらについて資格等も修得できます。詳しくは、本学ホームページの「在学生」の「特色ある学修・資格・科目」をご覧ください。

第4 履修規程

(目的)

第1条 この履修規程（以下「規程」という）は、東北福祉大学（以下「本学」という。）学則第37条第3項に基づき、本学の授業科目の履修に関して必要な事項を定めるものである。

(開講時期による授業科目)

第2条 授業科目のうち、1年間にわたり継続するものを通年科目といい、前期に開講し完結するものを前期科目、後期に開講し完結するものを後期科目という。

(授業時間)

第3条 授業時間は、以下のとおりとする。

1 時限目 8:40～10:10

2 時限目 10:25～11:55

3 時限目 12:35～14:05

4 時限目 14:20～15:50

5 時限目 16:05～17:35

6 時限目 17:50～19:20

(単年度の履修単位)

第4条 単年度の登録単位数は、原則として46単位以内とする。

2 キャリアと実践活動に関する科目、Study Abroad A～E、実学臨床教育Ⅰ～Ⅳ、卒業論文、卒業研究、統合研究は、前項の登録単位数を超えて60単位まで登録を認める。ただし、キャリアと実践活動に関する科目の取得可能な単位数は合計で36単位までとする。

3 資格科目履修者は60単位まで登録を認める。資格科目には副専攻「福祉観光」「感性デザイン」「スポーツマネジメント」「臨床美術」「社会貢献活動支援士」「デジタルコンテンツアセッサ」「救急救命士」の各課程の科目を含めるものとする。

4 1年間に履修しなければならない科目数は4年次を除き10科目以上とし、原則として1年間の修得単位数が33単位以上修得するように努力するものとする。

5 4年次で、やむをえない事由がある場合、適切な指導を受けた上で、本条に定める単位数を越えて履修登録することを認めることがある。

6 編入生、転学部生、転学科生及び再入学生で、やむをえない事由がある場合、適切な指導を受けた上で、本条に定める単位数を越えて履修登録することを認めることがある。

7 総修得単位数又は通算 GPA が通年及び後期終了科目成績発表時に次の基準に該当する場合、原則として、次の学年の前期及び後期に、リエゾンゼミの担当教員の個別面談を受けなければならない。

学年	総修得単位数	通算 GPA
1 年生	24単位未満	1.20未満
2 年生	48単位未満	
3 年生	78単位未満	
4 年生	124単位未満	

- 8 前項に該当しない場合でも、通算 GPA が1.50未満及び前期終了科目成績発表時点で総修得単位数又は通算 GPA が前項の基準に該当することが見込まれる場合は、前項に準じてリエゾンゼミの担当教員の個別面談を受けることが望まれる。
- 9 学則第49条の規定による特待生は60単位まで登録を認める。ただし、手続き上、46単位を超える単位については資格科目にもなっている卒業単位の科目とし、資格科目履修で登録して学年末に教務課に卒業要件単位への変更を届け出るものとする。
- 10 リエゾンゼミの履修登録をしていない場合は、原則として前年度のリエゾンゼミの担当教員の今年度
のリエゾンゼミに履修登録をするものとし、教務課が履修登録を代行できるものとする。

(履修登録)

第5条 履修登録は、Web 履修登録の方法により、学年暦の定める期間内にしなければならない。

- 2 履修登録の所定の期間後は、本規程第6条に定める履修取消・追加を除いて、原則として登録、追加、訂正及び変更することができない。
- 3 後期に復学する場合は、本条第1項にかかわらず、復学等の願い出を行う際に、後期科目の履修登録を認める。
- 4 その他、病気等のやむを得ない事由により所定の期間に履修登録ができない場合は、教務課に相談するものとする。

(履修取消・追加)

第6条 履修取消・追加は学年暦の定める期間にしなければならない。

- 2 履修取消ができる科目は当該年度に履修登録した科目とする。
- 3 前期科目を後期に取り消すことはできないものとする。
- 4 リエゾンゼミは、原則として取り消すことができないものとする。
- 5 学部学科等が指定した取除外科目は、原則として取消することができないものとする。
- 6 履修取消・追加を希望する学生は、教務課に「履修取消願・履修追加願」を提出するものとする。
- 7 休学する場合は、本条第1項にかかわらず、休学等の願い出を行う際に、履修取消を認める。
- 8 その他、病気等のやむを得ない事由により履修取消・追加を希望する場合は、教務課に相談するものとする。

(複数開講の授業科目の履修)

第7条 同じ授業科目が複数開講されている場合は、その中の一つの授業科目を選んで履修するものとする。ただし、同じ授業科目であっても、履修条件を設けている場合は、この限りではない。

(履修の制限)

第8条 授業科目により、履修条件を設けて履修者の制限をすることがある。

- 2 同じ時限に複数の科目を同時に履修することはできない。

(再履修)

第9条 不合格科目、無資格科目、放棄科目、すでに単位を修得した授業科目と同じ科目（以下「既単位修得科目」という。）を再び履修することができる。ただし、既単位修得科目の再履修は、単位を修得した年度の次年度に開講する科目の場合に限る。

- 2 既単位修得科目を再履修する場合は、単位を修得した年度の3月末までに教務課に「単位取得取消・再履修願」を提出するものとする。
- 3 既単位修得科目の再履修を願い出た年度に当該授業科目が開講されなかった場合は、当該授業科目の単位取得取消を行わないものとする。
- 4 再履修した場合、その科目の成績評価は再履修後のものとする。
(特別単位認定制度)

第10条 外国語の語学能力検定試験(外部テスト)で、一定のレベルに達している学生については、所定の手続きを経て、必修の外国語科目又は選択の外国語科目の履修を免除し、単位を認定することができる。さらに、情報関連の資格試験に合格した学生についても、所定の手続きを経て、開設されている情報関連科目の履修を免除し、単位を認定することができる。単位認定の基準となる各検定及び資格試験の成績及び単位認定される科目については別表のとおりとする。

- 2 所定の手続きは、別に定める。
(本学体育会スポーツⅠ・Ⅱ・Ⅲ特別履修制度)

第11条 体育会に加盟する各部に所属する部員については、所定の手続きを経て、課外活動をもって「スポーツⅠ～Ⅲ」の単位を認定することができる。

- 2 所定の手続きは、別に定める。
(メディア授業)

第12条 東北福祉大学学則第33条第2項の規定に定める「多様なメディアを高度に利用して行う授業」(以下「メディア授業」という。)については、以下の要件をすべて満たす場合に、1回分の授業として認める。ただし、単位互換によるメディア授業については、受入大学等の要件に従うものとする。

- (1) インターネットや学習管理システム(LMS; Learning Management System)上に掲載されたeラーニングコンテンツ(文字、音声、静止画、動画等の多様な情報から構成)がある。
- (2) 課題又は確認テスト若しくは小テストがある。
- (3) 担当教員から課題又は確認テスト若しくは小テストに対してフィードバックがある。
- (4) 担当教員に質問をする機会が確保されている。
- (5) 受講者同士の意見の交換又はディスカッションを行う機会が確保されている。
- 2 学生が対面授業に代わるメディア授業を希望する場合は、次のいずれかに該当する場合で、授業担当教員が適切な理由として認め、メディア授業に応じる場合とする。
 - (1) 学外実習、インターンシップ、留学、ボランティア活動、就職活動、スポーツ等の大会・遠征等のため対面授業に出席できない場合
 - (2) 社会人学生又は科目等履修生で遠隔地に住むため対面授業に出席できない場合
 - (3) その他やむを得ない事情により対面授業に出席できない場合
- 3 前項の理由によりメディア授業を希望する学生は、担当教員に事前に申し出て、相談するものとする。
- 4 メディア授業が全開講授業の半数を超える科目(以下「メディア授業科目」という。)で非同期型オンデマンド授業については、すべての非同期型オンデマンド授業を受講しなければならない。
- 5 メディア授業科目で修得できる単位数は、学外及び学内の単位互換によるメディア授業を含め、60単

位までとする。

(編入学生の履修)

第13条 編入学生の履修は、編入年次が適用されるものとする。

(転学部生、転学科生及び再入学生の履修)

第14条 転学部生、転学科生及び再入学生の履修は、該当年次が適用されるものとする。

(規程の改廃)

第15条 本規程の改廃は、教務部委員会の議を経て、学長が行う。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。なお、平成25年度まで入学した学生は従前によるものとする。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から一部改正施行する。なお、第3条、第4条第3項、第4条第7項及び第10条については、全学年に適用するものとする。第4条第2項については、平成27年度入学生から適用する。
- 3 この規程は、平成28年4月1日から一部改正施行する。なお、第4条第7項、第4条第8項及び第12条については、全学年に適用するものとする。第6条の履修追加については平成26年度入学生から適用する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から一部改正施行する。なお、全学年に適用する。
- 5 この規程は、平成30年4月1日から一部改正施行する。なお、第4条第2項については、平成29年度以前の入学生では該当する特講科目について適用するものとする。第4条第7項、第4条第8項及び第4条第10項については全学年に適用する。第4条第9項については、平成30年度入学生から適用する。

(履修規定第10条 別表2)

資 格 試 験		単位認定される科目
IT パスポート試験		情報処理論 I 情報処理資格対策 I
基本情報技術者試験		情報処理論 I・II 情報処理資格対策 II
マイクロソフト オフィス スペシャリスト (MOS)	Word	MOS 対策 I
マイクロソフト オフィス スペシャリスト (MOS)	Excel	
マイクロソフト オフィス スペシャリスト (MOS)	PowerPoint	MOS 対策 II
マイクロソフト オフィス スペシャリスト (MOS)	Access	

第5 試験規程

第1章 目 的

第1条（目 的） この規程は東北福祉大学学則第37条2項に基づき、定期試験および追試験の実施に必要な事項を定めるものである。

＜注＞ 試験は、修学中でもっとも重要な事柄に属するものであり、この規程に定める手続き、あるいは掲示には十分に注意すること。

第2章 定 期 試 験

第2条（定期試験の時期） 定期試験は年2回とし、前期試験を7月～8月に、後期試験を1月～2月に行う。ただし、科目によっては年1回とすることがある。

2 各種の演習、実験・実習および実技の科目については、出席時間・レポート提出または授業時間中の試験により定期試験に代えることがある。

第3条（試験時間） 試験時間は原則として、全科目50分とし、その試験時刻は次のとおりとする。ただし、土曜日は原則として第3時限で終了するものとする。

時 限	時 間	時 限	時 間
第1時限	8：50～9：40	第5時限	14：10～15：00
第2時限	10：00～10：50	第6時限	15：20～16：10
第3時限	11：10～12：00	第7時限	16：30～17：20
第4時限	13：00～13：50	第8時限	17：40～18：30

2 レポート試験は、次のとおりとする。

用紙・表紙 用紙は特別の指示がない限り本学所定用紙を使用すること。

記述方法 鉛筆での作成は避けること。

提出方法

(1) 非常勤講師（学内に専用の研究室がない教員）より教務部へ提出指示のある科目は、指示期間内に教務部カウンター設置の「レポート受領ボックス」に提出のこと。教務部受付時間は、平日は午後4時、土曜日は正午までとする。

(2) 専任教員（学内に研究室がある教員）の科目は担当教員へ提出のこと。

第4条（試験の日時および試験場） 試験の日時および試験場は、試験開始の1週間前に UNIVERSAL PASSPORT 及び教務部指定の掲示場に掲示する。ただし、後期追試験については3日前に掲示する。

2 科目によっては、入学年度別または学科別もしくは学籍番号別に、それぞれの試験場に分けて実施することがある。

第5条（試験本部） 試験期間中は教務部に試験本部を置く。

2 試験本部は、試験に関する一般業務のほか試験の重複者の処理等も行う。

第6条（無資格者の掲示） 次に該当する者は、定期試験を受けることができない。

- (1) その授業科目につき、開講実回数の $\frac{1}{3}$ 以上を欠席した者
- (2) 履修届を提出しなかった者
- (3) 学費未納者

2 上記該当者は掲示で発表する。

第7条（受験資格の証明） 受験にあたっては、学生証を持参し、着席した机上通路側に顔写真が見えるように置くこと。

- 2 万一学生証を忘れた場合は、一号館教務部前の販売機で300円の証紙を購入のうえ、教務部より仮学生証の交付を受けること。ただし、「仮学生証」の発行は試験期間中一回限りとし、発行当日のみ有効とする。

第8条（遅刻および退室） 試験開始後20分以上遅刻した者は入室できない。

- 2 開始後25分を経過し、かつ試験監督者が許可したときは退室することができる。ただし、一旦退室した者は再入室できない。

第9条（着席） 試験場では、前方から空席を作らず、縦は一列、横は一列置きに着席すること。

- 2 試験監督者が座席の移動を指示したときは、それに従うこと。
- 3 出席用紙が配布されたときは、ただちに学年・学籍番号および氏名を記入のうえ、試験監督者の指示に従うこと。

第10条（持参物およびその貸借） 当該試験において使用を許可されたもの以外は、机上に置いてはならない。

- 2 持込物の貸借は認めない。また下敷きの使用も認めない。
- 3 携帯電話・PHS等は電源を切り、カバン等に入れて机の下等に置く事。
- 4 計算機能および翻訳記憶機能付の時計等の使用および着用は認めない。

第11条（答案の作成） 答案作成が許可されたときは、ただちに答案用紙の所定の欄に学籍番号および氏名を万年筆またはボールペンで記入すること。

第12条（答案の提出） 試験に出席したものは、すべて答案を提出すること。ただし、受験を放棄する場合は答案用紙に「棄権」と記して提出すること。

第13条（成績および評価） 試験科目の成績は、100点満点とし、60点以上を合格とする。

- 2 試験の評価は、秀（90点～100点）・優（80点～89点）・良（70点～79点）・可（60点～69点）を合格とする。
- 3 前項において、合格点に達していないが、一定の条件を満たしている者は、補習等を課し、再評価することができるものとする。ただし、補習による合格者の評価は65点を限度とし、特別再試験の採点入力期間と同じ期間に変更届を教務課に提出するものとする。

第3章 追 試 験

第14条（追試験の受験資格および受験手続） 追試験は、当該学期の受験資格のある者が次項に該当する場合に限り、当該科目について行う。

- 2 定期試験実施当日に次の事由のひとつに該当し、かつ当日を含めて前期試験の場合は6日以内、後期試験の場合は指定した期日以内に、所定の追試験願書に必要書類を添え、教務部を通じて学長に提出し、その理由が正当と認められた者。

区 分	事 由	必 要 書 類
1	4年生で就職試験のために欠席した者	就職試験の受験証明書
2	天災地変のため欠席した者	被災証明書
3	交通事故のため欠席した者	交通事故証明書
4	急病で受験不可能となって当日教務部へ連絡した者	医師の診断書
5	その他止むを得ない事情で受験不可能となった者	受験不可能を証する書類

- 3 例えば、次のような場合は正当な欠席事由として認めない。

- (1) 明らかに自己の不注意による場合（朝寝坊、試験時間割の見間違い等）
- (2) 交通渋滞による場合
- (3) 稼業またはアルバイトの都合による場合

第15条（追試験の実施） 追試験の実施は、定期試験の例にならって行う。ただし、試験場では学生証のほかに追試験許可書を提示しなければならない。

第16条（追試験の成績および評価） 追試験の成績および評価は第13条に準ずる。

第4章 不 正 行 為

第17条（不正行為） 各試験にあたり不正行為があった場合は、即時処分として一部または全科目を無効とし、その他の処分は教授会で決定しこれを発表する。

第18条（懲戒の手続） 不正行為者に対する懲戒は、学則によるが、まず教務部委員会において原案を審議作成し、教授会の審議を経て、学長が決定しこれを発表する。

第19条（懲戒の種類） 不正行為者に対する懲戒の種類は学則第50条に準ずる。

第20条（記録および通知） 不正行為者の懲戒は、学籍簿に記録し、これを保護者に通知する。

第21条（事務処理） 不正行為に関わる事務処理は教務部で行う。

附 則

1. この規程は、昭和61年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成3年4月1日から一部改正施行する。
3. この規程は、平成18年4月1日から一部改正施行する。
4. この規程は、平成22年4月1日から一部改正施行する。
5. この規程は、平成30年4月1日から一部改正施行する。

第 6 4 年次特別再試験規則

1. (実 施 科 目) 当該年度かつ卒業要件科目で担当教員が特別再試験を実施すると発表した科目。
2. (受 験 資 格) 定期試験を受験し不合格になった者。
3. (受 験 手 続) 特別再試験を希望する学生は、2月下旬に当年度履修科目の成績表を受領し、各自確認の上、所定用紙に受験料分の証紙を添付し、指定期日までに教務部で手続きすること。
4. (受 験 料) 特別再試験の受験料（レポート科目も含む）は、1科目につき3,000円とする。
5. (試験の評価) 特別再試験の合格者の評価は65点を限度とする。
6. (試験の実施) 特別再試験の実施は、定期試験の例にならって実施する。ただし、試験場では学生証の外に特別再試験受験許可書を提示すること。
7. (附 則) この規則は平成7年4月1日より施行する。
この規則は平成11年1月1日より改正施行する。

注意 特別再試験は例外措置であることを充分認識して合格するよう努力すること。

特別再試験の受験者が不合格となった場合、これ以上の措置は行わない。



第7 通学の課程における学内単位互換に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学則第37条第3項に基づき、通学の課程の学生が通信教育部において、通信教育部の授業科目を履修し単位を修得する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(出 願)

第2条 通信教育部の授業科目を履修し単位の修得を希望する通学の課程の学生は、通信教育部に「学内単位互換による授業科目履修願」を所定の期日まで提出するものとする。また、教務部に「学内単位互換願」を所定の期日まで提出するものとする。

2 前項の所定の期日は、通信教育部における4月生又は10月生の出願の受付期間とする。

(履修登録)

第3条 履修登録は、通信教育部の科目等履修生に準じるものとする。

(履修単位数)

第4条 単年度内の履修単位数は、10単位までとする。ただし、学外の地域で3ヶ月以上の長期滞在の地域貢献及び地域共創学修を行う者（以下「長期地域学修学生」という。）、3ヶ月以上の海外留学及び交換留学を行う者（以下「長期留学学生」という。）、3ヶ月以上のインターンシップを行う者（以下「長期インターンシップ学生」という。）については、単年度内の履修単位数は32単位までとする。また、長期滞在地域学修学生のうち、被災地に居住して復興支援に取り組む学生については単年度内の履修単位数は、本学履修規程第4条に定める上限までとする。

2 学内単位互換の履修単位数は、学則に定める登録単位数の上限に含めることとする。

3 学内単位互換で修得できる単位数は60単位までとする。ただし、他大学の単位互換を利用する場合は、他大学で修得した単位を含めて60単位とする。

(履修が可能な科目)

第5条 履修が可能な科目は、科目等履修生の履修可能科目とする。ただし、「レクリエーション事業」以外の実習・演習科目を除く。

(履修の制限)

第6条 授業科目により、履修の制限をすることがある。

2 通学の課程と通信教育部で同じ授業科目（転換可能な科目を含む）が開講されており、通学の課程で履修が可能な場合は、通信教育部の科目を履修することはできない。ただし、レクリエーション・インストラクター資格に関する科目は除く。

3 長期滞在地域学修学生、長期留学学生及び長期インターンシップ学生は、前項にかかわらず、通信教育部の科目を履修することができるものとする。

4 すでに通学の課程で単位を修得した授業科目を通信教育部で履修することはできない。

(履修期間)

第7条 履修期間は、通信教育部の科目等履修生の履修期間に準じるものとする。

(科目履修及び単位修得の方法)

第8条 科目履修の方法は、通信教育部の定めにより行われる授業を受講するものとする。

(成績の評価及び通知)

第9条 通信教育部部長は、通信教育部の定める科目修了試験その他の方法で履修科目の認定をした者について、「学内単位互換学生成績通知書」により科目名、単位数及び成績評価等を所定の期日までに教務部部長に通知するものとする。

2 前項の所定の期日は、履修科目の認定後、2週間以内とする。

(通信教育部で修得した単位の認定)

第10条 学生が通信教育部において修得した単位の認定については、通信教育部からの通知に基づき、教務部が行うものとする。

2 名称及び単位数が、通学の課程の総合基礎科目、各学部学科の専門教育科目又は資格科目に該当及び充当する場合は、通学の課程の同じ科目として認定する。

3 前項以外の科目は、専門教育科目（関連科目）として認定する。

(授業料等)

第11条 通信教育部においては授業料等を徴収しない。ただし、実験実習及び実技等に係る費用については、必要に応じて実費を徴収する。

2 通信教育部の授業科目の履修を認められた者は、当該期間中においても、通学の課程における所定の授業料等を納入しなければならない。

(学則の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、学年、学期、休業日、休学、復学、退学、除籍、単位履修及び算定基準、学習の評価、賞罰等については、学則並びに通信教育部学則を準用する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日より施行する。なお、平成26年度入学者から適用し、平成25年度までに入学した学生は、長期滞在地域学修学生の履修又はレクリエーション・インストラクター資格に関する科目の履修に限り、認める。

2 この規程は、平成26年5月1日から一部改正施行し、平成26年度入学生に遡及して実施する。

3 この規程は、平成27年4月1日から一部改正施行する。なお、長期留学学生及び長期インターンシップ学生の履修は、全学年に適用するものとする。

第8 学生の海外留学に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、東北福祉大学（以下「本学」という。）学則第43条に基づく本学学生の海外留学に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(留学の種類)

第2条 本学における海外留学（以下「留学」という。）の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協定留学 本学と外国の大学、又はそれに相当する高等教育機関との留学に関する相互交流の協定に基づくものをいう。
- (2) 認定留学 外国の大学、又はそれに相当する高等教育機関若しくは研究機関で正規の授業を受けるか研究に従事するものをいう。

(留学の対象機関)

第3条 留学の対象機関は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学と協定を結んでいる大学
- (2) 学士号及び学位の授与権を持つ大学であつて、本学学長が認定した大学
- (3) 高等教育機関又は研究機関であつて、本学学長が認定した機関

(留学の志願)

第4条 留学を志願する者は、所定の留学願に次に掲げる書類を添えて、学長に提出しなければならない。

- (1) 留学計画書（留学先大学、学部学科、留学目的、留学期間、滞在予定住所等）
- (2) 受け入れ機関の入学許可証
- (3) その他語学能力を示す書類及び健康診断

(留学の審査及び許可)

第5条 前条により志願した者の留学の許可は、本学国際交流センター（以下「センター」という。）又は学内関係機関が行う書類審査、必要に応じ、筆記又は面接に基づいて審査し、教授会の議を経て学長が行う。

(留学の期間)

第6条 留学の期間は、1年以内とする。ただし、センター委員会が発議し、部長学科長会議又は研究科委員会、及び教授会の議を経て学長が認めた場合は、この限りではない。

- 2 留学期間は、1年以内に限って修業年限及び在学期間に算入することができる。ただし、センター委員会が発議し、部長学科長会議又は研究科委員会、及び教授会の議を経て学長が認めた場合は、この限りではない。

(留学中の報告)

第7条 留学中の学生は、留学中の学習、生活、所要経費等について、本学が指定した期間ごとに、センターに報告するものとする。

(留学報告書)

第8条 留学した学生は、留学期間終了後、1ヵ月以内に所定の留学報告書をセンターを経て、学長に提

出しなければならない。

(修得単位の認定)

第9条 留学期間中に留学先大学で修得した単位は、次に掲げる書類を留学報告書に添えて提出した者に限り、所定の手続により、学部にあつては30単位、大学院にあつては10単位を限度として卒業又は課程修了に必要な単位に振替し、又は換算して認定することができる。

(1) 所定の単位認定願

(2) 留学先で発行した履修科目の成績証明書

(3) 履修科目の時間数、単位数及び学習内容を証明する文書

(4) その他必要と認められるもの

(履修科目の登録等)

第10条 履修科目の登録は、原則として通常の手続による。ただし、留学中は代理人による登録を認めるものとする。

2 学年暦の差異によつて生じる通年科目の履修手続上の取扱いは、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 第1学期終了後に留学する場合は、当該年度の第1学期に通年科目も履修し、留学終了後の第2学期にこれを継続して履修することができる。

(2) 5月末までに留学報告書を提出できる者は、通年科目を履修することができる。

(留学許可の取消し)

第11条 学長は、次の各号の一に該当する留学生については、センターが本学関係機関との密接な協力のもとに事務手続を行い、留学の許可を取消することができる。

(1) 修学の実が上がらないと認められた者

(2) この規程の定める義務を怠つた者

(3) 学生証が取り消された者

(4) その他、学生としての本分に反した者

(留学中の学生納付金)

第12条 この規程に基づいて留学する学生は、本学学則に定める学生納付金を納めなければならない。

(留学生奨学金)

第13条 この規程に基づいて留学する学生に対しては、留学生奨学金を給付することができる。

2 前項による留学生奨学金に関する規程は、別に定める。

(事務)

第14条 学生の海外留学に関する事務は、本学関係機関との緊密な協力のもとにセンターが行う。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、学生の海外留学について必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

この規程は、平成21年11月1日から一部改正施行する。

第9 GPA 制度

本学は、学生の皆さんが主体的に学ぶことを支援するとともに、教育の質を保証するために、GPA (Grade Point Average) を全学的に導入しています。

1 GPA とは

GPA は、世界的に用いられている成績評価です。

GPA は、成績評価基準に基づく評定を GP (Grade Point) に換算し、所定の計算式を用いて算出した1単位あたりの GP 平均値のことをいいます。成績の評定、点数、評価基準、および GP の関係は次のとおりです。

評定	点数 (100点満点)	評価基準			GP (科目の評点)
		到達目標	成績	判定	
秀	90点～100点	ほぼ完全に達成	きわめて優秀	合格	4
優	80点～ 89点	十分に達成	優秀		3
良	70点～ 79点	概ね達成	良好		2
可	60点～ 69点	最低限達成	最低の合格可		1
不可	59点以下	達成していない	合格不可	不合格	0

※「無資格」「放棄」の科目は GP=0 とする。

2 GPA の対象科目と適用除外科目

GPA の対象科目は、適用除外科目を除く卒業要件で履修登録した科目になります（不合格科目および無資格・履修放棄科目を含む）。資格要件で履修登録した科目は含まれません。

適用除外科目は以下になります。

- ①認定科目（「認定・不認定」等で評価する科目）
- ②編入学又は転入学した際の単位認定科目
- ③本学入学前に修得した単位認定科目
- ④留学により修得した単位認定科目
- ⑤外国語特別単位認定制度により修得した単位認定科目
- ⑥「学都仙台単位互換ネットワークに関する協定」により他大学で修得した科目
- ⑦履修取消期間中に履修取消願の手続きをし、取消を認められた科目
- ⑧成績提出期限までに成績の評価をすることができない科目
- ⑨学部学科等が指定した科目（ある場合は、別にお知らせします）

3 GPA の計算式について

$$\text{GPA} = \frac{\text{「秀」の単位数} \times 4 + \text{「優」の単位数} \times 3 + \text{「良」の単位数} \times 2 + \text{「可」の単位数} \times 1 + \text{「不可」の単位数} \times 0}{\text{履修登録した科目の単位数合計（「不可」「無資格」「放棄」を含む）}}$$

4 GPAの種類

GPAには、在学中の全期間を通算して算出する通算のGPAと各年度の各学期で算出する学期のGPAがあります。前期のGPAは当該年度の前期履修科目を用いて算出され、後期のGPAは当該年度の後期履修科目及び通年履修科目を用いて算出されます。

5 履修登録上の注意

履修放棄をした科目も、GP=0ポイントとしてGPA算出の対象となります。したがって、安易な履修放棄をしないように、シラバスや時間割等を踏まえてよく考えて履修計画を立てた上で、履修登録をしましょう。

6 履修取消について

履修放棄によりGPAが低くならないよう、指定の履修取消期間中に当該年度の履修を取り消すことができます。履修取消については、「Ⅲ. 履修方法」の「第2履修方法（履修届）」の「5 履修科目の取消・追加について」をご覧ください。

7 再履修について

GPAを高めるよう、すでに単位を修得した授業科目を単位を修得した年度の次年度に開講する科目の場合に限り、再び履修することができます。ただし、その科目の成績評価は再履修後のものとなりますので、慎重に考えた上で再履修してください。

再履修する場合は、単位を修得した年度の3月末までに教務課に「単位修得取消・再履修願」を提出してください。

8 GPAの確認について

自分のGPAは、UNIVERSAL PASSPORTの成績照会で確認することができます。通常表示では、通算のGPAが表示され、年度学期別表示では学期のGPAが表示されます。本学は、通年制ですので、学期のGPAは参考としてご活用ください。

9 GPAの活用、学修面談、卒業認定試験

- ① GPAは、自らの学修状況（学修の到達目標の達成レベルやその推移等）をふり返り、自己管理して学んでいくために活用します。詳しくは、本学ホームページの「リエゾンゼミ・ナビ『学びとの出会い』」の「GPA」の「GPAの活用について」をご覧ください。また、GPAを活用した学修状況のふり返りには、UNIVERSAL PASSPORTのマイステップをご利用ください。
- ② 通算GPAが1.20未満の場合は、アカデミックアドバイザーまたはアカデミックサブアドバイザーの学修面談を受けることが必要です。詳しくは、UNIVERSAL PASSPORT（学内システムリンクの申請書ダウンロード）をご覧ください。
- ③ 本学を卒業するためには、所定の授業科目および単位数の修得と卒業時の通算GPAが1.50以上であることが必要です。通算GPAが1.50未満の場合は、学部学科で行う卒業認定試験を受け、合格することが必要です。

第10 授業受講上の留意事項

1 授業に関する連絡について

休講・補講・教室変更・試験時間割、授業等の情報は UNIVERSAL PASSPORT の「授業関連」、「お知らせ」に掲載されます。なお、休講・補講・教室変更の情報、授業の担当教員によるお知らせは原則的に掲示のみとなりますので、毎日、UNIVERSAL PASSPORT で確認するようにしてください。

2 台風・大雪等による気象警報等が発令された場合の授業措置について

「暴風警報と大雨警報（両方が同時に）」「大雪警報」「気象特別警報」（以下「気象警報」という。）が仙台市東部（東部仙台）に発令されている場合、本学の通学課程における授業の休講措置は、原則として次のとおりとします。

1. 午前7時までに気象警報が解除された場合、平常どおりの授業を行う。
2. 午前7時から午前10時までの間に気象警報が解除された場合、1時限と2時限の授業は休講とし、3時限以降の授業は平常どおりの授業を行う。
3. 午前10時を過ぎても気象警報が発令中の場合、全日休講とする。
4. 授業の開始後に気象警報が発令された場合は、次の時限以降の授業を休講とする。
5. その他の災害や事故、緊急事態、特別な事情等が生じた場合は、前4項にかかわらず、状況に応じて、教務部長が授業措置を決定する。
6. 前5項の措置により、休講となった授業の補講については、別途指示する。
7. 授業の休講措置は本学の学内ポータルサイト（UNIVERSAL PASSPORT）で速やかに周知する。
8. 実習、インターンシップ、ボランティア活動等の場合は、前7項によらず、実習先、インターンシップ先、ボランティア活動先等の指示に従うものとする。

保健看護学科

TOHOKU UNIVERSITY

(1) 総合基礎教育科目 (健康科学部 保健看護学科)

(別表1-②)

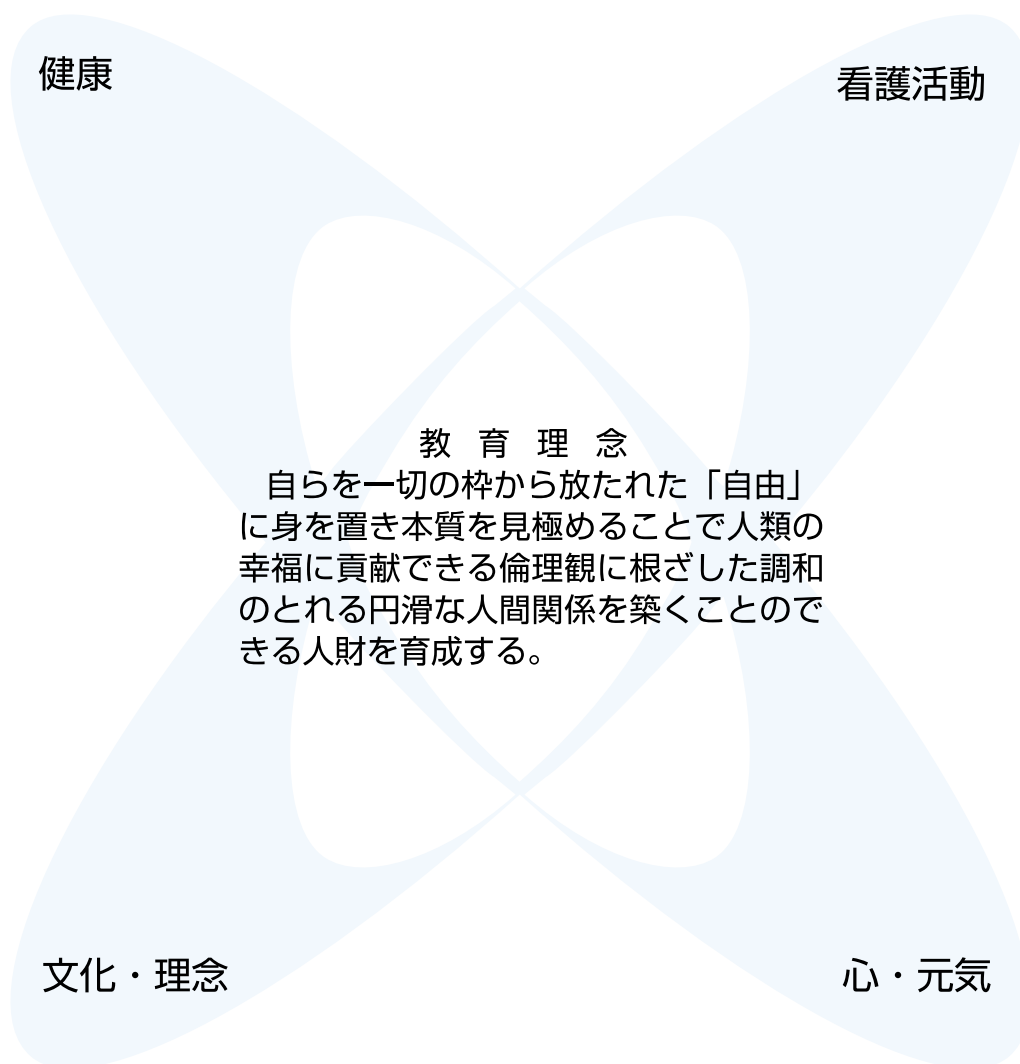
科目区分		授業科目名	指示事項	必修	選択	履修年次	履修方法
総合基礎教育科目	I群	リエゾンゼミⅠ (基礎演習)	必修	2		1年以上	健康科学部保健看護学科は、「教養の基礎知」12単位、「健康知」4単位の他に「科学知」から1科目、「実践知」から1科目の計20単位以上を選択取得のこと。
		キャンパスライフ入門	必修	2		1年以上	
		禅のこころ	必修	1		1年以上	
		仏教入門 (建学の精神・理念を含む)			2	1年以上	
		哲学入門			2	1年以上	
		倫理学入門			2	1年以上	
		知的財産入門			2	1年以上	
		宗教学入門			2	1年以上	
		文学入門			2	1年以上	
		芸術入門			2	1年以上	
		ことばと表現			2	1年以上	
	II群	英語Ⅰ (コミュニケーションを含む)	健康科学部保健看護学科は英語Ⅰ～Ⅲまで6単位必修。その他、実用英語A～Fのいずれか1科目1単位を選択取得のこと。		2	1年以上	
		英語Ⅱ			2	1年以上	
		英語Ⅲ			2	2年以上	
		実用英語A			1	2年以上	
		実用英語B			1	2年以上	
		実用英語C			1	2年以上	
		実用英語D			1	2年以上	
		実用英語E			1	2年以上	
		実用英語F			1	2年以上	
		ドイツ語Ⅰ (コミュニケーションを含む)			2	1年以上	
		ドイツ語Ⅱ			2	1年以上	
		ドイツ語Ⅲ			2	2年以上	
		実用ドイツ語A			2	2年以上	
		実用ドイツ語B			2	2年以上	
		ハングル講座Ⅰ (コミュニケーションを含む)			2	1年以上	
		ハングル講座Ⅱ			2	1年以上	
		ハングル講座Ⅲ			2	2年以上	
		実用ハングル講座A			2	2年以上	
		実用ハングル講座B			2	2年以上	
		中国語Ⅰ (コミュニケーションを含む)			2	1年以上	
		中国語Ⅱ			2	1年以上	
		中国語Ⅲ			2	2年以上	
		実用中国語A			2	2年以上	
		実用中国語B			2	2年以上	
		日本語Ⅰ	留学生対象		2	1年以上	
		日本語Ⅱ	留学生対象		2	1年以上	
		日本語Ⅲ	留学生対象		2	2年以上	
		実用日本語A	留学生対象		2	2年以上	
		実用日本語B	留学生対象		2	2年以上	
		グローバルコミュニケーションⅠ			2	1年以上	
		グローバルコミュニケーションⅡ			2	2年以上	
		異文化コミュニケーション			2	2年以上	
		アジア共同体に向けて			2	1年以上	
	科学知I群	生物学の基礎			2	1年以上	
		化学の基礎			2	1年以上	
		物理学の基礎			2	1年以上	

		天文学の基礎			2	1年以上	
		数学の基礎			2	1年以上	
		統計学の基礎			2	1年以上	
		心理学の基礎			2	1年以上	
		地理学の基礎			2	1年以上	
	II 群	現代社会を見る眼			2	1年以上	
		現代福祉の基礎			2	1年以上	
		法の基礎			2	1年以上	
		政治学の基礎			2	1年以上	
		経済学の基礎			2	1年以上	
		社会学の基礎			2	1年以上	
		歴史学の基礎			2	1年以上	
		教育学の基礎			2	1年以上	
	I 群	情報処理論			2	1年以上	
		情報処理実習			2	1年以上	
		情報処理応用実習			2	1年以上	
		キャリアデザインⅠ			2	1年以上	
		キャリアデザインⅡ			2	2年以上	
		キャリアデザインⅢ			2	3年以上	
		インターンシップⅠ			4	2年以上	
		インターンシップⅡ			4	3年以上	
		Study Abroad A (アジア)			1	1年以上	
		Study Abroad B (北米)			1	1年以上	
		Study Abroad C (オセアニア)			1	1年以上	
		Study Abroad D (ヨーロッパ)			1	1年以上	
		Study Abroad E (その他の地域)			1	1年以上	
	II 群	リスクと社会			2	1年以上	
		災害と社会			2	1年以上	
		情報と社会			2	1年以上	
		ボランティア論			2	1年以上	
		福祉ボランティア活動Ⅰ (地域貢献活動を含む)			2	1年以上	
		福祉ボランティア活動Ⅱ (地域貢献活動を含む)			2	2年以上	
		福祉ボランティア活動Ⅲ (地域貢献活動を含む)			2	3年以上	
		福祉ボランティア活動Ⅳ (地域貢献活動を含む)			2	4年以上	
	I 群	スポーツⅠ	全学部必修	2		1年以上	必修2単位
		スポーツⅡ			1	2年以上	
		スポーツⅢ			1	3年以上	
	II 群	健康科学			2	1年以上	1科目2単位以上選択 必修
		食と生活			2	1年以上	
		生涯スポーツ論			2	1年以上	
		レクリエーション論			2	1年以上	
		スポーツ社会学			2	2年以上	
		スポーツの心理学			2	2年以上	
		スポーツ医学			2	2年以上	

※なお、外国語に関して、語学能力検定試験（TOFEL、TOEIC、英検、独検など）を受けている学生は、その点数によって当該外国語の単位を認定する場合がある。

(H) 保健看護学科

教育理念と教育目標



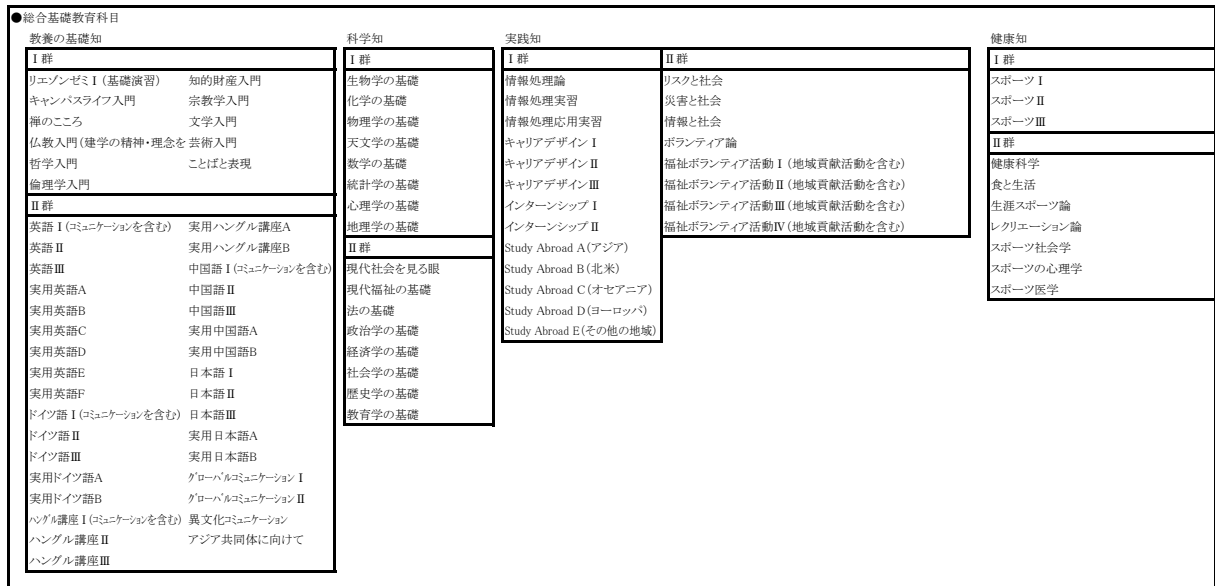
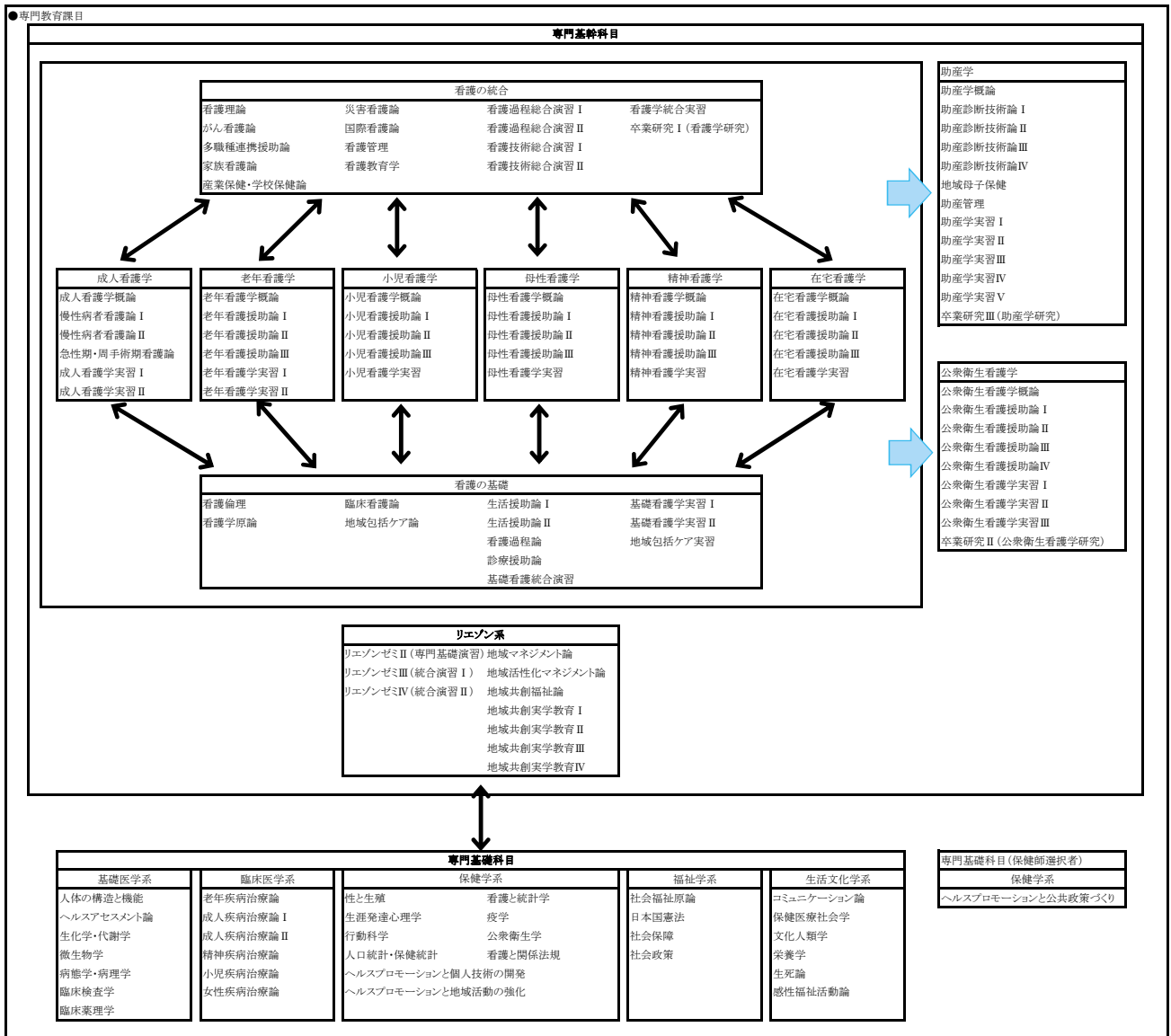
教 育 目 標

- ① 豊かな人間性を養う。
- ② 命の尊厳を看る。
- ③ 自立性、主体性を発揮する。
- ④ 科学的根拠に基づく専門知識と技術を備える。

・・・教育課程の構造・・・



教育体系



保健看護学科専門教育科目

専門基礎科目

(別表 8)

授業科目名		指示事項	必修	選択	開設期間	履修年次	履修方法
基礎医学系	人体の構造と機能		4		通年	1年以上	必修29単位を含め、31単位以上選択修得のこと ※「ヘルスプロモーションと公共政策づくり」は保健師選択者のみ履修が可能。 ※看護師のみ取得を目指す場合は、「性と生殖」、「生涯発達心理学」、「行動科学」、「看護と統計学」、「疫学」、「ヘルスプロモーションと地域活動の強化」、「日本国憲法」、「社会保障」、「文化人類学」、「感性福祉活動論」、より1科目以上選択履修 ※保健師選択者は「看護と統計学」、「疫学」、「ヘルスプロモーションと地域活動の強化」、「ヘルスプロモーションと公共政策づくり」、「文化人類学」および選択科目より1科目以上選択履修(計37単位以上の単位修得が必要) ※助産師選択者は「性と生殖」、「ヘルスプロモーションと地域活動の強化」、「文化人類学」および選択科目より1科目以上選択履修(計34単位以上の単位修得が必要) ※養護教諭2種希望者は「日本国憲法」を選択履修
	ヘルスアセスメント論		1		前期	3年以上	
	生化学・代謝学		1		前期	1年以上	
	微生物学		1		前期	1年以上	
	病態学・病理学		1		後期	1年以上	
	臨床検査学		1		後期	2年以上	
	臨床薬理学		2		後期	2年以上	
臨床医学系	老年疾病治療論		1		後期	2年以上	
	成人疾病治療論Ⅰ		2		前期	2年以上	
	成人疾病治療論Ⅱ		2		後期	2年以上	
	精神疾病治療論		1		前期	2年以上	
	小児疾病治療論		1		後期	2年以上	
	女性疾病治療論		1		後期	2年以上	
保健学系	性と生殖	助産師選択者必修		1	前期	1年以上	
	生涯発達心理学			1	前期	1年以上	
	行動科学			1	前期	2年以上	
	人口統計・保健統計		1		前期	1年以上	
	看護と統計学	保健師選択者必修		1	前期	3年以上	
	疫学	保健師選択者必修		2	前期	3年以上	
	公衆衛生学		2		後期	1年以上	
	看護と関係法規		1		後期	4年	
	ヘルスプロモーションと個人技術の開発		1		後期	2年以上	
	ヘルスプロモーションと地域活動の強化	保健師選択者必修 助産師選択者必修		1	後期	2年以上	
	ヘルスプロモーションと公共政策づくり	*保健師選択者必修		1	前期	4年	
福祉学系	社会福祉原論		2		前期	1年以上	
	日本国憲法			2	前期	1年以上	
	社会保障			2	前期	3年以上	
	社会政策			2	後期	4年	
生活文化学系	コミュニケーション論		1		前期	1年以上	
	保健医療社会学		1		前期	1年以上	
	文化人類学	保健師選択者必修 助産師選択者必修		1	前期	2年以上	
	栄養学		1		前期	3年以上	
	生死論			1	後期	4年	
	感性福祉活動論			1	後期	4年	

専門基幹科目

授業科目名		指示事項	必修	選択	開設期間	履修年次	履修方法
リエゾン系	リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）		2		通年	2年以上	必修6単位
	リエゾンゼミⅢ（統合演習Ⅰ）		2		通年	3年以上	
	リエゾンゼミⅣ（統合演習Ⅱ）		2		通年	4年	
	地域マネジメント論			2	前期	2年以上	
	地域活性化マネジメント論			2	前期	2年以上	
	地域共創福祉論			2	後期	2年以上	
	地域共創実学教育Ⅰ			4	通年	1年以上	
	地域共創実学教育Ⅱ			4	通年	2年以上	
	地域共創実学教育Ⅲ			4	通年	3年以上	
	地域共創実学教育Ⅳ			4	通年	4年	
看護の基礎	看護倫理		1		前期	1年以上	必修15単位
	看護学原論		1		前期	1年以上	
	臨床看護論		1		前期	1年以上	
	地域包括ケア論		1		前期	1年以上	
	生活援助論Ⅰ		2		後期	1年以上	
	生活援助論Ⅱ		2		前期	2年以上	
	看護過程論		1		前期	2年以上	
	診療援助論		1		後期	2年以上	
	基礎看護統合演習		1		後期	2年以上	
	基礎看護学実習Ⅰ		1		後期	1年以上	
	基礎看護学実習Ⅱ		2		前期	2年以上	
	地域包括ケア実習		1		前期	1年以上	
生涯看護学	成人看護学概論		1		前期	2年以上	必修11単位
	慢性病者看護論Ⅰ		1		後期	2年以上	
	慢性病者看護論Ⅱ		1		前期	3年以上	
	急性期・周手術期看護論		2		前期	3年以上	
	成人看護学実習Ⅰ		3		後期	3年以上	
	成人看護学実習Ⅱ		3		後期	3年以上	
	老年看護学概論		1		前期	2年以上	必修8単位
	老年看護援助論Ⅰ		1		後期	2年以上	
	老年看護援助論Ⅱ		1		前期	3年以上	
	老年看護援助論Ⅲ		1		前期	3年以上	
	老年看護学実習Ⅰ		3		後期	3年以上	
	老年看護学実習Ⅱ		1		前期	4年	
	小児看護学概論		1		前期	2年以上	必修6単位
	小児看護援助論Ⅰ		1		後期	2年以上	
	小児看護援助論Ⅱ		1		前期	3年以上	
	小児看護援助論Ⅲ		1		前期	3年以上	
	小児看護学実習		2		後期	3年以上	
	母性看護学概論		1		後期	1年以上	必修6単位
	母性看護援助論Ⅰ		1		前期	2年以上	
	母性看護援助論Ⅱ		1		前期	2年以上	
	母性看護援助論Ⅲ		1		前期	3年以上	

在宅看護学	母性看護学実習		2		後期	3年以上	必修6単位
	精神看護学概論		1		後期	1年以上	
	精神看護援助論Ⅰ		1		前期	2年以上	
	精神看護援助論Ⅱ		1		後期	2年以上	
	精神看護援助論Ⅲ		1		前期	3年以上	
	精神看護学実習		2		後期	3年以上	
	在宅看護学概論		1		後期	1年以上	必修6単位
	在宅看護援助論Ⅰ		1		後期	1年以上	
	在宅看護援助論Ⅱ		1		後期	2年以上	
	在宅看護援助論Ⅲ		1		前期	3年以上	
	在宅看護学実習		2		前期	4年	
看護の統合	看護理論			1	前期	2年以上	必修9単位を含め10単位以上を選択修得のこと ※保健師選択者は「産業保健・学校保健論」および選択科目より1科目以上を選択履修(11単位以上の単位取得が必要) ※「看護技術総合演習Ⅱ」、「卒業研究Ⅰ(看護学研究)」は看護師のみ取得を目指す場合に選択
	がん看護論		1		後期	2年以上	
	多職種連携援助論		1		後期	2年以上	
	家族看護論		1		後期	2年以上	
	産業保健・学校保健論	保健師選択者必修		1	前期	3年以上	
	災害看護論		1		前期	3年以上	
	国際看護論			1	後期	4年	
	看護管理		1		前期	3年	
	看護教育学			1	後期	4年	
	看護過程総合演習Ⅰ		1		前期	3年以上	
	看護過程総合演習Ⅱ		1		前期	4年	
	看護技術総合演習Ⅰ			1	前期	3年以上	
	看護技術総合演習Ⅱ			1	後期	4年	
	看護学統合実習		2		前期	4年	
	卒業研究Ⅰ(看護学研究)			4	通年	4年	
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	保健師選択者必修		1	前期	2年以上	保健師選択者は必修12単位 ※「公衆衛生看護援助論Ⅲ」、「公衆衛生看護援助論Ⅳ」、「公衆衛生看護学実習Ⅰ～Ⅲ」、「卒業研究Ⅱ(公衆衛生看護学研究)」は保健師選択者のみ履修
	公衆衛生看護援助論Ⅰ	保健師選択者必修		1	後期	2年以上	
	公衆衛生看護援助論Ⅱ	保健師選択者必修		1	後期	2年以上	
	公衆衛生看護援助論Ⅲ	*保健師選択者必修		1	前期	3年以上	
	公衆衛生看護援助論Ⅳ	*保健師選択者必修		1	前期	4年	
	公衆衛生看護学実習Ⅰ	*保健師選択者必修		1	前期	3年以上	
	公衆衛生看護学実習Ⅱ	*保健師選択者必修		1	前期	4年	
	公衆衛生看護学実習Ⅲ	*保健師選択者必修		3	前期	4年	
	卒業研究Ⅱ(公衆衛生看護学研究)	*保健師選択者必修		2	通年	4年	
助産学	助産学概論	助産師選択者必修		1	前期	2年以上	助産師課程選択者は必修23単位 ※「助産診断技術論Ⅰ～Ⅳ」、「助産管理」、「助産学実習Ⅰ～Ⅴ」、「卒業研究Ⅲ(助産学研究)」は助産師選択者のみ履修
	助産診断技術論Ⅰ	助産師選択者必修		1	前期	3年以上	
	助産診断技術論Ⅱ	助産師選択者必修		1	前期	3年以上	
	助産診断技術論Ⅲ	*助産師選択者必修		3	前期	4年	
	助産診断技術論Ⅳ	*助産師選択者必修		1	前期	4年	
	地域母子保健	助産師選択者必修		1	後期	2年以上	
	助産管理	*助産師選択者必修		2	前期	4年	
	助産学実習Ⅰ	助産師選択者必修		1	後期	3年以上	
	助産学実習Ⅱ	*助産師選択者必修		1	前期	4年	
	助産学実習Ⅲ	*助産師選択者必修		2	前期	4年	

助産学実習Ⅳ	*助産師選択者必修		2	前期	4年
助産学実習Ⅴ	*助産師選択者必修		5	前期	4年
卒業研究Ⅲ（助産学研究）	*助産師選択者必修		2	通年	4年

※*印の科目は保健師選択者ないし助産師選択者のみ履修可。

※本学を卒業し、看護師国家試験受験資格を得るためには「卒業所要単位」に記載の要件を満たし、かつ125単位以上を修得することが必要。

※保健師国家試験受験資格（選択学生のみ）を得るためには144単位以上を選択修得することが必要。

※助産師国家試験受験資格（選択学生のみ）を得るためには151単位以上を選択修得することが必要。



■ 履修方法

本学科では、全員が履修する看護師教育課程の授業科目に加え、選択者が履修する保健師教育課程、助産師教育課程の授業科目を開講しています。

授業科目は総合基礎教育科目と専門教育科目に分類され、さらに専門教育科目は、専門基礎科目、専門基幹科目に分類されています。総合基礎教育科目の履修方法は全学生共通ですが、専門教育科目については、選択する課程によって履修方法が変わります。保健師・助産師国家試験受験資格取得希望者は、以下とあわせ「第3 看護師・保健師・助産師国家試験受験資格」を確認してください。

1. 看護師教育課程

総合基礎教育科目では、教養の基礎知から必修12単位、健康知から必修4単位の他に、科学知から2単位以上、実践知から2単位以上、計20単位以上の修得が必要となります。専門基礎科目では、必修29単位、選択2単位以上、計31単位以上の修得が必要となります。専門基幹科目では、リエゾン系、看護の基礎、生涯看護学、在宅看護学、看護の統合から、必修73単位、選択1単位以上の計74単位以上の修得が必要となります。総合基礎教育科目とあわせて合計125単位以上の修得が卒業要件となり、同時に看護師国家試験受験資格に必要な指定単位となります。

2. 看護師教育課程＋保健師教育課程

総合基礎教育科目の履修については、看護師教育課程に準じます。専門基礎科目では、必修35単位、選択2単位以上、計37単位以上の履修が必要です。専門基幹科目では、必修86単位、選択1単位以上の計87単位以上の履修が必要となります。総合基礎教育科目とあわせて合計144単位以上が保健師国家試験受験資格に必要な指定単位となります。

3. 看護師教育課程＋助産師教育課程

総合基礎教育科目の履修については、看護師教育課程に準じます。専門基礎科目では、必修32単位、選択2単位以上、計34単位以上の履修が必要です。専門基幹科目では、必修96単位、選択1単位以上の計97単位以上の履修が必要となります。総合基礎教育科目とあわせ合計151単位以上が助産師国家試験受験資格に必要な指定単位となります。

※単位が未修得の必修科目については、進級後においても、下の学年の科目を優先して履修することが原則です。

※集中講義と看護学臨地実習の開講時期が重なる可能性があります。履修にあたっては留意してください。

※保健師教育課程・助産師教育課程の授業科目においては、看護師教育課程のみ履修の学生にも開講しているものがあります。積極的な履修をお勧めします。

※保健師教育課程・助産師教育課程の選択においては、その基盤となる看護師教育課程の各科目の単位修得が必須となります。1年次より留意しながら学習してください。

履 修 モ デ ル

健康科学部保健看護学科（看護師）

○印は履修科目を示す。

授 業 科 目 の 名 称				単位数		履修モデル				
				必修	選択	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	
総合基礎科目	教養の基礎知	Ⅰ 群	リエゾンゼミⅠ（基礎演習）	2		○				
			キャンパスライフ入門	2		○				
			禅のこころ	1		○				
		Ⅱ 群	英語Ⅰ（コミュニケーションを含む）	2		○				
			英語Ⅱ	2		○				
			英語Ⅲ	2			○			
	科学知	Ⅰ 群	実用英語 F		1		○			
			心理学の基礎		2	○				
	実践知	Ⅱ 群	ボランティア論		2	○				
			災害と社会		2		○			
健康知	Ⅰ 群	スポーツⅠ	2		○					
	Ⅱ 群	健康科学		2	○					
総 合 基 礎 科 目 履 修 単 位 数						17	5	0	0	
						22				
専 門 基 礎 科 目	基礎医学系		人体の構造と機能	4		○				
			ヘルスアセスメント論	1				○		
			生化学・代謝学	1		○				
			微生物学	1		○				
			病態学・病理学	1		○				
			臨床検査学	1			○			
	臨床医学系		臨床薬理学	2			○			
			老年疾病治療論	1			○			
			成人疾病治療論Ⅰ	2			○			
			成人疾病治療論Ⅱ	2			○			
			精神疾病治療論	1			○			
			小児疾病治療論	1			○			
	保健学系		女性疾病治療論	1			○			
			性と生殖		1	○				
			生涯発達心理学		1	○				
			行動科学		1		○			
			人口統計・保健統計	1		○				
			看護と統計学		1					
			疫学		2					
			公衆衛生学	2		○				
			看護と関係法規	1					○	
			ヘルスプロモーションと個人技術の開発	1			○			
	福祉学系		ヘルスプロモーションと地域活動の強化		1		○			
			ヘルスプロモーションと公共政策づくり		1					
			社会福祉原論	2		○				
			日本国憲法		2					
	生活文化学系		社会保障		2			○		
			社会政策		2					
			コミュニケーション論	1		○				
			保健医療社会学	1		○				
		文化人類学		1		○				
		栄養学	1				○			
専 門 基 幹 科 目	リエゾン系		生死論		1				○	
			感性福祉活動論		1					
		専 門 基 礎 科 目 履 修 単 位 数					16	15	4	2
							37			
			リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）	2			○			
			リエゾンゼミⅢ（統合演習Ⅰ）	2				○		
			リエゾンゼミⅣ（統合演習Ⅱ）	2					○	
			地域マネジメント論		2					
			地域活性化マネジメント論		2					
			地域共創福祉論		2					

看護の基礎	看護倫理	1		○			
	看護学原論	1		○			
	臨床看護論	1		○			
	地域包括ケア論	1		○			
	生活援助論Ⅰ	2		○			
	生活援助論Ⅱ	2			○		
	看護過程論	1			○		
	診療援助論	1			○		
	基礎看護統合演習	1			○		
	基礎看護学実習Ⅰ	1		○			
	基礎看護学実習Ⅱ	2			○		
	地域包括ケア実習	1		○			
生涯看護学	成人看護学概論	1			○		
	慢性病者看護論Ⅰ	1			○		
	慢性病者看護論Ⅱ	1				○	
	急性期・周手術期看護論	2				○	
	成人看護学実習Ⅰ	3				○	
	成人看護学実習Ⅱ	3				○	
	老年看護学概論	1			○		
	老年看護援助論Ⅰ	1			○		
	老年看護援助論Ⅲ	1				○	
	老年看護学実習Ⅰ	3				○	
	老年看護学実習Ⅱ	1					○
	小児看護学概論	1			○		
	小児看護援助論Ⅰ	1			○		
	小児看護援助論Ⅱ	1				○	
	小児看護援助論Ⅲ	1				○	
	小児看護学実習	2				○	
	母性看護学概論	1		○			
	母性看護援助論Ⅰ	1			○		
	母性看護援助論Ⅱ	1			○		
	母性看護援助論Ⅲ	1				○	
	母性看護学実習	2				○	
	精神看護学概論	1		○			
	精神看護援助論Ⅰ	1			○		
	精神看護援助論Ⅱ	1			○		
	精神看護援助論Ⅲ	1				○	
	精神看護学実習	2				○	
在宅看護学	在宅看護学概論	1		○			
	在宅看護援助論Ⅰ	1		○			
	在宅看護援助論Ⅱ	1			○		
	在宅看護援助論Ⅲ	1				○	
	在宅看護学実習	2					○
看護の統合	看護理論		1		○		
	がん看護論	1			○		
	多職種連携援助論	1			○		
	家族看護論	1			○		
	産業保健・学校保健論		1			○	
	災害看護論	1				○	
	国際看護論		1				○
	看護管理	1				○	
	看護教育学		1				○
	看護過程総合演習Ⅰ	1				○	
	看護過程総合演習Ⅱ	1					○
	看護技術総合演習Ⅰ		1			○	
	看護技術総合演習Ⅱ		1				○
	看護学統合実習	2					○
	卒業研究Ⅰ（看護学研究）		4				○
専門基幹科目 履修単位数				12	24	31	15
				82			
履修単位数 合計				45	44	35	17
				141			

※進級した際に、下の学年において単位修得ができなかった必修科目は、優先して履修すること。

履 修 モ デ ル

健康科学部保健看護学科（保健師）

○印は履修科目を示す。

授 業 科 目 の 名 称				単位数		履修モデル			
				必修	選択	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
総合基礎科目	教養の基礎知	Ⅰ 群	リエゾンゼミⅠ（基礎演習）	2		○			
			キャンパスライフ入門	2		○			
			禅のこころ	1		○			
		Ⅱ 群	英語Ⅰ（コミュニケーションを含む）	2		○			
			英語Ⅱ	2		○			
			英語Ⅲ	2			○		
	科学知 実践知 健康知	Ⅰ 群	実用英語 F		1		○		
			心理学の基礎		2	○			
		Ⅱ 群	ボランティア論		2	○			
			災害と社会		2		○		
Ⅰ 群	スポーツⅠ	2		○					
	Ⅱ 群	健康科学		2	○				
総 合 基 礎 科 目 履 修 単 位 数						17	5	0	0
						22			
専 門 基 礎 科 目	基礎医学系	人体の構造と機能	4		○				
		ヘルスアセスメント論	1				○		
		生化学・代謝学	1		○				
		微生物学	1		○				
		病態学・病理学	1		○				
		臨床検査学	1			○			
	臨床医学系	臨床薬理学	2			○			
		老年疾病治療論	1			○			
		成人疾病治療論Ⅰ	2			○			
		成人疾病治療論Ⅱ	2			○			
		精神疾病治療論	1			○			
		小児疾病治療論	1			○			
	保健学系	女性疾病治療論	1			○			
		性と生殖		1	○				
		生涯発達心理学		1	○				
		行動科学		1		○			
		人口統計・保健統計	1		○				
		看護と統計学	1				○		
		疫学	2				○		
		公衆衛生学	2		○				
		看護と関係法規	1					○	
		ヘルスプロモーションと個人技術の開発	1			○			
	福祉学系	ヘルスプロモーションと地域活動の強化	1			○			
		ヘルスプロモーションと公共政策づくり	1					○	
		社会福祉原論	2		○				
		日本国憲法		2					
	生活文化学系	社会保障		2			○		
		社会政策		2				○	
		コミュニケーション論	1		○				
		保健医療社会学	1		○				
		文化人類学	1			○			
		栄養学	1				○		
	専 門 基 幹 科 目	リエゾン系	生死論		1				○
			感性福祉活動論		1				
リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）			2			○			
リエゾンゼミⅢ（統合演習Ⅰ）			2				○		
リエゾンゼミⅣ（統合演習Ⅱ）			2					○	
地域マネジメント論				2					
地域活性化マネジメント論				2					
地域共創福祉論				2					
地域共創実学教育Ⅰ				4					
地域共創実学教育Ⅱ				4					
		地域共創実学教育Ⅲ		4					
		地域共創実学教育Ⅳ		4					
		看護倫理	1		○				
		看護学原論	1		○				

	看護の基礎	生活援助論Ⅰ	2		○			
		生活援助論Ⅱ	2			○		
		看護過程論	1			○		
		診療援助論	1			○		
		基礎看護統合演習	1			○		
		基礎看護学実習Ⅰ	1		○			
		基礎看護学実習Ⅱ	2			○		
		地域包括ケア実習	1		○			
		生涯看護学	成人看護学概論	1			○	
	慢性病者看護論Ⅰ		1			○		
	慢性病者看護論Ⅱ		1				○	
	急性期・周手術期看護論		2				○	
	成人看護学実習Ⅰ		3				○	
	精神看護学実習Ⅱ		3				○	
	老年看護学概論		1			○		
	老年看護援助論Ⅰ		1			○		
	老年看護援助論Ⅱ		1				○	
	老年看護援助論Ⅲ		1				○	
	老年看護学実習Ⅰ		3				○	
	老年看護学実習Ⅱ		1					○
	小児看護学概論		1			○		
	小児看護援助論Ⅰ		1			○		
	小児看護援助論Ⅱ		1				○	
	小児看護援助論Ⅲ		1				○	
	小児看護学実習		2				○	
	母性看護学概論		1		○			
	母性看護援助論Ⅰ		1			○		
	母性看護援助論Ⅱ		1			○		
	母性看護援助論Ⅲ		1				○	
	母性看護学実習		2				○	
	精神看護学概論		1		○			
	精神看護援助論Ⅰ		1			○		
	精神看護援助論Ⅱ		1			○		
	精神看護援助論Ⅲ		1				○	
	精神看護学実習		2				○	
	在宅看護学		在宅看護学概論	1		○		
			在宅看護援助論Ⅰ	1		○		
			在宅看護援助論Ⅱ	1			○	
		在宅看護援助論Ⅲ	1				○	
		在宅看護学実習	2					○
		看護の統合	看護理論		1			
	がん看護論		1			○		
	多職種連携援助論		1			○		
	家族看護論		1			○		
	産業保健・学校保健論		1				○	
	災害看護論		1				○	
	国際看護論			1				○
	看護管理		1				○	
	看護教育学			1				
	看護過程総合演習Ⅰ		1				○	
	看護過程総合演習Ⅱ		1					○
	看護技術総合演習Ⅰ			1				
	看護技術総合演習Ⅱ			1				
	看護学統合実習		2					○
	卒業研究Ⅰ（看護学研究）			4				
	公衆衛生看護学		公衆衛生看護学概論	1			○	
		公衆衛生看護援助論Ⅰ	1			○		
		公衆衛生看護援助論Ⅱ	1			○		
		公衆衛生看護援助論Ⅲ	1				○	
		公衆衛生看護援助論Ⅳ	1					○
		公衆衛生看護学実習Ⅰ	1				○	
		公衆衛生看護学実習Ⅱ	1					○
		公衆衛生看護学実習Ⅲ	3					○
		卒業研究Ⅱ（公衆衛生看護学研究）		2				○
専 門 基 幹 科 目 履 修 単 位 数				12	26	33	16	
				87				
履 修 単 位 数 合 計				45	46	40	21	
				152				

※進級した際に、下の学年において単位修得ができなかった必修科目は、優先して履修すること。

履 修 モ デ ル

健康科学部保健看護学科（助産師）

○印は履修科目を示す。

授 業 科 目 の 名 称				単位数		履修モデル			
				必修	選択	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
総合基礎科目	教養の基礎知	I 群	リエゾンゼミⅠ（基礎演習）	2		○			
			キャンパスライフ入門	2		○			
			禅のこころ	1		○			
		II 群	英語Ⅰ（コミュニケーションを含む）	2		○			
			英語Ⅱ	2		○			
			英語Ⅲ	2			○		
	科学知	I 群	実用英語 F		1		○		
			心理学の基礎	2		○			
		II 群	ボランティア論	2		○			
			災害と社会	2			○		
			スポーツⅠ	2		○			
専門基礎科目	基礎医学系	II 群	健康科学		2	○			
			総合基礎科目 履修単位数			17	5	0	0
						22			
			人体の構造と機能	4		○			
			ヘルスアセスメント論	1				○	
	臨床医学系	II 群	生化学・代謝学	1		○			
			微生物学	1		○			
			病態学・病理学	1		○			
			臨床検査学	1			○		
			臨床薬理学	2			○		
	保健学系	II 群	老年疾病治療論	1			○		
			成人疾病治療論Ⅰ	2			○		
			成人疾病治療論Ⅱ	2			○		
			精神疾病治療論	1			○		
			小児疾病治療論	1			○		
	福祉学系	II 群	女性疾病治療論	1			○		
			性と生殖	1		○			
			生涯発達心理学		1	○			
			行動科学		1		○		
			人口統計・保健統計	1		○			
専門基礎科目	生活文化学系	II 群	看護と統計学		1				
			疫学		2				
			公衆衛生学	2		○			
			看護と関係法規	1					○
			ヘルスプロモーションと個人技術の開発	1			○		
	生活文化学系	II 群	ヘルスプロモーションと地域活動の強化	1			○		
			ヘルスプロモーションと公共政策づくり		1				
			社会福祉原論	2		○			
			日本国憲法		2				
			社会保障		2				
	生活文化学系	II 群	社会政策		2				
			コミュニケーション論	1		○			
			保健医療社会学	1		○			
			文化人類学	1			○		
			栄養学	1				○	
専門基礎科目	リエゾン系	II 群	生死論		1				○
			感性福祉活動論		1				
			専門基礎科目 履修単位数			16	15	2	2
						35			
	看護の基礎	II 群	リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）	2			○		
			リエゾンゼミⅢ（統合演習Ⅰ）	2				○	
			リエゾンゼミⅣ（統合演習Ⅱ）	2					○
			地域マネジメント論		2				
			地域活性化マネジメント論		2				
専門基礎科目	看護の基礎	II 群	地域共創福祉論		2				
			地域共創実学教育Ⅰ		4				
			地域共創実学教育Ⅱ		4				
			地域共創実学教育Ⅲ		4				
			地域共創実学教育Ⅳ		4				
	看護の基礎	II 群	看護倫理	1		○			
			看護学原論	1		○			
			臨床看護論	1		○			
			地域包括ケア論	1		○			
			生活援助論Ⅰ	2		○			
	看護の基礎	II 群	生活援助論Ⅱ	2			○		

		看護過程論	1			○			
		診療援助論	1			○			
		基礎看護統合演習	1			○			
		基礎看護学実習Ⅰ	1		○				
		基礎看護学実習Ⅱ	2			○			
		地域包括ケア実習	1		○				
	生涯看護学	成人看護学概論	1			○			
		慢性病者看護論Ⅰ	1			○			
		慢性病者看護論Ⅱ	1				○		
		急性期・周手術期看護論	2				○		
		成人看護学実習Ⅰ	3				○		
		成人看護学実習Ⅱ	3				○		
		老年看護学概論	1			○			
		老年看護援助論Ⅰ	1			○			
		老年看護援助論Ⅱ	1				○		
		老年看護援助論Ⅲ	1				○		
		老年看護学実習Ⅰ	3				○		
		老年看護学実習Ⅱ	1					○	
		小児看護学概論	1			○			
		小児看護援助論Ⅰ	1			○			
		小児看護援助論Ⅱ	1				○		
		小児看護援助論Ⅲ	1				○		
		小児看護学実習	2				○		
		母性看護学概論	1		○				
		母性看護援助論Ⅰ	1			○			
		母性看護援助論Ⅱ	1			○			
		母性看護援助論Ⅲ	1				○		
		母性看護学実習	2				○		
		精神看護学概論	1		○				
		精神看護援助論Ⅰ	1			○			
		精神看護援助論Ⅱ	1			○			
		精神看護援助論Ⅲ	1				○		
		精神看護学実習	2				○		
		在宅看護学	在宅看護学概論	1		○			
			在宅看護援助論Ⅰ	1		○			
			在宅看護援助論Ⅱ	1			○		
			在宅看護援助論Ⅲ	1				○	
			在宅看護学実習	2					○
			看護の統合	看護理論		1			
		がん看護論		1			○		
	多職種連携援助論	1				○			
	家族看護論	1				○			
	産業保健・学校保健論			1			○		
	災害看護論	1					○		
	国際看護論			1				○	
	看護管理	1					○		
	看護教育学			1					
	看護過程総合演習Ⅰ	1					○		
	看護過程総合演習Ⅱ	1						○	
	看護技術総合演習Ⅰ			1					
看護技術総合演習Ⅱ		1							
看護学統合実習	2						○		
卒業研究Ⅰ（看護学研究）		4							
助産学	助産学概論	1				○			
	助産診断技術論Ⅰ	1				○			
	助産診断技術論Ⅱ	1				○			
	助産診断技術論Ⅲ	3					○		
	助産診断技術論Ⅳ	1					○		
	地域母子保健	1			○				
	助産管理	2					○		
	助産学実習Ⅰ	1				○			
	助産学実習Ⅱ	1					○		
	助産学実習Ⅲ	2					○		
	助産学実習Ⅳ	2					○		
	助産学実習Ⅴ	5					○		
	卒業研究Ⅲ（助産学研究）	2					○		
	専 門 基 幹 科 目 履 修 単 位 数				12	25	34	27	
				98					
履 修 単 位 数 合 計				45	45	36	29		
				155					

※進級した際に、下の学年において単位修得ができなかった必修科目は、優先して履修すること。

[illegible]

第 1 実習

保健看護学科では、看護学臨地実習として24単位が必修となっており、1単位45時間を要します。さらに保健師教育課程選択者は5単位、助産師教育課程選択者は11単位の履修が必要となります。

なお、各分野の実習受講の可否は下記要件のほかに単位修得・成績・授業への参加状況等をもとに実習判定会議で総合的に判断します。

1. 看護師教育課程

1) 看護の基礎

「看護の基礎」における実習では、地域包括ケアシステムの構成要素である医療、介護、生活支援・介護予防、そして住まいをフィールドとし、様々なライフステージにある対象の生活と人生およびそれを支援する環境のあり様を学ぶとともに、多機関・多職種の有機的な連携の実際、その中での看護職の専門性と役割について考察する。また、実習の体験を通して、自己洞察を行い、看護職者としての将来像と今後の課題を見いだすことを目指す。

本区分における実習の履修に当たり、各実習においては、それぞれに示す科目について単位修得見込みあるいは単位修得を要件とする。

(1) 地域包括ケア実習

地域包括ケア実習では、地域で提供されている住民サービスや活動への参加を通して、「地域で生活すること」「その人がその人らしく生活すること」を理解し、それに資する多世代を対象とする地域包括システムの役割について学ぶことを目的とする。

対象者の生活を支え、QOLを高めるためには多職種連携・協働が必須であり、さらに同じ社会の中で生きる「人」として対象の「生活」「人生」を考えながら、専門性を発揮することが求められる。住民サービスや活動への参加を通し「住み慣れた地域で、その人らしく生活すること」について理解し、地域包括ケアシステムの役割について考察する。

本実習の履修に当たっては、生化学・代謝学、微生物学、人口統計・保健統計、コミュニケーション論、保健医療社会学、看護倫理、看護学原論、臨床看護論、地域包括ケア論の単位修得見込みであることを要件とする。

(2) 基礎看護学実習Ⅰ

基礎看護学実習Ⅰでは、地域包括ケアシステムにおける病院の役割と機能について理解し、病院内のさまざまな職種が存在と役割を知る。また、患者の療養生活とそれを支える看護実践を見学することにより、学内の講義・演習において学習した看護・人間・健康・環境・生活について理解を深め、看護の役割と機能について考える。さらに実習の体験を通して、学習していくうえで達成すべき自己の課題や将来像について考え、今後の学習への動機付けとする。

本実習の履修に当たっては、生化学・代謝学、微生物学、人口統計・保健統計、コミュニケーション論、保健医療社会学、看護倫理、看護学原論、臨床看護論、地域包括ケア論、地域包括ケア実習の単位修得、人体の構造と機能、病態学・病理学、公衆衛生学、社会福祉原論、生活援助論Ⅰの単位修得見込みであることを要件とする。

(3) 基礎看護学実習Ⅱ

基礎看護学実習Ⅱでは、医療の場で看護の対象となる人の健康障害の程度や日常生活に及ぼす影響を把握し、看護援助のニーズを明確にし、これまでに修得した知識、技術を統合させながら、援助計画を立案し、基本的な援助技術を実施することである。実際に行った援助を振り返ることで、看護援助とは何か、また援助者としての役割を考察し、専門職業人としての倫理観を養う。

本実習の履修に当たっては、人体の構造と機能、病態学・病理学、公衆衛生学、社会福祉原論、生活援助論Ⅰ、基礎看護学実習Ⅰの単位修得、生活援助論Ⅱ、看護過程論の単位修得見込みであることを要件とする。

2) 生涯看護学

「生涯看護学」における実習では、病院、診療所等における看護実践を通して、看護職者に必要な知識・技術・態度を統合して学び、さまざまな対象者の状況や場に応じて看護活動を実践できる基礎的な能力を身につける。

本区分における実習の履修に当たっては、ヘルスアセスメント論、臨床検査学、臨床薬理学、ヘルスプロモーションと個人技術の開発、栄養学、生活援助論Ⅱ、看護過程論、診療援助論、基礎看護統合演習、基礎看護学実習Ⅱ、多職種連携援助論、家族看護論、看護過程総合演習Ⅰの単位修得を要件とする。加えて、各実習においては、それぞれに示す科目についての単位修得も要件とする。

(1) 成人看護学実習Ⅰ

成人看護学実習Ⅰでは、慢性の経過をたどる疾患を持った対象者の身体・心理・社会的問題を理解し、対象者が必要としているケアを明らかにして看護を実践することを目的とする。実習では、看護専門職者としての倫理感と責任感を持って、看護過程を用いて看護実践の場において問題解決を図り、医療チームの一員として看護師並びに他職種との協働ができるように、それぞれの役割と機能を理解する。さらに、自らの看護実践を評価し、専門職を目指す上での課題を明らかにして目標をもって学び続ける態度を身に着ける。

本実習の履修に当たっては、成人疾病治療論Ⅰ、成人看護学概論、慢性病者看護論Ⅰ・Ⅱ、がん看護論の単位修得を要件とする。

(2) 成人看護学実習Ⅱ

成人看護学実習Ⅱでは、急性期の健康レベルにある成人期の人々と、その人々を取り巻く環境について理解し、個々の状況を踏まえた看護実践を学習する。さらに、その学びを通して、急性期で行われる、高度な医療と専門的な看護を学修することを目的とする。周手術期（術前・術中・術後）の身体侵襲を伴う患者に対する看護ケアの実践と、手術室、ICU、救急外来などの実習を通し、急性期における看護師の役割と、そこで行われるチーム医療について学び、看護実践に必要な、知識・技術・態度を統合的に学修する。

本実習の履修に当たっては、成人疾病治療論Ⅱ、成人看護学概論、急性期・周手術期看護論、がん看護論の単位修得を要件とする。

(3) 老年看護学実習Ⅰ

老年看護学実習Ⅰでは、老年期を生きる人々の特徴を知り、健康障害のある高齢者と家族を対象とし

た看護に必要な知識・技術・態度を修得するとともに、高齢者の顕在的・潜在的能力や強みを活かした、その人らしい生活を支援する看護を学ぶことを目的とする。実習病院は、地域の特性をふまえた看護を実践している宮城県内の病院である。本実習を通して、高齢者の尊厳保持、入院中から在宅復帰を視野においた高齢者と家族への生活支援、括的・継続的な支援に必要な多職種連携や社会資源（病院・施設・地域）についても学ぶ。

本実習の履修にあたっては、老年疾病治療論、老年看護学概論、老年看護援助論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの単位の修得を要件とする。

(4) 老年看護学実習Ⅱ

老年看護学実習Ⅱでは、介護老人保健施設を利用する高齢者の状態を理解し、その家族を含めたケアの実際と看護の役割について学ぶことを目的とする。実習施設は、仙台市内の介護老人保健施設である。本実習を通して、介護老人保健施設における看護職の役割と多職種との連携と協働、中間施設である介護老人保健施設の概要と特徴、高齢者と家族を入所から在宅復帰まで包括的・継続的に支えるケアマネジメントの実際について学ぶ。さらに、高齢者を身体的側・心理的側面・社会的側面からアセスメントし、顕在的・潜在的能力を活かした、その人らしい生活を支援する看護についても学ぶ。

本実習の履修にあたっては、老年看護学実習Ⅰの単位修得を要件とする。

(5) 小児看護学実習

小児看護学実習では、こどもの成長発達段階と健康レベルおよび養育（生活）環境による影響を理解したうえで、こどもと家族のニーズを把握し、根拠に基づいた看護を実践するための知識・技術・態度を学ぶことを目的とする。こどもとその家族への援助を通して、小児看護の特徴を理解し、小児医療チームにおける看護師の役割と責任、小児医療におけるこどもの最善の利益について考察する。さらに、地域の小児医療および小児看護の現状や問題についても学ぶ。

本実習の履修に当たっては、小児疾病治療論、小児看護学概論、小児看護援助論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの単位修得を要件とする。

(6) 母性看護学実習

母性看護学実習では、女性と子ども、およびその家族の一生にかかわる健康の維持増進と健康回復における看護の役割について学ぶことを目的とする。妊娠・分娩・産褥・子育て各期の女性と子どもの健康に焦点をあて、その家族を含めた看護について実践的に学ぶ。具体的には、産褥・新生児期における母子1組を受け持ち、母子とその家族の健康課題や健康問題をとらえ、個別的な看護過程が展開できるように学習する。妊婦、産婦、褥婦、新生児の理解とケアの実践をとおして、生命の誕生、生命の尊厳、生命の継承性、いのちを育むことについて体験的に学び、母性看護の役割について理解を深める。

本実習の履修にあたっては、女性疾病治療論、母性看護学概論、母性看護援助論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの単位修得を要件とする。

(7) 精神看護学実習

精神看護学実習では、精神疾患をもつ対象者およびその家族を対象に人間の精神の健康について理解を深めるとともに、対象者の精神状態やセルフケア能力をアセスメントし、看護を実践する能力を養う。また、患者－看護師関係のもつ治療的意味と自己洞察の重要性を理解し、人間関係の形成過程を体験的

に学ぶ。さらには、治療の場や構造が対象者にどのような影響を及ぼしているのかや、精神保健福祉法といった外的規範と看護師の倫理的側面といった内的規範について考え、看護専門職として必要な役割と態度を習得する。

本実習の履修に当たっては、精神疾病治療論、精神看護学概論、精神看護援助論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの単位取得を要件とする。

3) 在宅看護学

(1) 在宅看護学実習

在宅看護学実習では、対象者とその家族の生活の場としての在宅を理解し、在宅で生活していくことの意味について実習を通して学ぶ。地域で、疾病・障がいを持ち生活する対象者とその家族の現状を把握し、地域で生活を継続していくための援助ニーズをアセスメントする。既習の知識・技術を統合し、実習指導者の指導のもと看護援助を実践し、実践の基礎を学ぶ。また、生活を支えるための社会資源の活用や多職種連携・協働の実際の場面に参加し、看護専門職としての役割について学びを深める。さらに、今後の在宅看護のあり方について、考察する。

本実習の履修に当たっては、在宅看護学概論、在宅看護援助論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲおよび原則として成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ、老年看護学実習Ⅰ、小児看護学実習、母性看護学実習の単位修得、老年看護学実習Ⅱ、精神看護学実習、看護過程総合演習Ⅱの単位修得見込みであることを要件とする。

4) 看護の統合

(1) 看護学統合実習

看護学統合実習では、医療チームの一員としての実践能力を高めることを目的とする。病院看護部の組織と運営、日勤と夜勤の看護活動、チーム医療の実践場面により、医療チームの一員としての看護師の役割と機能を学ぶ。また、安全・確実な看護活動のために、多重課題の遂行、タイムマネジメント、リスク管理について実践を通して学ぶ。さらに、被災地病院において、東日本大震災発生後急性期の看護活動ならびに急性期以降の被災者支援としての看護活動の実際を学ぶ。

本実習の履修に当たっては、災害看護論、看護管理および原則として成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ、老年看護学実習Ⅰ、小児看護学実習、母性看護学実習の単位修得、老年看護学実習Ⅱ、精神看護学実習、在宅看護学実習、看護過程総合演習Ⅱの単位修得見込みであることを要件とする。

2. 保健師教育課程

「公衆衛生看護学」における実習では、市町村、保健所、専門機関および事業所等で展開されている各種事業・活動に参加し、保健師、関係職種および地域住民との協働を通じて、保健師に必要な知識・技術・態度を統合して学び、さまざまな対象の状況や場に応じて公衆衛生看護活動を実践できる基礎的な能力を身につける。

本区分における実習の履修は、保健師教育課程の選択者のみとする。また、実習の履修にあたっては、全ての看護師・保健師国家試験資格取得に必要な必修科目について、原則として「別表8」および「履修モデル（保健師）」に示されている年次・期間において履修していることが必要である。さらに各実習以前の年次・期間に開講される科目については単位修得、同じ年次・期間に開講される科目については単位修得見込みであることを要件とする。

なお、各実習の履修時期についても、原則として「別表8」および「履修モデル（保健師）」に示され

ている年次・期間のみとする。

(1) 公衆衛生看護学実習Ⅰ

公衆衛生看護学実習Ⅰでは、個人、家族、集団およびコミュニティの健康課題の解決に向け組織的に展開されている公衆衛生看護活動の実際について理解を深めることを目的とする。具体的には、宮城県内の各市町村を実習フィールドとし、公衆衛生看護活動として展開されている各種事業、地区活動、家庭訪問等に参加しながら、活動の場の特性、活動の実際、対象の持つ健康課題と活動のつながりについて学習する。また、保健師に必要とされる能力、価値観や倫理観等についても考察し、自己の課題も明確化する。

(2) 公衆衛生看護学実習Ⅱ

公衆衛生看護学実習Ⅱでは、個人、家族、集団およびコミュニティの健康課題の解決に向け組織的に展開されている公衆衛生看護活動の実際について理解を深めることを目的とする。具体的には、宮城県内の各保健所、専門機関、事業所等を実習フィールドとし、公衆衛生看護活動として展開されている各種事業や活動に参加しながら、専門的かつ広域的に展開される公衆衛生看護活動について学習する。また、保健師に必要とされる能力、価値観や倫理観等についても考察し、自己の課題も明確化する。

(3) 公衆衛生看護学実習Ⅲ

公衆衛生看護学実習Ⅲでは、個人、家族、集団およびコミュニティの健康課題の解決に向け組織的に展開されている公衆衛生看護活動を実践するための能力を養うことを目的とする。具体的には、宮城県内の市町村を実習フィールドとし、公衆衛生看護活動として展開されている各種事業、地区活動、家庭訪問等において役割を担いながら、保健師に必要な知識と技術について理解を深める。また、訪問指導、健康診査、健康教育等において看護過程を展開することを通じ、実践的に学習する。

3. 助産師教育課程

「助産学」における実習では、周産期医療施設や地域の助産活動の場における実践を通して、助産師に必要な知識・技術・態度を統合して学び、さまざまな対象者の状況や場に応じて助産活動を実践できる基礎的な能力を身につける。

本区分における実習の履修は、助産師教育課程の選択者のみとする（助産学実習Ⅰの履修は、選択希望者とする）。また、助産学実習Ⅰを含め、実習の履修にあたっては、全ての看護師・助産師国家試験資格取得に必要な必修科目について、原則として「別表8」および「履修モデル（助産師）」に示されている年次・期間において履修していることが必要である。さらに各実習以前の年次・期間に開講される科目については単位修得、同じ年次・期間に開講される科目については単位修得見込みであることを要件とする。

なお、各実習の履修時期についても、原則として「別表8」および「履修モデル（助産師）」に示されている年次・期間のみとする。

(1) 助産学実習Ⅰ

助産学実習Ⅰでは、周産期医療施設における助産師の助産活動の実際を学び、周産期医療チームの一員としての役割と責任を果たすための自己の課題を明確にすることを目的とする。宮城県内の周産期医

療施設（病院・診療所）の外来および病棟において、妊婦の健康診査と健康教育、褥婦と新生児のケア、産婦に対するケアを含む助産業務の実際を学ぶ。看護師と助産師の役割と業務範囲の相違について理解し、助産学を学ぶ者、助産師をめざす者としての意識を高める。

(2) 助産学実習Ⅱ

助産学実習Ⅱでは、地域で生活する妊婦および母子とその家族の健康な生活をめざして、助産診断・技術の原理と技法を基盤とした支援の実際を通じて、地域において助産師が果たすべき役割について学ぶことを目的とする。宮城県内市町村の母子保健センター等の行政機関と子育て支援に関連する団体において、母子健康手帳の交付、乳幼児健診、家庭訪問、相談および子育て支援等の地域母子保健活動について実践的に学ぶ。地域で生活する妊婦および母子とその家族のニーズを把握し、地域における助産師の役割としての地域母子保健活動を具体的に考え、今後の課題を明確にする。

(3) 助産学実習Ⅲ

助産学実習Ⅲでは、妊婦健康診査、健康教育の実際から、妊娠期の妊婦ならびに胎児とその家族を対象とした助産活動について実践的に学ぶことを目的とする。妊娠期にある個人ならびに集団の対象者に対して、健康教育を実践し、助産活動の実際を学ぶ。宮城県内の周産期医療施設（病院・診療所）の外来および病棟において、助産実習指導者の指導のもと、妊婦健康診査、個別健康教育および集団健康教育を実施する。また、2人程度の妊婦を妊娠末期から継続して受け持ち、妊婦健康診査の結果をふまえ個別の健康教育の実施、評価を継続して行う。

(4) 助産学実習Ⅳ

助産学実習Ⅳでは、産科病棟、NICUにおける助産の実際から、産褥期・新生児期の褥婦ならびに新生児とその家族を対象とした助産活動について実践的に学ぶことを目的とする。褥婦の退行性変化と進行性変化の順調な経過、ならびに新生児の胎外生活への適応が順調に進むための援助を実践し、助産活動の実際を学ぶ。宮城県内の周産期医療施設（病院・診療所）の病棟および外来において、助産実習指導者の指導のもと、2組程度の褥婦と新生児を継続して受け持ち、早期産褥期および早期新生児期の助産実践を行う。セルフケアと家族計画、育児に関する教育を含む産褥期の個別健康教育および集団健康教育を実施する。

(5) 助産学実習Ⅴ

助産学実習Ⅴでは、周産期医療施設における分娩時の助産の実際から、分娩期の産婦ならびに胎児・新生児とその家族を対象とした助産活動について実践的に学ぶことを目的とする。宮城県内の周産期医療施設（病院・診療所）の病棟・分娩室において、助産実習指導者の指導のもと、分娩第1期から分娩第4期までの産婦への援助を継続して行い、産婦への助産活動の実際を学ぶ。また、10症例程度の対象者に対して分娩介助を実施し、産婦と胎児・新生児にとって安全・安楽な分娩介助技術を学ぶ。症例数に応じて分娩介助技術の到達目標を設定し、段階的に、安全で確実な技術を身につける。

実 習 計 画 進 行 表

学年	科 目	月 週	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
1	地域包括ケア実習 (1W)													
1	基礎看護学実習 I (1W)													
2	基礎看護学実習 II (2W)													
3	成人看護学実習 I (3W × 2)													
3	成人看護学実習 II (3W × 2)													
3	老年看護学実習 I (3W)													
3	小児看護学実習 (2W)													
3	母性看護学実習 (2W)													
3・4	精神看護学実習 (2W)													
4	老年看護学実習 II (1W)													
4	在宅看護学実習 (2W)													
4	看護学統合実習 (2W)													
3	公衆衛生看護学実習 I (1W)													
4	公衆衛生看護学実習 II (1W)													
4	公衆衛生看護学実習 III (4W)													
3	助産学実習 I (1W)													
4	助産学実習 II (1W)													
4	助産学実習 III (2W)													
4	助産学実習 IV (2W)													
4	助産学実習 V (5W)													

3 年次 (保健師選択者・助産師選択予定者)

(助産師選択予定者)

※実習は、矢印⇄の時期において、各科目の単位数に応じた期間を行います。

※保健師選択者は公衆衛生看護学実習 I ～ III が必修、助産師選択者は助産学実習 I ～ V が必修です。

第2 卒業研究

卒業研究は、卒業研究Ⅰ（看護学研究）、卒業研究Ⅱ（公衆衛生看護学研究）、卒業研究Ⅲ（助産学研究）があり、うち卒業研究Ⅱは保健師教育課程選択者、卒業研究Ⅲは助産師教育課程選択者が履修する科目となります。

卒業研究Ⅰ（看護学研究）では、看護の統合を図り、看護の現象から研究課題を探索し、追求する能力を養います。自己の課題を明確にし、学術的なものの見方・態度に基づき各自の研究課題を考察し、その成果をまとめます。この一連の過程を通して、さらに人間理解を深め、看護の可能性を深化・拡大する視点と、保健・医療・福祉の融合についての視点とを養うことを目的とします。同時に自己の看護観の形成、職業人としての倫理観の形成を図ります。

卒業研究Ⅱ（公衆衛生看護学研究）では、個人、家族、集団及びコミュニティの健康課題の解決に向け組織的に展開されている公衆衛生看護活動に着目し、公衆衛生看護活動に関する理論の構築および根拠に基づいた実践活動に貢献するための研究活動のあり方について考察します。

卒業研究Ⅲ（助産学研究）では、日本の助産学研究の進歩と課題をふまえ、助産実践におけるさまざまな体験や遭遇した事象から主体的に課題を探求します。対象者理解に基づくニーズに応える対象者中心のケアの向上と助産活動の発展をめざすために、助産実践と助産師としてのあり方について考察します。

※保健師教育課程選択者、助産師教育課程選択者は卒業研究の履修が必須となります。

第3 看護師・保健師・助産師国家試験受験資格

本学科にて取得可能な資格は、**看護師国家試験受験資格**、**保健師国家試験受験資格**（選択学生のみ）及び**助産師国家試験受験資格**（選択学生のみ）です。

■ 看護師とは

看護師とは、昭和23年制定 保健師助産師看護師法 第一章第五条に「厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者もしくははじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう」と規定された国家資格の専門職です。

看護師には、保健・医療現場の変化により、より高度化専門化した知識と技術が求められています。加えて、地域包括ケアシステムの中で対象に適した細やかな看護を実践する能力を持った看護師が期待されています。

〔看護師教育課程〕

本学科学生は必修となっています。また保健師教育課程および助産師教育課程の基盤にもなります。

看護師教育課程の科目を履修するにあたり、看護学臨地実習に伴う実習費の納入が必要です。また、課程の各科目を履修するにあたり必要な経費についても別途必要となります。

■ 保健師とは

保健師とは、昭和23年制定 保健師助産師看護師法 第一章第二条に「厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう」と規定された国家資格の専門職です。平成19年度より看護師の資格を有することが必要となっています。

保健師には、個人や家族、集団および地域を対象とし、人々の健康に関する権利を保障するために、予防的な活動から地域づくりまでを含めた幅広い活動を、地域住民や関係機関と共に展開していく役割が期待されています。

〔保健師教育課程〕

平成24年度入学者より保健師教育課程は選択制となりました。履修の決定については以下のとおりです。

1. 定員：20名程度
2. 時期および費用：

2年次後期にガイダンスを実施し、選考は2年次2月下旬から3月上旬の予定です。

保健師教育課程の選択者は、公衆衛生看護学実習に伴う実習費の納入が別途必要です。また本課程の各科目を履修するにあたり必要な経費についても、別途必要となります。

※ヘルスプロモーションと公共政策づくり、公衆衛生看護援助論Ⅲ・Ⅳ、公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、卒業研究Ⅱ（公衆衛生看護学研究）は保健師教育課程選択者のみ受講の必修科目となります。

3. 方法：

筆記試験、1年次・2年次のGPA値、小論文試験、個人面接等を実施します。

■ 助産師とは

助産師とは、昭和23年制定 保健師助産師看護師法 第一章第三条に「厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。」と規定された国家資格の専門職です。平成19年度より看護師の資格を有することが必要となっています。

助産師には、妊娠・出産・産じょく経過が自然で安全に経過し子育てがスムーズに行えるように援助するだけでなく、対象者の一生における性と生殖にかかわる健康課題・健康問題に対処する役割があります。また、女性とその家族が安心して子どもを産み育てるために、個人および社会にとって必要な社会資源の活用や調整を行う役割が期待されています。

〔助産師教育課程〕

平成30年度入学生より助産師教育課程は選択制となりました。履修の決定については以下のとおりです。

1. 定員：5名程度

2. 時期および費用：

3年後期にガイダンスを実施し、選考は3年次3月上旬から中旬の予定です。

助産師教育課程の選択者は、助産学実習に伴う実習費の納入が別途必要です。また本課程の各科目を履修するにあたり必要な経費についても、別途必要となります。

※助産診断技術論Ⅲ・Ⅳ、助産管理、助産学実習Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、卒業研究Ⅲ（助産学研究）は助産師教育課程選択者のみ受講の必修科目となります。

3. 方法：

筆記試験、1年次・2年次・3年次のGPA値、小論文試験、個人面接等を実施します。

リハビリテーション学科



TOHOKU UNIVERSITY
FACULTY OF REHABILITATION

(1) 総合基礎教育科目 (健康科学部 リハビリテーション学科)

(別表1-③)

科目区分		授業科目名	指示事項	必修	選択	履修年次	履修方法
総合基礎教育科目	教養の基礎	I 群	リエゾンゼミ I (基礎演習)	必修	2	1 年以上	健康科学部リハビリテーション学科は、「教養の基礎知」9 単位、「健康知」4 単位を含め、異なる群中から 3 科目 6 単位以上の計 19 単位以上を選択取得のこと。
			禅のこころ	必修	1	1 年以上	
			仏教入門 (建学の精神・理念を含む)		2	1 年以上	
			哲学入門		2	1 年以上	
			倫理学入門		2	1 年以上	
			宗教学入門		2	1 年以上	
			文学入門		2	1 年以上	
			芸術入門		2	1 年以上	
			ことばと表現		2	1 年以上	
		II 群	英語 I (コミュニケーションを含む)	健康科学部リハビリテーション学科は英語 I ～ III まで 6 単位必修。	2	1 年以上	
			英語 II		2	1 年以上	
			英語 III		2	2 年以上	
			実用英語 A		1	2 年以上	
			実用英語 B		1	2 年以上	
			実用英語 C		1	2 年以上	
			実用英語 D		1	2 年以上	
			実用英語 E		1	2 年以上	
			実用英語 F		1	2 年以上	
			ドイツ語 I (コミュニケーションを含む)		2	1 年以上	
			ドイツ語 II		2	1 年以上	
			ドイツ語 III		2	2 年以上	
			実用ドイツ語 A		2	2 年以上	
			実用ドイツ語 B		2	2 年以上	
			ハングル講座 I (コミュニケーションを含む)		2	1 年以上	
			ハングル講座 II		2	1 年以上	
			ハングル講座 III		2	2 年以上	
			実用ハングル講座 A		2	2 年以上	
			実用ハングル講座 B		2	2 年以上	
			中国語 I (コミュニケーションを含む)		2	1 年以上	
			中国語 II		2	1 年以上	
			中国語 III		2	2 年以上	
			実用中国語 A		2	2 年以上	
			実用中国語 B		2	2 年以上	
			日本語 I	留学生対象	2	1 年以上	
			日本語 II	留学生対象	2	1 年以上	
			日本語 III	留学生対象	2	2 年以上	
			実用日本語 A	留学生対象	2	2 年以上	
			実用日本語 B	留学生対象	2	2 年以上	
			グローバルコミュニケーション I		2	1 年以上	
			グローバルコミュニケーション II		2	2 年以上	
			異文化コミュニケーション		2	2 年以上	
			アジア共同体に向けて		2	1 年以上	
	科学知	I 群	生物学の基礎		2	1 年以上	
			化学の基礎		2	1 年以上	
			物理学の基礎		2	1 年以上	

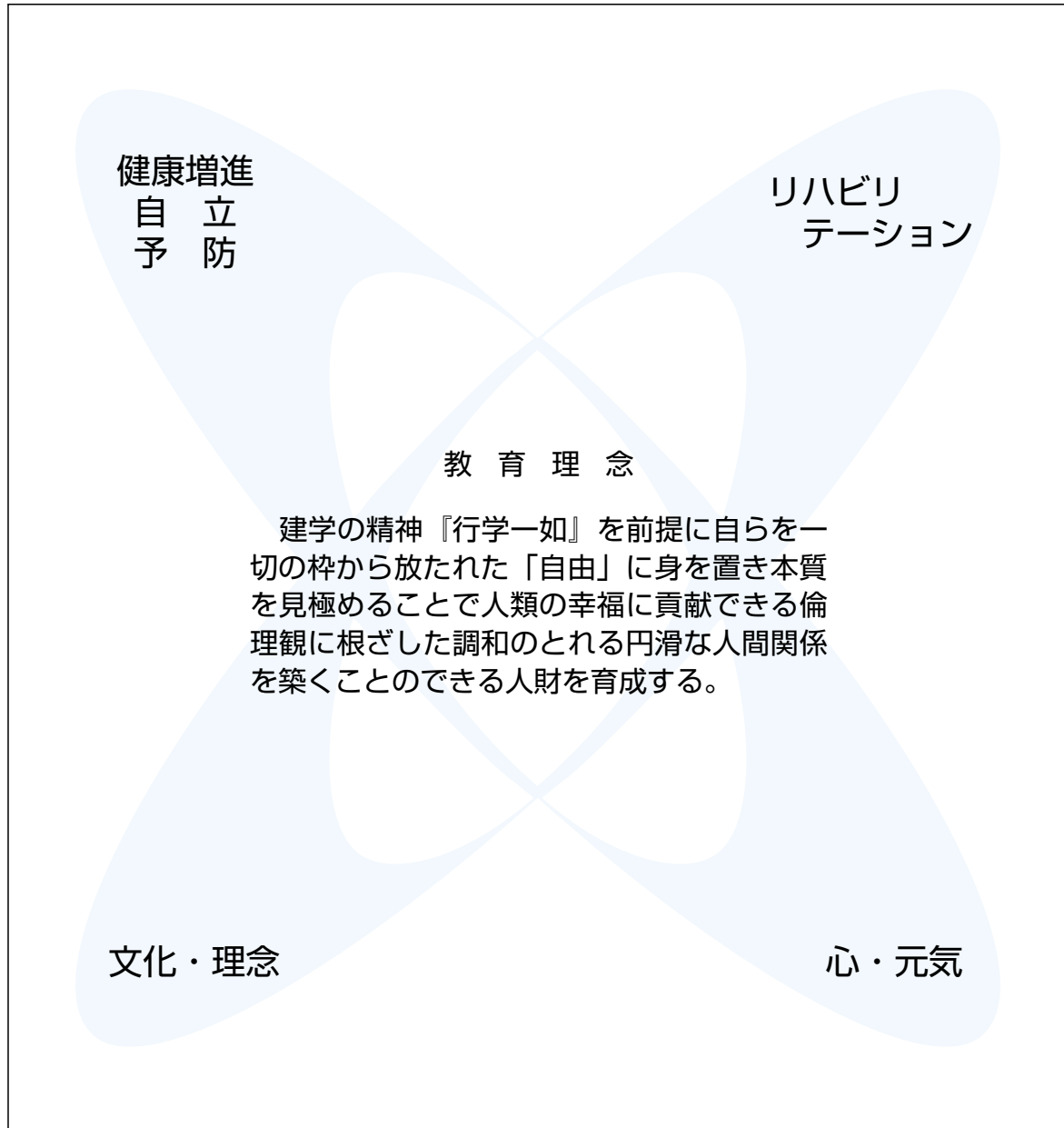
実 践 知 健 康 知	II 群	天文学の基礎			2	1年以上	
		数学の基礎			2	1年以上	
		統計学の基礎			2	1年以上	
		心理学の基礎			2	1年以上	
		地理学の基礎			2	1年以上	
		現代社会を見る眼			2	1年以上	
		現代福祉の基礎			2	1年以上	
		法の基礎			2	1年以上	
		政治学の基礎			2	1年以上	
		経済学の基礎			2	1年以上	
	I 群	社会学の基礎			2	1年以上	
		歴史学の基礎			2	1年以上	
		教育学の基礎			2	1年以上	
		情報処理論			2	1年以上	
		情報処理実習			2	1年以上	
		情報処理応用実習			2	1年以上	
		キャリアデザインⅠ			2	1年以上	
		キャリアデザインⅡ			2	2年以上	
		キャリアデザインⅢ			2	3年以上	
		インターンシップⅠ			4	2年以上	
	II 群	インターンシップⅡ			4	3年以上	
		Study Abroad A (アジア)			1	1年以上	
		Study Abroad B (北米)			1	1年以上	
		Study Abroad C (オセアニア)			1	1年以上	
		Study Abroad D (ヨーロッパ)			1	1年以上	
		Study Abroad E (その他の地域)			1	1年以上	
		リスクと社会			2	1年以上	
		災害と社会			2	1年以上	
		情報と社会			2	1年以上	
		ボランティア論			2	1年以上	
健康 知	I 群	福祉ボランティア活動Ⅰ (地域貢献活動を含む)			1	1年以上	
		福祉ボランティア活動Ⅱ (地域貢献活動を含む)			1	2年以上	
		福祉ボランティア活動Ⅲ (地域貢献活動を含む)			1	3年以上	
	II 群	福祉ボランティア活動Ⅳ (地域貢献活動を含む)			1	4年以上	
		スポーツⅠ	全学部必修	2		1年以上	必修2単位
		スポーツⅡ			1	2年以上	
		スポーツⅢ			1	3年以上	
		健康科学			2	1年以上	1科目2単位以上選択必修
		食と生活			2	1年以上	
		生涯スポーツ論			2	1年以上	
		レクリエーション論			2	1年以上	
	II 群	スポーツ社会学			2	2年以上	
		スポーツの心理学			2	2年以上	
		スポーツ医学			2	2年以上	

※なお、外国語に関して、語学能力検定試験（TOFEL、TOEIC、英検、独検など）を受けている学生は、その点数によって当該外国語の単位を認定する場合がある。

(四) リハビリテーション学科

教育理念と教育目標

教育理念

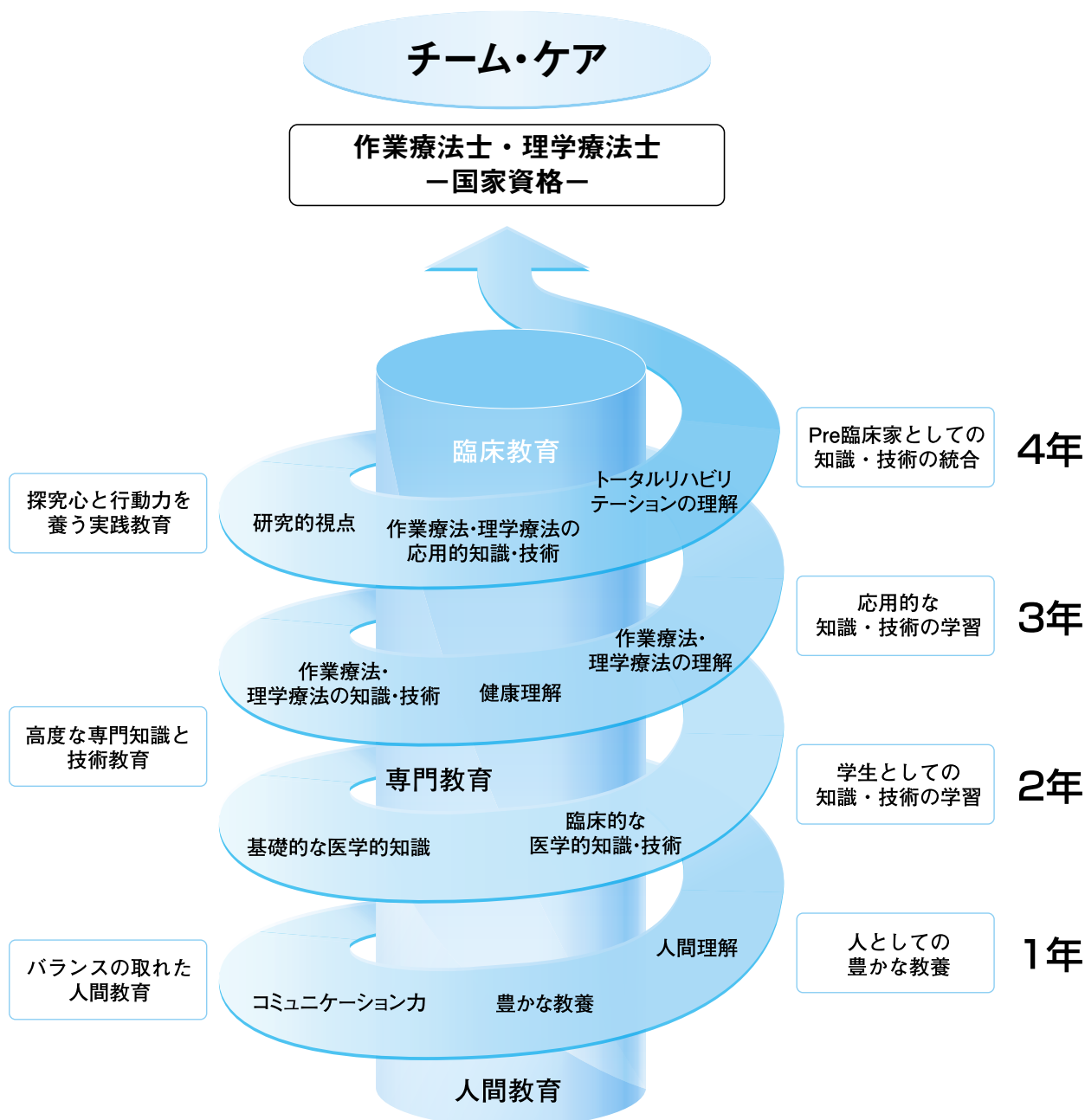


教育目標

- ① 人間性…個人の尊厳と基本的人権の尊重に基づく人間性と倫理性を養う。
- ② 専門性…保健・医療・福祉の諸問題に対して実践的に対応する能力を養う。
- ③ 社会性…自らの役割と責任を担う能力を養う。
- ④ 協調性…広い視野をもち、他の専門職と連携・協働する能力を養う。
- ⑤ 創造性…既成概念にとらわれることなく、主体かつ創造的な能力を養う。
- ⑥ 主体性…自ら評価をおこない、絶えず向上とする自己研鑽する能力を養う。

教育課程の構造

リハビリテーションの専門職として、
保健・医療・福祉分野のフィールドで活躍できるセラピストを育成します



第1 作業療法学専攻

作業療法学専攻 教育体系

● 専門基幹科目 ●

臨床実習とリハビリテーション関連科目

ボランティア実習A、評価実習Ⅰ、評価実習Ⅱ、実践実習Ⅰ、実践実習Ⅱ、
医学英語、救命救急法、地域生活と住環境、介護予防と健康増進、国際・災害リハビリテーション

専門基幹科目L・C群	基礎作業療法学	作業療法評価学	作業療法治療学		地域作業療法学	作業療法特別関連科目
リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）	作業療法概論	作業療法評価学総論	作業療法の介入と適用	精神障害と作業療法学Ⅰ	地域作業療法学Ⅰ	作業療法研究法
リエゾンゼミⅢ（専門演習Ⅰ）	作業科学Ⅰ	作業療法評価学Ⅰ	身体障害と作業療法学Ⅰ	精神障害と作業療法学Ⅱ	地域作業療法学Ⅱ	作業療法総合特論
リエゾンゼミⅣ（専門演習Ⅱ）	作業科学Ⅱ	作業療法評価学Ⅱ	身体障害と作業療法学Ⅱ	発達障害と作業療法学	作業療法支援実践	
地域マネジメント論	作業Ⅰ（健康と作業）	作業療法評価学Ⅲ	身体障害と作業療法学Ⅲ	老年期障害と作業療法学		
地域活性化マネジメント論	作業Ⅱ（生活と作業）		高次脳機能障害と作業療法学	生活技術学		
地域共創福祉論	作業の評価と実践		生活技術学実習	テクノロジーと代償学		
地域共創実学教育Ⅰ						
地域共創実学教育Ⅱ						
地域共創実学教育Ⅲ						
地域共創実学教育Ⅳ						
卒業研究						

● 専門基礎科目 ●

人体の構造と機能		疾患と障害学		保健医療福祉とリハビリテーションの理念
解剖学Ⅰ（筋骨格系）	解剖学実習	疾病と障害総論Ⅰ	疾病と障害総論Ⅱ	リハビリテーションの理念と概要
解剖学Ⅱ（神経系・内臓系）	人体生理学	神経系障害とリハビリテーション	骨・関節障害とリハビリテーション	リハビリテーション実践
人体生理学実習	運動学Ⅰ	内部障害とリハビリテーション	発達障害とリハビリテーション	公衆衛生学
運動学Ⅱ	人間発達学	老年期障害とリハビリテーション	精神障害とリハビリテーション	保健福祉論
人間発達学演習	臨床運動学	臨床心理学		地域保健活動

関連科目

福祉社会学、社会福祉原論、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、人権と現代福祉、特講A(作業療法学)、
災害概論、原子力災害論、災害情報論、地域減災論Ⅰ、災害復興支援論、災害福祉論Ⅰ、災害福祉論Ⅱ

● 総合基礎教育科目

教養の基礎知

I 群	II 群
リエゾンゼミⅠ (基礎演習)	英語Ⅰ (コミュニケーションを含む)
禅のこころ	英語Ⅱ
仏教入門 (建学の精神・理念を含む)	英語Ⅲ
哲学入門	実用英語 A
倫理学入門	実用英語 B
	実用英語 C
	実用英語 D
	実用英語 E
	実用英語 F
	ドイツ語Ⅰ (コミュニケーションを含む)
	ドイツ語Ⅱ
	ドイツ語Ⅲ
	実用ドイツ語 A
	実用ドイツ語 B
	ハンブル講座Ⅰ (コミュニケーションを含む)
	ハンブル講座Ⅱ
	ハンブル講座Ⅲ
	宗教学入門
	文学入門
	芸術入門
	ことばと表現
	実用ハンブル講座 A
	実用ハンブル講座 B
	中国語Ⅰ (コミュニケーションを含む)
	中国語Ⅱ
	中国語Ⅲ
	実用中国語 A
	実用中国語 B
	日本語Ⅰ
	日本語Ⅱ
	日本語Ⅲ
	実用日本語 A
	実用日本語 B
	グローバルコミュニケーションⅠ
	グローバルコミュニケーションⅡ
	異文化コミュニケーション
	アジア共同体に向けて

科学知

I 群	II 群
生物学の基礎	現代社会を見る眼
化学の基礎	現代福祉の基礎
物理学の基礎	法の基礎
天文学の基礎	政治学の基礎
数学の基礎	経済学の基礎
統計学の基礎	社会学の基礎
心理学の基礎	歴史学の基礎
地理学の基礎	教育学の基礎

実践知

I 群	II 群
情報処理論	リスクと社会
情報処理実習	災害と社会
情報処理応用実習	情報と社会
キャリアデザインⅠ	ボランティア論
キャリアデザインⅡ	福祉ボランティア活動Ⅰ (地域貢献活動を含む)
キャリアデザインⅢ	福祉ボランティア活動Ⅱ (地域貢献活動を含む)
インターンシップⅠ	福祉ボランティア活動Ⅲ (地域貢献活動を含む)
インターンシップⅡ	福祉ボランティア活動Ⅳ (地域貢献活動を含む)
Study Abroad A (アジア)	
Study Abroad B (北米)	
Study Abroad C (オセアニア)	
Study Abroad D (ヨーロッパ)	
Study Abroad E (その他の地域)	

健康知

I 群	II 群
スポーツⅠ	健康科学
スポーツⅡ	食と生活
スポーツⅢ	生涯スポーツ論
	レクリエーション論
	スポーツ社会学
	スポーツの心理学
	スポーツ医学

リハビリテーション学科 作業療法学専攻 専門教育科目

専門基礎科目

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履修方法
人体の構造と機能	解剖学Ⅰ（筋骨格系）		1		1年以上	12単位以上修得すること
	解剖学実習		2		1年以上	
	解剖学Ⅱ（神経系・内臓系）		1		1年以上	
	人体生理学		2		1年以上	
	人体生理学実習		1		1年以上	
	運動学Ⅰ		2		1年以上	
	運動学Ⅱ		1		2年以上	
	人間発達学		2		1年以上	
	人間発達学演習			1	2年以上	
	臨床運動学			1	2年以上	
疾患と障害学	疾病と障害総論Ⅰ		2		1年以上	16単位修得すること
	疾病と障害総論Ⅱ		2		2年以上	
	神経系障害とリハビリテーション		2		2年以上	
	骨・関節障害とリハビリテーション		2		2年以上	
	内部障害とリハビリテーション		2		2年以上	
	発達障害とリハビリテーション		1		2年以上	
	老年期障害とリハビリテーション		1		2年以上	
	精神障害とリハビリテーション		2		2年以上	
	臨床心理学		2		2年以上	
リハビリテーションの理念と保健医療福祉と	リハビリテーションの理念と概要		1		1年以上	2単位以上修得すること
	リハビリテーション実践		1		2年以上	
	公衆衛生学			1	1年以上	
	保健福祉論			1	2年以上	
	地域保健活動			1	2年以上	

専門基幹科目 L・C 群

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履修方法
	リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）		2		2年以上	6単位以上修得すること
	リエゾンゼミⅢ（専門演習Ⅰ）		2		3年以上	
	リエゾンゼミⅣ（専門演習Ⅱ）		2		4年	
	地域マネジメント論			2	2年以上	
	地域活性化マネジメント論			2	2年以上	
	地域共創福祉論			2	2年以上	
	地域共創実学教育Ⅰ			4	1年以上	
	地域共創実学教育Ⅱ			4	2年以上	
	地域共創実学教育Ⅲ			4	3年以上	
	地域共創実学教育Ⅳ			4	4年	
	卒業研究			4	4年	

専門基幹科目 A 群

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履修方法
基礎作業療法学	作業療法概論		2		1 年以上	8 単位以上修得すること
	作業科学Ⅰ		2		1 年以上	
	作業科学Ⅱ		1		3 年以上	
	作業Ⅰ（健康と作業）		1		1 年以上	
	作業Ⅱ（生活と作業）		1		1 年以上	
	作業の評価と実践		1		2 年以上	
作業療法評価学	作業療法評価学総論		2		1 年以上	6 単位修得すること
	作業療法評価学Ⅰ		2		2 年以上	
	作業療法評価学Ⅱ		1		2 年以上	
	作業療法評価学Ⅲ		1		2 年以上	
作業療法治療学	作業療法の介入と適用		1		2 年以上	20 単位以上修得すること
	身体障害と作業療法学Ⅰ		2		2 年以上	
	身体障害と作業療法学Ⅱ		2		2 年以上	
	身体障害と作業療法学Ⅲ		2		3 年以上	
	精神障害と作業療法学Ⅰ		1		2 年以上	
	精神障害と作業療法学Ⅱ		2		2 年以上	
	発達障害と作業療法学		2		3 年以上	
	老年期障害と作業療法学		2		2 年以上	
	高次脳機能障害と作業療法学		2		3 年以上	
	生活技術学		2		2 年以上	
	生活技術学実習		1		2 年以上	
	テクノエイドと代償学		1		3 年以上	
地域作業療法学	地域作業療法学Ⅰ		2		3 年以上	4 単位以上修得すること
	地域作業療法学Ⅱ		2		3 年以上	
	作業療法支援実践			1	4 年	
特別関連科目	作業療法研究法		2		3 年以上	4 単位修得すること
	作業療法総合特論		2		4 年	

専門基幹科目 C 群

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履修方法
臨床実習	ボランティア実習 A		1		1 年以上	23 単位以上修得すること
	評価実習Ⅰ		3		2 年以上	
	評価実習Ⅱ		3		3 年以上	
	実践実習Ⅰ		8		3 年以上	
	実践実習Ⅱ		8		4 年	

リハビリテーション 関連科目	医学英語			2	2 年以上
	救命救急法			2	4 年
	地域生活と住環境			2	4 年
	介護予防と健康増進			2	4 年
	国際・災害リハビリテーション			2	4 年

関連科目

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履修方法
	福祉社会学			2	1 年以上	
	社会福祉原論			2	2 年以上	
	児童福祉			2	2 年以上	
	高齢者福祉			2	2 年以上	
	障害者福祉			2	2 年以上	
	人権と現代福祉			2	3 年以上	
	災害概論			4	2 年以上	
	原子力災害論			2	2 年以上	
	災害情報論			2	2 年以上	
	地域減災論Ⅰ			2	2 年以上	
	災害復興支援論			4	2 年以上	
	災害福祉論Ⅰ			2	2 年以上	
	災害福祉論Ⅱ			2	2 年以上	
	特講 A（作業療法学）			2	4 年	

■ 履修方法

- 専門基礎科目では、人体の構造と機能として必修12単位以上、疾患と障害学として必修16単位、保健医療福祉とリハビリテーションの理念として必修2単位以上修得する。
- 専門基幹科目（L・C群）はリエゾン関連必修6単位以上修得する。
- 専門基幹科目（A群）は基礎作業療法学として必修8単位、作業療法評価学として必修6単位、作業療法治療学として必修20単位、地域作業療法学として必修4単位、作業療法特別関連科目必修4単位をそれぞれ履修し、合計42単位を修得する。
- 専門基幹科目（C群）は臨床実習とリハビリテーション関連科目として、学外臨床実習5科目中心に合計23単位以上修得する。

総合基礎科目19単位以上、専門基礎科目30単位以上、専門基幹科目71単位以上を含む総計124単位以上が卒業要件最低単位数となり、同時に国家試験受験資格に必要な指定単位の修得となります。

履 修 モ デ ル

健康科学部 リハビリテーション学科 作業療法学専攻 (例)

○印は履修科目を示す。

授 業 科 目 の 名 称				単位数		履修モデル			
				必修	選択	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
総合基礎科目	教養の基礎知	Ⅰ	リエゾンゼミⅠ	2		○			
			禅のこころ	1		○			
		Ⅱ	英語Ⅰ	2		○			
			英語Ⅱ	2		○			
			英語Ⅲ	2			○		
	科学知	Ⅰ	物理学の基礎		2	○			
		Ⅱ	教育学の基礎		2	○			
	実践知	Ⅱ	ボランティア論		2	○			
	健康知	Ⅰ	スポーツⅠ	2		○			
Ⅱ		健康科学		2	○				
総合基礎科目 履 修 単 位 数						17	2	0	0
						19			
専門基礎科目	人体の構造と機能		解剖学Ⅰ（筋骨格系）	1		○			
			解剖学実習	2		○			
			解剖学Ⅱ（神経系・内臓系）	1		○			
			人体生理学	2		○			
			人体生理学実習	1		○			
			運動学Ⅰ	2		○			
			運動学Ⅱ	1			○		
			人間発達学	2		○			
			人間発達学演習		1		○		
	疾患と障害学		疾病と障害総論Ⅰ	2		○			
			疾病と障害総論Ⅱ	2			○		
			神経系障害とリハビリテーション	2			○		
			骨・関節障害とリハビリテーション	2			○		
			内部障害とリハビリテーション	2			○		
			発達障害とリハビリテーション	1			○		
			老年期障害とリハビリテーション	1			○		
			精神障害とリハビリテーション	2			○		
			臨床心理学	2			○		
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念		リハビリテーションの理念と概要	1		○			
			リハビリテーション実践	1			○		
			公衆衛生学		1	○			
専門基礎科目 履 修 単 位 数						15	17	0	0
						32			
専門基礎科目 L・C 群			リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）	2			○		
			リエゾンゼミⅢ（専門演習Ⅰ）	2				○	
			リエゾンゼミⅣ（専門演習Ⅱ）	2					○
			卒業研究		4				○

専門基幹科目 A 群	基礎作業療法学	作業療法概論	2		○			
		作業科学Ⅰ	2		○			
		作業科学Ⅱ	1				○	
		作業Ⅰ（健康と作業）	1		○			
		作業Ⅱ（生活と作業）	1		○			
		作業の評価と実践	1			○		
	作業療法評価学	作業療法評価学総論	2		○			
		作業療法評価学Ⅰ	2			○		
		作業療法評価学Ⅱ	1			○		
		作業療法評価学Ⅲ	1			○		
	作業療法治療学	作業療法の介入と適用	1			○		
		身体障害と作業療法学Ⅰ	2			○		
		身体障害と作業療法学Ⅱ	2			○		
		身体障害と作業療法学Ⅲ	2				○	
		精神障害と作業療法学Ⅰ	1			○		
		精神障害と作業療法学Ⅱ	2			○		
		発達障害と作業療法学	2				○	
		老年期障害と作業療法学	2			○		
		高次脳機能障害と作業療法学	2				○	
		生活技術学	2			○		
		生活技術学実習	1			○		
		テクノエイドと代償学	1				○	
	地域作業療法学	地域作業療法学Ⅰ	2				○	
		地域作業療法学Ⅱ	2				○	
		作業療法支援実践		1				○
	作業療法特別関連科目	作業療法研究法	2				○	
		作業療法総合特論	2					○
専門基幹科目 C 群	臨床実習	ボランティア実習 A	1		○			
		評価実習Ⅰ	3			○		
		評価実習Ⅱ	3				○	
		実践実習Ⅰ	8				○	
		実践実習Ⅱ	8					○
	リハビリテーション関連科目	医学英語		2		○		
		地域生活と住環境		2				○
		介護予防と健康増進		2				○
	専門基幹科目 履修単位数				9	25	27	21
					86			
	関連科目	特講 A（作業療法学）		2				○
	関連科目 履修単位数				0	0	0	2
					2			
	履修単位数総合計				39	46	27	23
				135				

健康科学部 リハビリテーション学科 作業療法学専攻 授業科目の流れ

総合基礎科目									
教養の基礎知				科学知				実践知	
I群		II群		I群		II群		I群	II群
1 年前期	リハビリテーション入門	健康科学の基礎	英語I	中国語I	ドイツ語I	ハンゲル講座I	異文化コミュニケーション	キャリアデザインI	健康科学
1 年後期	リハビリテーション入門	健康科学の基礎	英語II	中国語II	ドイツ語II	ハンゲル講座II	異文化コミュニケーション	キャリアデザインII	健康科学
2 年前期	リハビリテーション入門	健康科学の基礎	英語III	中国語III	ドイツ語III	ハンゲル講座III	異文化コミュニケーション	キャリアデザインIII	健康科学
2 年後期	リハビリテーション入門	健康科学の基礎	英語III	中国語III	ドイツ語III	ハンゲル講座III	異文化コミュニケーション	キャリアデザインIII	健康科学
3 年前期	リハビリテーション入門	健康科学の基礎	英語III	中国語III	ドイツ語III	ハンゲル講座III	異文化コミュニケーション	キャリアデザインIII	健康科学
3 年後期	リハビリテーション入門	健康科学の基礎	英語III	中国語III	ドイツ語III	ハンゲル講座III	異文化コミュニケーション	キャリアデザインIII	健康科学
4 年前期	リハビリテーション入門	健康科学の基礎	英語III	中国語III	ドイツ語III	ハンゲル講座III	異文化コミュニケーション	キャリアデザインIII	健康科学
4 年後期	リハビリテーション入門	健康科学の基礎	英語III	中国語III	ドイツ語III	ハンゲル講座III	異文化コミュニケーション	キャリアデザインIII	健康科学

☐ 総合基礎教育科目
 ☐ 専門基礎科目
 ☐ 関連科目

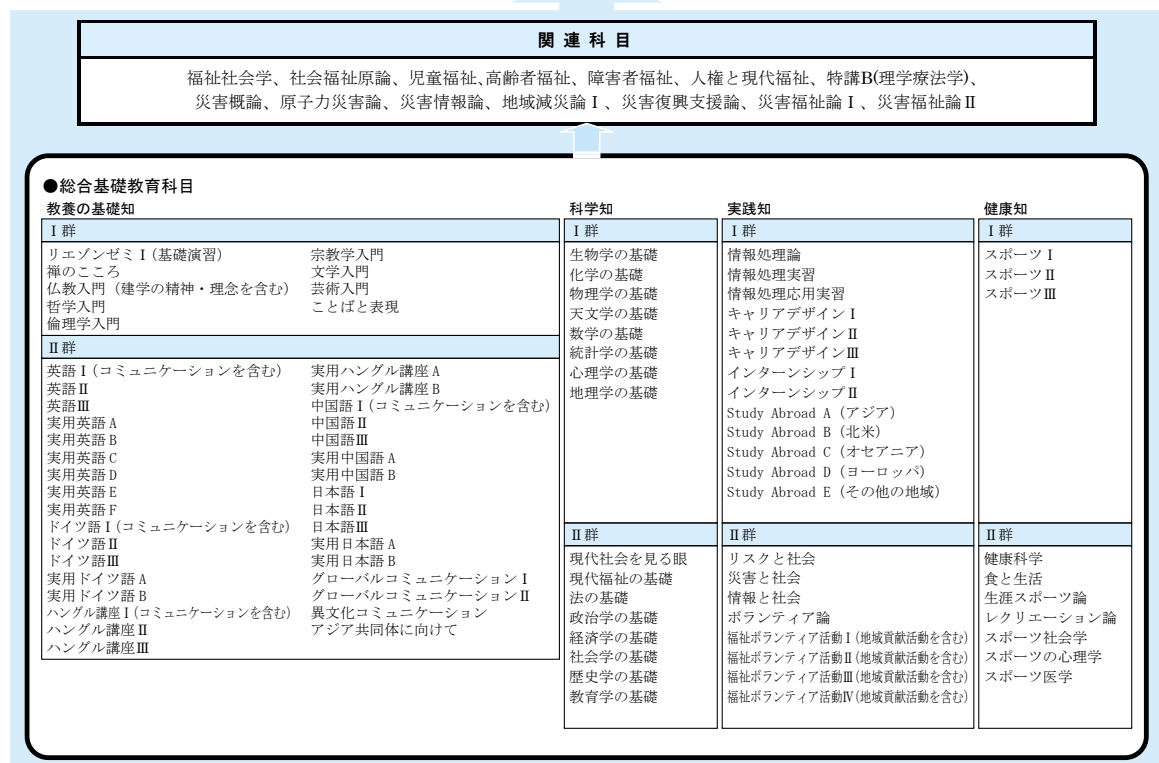
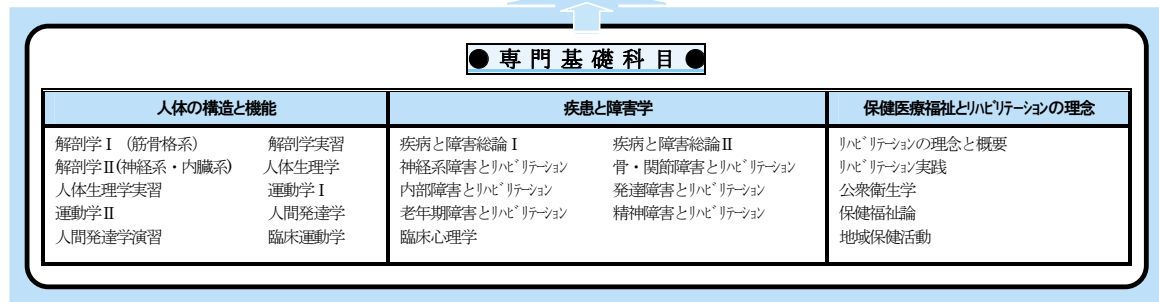
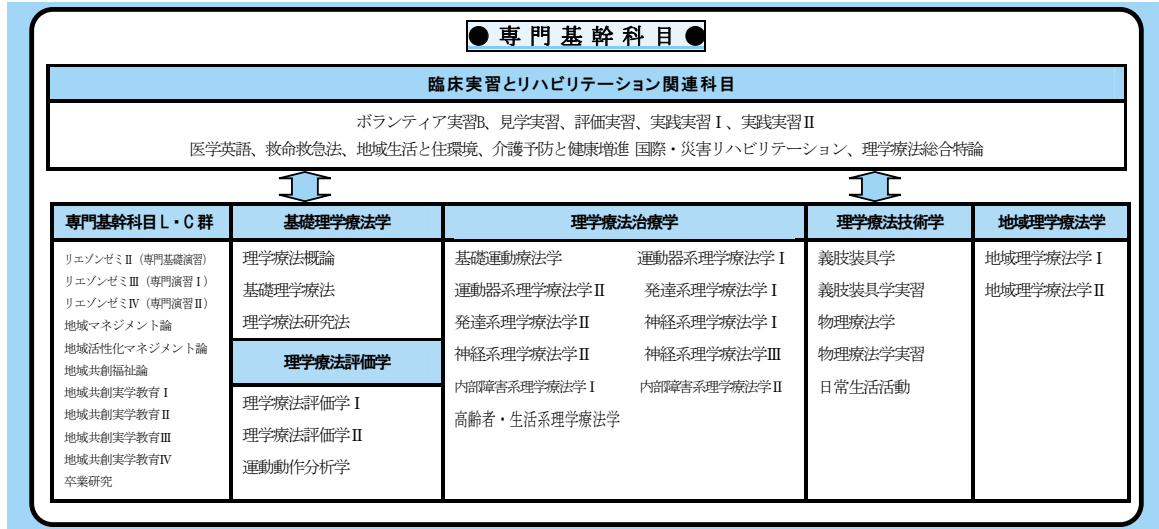
☐ 専門基幹科目

☒ 必修科目

[illegible]

第2 理学療法学専攻

理学療法学専攻 教育体系



リハビリテーション学科 理学療法学専攻 専門教育科目

専門基礎科目

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履修方法
人体の構造と機能	解剖学Ⅰ（筋骨格系）		1		1年以上	12単位以上修得すること
	解剖学実習		2		1年以上	
	解剖学Ⅱ（神経系・内臓系）		1		1年以上	
	人体生理学		2		1年以上	
	人体生理学実習		1		1年以上	
	運動学Ⅰ		2		1年以上	
	運動学Ⅱ		1		2年以上	
	人間発達学		2		1年以上	
	人間発達学演習			1	2年以上	
	臨床運動学			1	2年以上	
疾患と障害学	疾病と障害総論Ⅰ		2		1年以上	16単位修得すること
	疾病と障害総論Ⅱ		2		2年以上	
	神経系障害とリハビリテーション		2		2年以上	
	骨・関節障害とリハビリテーション		2		2年以上	
	内部障害とリハビリテーション		2		2年以上	
	発達障害とリハビリテーション		1		2年以上	
	老年期障害とリハビリテーション		1		2年以上	
	精神障害とリハビリテーション		2		2年以上	
	臨床心理学		2		2年以上	
リハビリテーションの理念と保健医療福祉との関係	リハビリテーションの理念と概要		1		1年以上	2単位以上修得すること
	リハビリテーション実践		1		2年以上	
	公衆衛生学			1	1年以上	
	保健福祉論			1	2年以上	
	地域保健活動			1	2年以上	

専門基幹科目 L・C 群

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履修方法
	リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）		2		2年以上	6単位以上修得すること
	リエゾンゼミⅢ（専門演習Ⅰ）		2		3年以上	
	リエゾンゼミⅣ（専門演習Ⅱ）		2		4年	
	地域マネジメント論			2	2年以上	
	地域活性化マネジメント論			2	2年以上	
	地域共創福祉論			2	2年以上	
	地域共創実学教育Ⅰ			4	1年以上	
	地域共創実学教育Ⅱ			4	2年以上	
	地域共創実学教育Ⅲ			4	3年以上	
	地域共創実学教育Ⅳ			4	4年	
	卒業研究			4	4年	

専門基幹科目 B 群

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履修方法
基礎理学療法学	理学療法概論		2		1 年以上	6 単位修得すること
	基礎理学療法		2		1 年以上	
	理学療法研究法		2		3 年以上	
理学療法評価学	理学療法評価学Ⅰ		2		1 年以上	5 単位修得すること
	理学療法評価学Ⅱ		2		2 年以上	
	運動動作分析学		1		2 年以上	
理学療法治療学	基礎運動療法学		2		2 年以上	21 単位修得すること
	運動器系理学療法学Ⅰ		2		2 年以上	
	運動器系理学療法学Ⅱ		1		3 年以上	
	発達系理学療法学Ⅰ		2		3 年以上	
	発達系理学療法学Ⅱ		1		3 年以上	
	神経系理学療法学Ⅰ		2		2 年以上	
	神経系理学療法学Ⅱ		1		3 年以上	
	神経系理学療法学Ⅲ		1		3 年以上	
	内部障害系理学療法学Ⅰ		2		3 年以上	
	内部障害系理学療法学Ⅱ		1		3 年以上	
	高齢者・生活系理学療法学		1		3 年以上	
理学療法技術学	義肢装具学		1		2 年以上	
	義肢装具学実習		1		3 年以上	
	物理療法学		1		2 年以上	
	物理療法学実習		1		2 年以上	
	日常生活活動		1		2 年以上	
地域理学療法学	地域理学療法学Ⅰ		2		3 年以上	4 単位修得すること
	地域理学療法学Ⅱ		2		3 年以上	

専門基幹科目 C 群

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履修方法
臨床実習	ボランティア実習 B			1	1 年以上	25 単位以上修得すること (うち臨床実習 19 単位)
	見学実習		1		1 年以上	
	評価実習		4		2 年以上	
	実践実習Ⅰ		6		3 年以上	
	実践実習Ⅱ		8		4 年	
リハビリテーション 関連科目	医学英語			2	2 年以上	
	救命救急法			2	4 年	
	地域生活と住環境			2	4 年	
	介護予防と健康増進			2	4 年	
	国際・災害リハビリテーション			2	4 年	
	理学療法総合特論		2		4 年	

関連科目

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履修方法
	福祉社会学			2	1年以上	
	社会福祉原論			2	2年以上	
	児童福祉			2	2年以上	
	高齢者福祉			2	2年以上	
	障害者福祉			2	2年以上	
	人権と現代福祉			2	3年以上	
	災害概論			4	2年以上	
	原子力災害論			2	2年以上	
	災害情報論			2	2年以上	
	地域減災論Ⅰ			2	2年以上	
	災害復興支援論			4	2年以上	
	災害福祉論Ⅰ			2	2年以上	
	災害福祉論Ⅱ			2	2年以上	
	特講 B (理学療法学)			2	4年	

■ 履修方法

- (1) 専門基礎科目では、人体の構造と機能として必修12単位以上、疾患と障害学として必修16単位、保健医療福祉とリハビリテーションの理念として必修2単位以上修得する。
- (2) 専門基幹科目（L・C群）はリエゾン関連必修6単位以上修得する。
- (3) 専門基幹科目（B群）は、基礎理学療法学として必修6単位、理学療法評価学として必修5単位、理学療法治療学と理学療法技術学として必修21単位、地域理学療法学として必修4単位をそれぞれ履修し、合計36単位を修得する。
- (4) 専門基幹科目（C群）は臨床実習とリハビリテーション関連科目として、学外臨床実習4科目中心に合計25単位以上修得する。

総合基礎科目19単位以上、専門基礎科目30単位以上、専門基幹科目67単位以上を含む総計124単位以上が卒業要件最低単位数となり、同時に国家試験受験資格に必要な指定単位の修得となります。

履 修 モ デ ル

健康科学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻 (例)

○印は履修科目を示す。

授 業 科 目 の 名 称				単位数		履修モデル			
				必修	選択	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
総合基礎科目	教養の基礎知	Ⅰ	リエゾンゼミⅠ	2		○			
			禅のこころ	1		○			
		Ⅱ	英語Ⅰ	2		○			
			英語Ⅱ	2		○			
			英語Ⅲ	2			○		
	科学知	Ⅰ	物理学の基礎		2	○			
		Ⅱ	経済学の基礎		2	○			
	実践知	Ⅱ	ボランティア論		2	○			
	健康知	Ⅰ	スポーツⅠ	2		○			
Ⅱ		健康科学又は生涯スポーツ論		2	○				
総合基礎科目 履修単位数						17	2	0	0
						19			
専門基礎科目	人体の構造と機能		解剖学Ⅰ（筋骨格系）	1		○			
			解剖学実習	2		○			
			解剖学Ⅱ（神経系・内臓系）	1		○			
			人体生理学	2		○			
			人体生理学実習	1		○			
			運動学Ⅰ	2		○			
			運動学Ⅱ	1			○		
			人間発達学	2		○			
			人間発達学演習		1		○		
			臨床運動学		1		○		
	疾患と障害学		疾病と障害総論Ⅰ	2		○			
			疾病と障害総論Ⅱ	2			○		
			神経系障害とリハビリテーション	2			○		
			骨・関節障害とリハビリテーション	2			○		
			内部障害とリハビリテーション	2			○		
			発達障害とリハビリテーション	1			○		
			老年期障害とリハビリテーション	1			○		
			精神障害とリハビリテーション	2			○		
			臨床心理学	2			○		
		保健医療福祉とリハビリテーションの理念		リハビリテーションの理念と概要	1		○		
			リハビリテーション実践	1			○		
			公衆衛生学		1	○			
			保健福祉論		1		○		
			地域保健活動		1		○		
専門基礎科目 履修単位数						15	20	0	0
						35			
専門基幹科目 L・C 群			リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）	2			○		
			リエゾンゼミⅢ（専門演習Ⅰ）	2				○	
			リエゾンゼミⅣ（専門演習Ⅱ）	2					○
			卒業研究		4				○

専門基幹科目 B群	基礎理学療法学	理学療法概論	2		○			
		基礎理学療法	2		○			
		理学療法研究法	2				○	
	理学療法評価学	理学療法評価学Ⅰ	2		○			
		理学療法評価学Ⅱ	2			○		
		運動動作分析学	1			○		
	理学療法治療学	基礎運動療法学	2			○		
		運動器系理学療法学Ⅰ	2			○		
		運動器系理学療法学Ⅱ	1				○	
		発達系理学療法学Ⅰ	2				○	
		発達系理学療法学Ⅱ	1				○	
		神経系理学療法学Ⅰ	2			○		
		神経系理学療法学Ⅱ	1				○	
		神経系理学療法学Ⅲ	1				○	
		内部障害系理学療法学Ⅰ	2				○	
		内部障害系理学療法学Ⅱ	1				○	
		高齢者・生活系理学療法学	1				○	
	理学療法技術学	義肢装具学	1			○		
		義肢装具学実習	1				○	
		物理療法学	1			○		
		物理療法学実習	1			○		
		日常生活活動	1			○		
	地域理学療法学	地域理学療法学Ⅰ	2				○	
		地域理学療法学Ⅱ	2				○	
専門基幹科目 C群	臨床実習	見学実習	1		○			
		評価実習	4			○		
		実践実習Ⅰ	6				○	
		実践実習Ⅱ	8					○
	リハビリテーション関連科目	医学英語		2		○		
		救命救急法		2				○
		地域生活と住環境		2				○
		介護予防と健康増進		2				○
		国際・災害リハビリテーション		2				○
		理学療法総合特論	2					○
	専門基幹科目 履修単位数				7	21	25	24
					77			
	関連科目	特講 B（理学療法学）		2				○
	関連科目 履修単位数				0	0	0	2
					2			
	履修単位数総合計				39	43	25	26
					133			

健康科学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻 授業科目の流れ

総合基礎科目									
教養の基礎知				科学知				実践知	
I群		II群		I群		II群		I群	II群
1 年前期	リハビリテーション入門	英語I	中国語I	統計学の基礎	物理学の基礎	現代社会を見る眼	政治学の基礎	キャリアデザインI	ボランティア論
1 年後期	リハビリテーション入門	英語II	中国語II	天文学の基礎	化学の基礎	現代福祉の基礎	キャリアデザインII	ボランティア活動I	スポーツI
2 年前期	こころと表現	英語III	中国語III	異文化コミュニケーション	グローバルコミュニケーション	キャリアデザインIII	インターシップI	ボランティア活動II	スポーツII
2 年後期									スポーツ医学
3 年前期									余剰III
3 年後期									福祉ボランティア活動III
4 年前期									福祉ボランティア活動IV
4 年後期									

総合基礎科目

専門基礎科目

関連科目

専門基幹科目

必修科目

専門基礎科目		新設科目	専門基幹科目B群			専門基幹科目C群		関連科目
人体の構造と機能	疾患と障害学	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	基礎理学療法学	理学療法学	理学療法技術学	臨床実習	リハビリテーション関連科目	

解剖学Ⅰ
人体生理学

解剖学Ⅱ
解剖学実習
運動学Ⅰ
人間発達学
疾病と障害学総論Ⅰ

リハビリテーションの理念と概要

公衆衛生学

理学療法概論
基礎理学療法

理学療法評価学Ⅰ

ボランティア実習B

見学実習

運動学Ⅱ
人間発達学演習
疾病と障害学総論Ⅱ
骨関節障害とリハビリテーション
神経系障害とリハビリテーション
内臓障害とリハビリテーション
精神障害とリハビリテーション

臨床運動学
臨床心理学
臨床発達学
リハビリテーション実践

リハビリテーションⅡ

基礎運動療法学
理学療法評価学Ⅱ

運動器系理学療法学Ⅰ
運動動作分析学

日常生活活動
物理療法学

物理療法学実習
義肢装具学

医学英語

評価実習

災害福祉論Ⅰ
地域防災論Ⅰ
災害福祉論Ⅱ
災害復興支援論
災害福祉論Ⅲ

災害福祉論Ⅳ

リハビリテーションⅢ(専門演習Ⅰ)
地域保健活動
保健福祉論

リハビリテーションⅣ(専門演習Ⅱ)

運動器系理学療法学Ⅱ
理学療法研究法

発達系理学療法学Ⅱ

地域理学療法学Ⅰ
義肢装具学実習

内部障害系理学療法学Ⅱ

地域理学療法学Ⅱ

実践実習Ⅰ

福祉社会学

障害者福祉

高齢者福祉

児童福祉

社会福祉学

人権と現代福祉

特講B(理学療法学)

実践実習Ⅱ

国際災害リハビリテーション

介護予防と健康増進

地域生活と住環境

救命救急法

理学療法総合特論

卒業研究

第3 実習

■ 作業療法学専攻

健康科学部リハビリテーション学科作業療法学専攻では学外での実習として、ボランティア実習 A（1 単位）、評価実習 I（3 単位）・評価実習 II（3 単位）・実践実習 I（8 単位）・実践実習 II（8 単位）、合計23単位を必修とする。臨床実習は1 単位45時間を要する。

各実習を履修するための要件は以下のとおりとする。

1) 評価実習について

- ① 「評価実習 I」を履修するときは、原則として、当該臨床実習までに開講されている全ての、専門基礎科目（必修科目）と専門基幹科目（必修科目）を履修し、修得見込み（修得済みを含む）でなければならない。
- ② 「評価実習 II」を履修するときは、原則として、2 年次までに開講されている専門基礎科目（必修科目）と専門基幹科目（必修科目）を修得し、3 年次前期に開講されている科目は履修し、履修中科目は同年度内で単位修得見込みでなければならない。
- ③ 評価実習の開講時期は、「評価実習 I」は2 年次後期、「評価実習 II」は3 年次前期とする。ただし、開講時期を問わず初めて修得する実習を「評価実習 I」とし、次に修得する実習を「評価実習 II」とする。
- ④ 評価実習 I・IIを履修するときは、実習の前後に開催される複数回のオリエンテーションやセミナー（報告会）に必ず出席しなければならない。

2) 実践実習について

- ① 「実践実習 I」および「実践実習 II」を履修するときは、原則として、当該臨床実習までに開講されている全ての専門基礎科目（必修科目）と専門基幹科目（必修科目）を修得していなければならない。
- ② 実践実習の開講時期は、「実践実習 I」は3 年次後期、「実践実習 II」は4 年次前期に開講する。ただし、開講時期を問わず初めて修得する実習を「実践実習 I」とし、次に修得する実習を「実践実習 II」とする。
- ③ 実践実習 I・IIを履修するときは、実習の前後に開催される複数回のオリエンテーションやセミナー（報告会）に必ず出席しなければならない。
- 3) 「作業療法支援実践」を履修するときは、「実践実習 I」または「実践実習 II」のうち1 科目以上を修得していなければならない。

1 ボランティア実習 A（必修）

対象者への基本的姿勢（態度や礼儀、対応等）およびコミュニケーションについて、視聴覚教材やグループワークによる PBL を活用し互いに学びあい、社会人および職業人としての自覚を促す。早期の体験実習として、大学関連施設でのボランティア実習を経験し、対象者個々人を尊重し、自身が貢献で

きることを主体的に考え、行動できることをねらう。さらに報告会を開催し、学生の学びを共有し、臨床実習への発展的な学びにつなげる。

2 評価実習Ⅰ（作業療法を体験する実習）必修

学外の実習施設で作業療法とその関連部分を見学・体験することで、当該施設や作業療法の役割を理解する機会とする。また、臨床教育指導者の指導と教示のもと、臨床教育指導者の担当する複数の対象者を一緒に担当し、実施している作業療法や評価の見学と模倣、評価法や介入法の一部を体験する。それらの経験を通し、実習生としての態度や資質を身につける機会を得る。なお本実習は、見学・模倣・実施の3ステップからなるクリニカルクラークシップの考え方に基づいて実施する。

3 評価実習Ⅱ（評価を学び考える実習）必修

当該施設や作業療法の役割を理解するとともに評価法の一部を体験した評価実習Ⅰの経験をもとに、次の段階として1名以上の対象者を継続して担当する。その対象者に対して、リハビリテーションゴールまたは当面の方針の達成に必要な情報を得るための評価計画を立案し、その一部を実施する。具体的には、1週目の導入時はクリニカルクラークシップの考え方に基づいて見学・体験・模倣の実施に始まり、その後、臨床教育指導者から提示された対象者のリハビリテーションゴールまたは当面の方針に基づいて、学生は評価計画を立案し、一部を実施する。3週目には得られた情報をまとめ、対象者の将来の生活を考慮した課題を検討できることを目標とする。

4 実践実習Ⅰ（評価経験と介入体験実習）必修

本実習はトップダウンアプローチに基づく作業療法を実施するものである。臨床教育指導者から提示された対象者のリハビリテーションゴールや当面の方針に基づいて、学生は評価計画を立案し実施する。評価法の実施によって得られた情報をまとめ、統合、解釈し、対象者の活動と参加を考慮した対象者のリハビリテーションゴール達成に必要な作業療法プログラムを立案する。作業療法の実施に際し、学生は臨床教育指導者のプログラムを見学・模倣・体験する（クリニカルクラークシップ）機会を得た後、自身が立案したプログラムを導入する。さらに、医事従事者としての資質を高めるとともに、専門職として知識と技術を統合するための視点を得る機会とする。

5 実践実習Ⅱ（学生としての総合的な実習）必修

対象者のリハビリテーションゴール等は事前に臨床教育指導者より情報提示を受け、対象者の生活をより具体的に見据えながら、対象者に必要な評価法の計画と実施、情報のまとめと統合・解釈・作業療法プログラム立案と実施について経験する。臨床教育指導者の助言・指導を受けながらも、学生として主体的に実践できることを目指し、学生としての実習の総合段階と位置付ける。

6 作業療法支援実施（選択）

地域リハビリテーションや作業療法の実践、地域での生活等についての知識・技術を深める機会とする。実際に地域で活躍する作業療法士等のもとで地域生活を支援する実践を体験する機会とする。

7 臨床実習の進め方

- ① 臨床実習は学生の自ら学ぶ姿勢が重視される。
- ② ボランティア実習 A は、本学の関連施設で実施する。
- ③ 学外での実習は、評価実習Ⅰ、評価実習Ⅱ、実践実習Ⅰ、実践実習Ⅱの順に本学の関連施設の他に、県内外の実習協力施設で実施する。
- ④ 作業療法支援実践は実践実習ⅠまたはⅡを修得した後に実施する。
- ⑤ 評価実習Ⅰ・Ⅱ、実践実習Ⅰ・Ⅱでは、リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）、リエゾンゼミⅢ（専門演習Ⅰ）、リエゾンゼミⅣ（専門演習Ⅱ）などで、実習前に実習オリエンテーションや技術チェックを行い、実習後にはセミナー（報告会）を実施する。
- ⑥ 実習中の訪問面接指導は、実習期間の適切な時期に行い、更に必要とする学生には、その都度臨床実習指導者と調整の上、訪問面接指導を行う。
- ⑦ 実習施設における指導は臨床実習指導者が中心となり具体的な指導に当たるが、実習の目的、内容、方法などは教員と臨床実習指導者の綿密な連携・調整により行う。
- ⑧ 実習における様々な課題を整理し、学生がよりよい実習を体験できるように実習前に「臨床実習指導者会議」を開催し、教員と実習指導者の協力体制を保ちつつ効果的な教育を行う。

健康科学部 リハビリテーション学科〔作業療法学専攻〕

年次	科目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	ボランティア実習 A (必修)	週	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
			← → (前期は講義・演習) ← → (施設実習 5 回、講義・演習)											
2	評価実習 I (必修)		← → (期間：3 週間 /15 日間)											
3	評価実習 II (必修)		← → (期間：3 週間 /15 日間)											
3	実践実習 I (必修)		← → (期間：8 週間 /40 日間)											
4	実践実習 II (必修)		← → (期間：8 週間 /40 日間)											

■ 理学療法学専攻

健康科学部リハビリテーション学科理学療法学専攻では臨床実習として、見学実習（1単位）・評価実習（4単位）・実践実習Ⅰ（6単位）・実践実習Ⅱ（8単位）、合計19単位を必修とする。臨床実習は1単位45時間を要する。

各実習を履修するための要件は以下のとおりとする。

1) 見学実習について

- ① 「見学実習」を履修するときは、原則として、当該臨床実習までに開講されている全ての専門基礎科目（必修科目）と専門基幹科目（必修科目）を履修していなければならない。
- ② 「見学実習」の開講時期は1年次後期とする。
- ③ 「見学実習」を履修する場合は、実習の前後に開催されるオリエンテーションやセミナー（報告会）に必ず出席しなければならない。

2) 評価実習について

- ① 「評価実習」を履修するときは、原則として、当該臨床実習までに開講されている全ての専門基礎科目（必修科目）と専門基幹科目（必修科目）を修得していなければならない。
- ② 「評価実習」の開講時期は原則2年次後期とする。
- ③ 「評価実習」を履修する場合は、実習の前後に開催されるオリエンテーションやセミナー（報告会）に必ず出席しなければならない。

3) 実践実習について

- ① 「実践実習Ⅰ」および「実践実習Ⅱ」を履修するときは、原則として、当該臨床実習までに開講されている全ての専門基礎科目（必修科目）と専門基幹科目（必修科目）を修得していなければならない。
- ② 実践実習の開講時期は、「実践実習Ⅰ」は3年次後期、「実践実習Ⅱ」は4年次前期に原則開講する。
- ③ 「実践実習Ⅰ」および「実践実習Ⅱ」を履修する場合は、実習の前後に開催されるオリエンテーションやセミナー（報告会）に必ず出席しなければならない。

1 ボランティア実習B（選択）

グループワークを中心とした演習学習等により対象者への基本的姿勢およびコミュニケーションを学び、態度や礼儀、対応について互いに学び合い、社会人および職業人としての自覚を促す。早期の体験実習として、大学関連施設での少人数によるボランティア実習を経験し、それぞれ異なる年代、地域、文化、生活機能などに触れながら対象者個々人を尊重し、自身が貢献できることを主体的に考え、行動できることをねらう。ボランティア実習の終了後には、報告会を開催し、それぞれの経験からの学びを共有し、臨床実習への発展的な学びにつなげる。

2 見学実習（必修）

1年次後期に各臨床実習施設で1週間の実習を実施する。リハビリテーションの実際の見学を通し、対象疾患を知り障害の概念を把握する。また、理学療法部門の位置づけ（他部門との関わり方）や臨床業務全般、組織（病院・施設）の運営についての実際を学び理学療法士の役割を体系的に理解する。リハビリテーションの対象者が何らかの問題を持つ方たちであり、傾聴し共感的態度で接し良好な関係を

構築できるようなコミュニケーション能力や専門職として求められる素地を養い、理学療法士になることの動機づけを高めることを目的とする。

3 評価実習（必修）

2 年次後期に、臨床実習指導者のもとで 4 週間の評価実習を実施する。具体的には、理学療法の対象者の一般的情報をもとに系統立てて問診を実施し情報の収集を行う。評価に必要な検査・測定項目を行い、その結果やその他の医学的情報をもとに対象者の病態・障害について分析・解釈し、対象者の問題点を列挙することを目的に 4 週間の期間で各臨床実習施設で実習を経験する。

4 実践実習Ⅰ（必修）

3 年次後期に各臨床実習施設で 6 週間の総合実習を実施する。対象者の検査・測定を通し統合・解釈から抽出した問題点に対し具体的な理学療法の目標設定ができ、問題点、治療目標に対する理学療法プログラムの立案と、立案した理学療法プログラムを指導者の指示のもと実施・経験することを目的に行われる。また、実際の実践内容の経過を記録し、報告することを学ぶ機会とする。

5 実践実習Ⅱ（必修）

臨床実習の総仕上げとして、4 年次前期に各臨床実習施設で 8 週間の総合実習を実施する。基本的な理学療法の実践にむけ、問題点及び目標設定から優先性を考慮し理学療法プログラムを立案し、理学療法治療・指導計画に基づき、指導者の指導のもと基本的な理学療法を経験することを目的に行われる。また、対象者の変化をとらえ、治療計画の変更ならびに計画した治療プログラムの、安全への配慮が行え、さらに社会的資源・援助についても調査し、医学的側面だけでなく対象者を包括的にとらえる機会とする。

6 臨床実習の進め方

- ① 実習指導施設は、本学の関連施設の他、県内外施設（実習承諾施設）の協力を得て行うことで、効果的な実習を行える体制を整えている。
- ② 実習中の訪問面接指導は、実習期間の適切な時期に行い、更に必要とする学生には、その都度訪問、実習指導者との調整や学生への面接指導を行う。
- ③ 実習施設における指導は、臨床実習指導者が中心となり具体的な指導に当たるが、実習の目的、内容、方法などは教員と臨床実習指導者が綿密な連携・調整により行う。
- ④ 実習前に実習指導者との調整・確認および、基礎理学療法、リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）、リエゾンゼミⅢ（専門演習Ⅰ）、リエゾンゼミⅣ（専門演習Ⅱ）を通して学生へのオリエンテーション、技術チェックを行うとともに、臨床事例や学生がこれまで経験した事例等について学ぶ機会を設ける。

さらに、実習後は、実習で得た経験を他の学生と共有し教育効果を高めるためにセミナー（報告会）を開催し実習効果を高める。

- ⑤ 実習におけるさまざまな課題を整理し、学生がよりよい実習を体験することができるよう「臨床実習指導者会議」を開催するなど教員と実習指導者の協力体制を保ちつつ効果的な教育を行う。

健康科学部 リハビリテーション学科（理学療法専攻）

[illegible]

第4 卒業研究

リハビリテーション学科では、作業療法研究法（作業療法学専攻）、理学療法研究法（理学療法学専攻）で履修した内容をもとに、自身の研究テーマを選択し、研究計画を立て、文献検索、研究活動に取り組む、そして、今後作業療法学や理学療法学を学問としての体系化や専門領域としての発展性に寄与することも含め、生涯学習教育の基盤を作る。

さまざまな問題に対する研究課題を知識・技術をフルに動員して取り組んで貰い、個別あるいは、グループの開発・研究としてまとめ上げることとなる。学科教員は学生の取り組みを一丸となってサポートし、「卒業研究」にふさわしい特段の配慮を行うと共に、口頭発表の場も準備している。

なお、卒業研究は選択科目であることを十分に認識し、専門領域についても担当する教員に確認することとする。

第5 作業療法士・理学療法士国家試験受験資格

リハビリテーション学科の取得可能な資格は、作業療法学専攻において「作業療法士」国家資格受験資格、理学療法学専攻においては「理学療法士」国家試験受験資格である。

「理学療法士」・「作業療法士」国家試験受験資格に関しては、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号。以下「法」という。）第10条の規定による。

法の施行の際（昭和40年8月28日）現に文部大臣又は厚生大臣が指定した学校又は施設において、理学療法士・作業療法士となるのに必要な知識及び技能を養成するカリキュラムは教育課程として編成されている。

■ 作業療法士とは

作業療法士（Occupational Therapist（略称 OT））は医療資格（コ・メディカル）の一つである。

作業療法士は、常に対象者（身体または精神に障害のある者、それが予測される者）中心の対応を行い、対象者が主体的な生活の獲得を図るため心身の機能の回復や維持を促す作業を用い、あるいは、対象者が種々の作業が行えるようになるために、治療、指導、援助を行っていくものであり、その実践が作業療法である。作業療法士が重視する作業とは、身の回りの事を行うセルフケア、楽しむ活動としてのレジャー、勉強や仕事などの生産的活動など、人が生活するために必要な目的的活動全てを指している。

■ 理学療法士とは

理学療法士（Physical Therapist または Physio Therapist（略称 PT））は、医療資格（コ・メディカル）の一つである。

理学療法士は、一般に考えられている高齢者、交通事故などにより発生した身体機能障害の回復のための理学療法のみならず、脳卒中での片麻痺、新生児の運動能力の発達の遅れ等、身体的な障害を持つ人に対して、医師の指示の下、その基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、運動療法、温熱その他の物理的手段を加える者であり、その活動を理学療法という。

〈カリキュラムの特色〉

リハビリテーション学科の教育理念を「生命の尊重」「人としての尊厳」を中核とする、保健・医療・福祉および教育の実践による融合、および理論の研究開発と、そこに貢献できる人財の育成にある。これにより、21世紀にふさわしい専門職者の在り方として実践と研究の確立を目指し、その成果は、既存の施設での実践を通して、または、公開講座等を活用しながら市民に問い、そのフィードバックから新たな研究課題を得てゆく活動も重ねて行おうとするものである。

- (1) 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、これを各年次にバランスよく配当し編成する。
- (2) 授業科目は、総合基礎教養科目（教養の基礎知～健康知）と専門教育科目に分け、さらに専門教育

科目を専門基礎科目と専門基幹科目に分ける。

- (3) 総合基礎科目は、知性を重んじた人間形成の上で、また、学際化が進む現代の学問を理解する上で不可欠な科目である。これを「人間の理解」「生命と環境の理解」「現代社会の理解」から構成した。このうち、「人間の理解」では「禅のこころ」を必修科目としている。また、国際化の観点から外国語の英語 6 単位を必修とし、英語カルテを読み取り、診療に役立てる「医学英語」は、専門基幹科目に加え、今後国際化の中で国際的活躍を踏まえて組み入れた構成とした。また、「健康知」のスポーツと健康に関する講義科目では、スポーツ I の必修の他、健康科学、スポーツ心理学、スポーツ医学など 1 科目以上選択履修科目を設けている。
- (4) 専門基礎科目は、基礎医学系、臨床医学系、保健学系、福祉学系から編成し、保健・医療・福祉の連携に必要な基盤を網羅できることを意図した。これに専門科目としてリハビリテーション学を積み重ねる構成とした。
- (5) 専門基幹科目（L・C 群）では、将来のキャリアにつながる学修を継続して行うためにリエゾンゼミの専門演習科目が設置されている。
- (6) 専門基幹科目（A 群・B 群）は、指定規則にあるリハビリテーション専門分野を網羅し、これらを統合した科目を設定した。特色としては、1 つは教育的効果を高めるためのオムニバス方式の設定である。2 つ目は、リハビリテーションの理念や本学が目指す教育の目標を重視した教育とする。3 つ目は疾患と障害学を各領域別にリハビリテーションの基盤づくりができる編成とし、公衆衛生・保健福祉論・地域保健活動など「地域支援」に焦点をあてたカリキュラム編成とし、疾病や障害にもたらし対象を生活者として捉え QOL の向上を意識しつつ支援活動のできる内容とした。このことで、より、時代のニーズにあった、現場の問題に対応できることを意図した。
- (7) 専門基幹科目 C 群として、指定規則にある実習等の他に医学英語・救急救命法や地域生活と住環境を設け、さらに本大学の特色でもある実践を通した介護予防と健康増進、そして、国際・災害リハビリテーションの科目を設置し、社会福祉の視点とする特徴を加えている。
- (8) 専門科目では、1 年次にボランティア実習を設置し、関連施設等での体験を踏まえることで、主体的な学習意欲に結び付ける内容としている。また、リハビリテーションの各専攻の基礎科学から評価学、治療学へ積み上げ、知識や演習によって得られた知識・技術を段階的に実習の場を通して統合し学習効果を高める構成とした。
- (9) 保健・医療・福祉の統合を見据えた学習が可能になるように 3 年次には、既習の知識と技術を統合し、研究内容を吟味し取り組めるように作業療法研究法および理学療法研究法を位置づけ、4 年次には卒業論文に結びつく構成として、卒業研究を構成している。
- (10) 演習および実習は、関係する指定規則に基づいて行うものであるほか、各科目履修に併せて繰り返して学ぶことができるよう多く設定した。これは作業療法研究や理学療法研究に絡めて学生自身が将来を見据えて専門性を高める素地をつくるための場を提供するものとしてリハビリテーション学の統合を試みる構成とした。同時にこれは自立性、主体性の発揮を意図している。これにより、自らの体験や活動による「行」が先行しつつ、感動や実感を伴う深い学びとしての「学」につながることをねが

いとするものである。このため、対象者の身体に直接触れることの重み、責任を熟慮しながら、援助することでのリハビリテーションの相互性の体感などの経験を共有できるように、学生、環境、教員の連関による相乗効果を目指し、少人数のグループ学習を用いた構成とした。

※両専攻の教育体系を十分に理解し、卒業要件に必要な単位数、および国家試験受験資格の指定単位を計画的に修得すること。

特に臨床実習では、将来のセラピスト（医療専門職業人）として評価されるため、普段からのキャンパスライフや生活習慣をしっかりと身に付けることが重要である。

医療経営管理学科



TOHOKU UNIVERSITY
TOHOKU UNIVERSITY
TOHOKU UNIVERSITY

(1) 総合基礎教育科目 (健康科学部 医療経営管理学科)

(別表 1)

科目区分		授業科目名	指示事項	必修	選択	履修年次	履修方法
総合基礎教育科目	I 群	リエゾンゼミ I (基礎演習)	必修	2		1 年以上	健康科学部医療経営管理学科は、「教養の基礎知」11単位、「科学知」4単位、「健康知」4単位を含め、異なる群中から2科目4単位(★の科目については同群中より2科目単位修得で1科目2単位とみなす)以上の計23単位以上を選択取得のこと。
		キャンパスライフ入門	必修	2		1 年以上	
		禅のこころ	必修	1		1 年以上	
		仏教入門 (建学の精神・理念を含む)			2	1 年以上	
		哲学入門			2	1 年以上	
		倫理学入門			2	1 年以上	
		知的財産入門			2	1 年以上	
		宗教学入門			2	1 年以上	
		文学入門			2	1 年以上	
		芸術入門			2	1 年以上	
		ことばと表現			2	1 年以上	
	II 群	英語 I (コミュニケーションを含む)	1 外国語を選択し、I～Ⅲまで6単位必修。		2	1 年以上	
		英語 II			2	1 年以上	
		英語 III			2	2 年以上	
		実用英語 A		★	1	2 年以上	
		実用英語 B		★	1	2 年以上	
		実用英語 C		★	1	2 年以上	
		実用英語 D		★	1	2 年以上	
		実用英語 E		★	1	2 年以上	
		実用英語 F		★	1	2 年以上	
		ドイツ語 I (コミュニケーションを含む)			2	1 年以上	
		ドイツ語 II			2	1 年以上	
		ドイツ語 III			2	2 年以上	
		実用ドイツ語 A			2	2 年以上	
		実用ドイツ語 B			2	2 年以上	
		ハングル講座 I (コミュニケーションを含む)			2	1 年以上	
		ハングル講座 II			2	1 年以上	
		ハングル講座 III			2	2 年以上	
		実用ハングル講座 A			2	2 年以上	
		実用ハングル講座 B			2	2 年以上	
		中国語 I (コミュニケーションを含む)			2	1 年以上	
		中国語 II			2	1 年以上	
		中国語 III			2	2 年以上	
		実用中国語 A			2	2 年以上	
		実用中国語 B			2	2 年以上	
		日本語 I	留学生対象		2	1 年以上	
		日本語 II	留学生対象		2	1 年以上	
		日本語 III	留学生対象		2	2 年以上	
		実用日本語 A	留学生対象		2	2 年以上	
		実用日本語 B	留学生対象		2	2 年以上	
		グローバルコミュニケーション I			2	1 年以上	
		グローバルコミュニケーション II			2	2 年以上	
		異文化コミュニケーション			2	2 年以上	
		アジア共同体に向けて			2	1 年以上	

学	知	I 群	生物学の基礎			2	1年以上	
			化学の基礎			2	1年以上	
			物理学の基礎			2	1年以上	
			天文学の基礎			2	1年以上	
			数学の基礎	医療経営管理学科必修		2	1年以上	
			統計学の基礎	医療経営管理学科必修		2	1年以上	
			心理学の基礎			2	1年以上	
			地理学の基礎			2	1年以上	
		II 群	現代社会を見る眼			2	1年以上	
			現代福祉の基礎			2	1年以上	
			法の基礎			2	1年以上	
			政治学の基礎			2	1年以上	
			経済学の基礎			2	1年以上	
			社会学の基礎			2	1年以上	
			歴史学の基礎			2	1年以上	
			教育学の基礎			2	1年以上	
		I 群	情報処理論			2	1年以上	
			情報処理実習			2	1年以上	
			情報処理応用実習			2	1年以上	
			Study Abroad A (アジア)	★		1	1年以上	
			Study Abroad B (北米)	★		1	1年以上	
			Study Abroad C (オセアニア)	★		1	1年以上	
			Study Abroad D (ヨーロッパ)	★		1	1年以上	
			Study Abroad E (その他の地域)	★		1	1年以上	
		II 群	リスクと社会			2	1年以上	
			災害と社会			2	1年以上	
			情報と社会			2	1年以上	
			ボランティア論			2	1年以上	
		I 群	スポーツⅠ	全学部必修	2		1年以上	必修2単位
			スポーツⅡ			1	2年以上	
			スポーツⅢ			1	3年以上	
			健康科学			2	1年以上	1科目2単位以上選択
		II 群	食と生活			2	1年以上	必修
			生涯スポーツ論			2	1年以上	
			レクリエーション論			2	1年以上	
			スポーツ社会学			2	2年以上	
			スポーツの心理学			2	2年以上	
			スポーツ医学			2	2年以上	

※なお、外国語に関して、語学能力検定試験（TOFEL、TOEIC、英検、独検など）を受けている学生は、その点数によって当該外国語の単位を認定する場合がある。

医療経営管理学科

医療経営管理学科 教育体系

● 専門基幹科目 ●

L・C 群	A 群	B 群	C 群
リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）	臨床医学各論Ⅰ	応用医学特論Ⅰ	医療管理各論Ⅰ
リエゾンゼミⅢ（専門演習Ⅰ）	臨床医学各論Ⅱ	応用医学特論Ⅱ	医療管理各論Ⅱ
リエゾンゼミⅣ（専門演習Ⅱ）	臨床医学各論Ⅲ	応用医学特論Ⅲ	診療情報管理論Ⅰ
地域マネジメント論	臨床医学各論Ⅳ	応用医学特論Ⅳ	診療情報管理論Ⅱ
地域活性化マネジメント論	臨床医学各論Ⅴ	応用医学特論Ⅴ	会計学
地域共創福祉論	臨床医学各論Ⅵ	応用医学特論Ⅵ	労働法（労働組合法を含む）
地域共創実学教育Ⅰ	臨床医学各論Ⅶ	応用医学特論Ⅶ	医事会計概論
地域共創実学教育Ⅱ	臨床医学各論Ⅷ	応用医学特論Ⅷ	社会保険論
地域共創実学教育Ⅲ	医療統計Ⅰ	成人保健	医療機関実習の事前指導
地域共創実学教育Ⅳ	医療統計Ⅱ	運動障害と予防・救急処置	医療機関実習
卒業研究	国際統計分類Ⅰ	健康運動指導論	社会基盤としてのICT
	国際統計分類Ⅱ	健康運動の理論と実践Ⅰ	ヘルスマネジメント論
	病理学	健康運動の理論と実践Ⅱ	健康運動指導実習
	精神医学	健康運動の理論と実践Ⅲ	
	e-ヘルスケア論	健康運動の理論と実践Ⅳ	
	病院組織論		
	薬理学		
	医薬品学		

● 専門基礎科目 ●

医療概論 人体構造・機能論 臨床医学総論 医学・医療用語	保健医療情報学 医療経営概論 医療管理総論 医療社会学	経営管理論 簿記 情報倫理 情報処理Ⅰ	情報処理Ⅱ 情報処理基礎実習Ⅰ 情報処理基礎実習Ⅱ 地域と仕事	ビジネスの基本 身体活動と健康
---------------------------------------	--------------------------------------	------------------------------	--	--------------------

関連科目

身体運動科学 身体運動科学演習 救急処置法 医師事務作業補助業務講座 国際協力論 心理学概論	社会保障論 社会福祉原論（職業指導を含む） 児童・家庭福祉論 高齢者福祉論 障害者福祉論 地域福祉論	人権と現代福祉 福祉経営論 公衆衛生学 生理学 災害概論 災害情報論	災害福祉論Ⅰ 災害福祉論Ⅱ 財務管理論 データベース論 特講
---	---	---	--

● 総合基礎教育科目

教養の基礎知

I 群	科学知	実践知	健康知
リエゾンゼミⅠ（基礎演習） キャンパスライフ入門 渾のこころ 仏教入門（建学の精神・理念を含む） 哲学入門 倫理学入門	知的財産入門 宗教学入門 文学入門 芸術入門 ことばと表現	情報処理論 情報処理実習 情報処理応用実習 Study Abroad A（アジア） Study Abroad B（北米） Study Abroad C（オセアニア） Study Abroad D（ヨーロッパ） Study Abroad E（その他の地域）	スポーツⅠ スポーツⅡ スポーツⅢ
II 群 英語Ⅰ（コミュニケーションを含む） 英語Ⅱ 英語Ⅲ 実用英語 A 実用英語 B 実用英語 C 実用英語 D 実用英語 E 実用英語 F ドイツ語Ⅰ（コミュニケーションを含む） ドイツ語Ⅱ ドイツ語Ⅲ 実用ドイツ語 A 実用ドイツ語 B ハンゲル講座Ⅰ（コミュニケーションを含む） ハンゲル講座Ⅱ ハンゲル講座Ⅲ	実用ハンゲル講座 A 実用ハンゲル講座 B 中国語Ⅰ（コミュニケーションを含む） 中国語Ⅱ 中国語Ⅲ 実用中国語 A 実用中国語 B 日本語Ⅰ 日本語Ⅱ 日本語Ⅲ 実用日本語 A 実用日本語 B グローバルコミュニケーションⅠ グローバルコミュニケーションⅡ 異文化コミュニケーション アジア共同体に向けて	II 群 現代社会を見る眼 現代福祉の基礎 法の基礎 政治学の基礎 経済学の基礎 社会学の基礎 歴史学の基礎 教育学の基礎	II 群 リスクと社会 災害と社会 情報と社会 ボランティア論
			II 群 健康科学 食と生活 生涯スポーツ論 レクリエーション論 スポーツ社会学 スポーツの心理学 スポーツ医学

医療経営管理学科 専門教育科目

(別表10)

授業科目名		指示事項	必修	選択	履修年次	履修方法
専門基礎科目	医療概論	診療情報管理士資格必修	4		1年以上	必修12単位を含め、 24単位以上を選択修得のこと
	人体構造・機能論	診療情報管理士資格必修	4		1年以上	
	臨床医学総論	診療情報管理士資格必修	2		1年以上	
	医学・医療用語	診療情報管理士資格必修		2	2年以上	
	保健医療情報学	診療情報管理士資格必修		2	2年以上	
	医療経営概論		2		2年以上	
	医療管理総論	診療情報管理士資格必修		2	2年以上	
	医療社会学			2	2年以上	
	経営管理論			2	2年以上	
	簿記			2	1年以上	
	情報倫理			2	1年以上	
	情報処理論Ⅰ			2	1年以上	
	情報処理論Ⅱ			2	1年以上	
	情報処理基礎実習Ⅰ			2	1年以上	
	情報処理基礎実習Ⅱ			2	1年以上	
	地域と仕事			4	1年以上	
	ビジネスの基本			4	1年以上	
	身体活動と健康	健康運動実践指導者必修		2	1年以上	
専門基礎科目L・C群	リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）		2		2年以上	リエゾン関連科目必修6単位
	リエゾンゼミⅢ（専門演習Ⅰ）		2		3年以上	
	リエゾンゼミⅣ（専門演習Ⅱ）		2		4年	
	地域マネジメント論			2	2年以上	
	地域活性化マネジメント論			2	2年以上	
	地域共創福祉論			2	2年以上	
	地域共創実学教育Ⅰ			4	1年以上	
	地域共創実学教育Ⅱ			4	2年以上	
	地域共創実学教育Ⅲ			4	3年以上	
	地域共創実学教育Ⅳ			4	4年	
	卒業研究			4	4年	
専門基礎科目A群	臨床医学各論Ⅰ	診療情報管理士資格必修		2	2年以上	14単位以上を選択修得のこと
	臨床医学各論Ⅱ	診療情報管理士資格必修		2	2年以上	
	臨床医学各論Ⅲ	診療情報管理士資格必修		2	2年以上	
	臨床医学各論Ⅳ	診療情報管理士資格必修		2	2年以上	
	臨床医学各論Ⅴ	診療情報管理士資格必修		2	2年以上	
	臨床医学各論Ⅵ	診療情報管理士資格必修		2	2年以上	
	臨床医学各論Ⅶ	診療情報管理士資格必修		2	2年以上	
	臨床医学各論Ⅷ	診療情報管理士資格必修		2	2年以上	
	医療統計Ⅰ	診療情報管理士資格必修		2	2年以上	
	医療統計Ⅱ	診療情報管理士資格必修		2	2年以上	
	国際統計分類Ⅰ	診療情報管理士資格必修		2	3年以上	

	国際統計分類Ⅱ	診療情報管理士資格必修	4	3年以上	
	病理学		2	2年以上	
	精神医学		4	2年以上	
	e-ヘルスケア論		2	2年以上	
	病院組織論		2	2年以上	
	薬理学		2	2年以上	
	医薬品学		2	3年以上	
	応用医学特論Ⅰ		4	1年以上	
	応用医学特論Ⅱ		4	1年以上	
	応用医学特論Ⅲ		4	2年以上	
	応用医学特論Ⅳ		4	2年以上	
	応用医学特論Ⅴ		4	3年以上	
	応用医学特論Ⅵ		4	3年以上	
	応用医学特論Ⅶ		4	4年	
	応用医学特論Ⅷ		4	4年	
	成人保健	健康運動実践指導者必修	2	2年以上	
	運動障害と予防・救急処置	健康運動実践指導者必修	1	2年以上	
	健康運動指導論	健康運動実践指導者必修	2	2年以上	
	健康運動の理論と実践Ⅰ	健康運動実践指導者必修	1	2年以上	
	健康運動の理論と実践Ⅱ	健康運動実践指導者必修	1	2年以上	
	健康運動の理論と実践Ⅲ	健康運動実践指導者必修	1	2年以上	
	健康運動の理論と実践Ⅳ	健康運動実践指導者必修	1	2年以上	
専門基幹科目B群	医療管理各論Ⅰ	診療情報管理士資格必修	2	3年以上	6単位以上を選択修得のこと
	医療管理各論Ⅱ	診療情報管理士資格必修	2	3年以上	
	診療情報管理論Ⅰ	診療情報管理士資格必修	2	2年以上	
	診療情報管理論Ⅱ	診療情報管理士資格必修	2	3年以上	
	会計学		2	2年以上	
	労働法（労働組合法を含む）		4	2年以上	
	医事会計概論		2	2年以上	
	社会保険論		2	3年以上	
	医療機関実習の事前指導	診療情報管理士資格必修	2	2年	
	医療機関実習	診療情報管理士資格必修	4	3年	
	社会基盤としてのICT		4	2年以上	
	ヘルスマネジメント論		2	3年以上	
	健康運動指導実習	健康運動実践指導者必修	4	2年以上	
専門基幹科目C群	ICT入門実習		2	1年以上	6単位以上を選択修得のこと
	ICT活用実習		2	1年以上	
	実用ICT講座Ⅰ		2	2年以上	
	実用ICT講座Ⅱ		2	3年以上	
	実用ICT講座Ⅲ		2	4年	
	情報処理応用実習Ⅰ		2	1年以上	
	情報処理応用実習Ⅱ		2	1年以上	

	ソーシャルメディア論			2	2年以上	
	インフォメーションデザイン論			2	2年以上	
関 連 科 目	身体運動科学	健康運動実践指導者必修		2	2年以上	
	身体運動科学演習	健康運動実践指導者必修		1	2年以上	
	救急処置法			2	2年以上	
	医師事務作業補助業務講座			2	3年以上	
	国際協力論			2	3年以上	
	心理学概論			2	1年以上	
	社会保障論			4	3年以上	
	社会福祉原論（職業訓練を含む）			4	2年以上	
	児童・家庭福祉論			4	1年以上	
	高齢者福祉論			4	1年以上	
	障害者福祉論			4	1年以上	
	地域福祉論			4	2年以上	
	人権と現代福祉			2	3年以上	
	福祉経営論			2	3年以上	
	公衆衛生学			2	2年以上	
	生理学			2	2年以上	
	災害概論			4	2年以上	
	災害情報論			2	2年以上	
	災害福祉論Ⅰ			2	2年以上	
	災害福祉論Ⅱ			2	2年以上	
	財務管理論			2	2年以上	
	データベース論			2	2年以上	
	特講			2	2年以上	
	特講			4	1年以上	

履 修 モ デ ル

(診療情報管理士)

○印は履修科目を示す。

授 業 科 目 の 名 称				単位数	履修モデル			
					1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
総合基礎科目	教養知	Ⅰ	リエゾンゼミⅠ	2	○			
			キャンパスライフ入門	2	○			
			禅のこころ	1	○			
			ことばと表現	2	○			
	Ⅱ	外国語Ⅰ	2	○				
		外国語Ⅱ	2	○				
		外国語Ⅲ	2		○			
	科学知	Ⅰ	数学の基礎	2	○			
			統計学の基礎	2	○			
	Ⅱ	現代社会を見る眼	2	○				
	実践知	Ⅱ	情報と社会	2	○			
	健康知	Ⅰ	スポーツⅠ	2	○			
			Ⅱ	健康科学	2	○		
総合基礎科目 履修単位数				23	2	0	0	
				25				
専門基礎科目			医療概論	4	○			
			人体構造・機能論	4	○			
			臨床医学総論	2	○			
			医学・医療用語	2		○		
			保健医療情報学	2		○		
			医療経営概論	2		○		
			医療管理総論	2		○		
			情報処理論Ⅰ	2	○			
			情報処理論Ⅱ	2	○			
			情報処理基礎実習Ⅰ	2	○			
			情報処理基礎実習Ⅱ	2	○			
専門基礎科目 履修単位数				18	8	0	0	
				26				
専門基幹科目 L・C 群			リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）	2		○		
			リエゾンゼミⅢ（専門演習Ⅰ）	2			○	
			リエゾンゼミⅣ（専門演習Ⅱ）	2				○
			卒業研究	4				○
専門基幹科目 L・C 群 履修単位数				0	2	2	6	
				10				

専門基幹科目 (A)	臨床医学各論Ⅰ	2		○		
	臨床医学各論Ⅱ	2		○		
	臨床医学各論Ⅲ	2		○		
	臨床医学各論Ⅳ	2		○		
	臨床医学各論Ⅴ	2		○		
	臨床医学各論Ⅵ	2		○		
	臨床医学各論Ⅶ	2		○		
	臨床医学各論Ⅷ	2		○		
	医療統計Ⅰ	2		○		
	医療統計Ⅱ	2		○		
	国際統計分類Ⅰ	2			○	
	国際統計分類Ⅱ	4			○	
	精神医学	4			○	
	薬理学	2			○	
専門基幹科目 (A) 履修単位数			0	20	12	0
32						
専門基幹科目 (B)	医療管理各論Ⅰ	2			○	
	医療管理各論Ⅱ	2			○	
	診療情報管理論Ⅰ	2		○		
	診療情報管理論Ⅱ	2			○	
	医療機関実習事前指導	2		○		
	医療機関実習	4			○	
	医事会計概論	2			○	
専門基幹科目 (B) 履修単位数			0	4	12	0
16						
専門基幹科目 (C)	情報処理応用実習Ⅰ	2		○		
	情報処理応用実習Ⅱ	2		○		
	ICT 入門実習	2	○			
	ICT 活用実習	2	○			
専門基幹科目 (C) 履修単位数			4	4	0	0
8						
関連科目	医師事務作業補助業務講座	2			○	
	特講「分類法演習」	2			○	
	キャリアデザイン・インターンシップⅠ	2	○			
	(自由選択)	2			○	
関連科目 履修単位数			2	0	6	0
8						
履修単位数総合計			47	40	32	6
125						

履 修 モ デ ル

〈健康運動実践指導者〉

○印は履修科目を示す。

授 業 科 目 の 名 称				単位数	履修モデル			
					1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
総合基礎科目	教養知	I	リエゾンゼミⅠ	2	○			
			キャンパスライフ入門	2	○			
			禅のこころ	1	○			
		II	外国語Ⅰ	2	○			
			外国語Ⅱ	2	○			
			外国語Ⅲ	2		○		
	科学知	I	数学の基礎	2	○			
			統計学の基礎	2	○			
	II	現代社会を見る眼	2	○				
	実践知	II	ボランティア論	2		○		
	健康知	I	スポーツⅠ	2	○			
			健康科学	2		○		
		II	食と生活	2	○			
			生涯スポーツ論	2		○		
			スポーツ医学	2		○		
			スポーツ社会学	2			○	
総合基礎科目 履 修 単 位 数				19	10	2	0	
				31				
専門基礎科目			医療概論	4	○			
			人体構造・機能論	4	○			
			臨床医学総論	2	○			
			医学・医療用語	2		○		
			保健医療情報学	2		○		
			医療経営概論	2		○		
			地域と仕事	4	○			
			ビジネスの基本	4	○			
			身体活動と健康	2	○			
専門基礎科目 履 修 単 位 数				20	6	0	0	
				26				
専門基幹科目 L・C 群			リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）	2		○		
			リエゾンゼミⅢ（専門演習Ⅰ）	2			○	
			リエゾンゼミⅣ（専門演習Ⅱ）	2				○
			卒業研究	4				○
専門基幹科目 L・C 群 履 修 単 位 数				0	2	2	6	
				10				

専門基幹科目 (A)	成人保健	2		○		
	運動障害と予防	1		○		
	健康運動指導論	2		○		
	健康運動の理論と実践Ⅰ（ウォーキング、ジョギング）	1		○		
	健康運動の理論と実践Ⅱ（ストレッチング、レジスタンス運動）	1		○		
	健康運動の理論と実践Ⅲ（エアロビックエクササイズ、体操）	1		○		
	健康運動の理論と実践Ⅳ（アクアエクササイズ）	1		○		
	e-ヘルスケア論	2		○		
	精神医学	4			○	
専門基幹科目（A）履修単位数			0	11	4	0
			15			
専門基幹科目 (B)	健康運動指導実習	4		○		
	ヘルスマネジメント論	2			○	
専門基幹科目（B）履修単位数			0	4	2	0
			6			
専門基幹科目 (C)	情報処理応用実習Ⅰ	2		○		
	情報処理応用実習Ⅱ	2		○		
	ICT入門実習	2	○			
	ICT活用実習	2	○			
専門基幹科目（C）履修単位数			4	4	0	0
			8			
関連科目	身体運動科学	2		○		
	身体運動科学演習	1		○		
	救急処置法	2		○		
	心理学概論	2			○	
	障害者福祉論	4			○	
	公衆衛生学	2			○	
	生理学	2		○		
	キャリアデザイン・インターンシップⅠ	2	○			
	（自由選択）	2		○		
	（自由選択）	10			○	
関連科目履修単位数			2	9	18	0
			29			
履修単位数総合計			45	46	28	6
			125			

履 修 モ デ ル

(救急救命士)

○印は履修科目を示す。

授 業 科 目 の 名 称				単位数	履修モデル			
					1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
総合基礎科目	教養知	Ⅰ	リエゾンゼミⅠ	2	○			
			キャンパスライフ入門	2	○			
			禅のこころ	1	○			
			ことばと表現	2	○			
	Ⅱ	外国語Ⅰ	2	○				
		外国語Ⅱ	2	○				
		外国語Ⅲ	2		○			
	科学知	Ⅰ	数学の基礎	2	○			
			統計学の基礎	2	○			
	Ⅱ	現代社会を見る眼	2	○				
	実践知	Ⅱ	ボランティア論	2	○			
	健康知	Ⅰ	スポーツⅠ	2	○			
Ⅱ			健康科学	2	○			
総合基礎科目 履 修 単 位 数				23	2	0	0	
				25				
専門基礎科目			医療概論	4	○			
			人体構造・機能論	4	○			
			臨床医学総論	2	○			
			医学・医療用語	2		○		
			医療経営概論	2		○		
			情報処理論Ⅰ	2	○			
			情報処理論Ⅱ	2	○			
			情報処理基礎実習Ⅰ	2	○			
			情報処理基礎実習Ⅱ	2	○			
			ビジネスの基本	4		○		
専門基礎科目 履 修 単 位 数				18	8	0	0	
				26				
専門基幹科目 L・C 群			リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）	2		○		
			リエゾンゼミⅢ（専門演習Ⅰ）	2			○	
			リエゾンゼミⅣ（専門演習Ⅱ）	2				○
			卒業研究	4				○
専門基幹科目 L・C 群 履 修 単 位 数				0	2	2	6	
				10				
専門基幹科目 (A)			臨床医学各論Ⅰ	2		○		
			臨床医学各論Ⅱ	2		○		
			臨床医学各論Ⅲ	2		○		
			臨床医学各論Ⅳ	2		○		
			臨床医学各論Ⅴ	2		○		
			臨床医学各論Ⅵ	2		○		
			臨床医学各論Ⅶ	2		○		
			臨床医学各論Ⅷ	2		○		

	精神医学	4			○	
	薬理学	2		○		
	病理学	2			○	
	e-ヘルスケア論	2			○	
専門基幹科目 (A) 履修単位数			0	18	8	0
			26			
専門基幹科目 (B)	労働法 (労働組合法を含む)	4		○		
	ヘルスマネジメント論	2			○	
専門基幹科目 (B) 履修単位数			0	4	2	0
			6			
専門基幹科目 (C)	ICT 入門実習	2	○			
	ICT 活用実習	2	○			
	インフォメーションデザイン論	2		○		
専門基幹科目 (C) 履修単位数			4	2	0	0
			6			
関連科目	公衆衛生学	2			○	
	生理学	2		○		
	救急処置法	2		○		
	社会保障論	4			○	
	社会福祉原論 (職業指導を含む)	4		○		
	災害福祉論Ⅰ	2			○	
	災害福祉論Ⅱ	2			○	
	災害情報論	2			○	
	(自由選択)	6			○	
関連科目 履修単位数			0	8	18	0
			26			
卒業要件単位			45	44	30	6
			125			
資格科目	生化学・栄養代謝学	1	○			
	救急医学総論	2		○		
	疾病治療論Ⅳ (小児)	1		○		
	放射線医学	2		○		
	病院実習Ⅰ	4			○	
	病院実習Ⅱ	4				○
	救急車搭乗実習	2			○	
	シミュレーション実習Ⅰ	4	○			
	シミュレーション実習Ⅱ	4		○		
	シミュレーション実習Ⅲ	4			○	
	シミュレーション実習Ⅳ	4				○
	医学一般Ⅰ	2		○		
資格科目 履修単位数			5	11	10	8
			34			
履修単位数総合計			50	55	40	14
			159			

[illegible]

第1 演習

(1) 演習

演習とは、担当教員の指導のもとに、あるテーマについて文献等を講読したり、あるいは調査を行うなどして、これを発表し討議し合う訓練を積むことによって、学生の自主的な研究態度を養成し、研究方法を体得することを目的としています。

演習担当教員の登録説明会は、毎年2月に実施します。必ず説明会に出席し、演習内容を確認してから登録してください。

医療経営管理学科 リエゾンゼミⅠ（基礎演習）〔1年〕・リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）〔2年〕・
リエゾンゼミⅢ（専門演習Ⅰ）〔3年〕・リエゾンゼミⅣ（専門演習Ⅱ）〔4年〕

第2 実習

(1) 医療機関実習（診療情報管理士資格取得希望者のみ）

医療機関実習では、診療情報管理士資格試験の要件として、医療機関における基本的な事務機能を理解することを目的とします。

実習期間は4月から9月までの2週間～4週間、主に東北地区の医療機関で行います。

実習では、外来では患者の動線を知り、診療録の具体的な管理状況を習得し、特に診療録がどのようなものを具体的に理解することを目指します。

そのため、診療録の管理・点検・収納・検索等の方法を学び、また、それらと病院経営との関わりについても学びます。

※医療機関実習には、別途実習費がかかります。

第3 資格等

1. 診療情報管理士

医療において診断・治療・保健・予防などさまざまな分野が高度化し、チーム医療として各種の専門職が患者を中心に医療を展開し、安全で質の高い医療を遂行するためには、「診療情報」を互いに共有しあうことが必要です。医療の現場において、「データ」をチーム医療に活用して「診療情報」としてことが「診療情報管理」です。すなわち、個々の患者のデータをデータベース化し、医療情報として活用していくのが診療情報管理であり、その仕事を担うのが「診療情報管理士」です。すなわち、「診療情報管理士」は、患者中心とする多職種参加のチーム医療の中で診療情報を正しく活用し、医療の質の向上に寄与する責務を担っています。

診療に関わる情報としては「診療録（カルテ）」があります。これに診療報酬請求（会計）に関する情報をあわせて「診療情報」といえます。診療情報は、患者の個人記録による診療録だけでなく、病院、公衆衛生、医学研究への価値があります。診療情報を解析することは、病院などの医療施設の診療の実態や診療報酬実績を明らかにし、医療の質評価および医療経営と運営に関する重要な資料を提供することになります。その仕事を担うのが「診療情報管理士」です。診療情報の管理部門は医療施設の経営管理から医療の質の向上に関わる重要な部門であり、資格を有する診療情報管理士が専任する部署です。さらに特定機能病院の要項に、診療録管理には専任職員が必要とされており、平成20年診療報酬改定において「医師事務作業補助体制加算」が設定され、診療情報に関する専門職である「診療情報管理士」の必要性和、多忙を極める医師業の業務軽減を担う新たな方向性が今後期待できます。

診療情報管理の専門職の教育に関しては、本学科は、平成20年から日本病院会が認定する「診療情報管理士資格認定試験」の指定校となり、第1期生が平成23年2月に初めて受験し、現在に至っています。

[基礎課程として指定されている科目]

科目群	授業科目名	種 別	種別	単位	履修年次	本学での履修方法
基礎科目	医療概論		講義	4	1年以上	必修10単位
	人体構造・機能論		講義	2	1年以上	
	医学・医療用語		講義	2	2年以上	
	臨床医学総論	外傷学・先天異常等含む	講義	2	1年以上	
基幹科目 A	臨床医学各論Ⅰ	感染症および寄生虫症	講義	2	2年以上	必修16単位
	臨床医学各論Ⅱ	新生物	講義	2	2年以上	
	臨床医学各論Ⅲ	血液・代謝・内分泌等	講義	2	2年以上	
	臨床医学各論Ⅳ	精神・脳神経・感覚器系等	講義	2	2年以上	
	臨床医学各論Ⅴ	循環器・呼吸器系	講義	2	2年以上	
	臨床医学各論Ⅵ	消化器・泌尿器系	講義	2	2年以上	
	臨床医学各論Ⅶ	周産期系	講義	2	2年以上	
	臨床医学各論Ⅷ	皮膚・筋骨格系等	講義	2	2年以上	

[専門課程として指定されている科目]

科目群	授業科目名	種 別	種別	単位	履修年次	本学での履修方法
基礎科目	医療管理総論		講義	2	2年以上	必修4単位
	保健医療情報学		講義	2	2年以上	
基幹科目 A	医療統計Ⅰ	統計理論	講義	2	2年以上	必修10単位
	医療統計Ⅱ	病院統計・疾病統計	講義	2	2年以上	
	国際統計分類Ⅰ		講義	2	3年以上	
	国際統計分類Ⅱ		演習	4	3年以上	
基幹科目 B	医療管理各論Ⅰ	病院管理	講義	2	3年以上	必修14単位
	医療管理各論Ⅱ	医療保険・介護保険制度 医療安全・医療の質管理	講義	2	3年以上	
	診療情報管理論Ⅰ	法令・諸規則	講義	2	2年以上	
	診療情報管理論Ⅱ	診療情報管理士の実務 DPC・医師事務作業補助者・がん登録の実務	講義	2	3年以上	
	医療機関実習事前指導		講義	2	2年	
	医療機関実習		実習	4	3年	

2. 社会福祉主事（任用資格）

(1) 社会福祉主事とは

社会福祉主事とは、社会福祉法で定められた「任用資格」と呼ばれる資格で、仕事内容は、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、知的障害者福祉法、身体障害者福祉法、母子及び寡婦福祉法の6つの法律をまとめた呼称）に基づいて、各種行政機関で保護・援助を必要とする人のために相談・指導・援助を行います。

(2) 社会福祉主事任用資格に関する科目

（別表32）

厚生労働省指定科目	本学開設授業科目名	単位	履修年次	履 修 方 法
社 会 福 祉 概 論	社会福祉原論（職業指導を含む）	4	2 年以上	厚生労働省指定科目別に 3 科目以上選択して修得 のこと。 ※社会福祉史（日本）と 社会福祉史（西洋）、お よび社会福祉援助技術 論Ⅰ・Ⅱについては2 科 目を履修して1 科目と計 算する（2 科目セットで 1 科目扱い）
社 会 福 祉 事 業 史	社会福祉史（日本）	4	2 年以上	
	社会福祉史（西洋）	4	2 年以上	
社会福祉援助技術論	社会福祉援助技術総論	4	1 年以上	
	社会福祉援助技術論Ⅰ	4	2 年以上	
	社会福祉援助技術論Ⅱ	4	3 年以上	
社 会 福 祉 調 査 論	社会調査の基礎	2	2 年以上	
	社会調査法（社会調査統計を含む）	4	2 年以上	
社会福祉施設経営論	福祉経営論	2	3 年以上	
社 会 福 祉 行 政 論	社会福祉行財政論	2	2 年以上	
社 会 保 障 論	社会保障論	4	3 年以上	
公 的 扶 助 論	公的扶助論	2	3 年以上	
児 童 福 祉 論	児童・家庭福祉論	4	1 年以上	
家 庭 福 祉 論				
保 育 理 論	保育原理	2	1 年以上	
身体障害者福祉論	障害者福祉論	4	1 年以上	
知的障害者福祉論	知的障害者福祉論	2	2 年以上	
精神障害者保健福祉論	精神保健福祉の理論	2	2 年以上	
老 人 福 祉 論	高齢者福祉論	4	1 年以上	
医 療 社 会 事 業 論	医療福祉概論	4	2 年以上	
地 域 福 祉 論	地域福祉論	4	2 年以上	
法 学	福祉法学	4	1 年以上	
	社会福祉法制論	4	3 年以上	
民 法	民法総則	4	1 年以上	
行 政 法	行政法	4	2 年以上	
経 済 学	経済原論（国際経済を含む）	4	2 年以上	
社 会 政 策	社会政策論	4	2 年以上	
経 済 政 策				
心 理 学	福祉心理学	2	1 年以上	
	心理学概論	2	1 年以上	
社 会 学	社会学原論	4	2 年以上	
	福祉社会学	2	1 年以上	

教 育 学	教育学概論 B	2	1 年以上
	教育史	4	2 年以上
倫 理 学	倫理学概論	4	2 年以上
公 衆 衛 生 学	公衆衛生学	2	2 年以上
医 学 一 般	医学一般 I	2	2 年以上
リハビリテーション論	リハビリテーション論	2	2 年以上
看 護 学	看護学	4	2 年以上
介 護 概 論	介護概論	4	1 年
	介護論	2	2 年以上
栄 養 学	栄養学（食品学を含む）	2	2 年以上
家 政 学	家政学概論	4	2 年

3 福祉用具専門相談員とは

福祉用具専門相談員とは、福祉用具貸与事務所や福祉用具販売事務所で、居宅要介護者や居宅要支援者が福祉用具を選定するに当たり、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を行うものをいいます。介護保険制度のなかで高齢者や障害者、家族に適した福祉用具を導入し、導入後のサポートを行います。

下記の指定科目全ての単位を修得すると、修了証明書（福祉用具専門相談員指定講習）を受けることができます。

介護保険制度では、福祉用具貸与が保険給付の対象となっているため、指定居宅サービスとして福祉用具貸与を行う場合、各事業所に 2 名以上の専門相談員を配置することが定められています。

(1) 履修上の留意事項

修了証明書交付の条件として以下の必修 3 科目全てを、2～4 年次のいずれかの単年度（前期）で単位取得してください。

（別表38）

本学開講授業科目名	単位	履修年次	履修方法
福祉用具と生活支援Ⅱ	2	2 年以上	必修
高齢者の保健福祉とリハビリテーション	2	2 年以上	必修
福祉用具活用実習	1	2 年以上	必修

※「福祉用具と生活支援Ⅱ」を履修するためには、前年度までに「福祉用具と生活支援Ⅰ」を修得してください。

※保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、この課程を修了した者が、福祉用具に関する専門知識に基づく助言をし、福祉用具を利用者に提供することが定められています（介護保険法施行令第四条）。

※福祉用具活用実習は実習費（20,000円）が別途必要となります。

※履修登録の前（3 月）に実施されるガイダンスに必ず参加してください。

※定員 40 名（履修証明社会人コースの社会人学生を優先する）

※総合福祉学部全学科、総合マネジメント学部全学科、健康科学部医療経営管理学科の 2 年次以上の学生のみ対象

※問い合わせ部署：生涯学習支援室（ステーションキャンパス 3 階）

4. 図書館司書

(1) 図書館司書資格とは

司書は英語で表現すると librarian です。司書は図書館で働く人すべてを意味するのではなく、専門職としての仕事に相応しい知識と訓練を受けた有資格者を指します。この資格を取得するには、図書館・情報学の専門課程を設置してある大学を卒業する方法、夏期講習等を受ける方法、その他があります。本学では図書館司書課程を開設し、在学中に必要修得単位を満たせば取得できます。必要修得単位については、別表28を参照してください。なお、司書資格を取得するには、2～3年間に要します（1年間では無理が生じます）。

図書館への就職率は全国的に低い状況にあります。しかし、地方自治体の司書職の採用試験に合格し、公共図書館に勤務している人や大学図書館に勤めたりしている人もいます。これからの情報化社会において、司書の仕事は実り多いものです。

(2) 履修上の留意事項

図書館司書資格取得希望者は所属する学科の卒業所要科目が図書館司書資格取得科目（別表28）と重複している科目は卒業所要科目として履修登録し、単位取得した場合には卒業所要単位と資格所要単位の両方に認定されます。卒業所要科目と重複していない科目は資格要件で登録して取得してください。

(3) 図書館司書資格に関する専門科目

(別表28)

区 分		本学開講授業科目名	単位	履修年次	履 修 方 法
必修科目	基礎科目	生涯学習概論	4	1年以上	必修24単位
		図書館概論	2	2年以上	
		図書館情報技術論	2	3年以上	
		図書館制度・経営論	2	3年以上	
	図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	2	2年以上	
		情報サービス論	2	2年以上	
		児童サービス論	2	2年以上	
		情報サービス演習	2	3年以上	
	図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源概論	2	3年以上	
		情報資源組織論	2	2年以上	
情報資源組織演習		2	3年以上		
選択科目	2科目選択	図書館基礎特論	1	3年以上	2科目2単位以上選択して取得のこと
		図書館サービス特論	1	3年以上	
		図書館情報資源特論	1	3年以上	
		図書・図書館史	1	2年以上	
		図書館施設論	1	2年以上	
		図書館総合演習	1	3年以上	
		図書館実習※	1	3年以上	

※図書館実習に関しては、主な実施時期は夏季休業中の8月・9月の4日間を予定しています。実習費は「IX. 諸手続」により各自負担していただきます。なお、実習に関しては登録が必要となります

ので、必ず履修登録期間直前の図書館実習ガイダンスに出席してください。また、図書館実習履修の前提条件は下記科目のとおりになります。

授 業 科 目 名	履修年次	履 修 状 況
生涯学習概論	1 年以上	修得済
図書館概論	2 年以上	修得済
児童サービス論	2 年以上	修得済
情報サービス論	2 年以上	修得済
図書館情報資源概論	3 年以上	修得済もしくは履修中
図書館情報技術論	3 年以上	修得済もしくは履修中
図書館制度・経営論	3 年以上	修得済もしくは履修中

5. 博物館学芸員

(1) 博物館学芸員とは

博物館とは「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、合わせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とした機関」（博物館法第2条）のことです。博物館には、これらの仕事に携わる専門職員を置くことが法律で義務づけられています。この専門職員のことを学芸員といいます。

学芸員資格を取得するには、「学士の学位を有し、大学において文部省令で定める博物館に関する科目の単位を修得する」（博物館法第5条第1項第1号）ことが必要とされています。本学では、「博物館学芸員」で必要な科目の単位を修得し、卒業すれば博物館学芸員の資格を取得することができます。

(2) 履修上の留意事項

博物館学芸員資格取得希望者は所属する学科の卒業所要科目が博物館学芸員資格取得科目（別表31）と重複している科目は卒業所要科目として履修登録し、単位取得した場合には卒業所要単位と資格所要単位の両方に認定されます。卒業所要科目と重複していない科目は資格要件で登録して修得してください。

(3) 博物館学芸員に関する専門科目

(別表29)

本学開講授業科目名			単位	履修年次	履修方法	
必修科目	生涯学習概論		4	1年以上	必修29単位	
	博物館概論		2	2年以上		
	博物館経営論		2	3年以上		
	博物館資料論		2	2年以上		
	博物館資料保存論		2	3年以上		
	博物館展示論		2	3年以上		
	博物館教育論		2	3年以上		
	博物館情報・メディア論		2	3年以上		
	博物館実習		3	3年以上		
	文化財概論		2	2年以上		
	文化財各論（文化財保護法を含む）		2	2年以上		
	日本文化史		4	2年以上		
	A	考古学概論	2	2年以上	A～D群より1群（6単位）を選択して単位修得のこと	
		考古学各論	2	2年以上		
		考古学実習 ※考古学概論・各論履修前提	2	3年以上		
	B	古文書学概論	2	2年以上		
		古文書学各論 ※古文書学概論履修前提	2	2年以上		
		古文書学実習 ※古文書学概論・各論履修前提	2	3年以上		
	C	民俗学概論	2	2年以上		
		民俗学各論 ※民俗学概論履修前提	2	2年以上		
		民俗学実習（調査法を含む）※民俗学概論・各論履修前提	2	3年以上		
	D	日本美術史	2	3年以上		
		西洋美術史	2	3年以上		
		美術実習	2	3年以上		
	E	文化人類学	2	2年以上		E群より1科目（2単位以上）を選択して単位修得のこと
		考古学特殊講義	2	3年以上		
		日本史特殊講義	2	3年以上		
		民俗学特殊講義	2	3年以上		
		美術史特殊講義	2	3年以上		

6. 日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導員資格

1 障がい者スポーツ指導員とは

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会はわが国における障がい者スポーツ振興と競技力向上にあたる障がい者スポーツ指導者の資質と指導力の向上を図り、指導活動の促進と指導体制を確立するため「日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者制度」を制定しています。

協会が公認する障がい者スポーツ指導者は次に示す種類に分けられ、指導者の適性に応じたスポーツ・レクリエーションを通じて、健康・体力の維持・増進と競技力の向上に寄与することを任務としています。

① 初級障がい者スポーツ指導員

地域で活動する18歳以上の指導者で、主に初めてスポーツに参加する障がい者に対し、スポーツの喜びや楽しさを重視したスポーツの導入を支援する者。また、障がいの基本内容を理解し、スポーツの導入に必要な基本的知識・技術を身につけ、実践にあたっては、健康や安全管理を重視した指導ができる者。さらに、地域の大会や行事に参加すると共に、指導員組織の事業にも積極的に参加するなど地域の障がい者スポーツの振興を支える者。

② 中級障がい者スポーツ指導員

地域における障がい者スポーツのリーダーとしての役割を持ち、指導現場では、十分な知識、技術と経験に基づいた指導ができ、指導員の模範となる者。また、地域のスポーツ大会や行事の企画・運営に参加すると共に、全国障がい者スポーツ大会に参加する選手団のコーチとして、選手選考やその強化・育成の役割を担う者。さらに、指導員の組織化や運営にも関わり、地域の障がい者スポーツ振興を進める者。

③ 上級障がい者スポーツ指導員

県レベルのリーダーとして、指導現場では障がい者スポーツの高度な専門的知識を有し、指導技術と豊富な経験に基づいた指導と指導員を取りまとめる指導的立場になる者。また、県レベルのスポーツ大会や行事の企画・運営の中心的役割を持ち、全国障害者スポーツ大会に参加する選手団の監督として、選手選考やその強化・育成の責任を担う者。さらに、指導者の組織運営に積極的にかかわり、地域のスポーツ振興のキーパーソンとなる者。

2 資格取得認定校とは

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者制度に基づき、申請によって資格取得を認定された学校のことをいいます。平成12年度より、修業年限4年以上の大学において、初級および中級障がい者スポーツ指導員の資格取得に必要な講習内容を含む科目を履修し、卒業までに3年間計80時間以上の指導経験を積んだ者については卒業をもって中級障がい者スポーツ指導員の研修を修了したものとみなされるようになりました。

※本学では初級・中級障がい者スポーツ指導員資格のみ取得可能です。

3 履修方法

本学在学中に資格を取得するためには、次の科目をすべて履修し、単位を修得しなければなりません。

また、卒業までに中級障がい者スポーツ指導員資格を取得するためには、1年次に初級に必要な科目の単位を取得し、2年次から中級に必要な科目を履修することができますが、2～4年次の3年間で「80時間以上」の実践ボランティア活動が義務づけられているために、その活動を証明するものが必要となります。活動を証明するためには、大学が指定する各障がい者スポーツ大会・講習会・教室等のボランティア活動に参加し、所定の活動実績証明用手帳に主催者より認印を押印してもらうことが必要です。

課程履修費は「IX. 諸手続」により各自負担していただきます。

4 初級障がい者スポーツ指導員に関する科目

(別表34)

本 学 開 設 授 業 科 目 名	種別	単位	履修年次	履修方法
障害者スポーツ指導法Ⅰ	講義	2	1年以上	必修
ユニバーサルスポーツ	実技	2	1年以上	必修

5 中級障がい者スポーツ指導員に関する科目

(別表35)

本 学 開 設 科 目 名	種別	単位	履修年次	履修方法
障害者スポーツ指導法Ⅱ	講義	2	2年以上	必修
障害者スポーツ指導法Ⅲ	講義	1	2年以上	必修

* 2科目を単位取得する他に2～4年次の3年間で「80時間以上」の実践ボランティア活動が必要です。

6 実践ボランティア活動について

中級の資格取得要件として規定されています「卒業までの3年間、計80時間以上の指導経験」のことをいい、次に指定する活動の実績をもってそれに当てます。

- ① 宮城県および仙台市障害者スポーツ協会が実施する各種障がい者スポーツ事業
- ② その他、大学が認定する障害者関連の各種事業

7 資格申請の手続き

- ① 初級・中級ともに「卒業」を要件とします。4年次の年度末にガイダンスを実施し、申請書類に必要事項を記入してもらい、大学がまとめて申請手続きをします。
- ② 中級の申請には、障害者スポーツ指導者手帳による実践ボランティア活動実績証明を添付し、申請することになります。
- ③ 申請には課程履修費とは別に申請費用が掛かります。(認定料・申請料・当該年度登録料)

7. 介護職員初任者研修課程

(1) 介護職員初任者研修とは

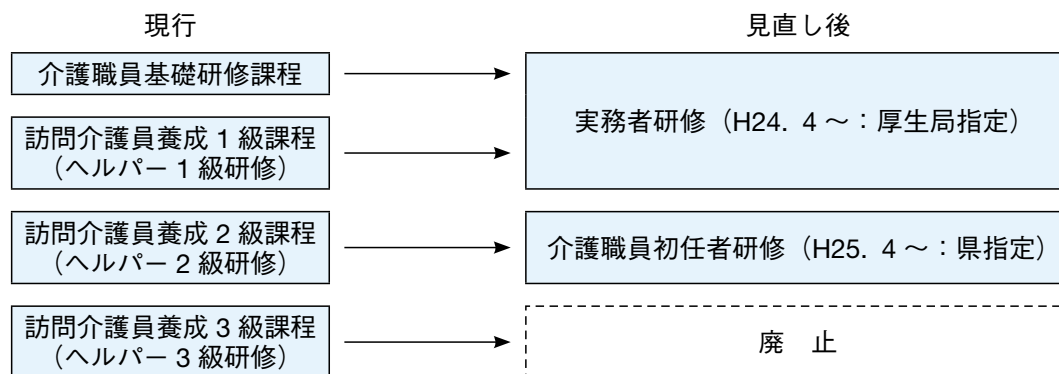
介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項の規定に基づく介護職員初任者研修（以下「研修」という。）の実施については、政令、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下、「省令」という。）、介護保険法規則第22条の23第2項の規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号）及び「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成24年3月28日付け老振発0328号9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。）に定めています。

介護職員初任者研修は、介護に携わる者が、業務を遂行する上で必要な知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として行われるものです。

我が国においては高齢化率の進展と共に、要介護高齢者が増加傾向にあります。介護は要介護高齢者の生活を支えるものであり、人間の尊厳にかかわる大変重要な役割を担っており、高齢期に安心できる社会保障として社会福祉の中心的な課題の1つだと言えます。また、近年の介護・福祉ニーズの多様化・複雑化に対応し、質の高い人材が求められております。介護人材の養成としてキャリアパスが導入され最初のステップとして介護職員初任者研修は位置づけられております。一人ひとりの生活を個別的に捉えるために理論と実践を体系的に学んでいきます。

【概要】

介護保険法施行規則の改正により、これまでの訪問介護員養成研修2級課程が介護職員初任者研修に移行しました。



【経緯】

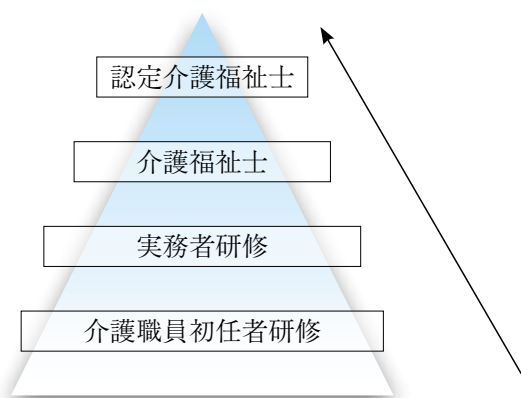
H23. 1. 20 「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」

今後の介護人材キャリアパスを分かりやすくするため、複雑だった介護福祉士の養成体系を明確化することが提言

H24. 3. 2 介護保険法施行規則改正

H24. 3. 28 介護職員初任者研修の取扱細則通知

【今後のキャリアパス】



(2) 履修方法

介護職員初任者研修は、宮城県介護職員初任者研修実施要綱に基づいて実施されます。本学でこの課程を履修できる学生は、総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科3年次在籍学生のみとなります。

介護職員初任者研修の課程を修了するためには、宮城県介護職員初任者研修実施要綱により、下記の表の科目をすべて3年次までに単位修得しなければなりません。介護職員初任者研修の課程を希望するものは、2年次に予備登録をして、3年次に本登録の手続きが必要です。また、修了認定においては「おおむね7割以上の理解度を目安」とされていることから、単位修得の成績が要綱に示されている成績に満たない（可：60～69点）科目については、別途レポート等の提出が求められます。また、指定専門科目の「基礎介護技術」及び「特講（介護実践の理論と実際）」については、出席時間数が実施要綱に定める時間数を満たすことが必要です。履修定員は原則40名とします。

(3) 介護職員初任者研修の課程に関する指定専門科目

(別表36)

授 業 科 目 名	単位	履修年次	履修方法
介護論	2	2年以上	必修26単位取得のこと
高齢者福祉論	4	1年以上	
障害者福祉論	4	1年以上	
老年心理学Ⅰ	2	3年	
老年心理学Ⅱ	2	3年	
認知症の理解と支援Ⅰ	2	3年	
認知症の理解と支援Ⅱ	2	3年	
医学一般Ⅰ	2	2年以上	
基礎介護技術	2	3年	
介護過程論	2	2年	
特講（介護実践の理論と実際）	2	3年	

※状況により、4年次に本登録を認めることもありますが、その場合は福祉実習支援室への事前相談が必要です。

※課程履修費および実習費等は、「Ⅸ. 諸手続」により各自負担していただきます。

8. レクリエーション・インストラクター資格

(1) レクリエーション・インストラクターとは

公益財団法人日本レクリエーション協会制定の公認指導者資格です。

さまざまな遊びのメニューと、技術を持ち、楽しさの体験を多くの人に提供していきます。

人と人との交流促進や、楽しさの体験に主眼をおいた技術指導や継続的に楽しむクラブ・教室・「市民サービス型事業」の企画・運営・実施を具体的に進める指導者です。

本学は（公財）日本レクリエーション協会公認指導者養成課程認定校に指定されています。

活動の場は幼児保育、学校教育の現場や福祉施設、医療機関の専門スタッフ、地域のボランティア活動など多岐にわたり、近年では被災地支援などにおいても活用され、レクリエーションの果たす役割は今後ますます重要になってくるでしょう。

就職していく分野において『楽しい人間関係』の技術は、必ずや役に立つでしょう。

(2) 履修方法

「レクリエーション・インストラクター」の養成課程を履修できる学生は、総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科・教育学部の2年次以上の在学生です。

履修定員は50名とします。

「レクリエーション・インストラクター」養成課程を修了するためには、(別表37)に掲げる専門科目「レクリエーション理論2単位」「レクリエーション実技2単位」「レクリエーション支援技術演習1単位」「大学が認める実習1科目選択」「レクリエーション事業1単位」の合計5科目をすべて2～4年次に取得しなければなりません。

本学養成課程を修了することにより、(公財)日本レクリエーション協会公認のレクリエーション・インストラクターの資格が取得できます。

レクリエーション事業については、認定要件として「事業参加」として規定されているために、その事業参加を証明するものが必要となります。

事業の参加を証明するには、課程認定された事業に参加し、所定の事業参加記録カードに主催者より認印を押印してもらうことが必要です。

なお、履修方法等詳細については授業およびガイダンスで指示します。

(3) 資格申請の条件

養成課程の認定専門科目（理論・実技・実習（活動）・レクリエーション事業）のすべての単位を2～4年次に取得または取得見込みを（公財）日本レクリエーション協会に資格申請をします。

(4) その他

資格申請および登録の具体的手続きは、教務部福祉実習支援室が授業およびガイダンスで指示します。課程履修費および実験実習費等は「Ⅸ. 諸手続き」により各自負担してください。

- ※課程履修費 10,000円（テキスト代以外の教材、学内審査料、諸経費含む）
- ※公認料及び登録料 16,457円

レクリエーション・インストラクター資格取得に関する認定専門科目

(別表37)

系 列	大学の開設科目	種別	単位	履修年次	履修方法
1 理論科目	レクリエーション理論	講義	2	2 年以上	必修 2 単位
2 実技科目	レクリエーション実技	実技	2	2 年以上	必修 3 単位取得のこと
	レクリエーション支援技術演習	演習	1	2 年以上	
2-1 実習(活動)	社会福祉援助技術実習	実習	4	4 年	1 科目選択取得のこと
	精神保健福祉援助実習Ⅰ	実習	3	3 年以上	
	精神保健福祉援助実習Ⅱ	実習	4	4 年	
	保育実習Ⅰ	実習	4	3 年以上	
	保育実習Ⅱ	実習	2	3 年以上	
	教育実習(幼・小・中・高)	実習	4	3 年以上	
	福祉ボランティア活動Ⅱ	実習	2	2 年	
	福祉ボランティア活動Ⅲ	実習	2	3 年	
	福祉ボランティア活動Ⅳ	実習	2	4 年	
	実学臨床教育Ⅱ	実習	4	2 年	
	実学臨床教育Ⅲ	実習	4	3 年	
2-2 事業参加	レクリエーション事業	実習	1	2 年以上	1 科目必修(2 回参加することにより単位認定)

○レクリエーション・インストラクター養成課程(理論科目・実技科目・実習(活動)・事業参加)の履修方法および資格取得について

- 1 上記の理論・実技・実習(活動)・事業参加のすべての指定科目を2～4年次に履修してください。
- 2 実習(活動)は1科目選択必修です。該当する実習(活動)や履修方法はガイダンス時に説明します。
- 3 レクリエーション事業(事業参加)は必修です。事業内容や履修方法はガイダンス時に説明します。

○履修年限および修了認定

そのため上記の指定科目「理論・実技・実習(活動)・レクリエーション事業」のすべての単位を2～4年次に取得しなければ修了認定できません。

○資格取得

すべての指定科目を2～4年次に修了することにより資格取得できます。

○資格登録申請

すべての指定科目を修了した者を、公認指導者として(公財)日本レクリエーション協会に登録申請します。申請の手続きは大学が一括申請します。原則的に4年次に資格登録申請をします。

詳細については、ガイダンスの時に説明します。

※レクリエーション事業の単位認定については、下記の事業のいずれかに2回参加しなければなりません。(参加時間は1回8時間程度)

- ① 日本、都道府県、市区町村レクリエーション協会主催事業並びに加盟団体主催事業
- ② 行政や民間等の主催する事業で、レクリエーション協会が共催、後援、受託等で関係している事業
- ③ 大学が指定する各種の事業等(レクリエーション・インストラクター養成課程にふさわしいと認める事業)

但し、③に該当する事業は、原則として2回のうち1回までとします。

※レクリエーション事業については(通年)で行います。事業内容・参加人数・日程・会場等を含めて主催者等と協議が必要なために授業及び掲示により随時指示します。

9. 「臨床美術」課程について

設置の目的

老人性疾患（認知症）の症状を改善する試みとして、臨床美術という技法が注目されています。臨床美術はアートによって脳を刺激して活性化し、認知症予防や認知症の進行抑制に役立てるものです。1996年から臨床に取り入れられている方法で、現在では発達が気になる子どもやメンタルヘルスとして社会人にも実施されるようになってきました。臨床美術は造形美術全般を楽しみながら脳の活性化を促しますが、ただ絵を描いて貰ったりするだけでは効果は得られません。そこで本課程では、造形美術を用いた系統的なカリキュラムに沿って学習・訓練することで、認知症などの人たちの力を引き出す専門的なスキルを養成することを目的としています。そのようなスキルを一層充実させるためには、医学関連の知識や種々の造形の方法の修得、また、美術の持つ心理的効果についても知っておくことが望ましいでしょう。

教育概要

教育課程の内容は、臨床美術概論、臨床美術入門（制作）、コミュニケーショントレーニング、画材について学ぶ教材研究、ロールプレイを中心とした実践研究など多岐にわたり、臨床美術の基本的な知識と技術を習得することができます。

臨床美術課程は、総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生が選択できます、臨床美術士はその技能に応じて1級から5級までの資格があり、特定非営利活動法人日本臨床美術協会の試験を受けて認定されます。

本課程を修めた者については、臨床美術士5・4級の認定試験受験資格が与えられます。

各認定級の位置づけは以下のとおりです。

資 格	説 明
臨床美術士 5 級	臨床美術の入門的内容を理解している。養成講座のテキスト掲載のアートプログラム、および芸術造形研究所指定のアートプログラム使用に限り、無償で臨床美術を実施することができる。 * 臨床美術実施による報酬を受けることはできない。
臨床美術士 4 級	臨床美術を実践する基礎知識を修得している。養成講座のテキスト掲載のアートプログラム、および芸術造形研究所指定のアートプログラムを使用する場合に限り、臨床美術を実施することができる。
臨床美術士 3 級	臨床美術の運営を理解し、幅広く活動することができる。臨床美術を深く理解することにより、多様な対象者や場面での確に臨床美術を的確に臨床美術を実践する技量がある。
臨床美術士 2 級	臨床美術士として多くの実務経験と深い専門性を持つ。講師として後進を育成し、臨床美術の講演や講義を行うだけの技量がある。美術表現の力量が充分にある。
臨床美術士 1 級	臨床美術士の代表として、数多くの講演経験を持つ。臨床美術関連の書籍を執筆、編纂するなどして臨床美術を広く社会に紹介、拡大する役割を担えるだけの力量がある。

臨床美術課程に関する科目

(別表44)

本学開設科目名	指示事項	種別	単位	履修年次	履修方法
臨床美術論Ⅰ		講義	2	1年以上	必修12単位取得のこと
臨床美術論Ⅱ	臨床美術論Ⅰ履修前提	講義	2	1年以上	
臨床美術論Ⅲ	臨床美術論Ⅱ履修前提	講義	2	2年以上	
臨床美術論Ⅳ	臨床美術論Ⅲ履修前提	講義	2	2年以上	
陶芸制作Ⅰ		講義・演習	2	2年以上	
陶芸制作Ⅱ		講義・演習	2	2年以上	
認知症介護論		講義	2	2年以上	2科目4単位以上選択して取得のこと
認知症病態論		講義	2	3年以上	
表現技術Ⅲ（美術）		演習	1	2年以上	
陶芸制作Ⅲ		講義	2	3年以上	
精神医学		講義	4	3年以上	

臨床美術士資格取得について

○臨床美術士とは

臨床美術士は、1人ひとりの高齢者の状態を把握しながら、脳の活性化のためにどのような美術的アプローチが効果的かを見極め、根気よく指導する専門家です。美術に関する知識だけではなく、高齢者の意欲を引き出す方法や、認知症の方とのコミュニケーションなどについても、専門的トレーニングを積んでいます。臨床美術士はその技能に応じて1級から5級までの資格があり、特定非営利活動法人日本臨床美術協会の試験を受けて認定されています。現在、日本国内には約3,000人の臨床美術を学んだ人がおり、高齢者の認知症予防・進行抑制のほか、子どもの感性教育や社会人のメンタルヘルスケアなど多方面で活躍しています。

東北福祉大学において「臨床美術論Ⅰ、Ⅱ」を修めた者は臨床美術士5級の認定試験受験資格が、「臨床美術論Ⅲ、Ⅳ」を修めた者は、臨床美術士4級の認定試験受験資格が与えられます。

※3級までは仙台において臨床美術士養成講座を受講することで受験資格が得られます。詳しくは特定非営利活動法人日本臨床美術協会事務局（電話050-3735-2028）までお問い合わせ下さい。

○特定非営利活動法人日本臨床美術協会とは

特定非営利活動法人日本臨床美術協会は臨床美術士の育成と社会的地位の確立を目指すとともに臨床美術の専門知識と普及を支援し、健康で豊かな社会を構築することを目的に設立されました。臨床美術士の認定をはじめ、講師の派遣事業を推進し、協会主催の福祉、医療等の多角的な内容の講演会、研修会による社会的認知と水準保持の活動を行っています。

○5級・4級認定をご希望の方は下記の要領でご申請ください。

認定費用一覧

取得級	試験料	入会登録費用	受講時徴収合計	備 考
5 級	21,600円	12,800円 内訳：入会金2,000円、年会費10,800円*	34,400円	以後、継続して協会員であることを資格保持の条件とする。
4 級	48,600円	臨床美術士5級及び日本臨床美術協会員であることが前提。	48,600円	同上

※入会金を除き、必要費用は消費税8%で算出されています。税率の改正が行われた場合は、開講開始日の税率によってお支払いいただきます。予めご了承ください。

審査方法：認定試験。筆記と実技の課題提出型。

申請方法 1. 認定申請書に記入の上、日本臨床美術協会事務局にご郵送ください。

2. 下記の郵便振替口座に認定試験料をお振込みください。振替用紙の「通信欄」に「5級認定希望」または「4級認定希望」と明記してください。

口座番号 00150-4-740354

加入者氏名 特定非営利活動法人日本臨床美術協会

※振込手数料は申請者負担となります。

○申請書送付・問い合わせ先

特定非営利活動法人 日本臨床美術協会 事務局

〒251-0047 神奈川県藤沢市辻堂1-9-3 湘南エミネンス（ShonanEminence）3階

TEL 050-3735-2028（電話受付 月～金 9：30～18：30）/ FAX 050-3737-9007 / Email association@arttherapy.gr.jp

10. 「デジタルコンテンツアセッサ」課程について

1 設置目的

デジタルコンテンツアセッサ課程は、一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構（I-ROI）の定めるデジタルコンテンツアセッサ（DCA）の2級或いは3級資格取得を目的とします。インターネットやSNSの発達した高度情報社会の現代を生きるには、その利便性や可能性を活かし、同時にそのリスクに備えられる能力が求められます。しかし、近年のSNSやインターネットの炎上事件、ネット依存症やプライバシー侵害、知的所有権のトラブル等を見るに、大学生がその十分な能力を有しているとは言えません。

本課程では、そのために必要な「i コンプライアンス」「インターネット&デジタルコンテンツテクノロジー」「ネットワークリテラシー」の三つの知識領域毎に配置された科目を学び、必要なコンピテンシーを修得します。本資格は、あらゆる分野における社会人としての基礎能力証明であると同時に、企業や公務員、各種医療・福祉施設等で情報発信を担える人材の基礎資格でもあります。DCA 3級は、ユーザーレベルでのこのコンピテンシーを証明するもので、DCA 2級の前提資格です。DCA 2級は、テクノロジー面を中心にコンピテンシーを更に高め、企業や各種施設等で青少年インターネット環境整備法等が定める「特定サーバー管理者」たりうる能力を保証する資格になります。

また、近年の青少年のネットトラブルやネットいじめ等に対応するためには、教員も高度情報社会のツールを把握する必要があります。その意味で本課程は、教員を目指す者にとっても重要な資格となります。

2 教育概要

本課程は、総合福祉学部、総合マネジメント学部、教育学部、健康科学部医療経営管理学科の学生が選択可能です。カリキュラムはDCA 2級、3級取得に必要な3つの知識ドメイン毎に配置された科目から構成され、定められた履修条件をクリアすると**DCA 2級、3級の申請資格**が与えられます。

3級の資格を取得するには、全ての領域からそれぞれ最低1科目を履修することが必要です。申請資格を取得後、情報福祉研究室を通じてI-ROIに所定の登録手数料を添えて申請することで、資格を得られます。

DCA 2級資格を希望する学生は、3級を取得していることが前提となります。3級取得学生は、DCA 課程の2級カリキュラムに定められた3つの知識ドメイン毎定められた履修条件をクリアするとDCA 2級の受験資格が与えられます。その後、I-ROIの実施する共通テストに合格し、情報福祉研究室を通じてI-ROIに所定の登録手数料を添えて申請することでDCA 2級資格が授与されます。

3 デジタルコンテンツアセッサ (DCA) 課程に関する科目

■デジタルコンテンツアセッサ 3 級

(別表46)

領域	本学開設科目	単位	履修年次	本学での履修方法
i コンプライアンス	情報と社会	2	1 年以上	必修 2 単位
インターネット&デジタル コンテンツテクノロジー	ソーシャルメディア論	2	2 年以上	必修 2 単位
ネットワークリテラシー	情報社会学	2	1 年以上	1 科目以上、2 単位以 上履修取得のこと
	情報倫理	2	1 年以上	

※各領域より最低 1 科目ずつ、合計 3 科目以上を履修してください。

※デジタルコンテンツアセッサ課程の科目が所属学科のカリキュラム表にない場合でも、卒業要件単位（関連科目）として履修可能です。

■デジタルコンテンツアセッサ 2 級

領域	本学開設科目名	単位	履修年次	履修方法
i コンプライアンス	情報と社会	2	1 年以上	必修 2 単位
インターネット&デジタル コンテンツテクノロジー	ソーシャルメディア論	2	2 年以上	必修 2 単位
ネットワークリテラシー	情報社会学	2	1 年以上	1 科目以上、2 単位以 上履修取得のこと
	情報倫理	2	1 年以上	

(28-①) デジタルコンテンツアセッサ (DCA) 2 級課程に関する科目

領域	本学開設科目	単位	履修年次	本学での履修方法
i コンプライアンス	特講 (i コンプライアンス)	2	2 年以上	必修 2 単位
インターネット&デジタル コンテンツテクノロジー	情報ネットワーク論	2	2 年以上	必修 2 単位
ネットワークリテラシー	情報社会学	2	1 年以上	必修 4 単位
	情報倫理	2	1 年以上	
専門	キャリアデザイン・インターンシップⅡ A	2	2 年以上	1 科目 2 単位以上を選 択して単位取得のこと
	知的財産入門	2	1 年以上	
	ユニバーサルデザイン論Ⅰ	2	2 年以上	
	地域減災論Ⅰ	2	2 年以上	
	情報セキュリティ管理論	2	3 年以上	

※ 4 つの領域より、履修方法に応じて履修してください。

※デジタルコンテンツアセッサ課程の科目が所属学科のカリキュラム表にない場合でも、卒業要件単位（関連科目）として履修可能です。

11. 「救急救命士」課程について

本学において副専攻として、本受験資格コースを履修可能なのは、医療経営管理学科・福祉行政学科・産業福祉マネジメント学科・情報福祉マネジメント学科の選択学生のみです。

■救急救命士とは

救急救命士とは、病院への搬送途上に限り傷病者に対し救急車等にて救急救命処置を施し、速やかに病院へ搬送することを目的とした国家資格の名称です。救急救命士法第2条にて「厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者」と記されています。すなわち、救急救命士法における救急救命士は、救急現場ならびに搬送の途上において医師の指示の下に特定の医行為を行う医療従事者です。

救急救命士国家試験とは、国家資格である、救急救命士の免許を取得するための国家試験です。救急救命士として必要な知識および技能を修得して有するものは、試験を受けることができるとされています。

救急救命士の仕事は、専門職として限定されており、応急処置と搬送が主な内容です。大災害の後、被災地での救助活動に救急救命士は多大な貢献をしており、救急救命士の存在感が大きく取り上げられてきました。そのため、現在救急救命士国家資格試験受験を希望するものの数は増加しています。

救急救命士法で定められている救急救命士の医療に関する特定行為は、静脈路の確保、医療器具を使用した気道確保、薬剤投与であるが、平成26年4月からは、心肺機能停止前の重症傷病者に対する静脈路確保及び輸液・血糖測定及び低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の処置範囲が拡大されました。

救急救命士には、仕事現場が緊急を要する状態であるため、どんな状況にあっても冷静に行動できる判断力と、人の命を助けたいという気持ちを強く持ち、あきらめずに行動できる使命感・責任感が必要とされます。生死の現場に立ち会うため、精神力の強さも求められます。

1. カリキュラムの特徴

国家試験の受験に必要な授業科目を設け、体系的に教育課程を編成しています。指定科目は、公衆衛生学、解剖学、生理学、薬理学、病理学、生化学、微生物学、内科学、外科学、小児科学、産婦人科、整形外科、脳外科学、精神医学、放射線医学および臨床実習（医療機関実習・救急車搭乗実習・シミュレーション実習）が必修となります。とくに、救急現場を想定したシミュレーション実習を1年次から繰り返し行い、臨床実習を履修します。本学における救急救命士は指定科目だけでなく、本学における言語系、スポーツ系、福祉など医療従事者としての素養に関連する特色あるカリキュラムとなっています。各地方自治体における公務員採用試験対策も基礎から計画的、徹底的にサポートします。

2. 救急救命士コース選択制

平成30年度入学者に、副専攻として救急救命士課程の選択制を導入いたします。

選択時期、選抜方法は以下の通りです。

[選抜時期]

1 年次入学時にガイダンスを実施します。

[選抜方法]

定員制のため、筆記試験および面接試験を実施します。

[定員]

20名

[試験]

受験は4年次の3月となります。試験科目は、基礎医学（社会保障・社会福祉、患者搬送を含む）・臨床救急医学総論・臨床救急医学各論（一）（臓器器官別臨床医学）・臨床救急医学各論（二）（病態別臨床医学）・臨床救急医学各論（三）の5分野です。

3. 履修方法

資格取得に必要な単位数は80単位です。救急救命士課程に関する32科目、80単位を修得します。実習科目を含む受験に必要な単位の修得が必須となります。指定科目は必修となり、ただし、学科により学科科目として取得可能な単位数に加え、副専攻として取得可能な単位数が異なります。1年次により実習を含む、指定科目があるため、履修計画にあたっては留意が必要です。

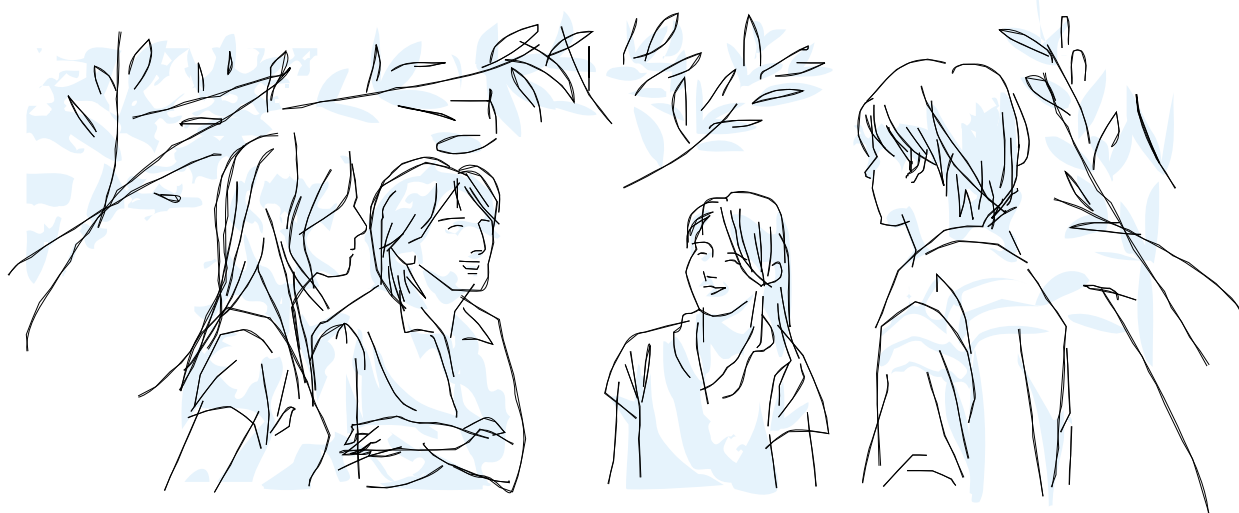
なお、多くの履修者は先に消防官採用試験（地方公務員試験）を受験することになるため、公務員対策の科目を履修することが望ましい。救急救命士の勤務先はほとんどが消防署ですが、そのほか自衛隊・警察・海上保安庁・民間病院などです。消防学校・専門学校の講師の選択肢もあります。

救急救命士課程に関する科目

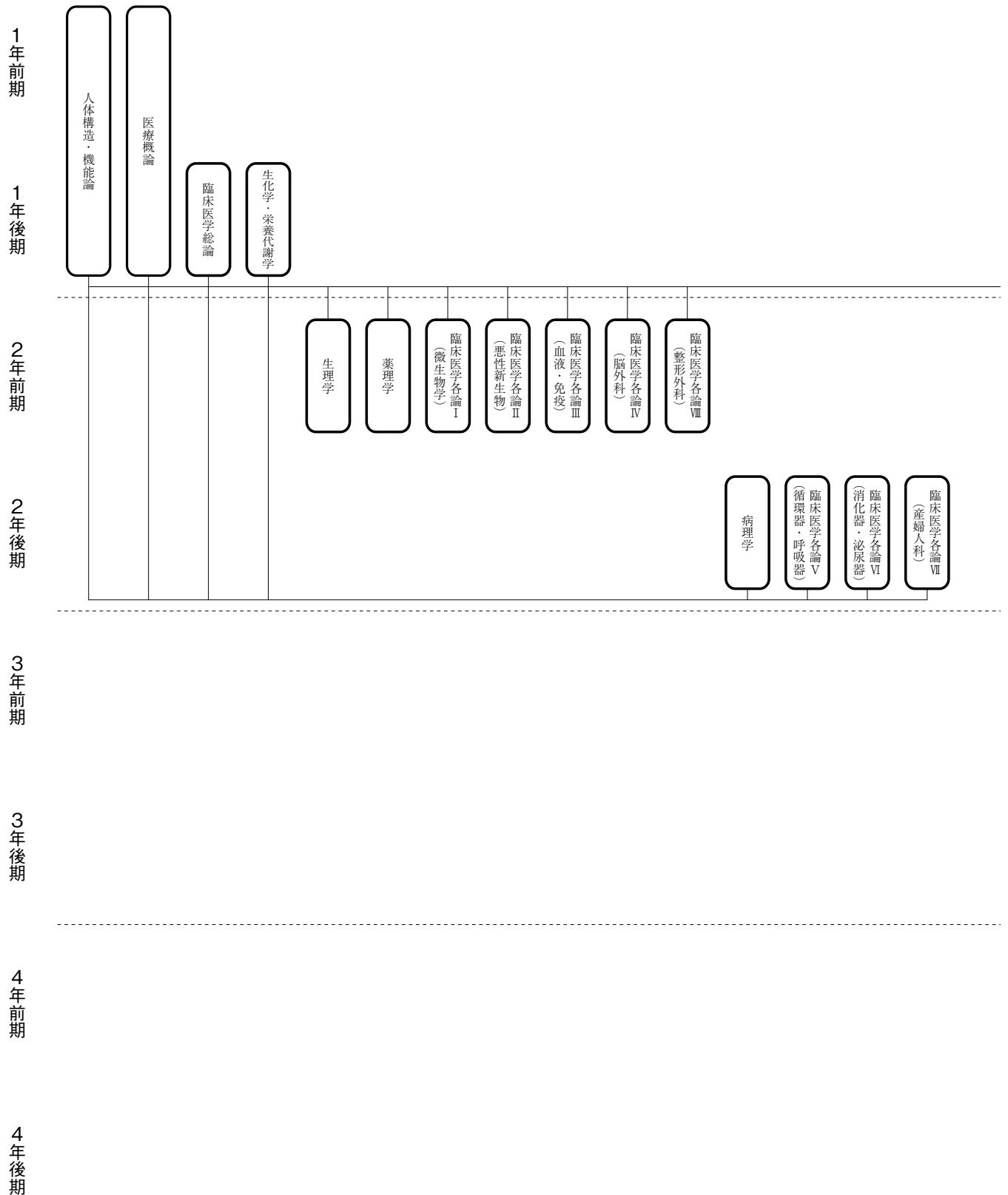
(別表47)

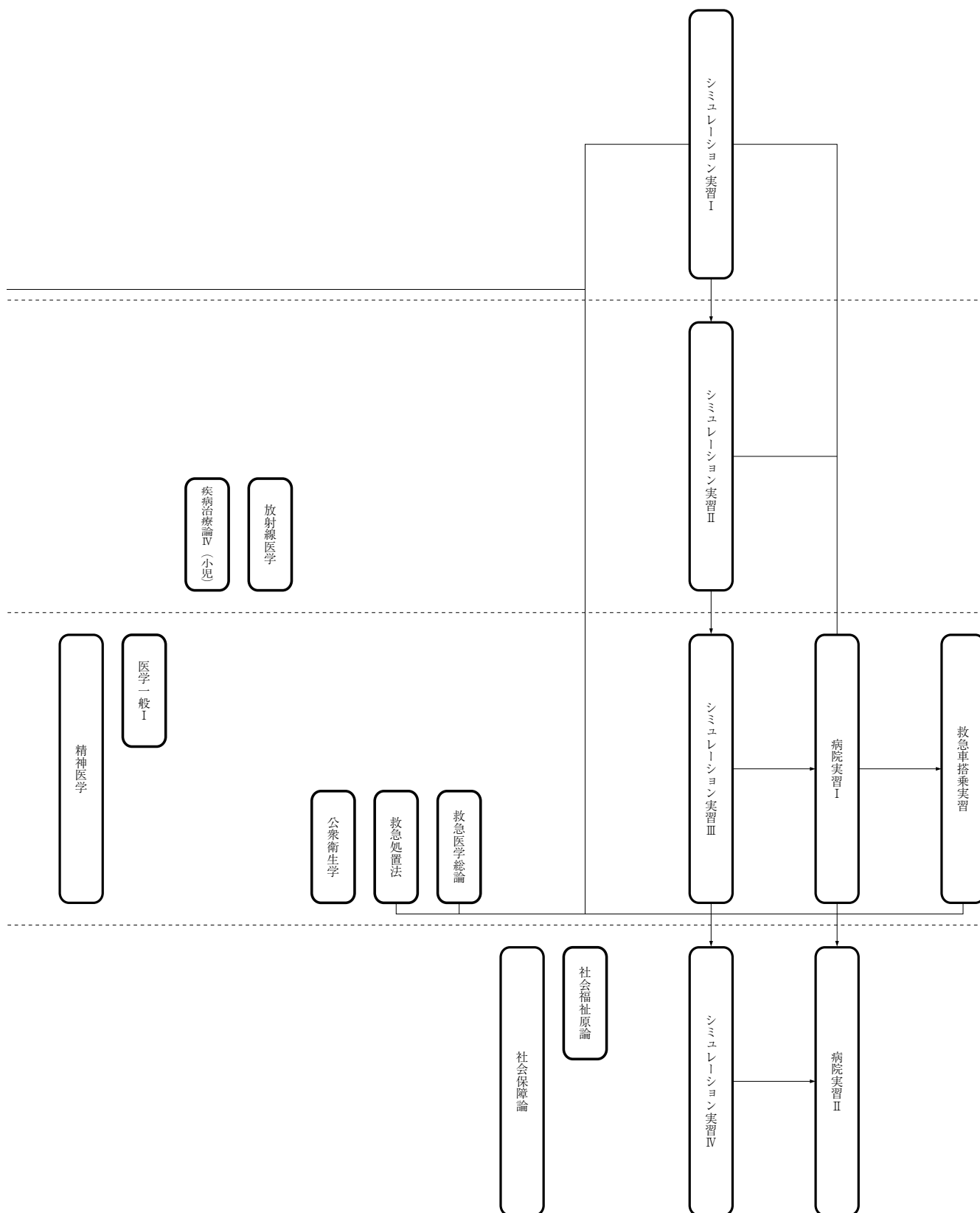
本学開設科目名	指示事項	単位	履修年次	履修方法
公衆衛生学		2	2年以上	必修80単位
人体構造・機能論		4	1年以上	
生理学		2	2年以上	
薬理学		2	2年以上	
病理学		2	2年以上	
生化学・栄養代謝学		1	1年以上	
医療概論		4	1年以上	
臨床医学総論		2	1年以上	
臨床医学各論Ⅰ		2	2年以上	
臨床医学各論Ⅱ		2	2年以上	
臨床医学各論Ⅲ		2	2年以上	
臨床医学各論Ⅳ		2	2年以上	
臨床医学各論Ⅴ		2	2年以上	
臨床医学各論Ⅵ		2	2年以上	
臨床医学各論Ⅶ		2	2年以上	
臨床医学各論Ⅷ		2	2年以上	
救急処置法		2	2年以上	
救急医学総論		2	2年以上	
疾病治療論Ⅳ（小児）		1	2年以上	
精神医学		4	2年以上	
放射線医学		2	2年以上	
病院実習Ⅰ		4	3年以上	
病院実習Ⅱ		4	4年	
救急車搭乗実習		2	3年以上	
シミュレーション実習Ⅰ		4	1年以上	
シミュレーション実習Ⅱ		4	2年以上	
シミュレーション実習Ⅲ		4	3年以上	
シミュレーション実習Ⅳ		4	4年	
医学一般Ⅰ		2	2年以上	
社会保障論		4	3年以上	
社会福祉原論		2	2年以上	

※所属学科のカリキュラム表にない場合でも、卒業要件単位（関連科目）として履修可能です。



救急救命士課程（別表47）授業科目の流れ





12. 健康運動実践指導者

健康運動実践指導者の資格が取得できる学生は、総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科のみです。

わが国では、健康長寿社会の実現に向け、健康管理や疾病予防のための政策が制定され、業種を問わず多様なヘルスケアサービスが創出されており、成長産業の1分野として期待されています。また、スポーツ基本計画（平成24年3月）では「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」をめざし、年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画できるスポーツ環境の整備が推進されています。それにとともに、健康運動推進の第一線で活躍する指導者の資質についても、一層の向上が求められています。

1. 健康運動実践指導者とは

（公財）健康・体力づくり事業財団が認定する資格で、「健康づくりのための運動の専門知識を備え、自ら見本を見せる実技能力と特に集団に対する運動指導技術に長けた者」に与えられる称号です。健康づくりを目的として作成された運動プログラムにもとづいて、その人の健康状態、技術水準、体力レベルなどに応じ、エアロビックエクササイズ、ストレッチおよびレジスタンストレーニングなどの補強運動を実際に指導する者としています。

2. 資格の取得方法

健康運動実践指導者資格取得を希望する学生は、所定の単位を履修・修得することによって、（公財）健康・体力づくり事業財団が実施する資格認定試験を受験することができます。以下の要領に従って手続きしてください。

- ①資格取得希望者は、健康運動実践指導者に関する科目（別表49）を確認し、計画的に履修、修得してください。
- ②「健康運動実践指導者認定試験」に関する手続き申請は2年生以上で行います。
- ③「同認定試験」を受験予定の学年の4月に、同資格のテキスト購入申請をしてください。その後、9月に「同認定試験」の申し込みを行います。
- ④「同認定試験」は指導実技試験と筆記試験に分けて実施され、それぞれに「合格」する必要があります。
- ⑤所定の単位を履修・修得し、（公財）健康・体力づくり事業財団が実施する「健康運動実践指導者認定試験」を受験し「合格」した場合、登録申請を行うことで、資格を得ることができます。

※2年次後期に認定試験を受験し、3年次5月に資格取得する場合

※2年次後期に認定試験を受験し、3年次5月に資格取得する場合

1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期		3 年前期
資格に関する必修科目の単位修得			認定試験 (実技+筆記) 受験	3 月 可否発表	5 月 登録申請後、 認定証交付

3. 「健康運動実践指導者認定試験」の受験資格と方法

- ①「同認定試験」を受験予定の学年の4月に「健康運動実践指導者テキスト」4,900円の申し込みをします。
- ②①の9月に「健康運動実践指導者認定試験」25,713円の申請申し込みをします。前期成績発表から申請申し込み締め切りまで期日がありませんので、注意してください。
- ③「同認定試験」は所定の単位をすべて履修・修得できることを前提として、申し込みができます。
- ④「同認定試験」申し込み後の受験料は返却できません。

4. 「健康運動実践指導者認定試験」の内容

「健康運動実践指導者認定試験」においては、指導実技試験と筆記試験が実施されます。

①指導実技試験：11～12月を予定

「陸上運動」と「水中運動」のいずれかを選択します

①陸上運動は

レジスタンス運動（自重負荷法）の課題運動5種類のうち2種類を実演指導（2分以内）

有酸素性運動（エアロビックダンス）の規定ルーティーンの実演指導（3分以内）

②水中運動は

水中レジスタンス運動の課題運動5種類のうち2種類を実演指導（2分以内）

有酸素性運動（水中ウォーキング）の実演指導（3分以内）

②筆記試験：12～2月の期間で実施

CBT（Computer Based Testing）方式により、受験者が個別に試験日、会場を予約して、受験します。

5. 「健康運動実践指導者認定試験」の合否通知

試験（実技評価、筆記試験）結果を合否判定し（公財）健康・体力づくり事業財団から受験者本人へ3月中旬ごろ通知されます。（受験申込時の現住所を3月末日以降変更される場合は変更後の住所を大学「教務課」と当財団へ必ず連絡して下さい。）

（公財）健康・体力づくり事業団の連絡先 （03）6430-9113

6. 登録及び資格更新について

- ①「健康運動実践指導者認定試験」の合格者には、（公財）健康・体力づくり事業団の健康運動実践指導者台帳への登録資格が与えられます。
- ②登録者には、健康運動実践指導者の名称の使用が許可されます。登録は、5年間有効で、登録料は、21,600円です。
- ③所定の講習を受講することにより更新することができます。登録更新料は21,600円です。

※上記は平成30年度の予定です。手続き申請、受験方法、経費等変更となった場合、UNIPAにて連絡します。

(31) 健康運動実践指導者に関する科目

(別表49)

養成講習会科目名称	本学開設科目名	単位	履修年次	履修方法
健康づくり施策概論	成人保健	2	2年以上	必修16単位
運動生理学	身体運動科学	2	2年以上	
機能的解剖とバイオメカニクス		1	2年以上	
体力測定と評価	身体運動科学演習			
健康づくりと運動プログラム	身体活動と健康	2	1年以上	
運動指導の心理学的基礎	健康運動指導論	2	2年以上	
栄養摂取と運動	食と生活	2	1年以上	
健康づくり運動の実際	健康運動の理論と実践Ⅰ	1	2年以上	
	健康運動の理論と実践Ⅱ	1	2年以上	
	健康運動の理論と実践Ⅲ	1	2年以上	
	健康運動の理論と実践Ⅳ	1	2年以上	
運動障害と予防・救急処置	運動障害と予防・救急処置	1	2年以上	

キャリアと実践活動に関する科目

(別表50)

本学開設科目名	指示事項	単位	履修年次	履修方法
キャリア支援活動Ⅰ		2	1年以上	各種実践活動は、合計で36単位まで。 ①同一活動を福祉ボランティア活動、文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動、スポーツ実践活動、プロジェクト活動、地域共創実学教育、リエゾンゼミに重複して用いることはできない。 ②プロジェクト実践活動は大学指定のプロジェクトと学科指定の学科プロジェクトを対象とする。 ③文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動は、単位認定の希望があり、かつ大学が認めた大学指定団体・分科会団体・サークル・アシスタント活動を対象とする。 ④スポーツ実践活動は、単位認定の希望があり、かつ大学が認めた体育会団体を対象とする。
キャリア支援活動Ⅱ		2	2年以上	
キャリア支援活動Ⅲ		2	3年以上	
キャリア支援活動Ⅳ		2	4年	
キャリアデザイン・インターンシップⅠ		2	1年以上	
キャリアデザイン・インターンシップⅡA		2	2年以上	
キャリアデザイン・インターンシップⅡB		2	2年以上	
キャリアデザイン・インターンシップⅢ		2	3年以上	
キャリアデザイン・インターンシップⅣ		2	4年	
プロジェクト実践活動Ⅰ		4	1年以上	
プロジェクト実践活動Ⅱ		4	2年以上	
プロジェクト実践活動Ⅲ		4	3年以上	
プロジェクト実践活動Ⅳ		4	4年	
文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動ⅠA		2	1年以上	
文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動ⅠB		4	1年以上	
文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動ⅡA		2	2年以上	
文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動ⅡB		4	2年以上	
文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動ⅢA		2	3年以上	
文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動ⅢB		4	3年以上	
文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動ⅣA		2	4年	
文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動ⅣB		4	4年	
スポーツ実践活動ⅠA		4	1年以上	④スポーツ実践活動は、単位認定の希望があり、かつ大学が認めた体育会団体を対象とする。
スポーツ実践活動ⅠB		8	1年以上	
スポーツ実践活動ⅡA		4	2年以上	
スポーツ実践活動ⅡB		8	2年以上	
スポーツ実践活動ⅢA		4	3年以上	
スポーツ実践活動ⅢB		8	3年以上	
スポーツ実践活動ⅣA		4	4年	
スポーツ実践活動ⅣB		8	4年	
福祉ボランティア活動Ⅰ（スポーツ・地域を含む）		2	1年以上	
福祉ボランティア活動Ⅱ（スポーツ・地域を含む）		2	2年以上	
福祉ボランティア活動Ⅲ（スポーツ・地域を含む）		2	3年以上	
福祉ボランティア活動Ⅳ（スポーツ・地域を含む）		2	4年	

※文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動とスポーツ実践活動のAとBは、活動時間により、いずれかに該当。

総合福祉学部社会福祉学科・福祉心理学科、総合マネジメント学部、健康科学部医療経営管理学科のみ対象

13. 仏教専修科規程（曹洞宗二等教師資格）

第1条 曹洞宗教育規程に基づき、東北福祉大学に仏教専修科を置く。

第2条 仏教専修科は、在学中に無試験で二等教師の補任の資格を得させるために本宗子弟・徒弟に対して宗門の教師として必要な事項（①宗乗・余乗の知識の修得。②本宗僧侶としての使命を自覚せしめる。③宗門の行持・威儀・作法）について修得させることを目的とする。

第3条 仏教専修科に入学できる者は次の通りとする。

本学の各学部にて在学する本宗寺院の子弟・徒弟。

第4条 仏教専修科の履修学科目及び単位数は次の通りとする。

学科目名	種別	単位数	履修方法	学科目名	種別	単位数	履修方法
仏教概論	講義	4	1年生	仏教史	講義	4	1年生
禅学概論	講義	4	2年生	経論講読	講義	4	2年生
中国禅宗史	講義	4	3年生	宗義概説	講義	4	3年生
日本禅宗史	講義	4	4年生	宗典講読	講義	4	4年生
参禅	実技	2	1～4年	法式声明	実技	2	1～4年
布教	実技	2	1～4年	教化	実技	2	1～4年
				計		40	

第5条 仏教専修科在籍者は、東北福祉大学在学中に第4条の学科目及び宗制による特殊安居を3回以上了じなければならない。

第6条 仏教専修科修了者は、東北福祉大学卒業の際に修了証書を授与する。

第7条 仏教専修科に次の職員を置く。

主任（1名）並びに教授、准教授、講師又は助教、助手（必要職位につき若干名）。

(1) 主任は学長の命を受け、仏教専修科を総理する。

(2) 主任、教授、准教授、講師、助教及び助手は講義及び実習を担当する。

第8条 主任並びに教授、准教授、講師、助教及び助手の任免は、梅檀学園教職員の中から学長が行う。

2 仏教専修科専任の教授、准教授及び講師は、東北福祉大学教授会の構成員とはならない。

附 則

1. この規程は昭和46年4月1日から施行する。
2. この規程は昭和50年4月1日から一部改正して施行する。
3. この規程は平成3年4月1日から一部改正して施行する。
4. この規程は平成11年4月1日から一部改正して施行する。
5. この規程は平成12年4月1日から一部改正して施行する。
6. この規程は平成18年4月1日から一部改正して施行する。
7. この規程は平成19年4月1日から一部改正して施行する。

曹洞宗僧侶教師分限規程（参考）

1. 無試験による正教師の補任 本学仏教専修科を修了し、本山僧堂等において4年以上安居した者。
2. 無試験による1等教師の補任 本学仏教専修科を修了し、本山僧堂等において2年以上安居した者。
3. 無試験による2等教師の補任 本学仏教専修科を修了し、在学中に特殊安居を3回以上了じた者又は本山僧堂等において6ヵ月以上安居した者。

Ⅲ. 学都仙台単位互換 ネットワーク

学都仙台単位互換ネットワーク

～本学学生のための履修から単位修得までの流れ～

〈学都仙台単位互換ネットワークとは〉

仙台圏の国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校21校が、大学間の交流と協力を推進し、大学教育の活性化と充実をめざし、意欲ある学生に対して多様な学習機会を提供することを目的として設立された単位互換協定です。(本学学則第33条及び第57条)

単位互換とは、協定締結大学で提供される授業科目を履修し修得した単位が、本学の単位として認定される制度です。所属大学(本学)を派遣大学、聴講先大学を受入大学といいます。

協定締結大学

大学…石巻専修大学、尚絅学院大学、仙台大学、仙台白百合女子大学、東北大学、東北学院大学、東北芸術工科大学、東北工業大学、東北生活文化大学、東北福祉大学、東北文化学園大学、東北医科薬科大学、宮城大学、宮城学院女子大学、宮城教育大学
短大…聖和学園短期大学、東北生活文化大学短期大学部、宮城誠真短期大学、仙台青葉学院短期大学
高専…仙台高等専門学校、放送大学宮城学習センター(有料)

〈出願手続〉

1. 受入大学等の「出願要項」及び「授業概要」等から、提供科目の学習内容や時間割を確認してください。受入大学等の要項は3月中旬に本学に送付されます。教務部カウンターで公開します。授業料等は無料(ただし実験や実習等で実費を徴収する場合があります)です。
2. 本学での履修科目の時間割や通学時間等を考慮し、履修科目を決定してください。
 - (ア) 単年度内の履修単位数は、10単位程度までとします。
 - (イ) 1年生は、後期開講の科目から履修できます。
 - (ウ) 4年生は、本学の卒業要件を満たすとき提供科目の認否が関わる履修はできません。
3. 「単位互換学生(特別聴講学生)願書」を本学教務部に提出してください。願書は教務部にあります。(教務部では学長の推薦を得て、受入大学に受入依頼書等を一括送付します。)
4. 出願期間は、前期が4月中旬、後期が9月中旬となります。(年1回の大学もあります。)
5. 受入大学の選考の結果、入学が許可されると、前期は4月下旬、後期は9月下旬までに「受入決定通知」が教務部に届きます。

〈授業の聴講〉

1. 受入大学のスケジュールにより授業を聴講してください。担当教員のシラバス等に従い教科書等入手してください。
2. 受入大学の担当部局より単位互換学生証が発行されます。

〈定期試験〉

1. 定期試験は、受入大学の試験日程に従い受験してください。
2. 止むを得ない理由で受験できなかった場合、受入大学にて追試験を受験することができます。

〈追試験〉

1. 以下の理由で定期試験を受験できなかった場合、本学教務部を経由の上、受入大学に「理由書」を提出し、受入大学で許可を得ることで、追試験を受験することができます。
 - (ア) 本学と受入大学の定期試験日程が重複した場合
 - (イ) 本学が追試験の対象として認めている理由の場合（提出書類等あり）（第3－第3章 追試験参照）

〈成績の評価〉

1. 成績の評価は、受入大学の定めるところにより行われます。
2. 90～100点までを「秀」、80～89点までを「優」、70～79点までを「良」、60～69点までを「可」、60点未満を「不可」とし、「可」以上を合格点とします。

〈単位の認定・成績の通知〉

1. 受入大学から送付される「成績通知書」に基づいて、教授会の議を経て、本学の授業科目として履修により修得したものと見なします。
2. 修得単位は、本学における「関連科目」として認定されます。
3. 成績の通知は、本学の成績表の配布時期とします。

〈単位互換学生（特別聴講学生）に関する履修規程〉

- 第1条（趣旨）この規程は、本学学則第33条及び第57条の規定に基づく、単位互換学生（特別聴講学生）について必要な事項について定める。
- 第2条（受入又は派遣）単位互換協定に基づき、他の大学等に在学する学生が本学の授業科目の履修及び単位修得を希望するとき、又は本学に在学する学生が他の大学等の授業科目の履修及び単位修得を希望するときは、当該他の大学等の学長と協議の上、単位互換学生（特別聴講学生）として受入又は派遣することができる。
- 第3条（入学の時期）入学の時期は、受入及び派遣とも、学年又は学期の始めとする。
- 第4条（入学志願）単位互換学生（特別聴講学生）として入学を志願する者は、所定の期日までに、願書に必要書類を添えて、入学を志願する者が在学する学長に願い出なければならない。
- 第5条（入学又は派遣の許可）他の大学等の学長が推薦する学生で、本学の選考に合格した者、又は本学の学生で学内選考並びに他の大学等における選考に合格した者について、入学又は派遣を許可する。
- 第6条（履修期間）履修期間は、半年又は1年とする。但し、1年次については後期からの履修とする。
- 第7条（履修単位）履修単位は、単年度内で10単位程度を限度とする。
- 第8条（授業料等）授業料等は徴収しない。但し、実験実習及び実技等に係る費用については、必要に応じて実費を徴収する。
- 2 納付した費用は、原則として返還しない。
- 第9条（科目履修の方法）科目履修の方法は、単位互換協定による当該他の大学等の定めにより行われる授業を聴講するものとする。
- 第10条（単位修得の方法）単位修得の方法は、単位互換協定による当該他の大学等の定める試験等によるものとする。
- 第11条（成績の評価及び通知）単位互換協定による当該他の大学等の定める試験等で履修科目の単位を認定した者については、「成績通知書」により科目名、単位数、成績評価等について、所定の期日までに当該他の大学等の学長に通知するものとする。
- 第12条（学則の準用）この規程に定めるもののほかは、本学並びに他の大学等の学則を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日より施行する。

IV. 聽 講 生



聴講生規程

第1条 学則第55条の規程に基づく聴講生の入学の時期、その他必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 入学の時期は、学年または学期の始めとする。

(入学志願)

第3条 聴講生として入学を志願する者は、大学・短期大学・高等専門学校卒業生で次に掲げる書類に検定料3,000円を添えて願い出なければならない。

- 1 本学所定の入学願書
- 2 履 歴 書
- 3 健康診断書（本学所定）
- 4 最終学校の卒業証明書
- 5 勤務先を有する者は、その所属長の承諾書

(入学の許可)

第4条 選考に合格した者で、所定の日まで入学金5,000円を納付し、誓約書およびその他の指定書類を提出した者について入学を許可する。

- 2 入学許可は教授会の議を経て、学長が行う。

(聴講期間)

第5条 聴講期間は1年以内とする。ただし、講義を継続したいときは許可を得て、1年以内の期間を延長することができる。

(授業料)

第6条 授業料は1単位5,000円とし、当該学期の始めの月の末日までに、当該分の授業料を納付しなければならない。

(授業料の返付)

第7条 納付した学費等の返戻に関しては、消費者契約法及びその他関係法規に基づき処理する。

(聴講証明書の授与)

第8条 授業科目を聴講した者については、聴講証明書を与えることができる。

(学則の準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、学期、休業日、休学、復学、退学、除籍、教育課程、履修方法等については、学則を準用する。

附 則

1. この規程は、昭和37年4月1日より施行する。
2. この規程は、昭和56年12月1日より施行する。
3. この規程は、平成2年12月1日より施行する。
4. この規程は、平成6年4月1日より施行する。
5. この規程は、平成8年4月1日より施行する。
6. この規程は、平成9年4月1日より施行する。
7. この規程は、平成10年4月1日より施行する。
8. この規程は、平成18年4月1日より施行する。

聴講生修学上の注意事項

聴講生を志願するにあたっては「聴講生規程」の定めるところによるほか、下記の事項に留意のうえ、手続をしてください。

1 聴講科目および単位

聴講科目は講義科目を原則とします。なお、聴講科目の単位の合計は、1年につき20単位を超えることができません。

2 聴講期間

授業は原則として学年または学期単位ですので、通常4月入学の場合は9月または翌年3月まで、9月入学の場合は翌年3月までとなります（具体的には、「授業時間表」によって承知してください）。なお、聴講期間満了後、引続き特定の科目を聴講しようとする場合、または聴講期間満了前に退学しようとする場合には、それぞれ所定の手続を経て許可を受けてください。

3 入学願書の提出期限

前期入学の場合 3月下旬

後期入学の場合 9月上旬

聴講を継続しようとする場合に提出する「聴講継続願い」の提出期限は、聴講期間が満了する20日前です。

4 入学手続

選考に合格すると、次の書類・学納金が必要ですので、あらかじめ準備しておいてください。

- (1) 写真（カラー、4 cm×3 cm 2 枚）
- (2) 誓約書・在学保証書（本学所定のもの）
- (3) 入学金（5,000円）
- (4) 授業料

入学手続等についてわからない場合には、教務部にお問い合わせください。

5 その他

(1) 授業料

授業料の納付については、「聴講生規程」に定めますが、納付期限は厳守してください。なお、授業料は財務部に納付してください。

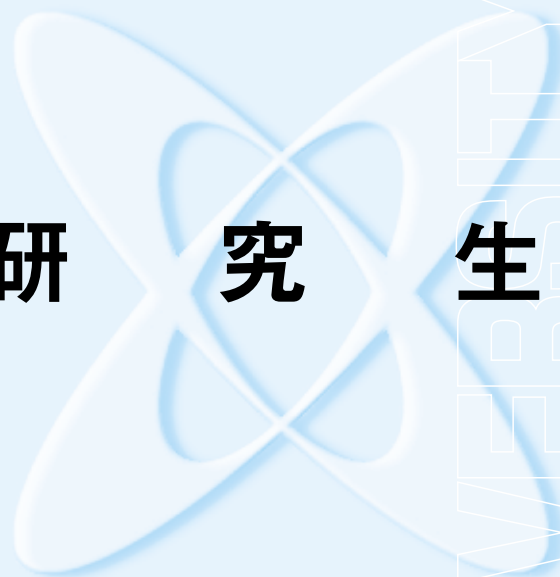
(2) 諸連絡

授業、その他に関して聴講生に連絡すべき事項は、通常掲示をもってお知らせします（掲示の場合は一般学生と共通）。

(3) 入学後の身上変更

履歴事項、住所、本籍、保証人、そのほかの身分上に関して変更が生じた場合には、すみやかに学生生活支援課に届け出てください。

V. 研 究 生



研 究 生 規 程

第1条 学則第54条第2項に基づき、研究生に関する規程を次のとおりとする。

第2条 研究生の定員は各学科に若干名とする。

第3条 研究生の入学の時期は学年または学期の始めとする。

第4条 研究生として入学を志願する者は、あらかじめ指導教員の承諾を得て、次の書類を添えて願出なければならない。

- (1) 願 書 (4) 卒業証明書 (7) 勤務先を有する者はその所属長の承諾書
- (2) 履 歴 書 (5) 成績証明書 (8) 誓 約 書
- (3) 健康診断書 (6) 写真(カラー、4 cm×3 cm) 2枚 (9) その他本学が必要とする書類

第5条 研究生の入学許可は、選考の上教授会の議を経て学長がこれを行う。

第6条 研究生の在学期間は原則として1年以内とする。ただし、継続したいときは許可を得て1年以内の期間を延長することができる。

第7条 研究生は専任教員の指導の下で研究を行わなければならない。

必要がある場合は指導教員を経て、関連科目担当教員の承諾を得て授業を聴くことができる。

第8条 研究生の学費は次のとおりとする。

区 分	検 定 料	研 究 料 (月 額)	入 学 金
本学卒業生	3,000円	10,000円	5,000円
一 般	3,000円	15,000円	5,000円

(1) 諸納金は前納とする。納付した学費等の返戻に関しては、消費者契約法及びその他関係法規に基づき処理する。

(2) 実験、実習費は別に徴収する。

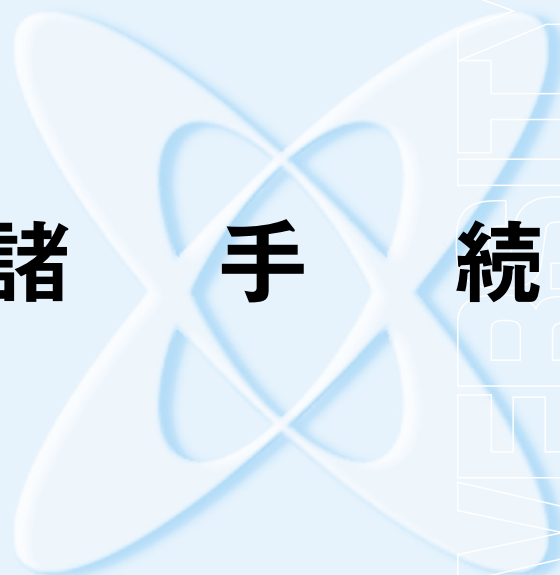
第9条 研究生には、研究期間在籍証明書を発行することができる。

第10条 研究生には、本規則のほか一般学生に関する規程を準用する。

附 則

- この規程は昭和53年10月1日から施行する。
- この規程は平成2年12月1日から施行する。
- この規程は平成10年4月1日から施行する。
- この規程は平成18年4月1日から施行する。

VI. 諸 手 続



第1 学費等納付細則

- (1) この細則は学則第60条、第61条に定める学費・課程履修費・任意の実験実習費等の納付手続きについて定めたものです。
- (2) 学費等は、毎年度始めに全額を納入することが原則です。ただし、都合によっては授業料を前期・後期の二期に分割して納入することができます（納付期限が銀行休業日の場合は翌営業日を期限とします）。

分割納入の場合 納入期限	前期分	:	5月10日
	後期分	:	10月10日

- (3) 課程履修に伴う実験実習費等は、教務部および財務部の指示に従って授業料と同様に納入期限を厳守してください。

実習・演習に関わる費用

I) 保健看護学科臨地実習科目

1. 看護体験実習
2. 基礎看護学実習 I
3. 基礎看護学実習 II
4. 成人看護学実習
5. 老年看護学実習 I
6. 老年看護学実習 II
7. 小児看護学実習
8. 母性看護学実習
9. 精神看護学実習
10. 在宅看護学実習
11. 統合実習

II) 保健看護学科臨地実習納入金額

1年次 100,000円 2年次 200,000円 3年次 200,000円 4年次 200,000円

※保健師選択者の「公衆衛生看護学実習 I」、「公衆衛生看護学実習 II」「公衆衛生看護学実習 III」の実習費は50,000円となります。

※助産師選択者の「助産学実習 I」、「助産学実習 II」、「助産学実習 III」、「助産学実習 IV」、「助産学実習 V」の実習費は500,000円程度となります。

III) リハビリテーション学科実習科目等

1. ボランティア実習
2. 見学実習
3. 評価実習
4. 評価実習 I

5. 評価実習Ⅱ
6. 実践実習Ⅰ
7. 実践実習Ⅱ
8. 作業療法支援実践

Ⅳ) リハビリテーション学科 臨床実習等納入金額

1 年次 100,000円 2 年次 300,000円 3 年次 300,000円 4 年次 300,000円

Ⅴ) 課程履修に関わる費用（原則として履修初年度）

- | | |
|---|---------|
| 1. 博物館学芸員課程（1 年次納入） | 20,000円 |
| 2. 図書館司書課程（1 年次納入） | 20,000円 |
| 3. 社会教育主事任用資格課程（社会教育学科を除く） | 10,000円 |
| 4. 障害者スポーツ指導者課程 | 10,000円 |
| 5. 介護職員初任者研修課程（3 年次納入） | 25,000円 |
| 6. レクリエーション・インストラクター養成課程（3 年次又は 4 年次納入） | 30,000円 |
| 7. 臨床美術論Ⅰ・Ⅱ履修費 | 10,000円 |
| 8. 臨床美術論Ⅲ・Ⅳ履修費 | 10,000円 |

Ⅵ) 任意の実習・演習に関わる費用

- | | |
|-----------|---------|
| 1. 社会教育実習 | 20,000円 |
| 2. 博物館実習 | 13,000円 |
| 3. 図書館実習 | 5,000円 |

以上の任意の実習・演習に関わる費用は平成28年 4 月 1 日現在の金額です。

Ⅶ) 免許、資格申請に関わる費用

- | | |
|---------------------------|---------|
| 1. レクリエーション・インストラクター申請登録費 | 16,457円 |
|---------------------------|---------|

※ 臨床美術士の審査料及び認定料については「臨床美術」課程の項を参照してください。

以上に要する費用は別途徴収となります。

- (4) 入学後の学費等の納入方法は、本学指定の振込用紙を使用して銀行振込により納入してください。
- (5) 各期の学費を滞納した場合には、定期試験の受験ができません。

第2 東北福祉大学私費外国人留学生学費等減免規程

(目 的)

第1条 この規程は、本学の私費外国人留学生（以下「留学生」という）の学費を減免することによって、留学生の経済的負担を軽減し、本学における教育の国際化に寄与することを目的とする。

(減免の対象者)

第2条 減免の対象者は、本学の学部もしくは大学院の正規課程に入学し又は在籍する留学生で経済的理由により学業の継続が困難な状況にある者とする。ただし、次に該当する者は除く。

(1) 成業の見込みがないと認められる者

(2) 留年した者。ただし、病気その他やむを得ない事由により留年した者は除く。

(減免の復活)

第3条 前条第2号の留年により減免の対象者から除外された者が、その後進級した場合、及び休学した者が復学した場合には、再度減免の対象者としてすることができる。

(減免の期間)

第4条 減免の期間は1年とし、通算した期間が学部においては4年、大学院においては修士課程2年、博士課程3年をこえないものとする。

(減免の額)

第5条 減免の額は、原則として、学部又は大学院の学費の5割以内とする。

(減免の申請)

第6条 減免の申請をする者は、経済状況等を詳細に記載した所定の申請書等を提出しなければならない。

(面接の実施)

第7条 減免選考にあたっては、面接を実施する。

(減免の選考)

第8条 減免の選考は、提出された申請書、添付書類及び面接の結果等を総合的に斟酌して行う。

(減免対象者および減免額の決定)

第9条 減免対象者の数と減免額は、申請者数や事業執行年度の予算との相関、内外諸状況勘案し、その都度決定するものとする。

2 前項の決定は、部長学科長会議の議を経て学長が行う。

(細則)

第10条 この規程の実施に必要な事項は別に定める。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、部長学科長会議の議を経て学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成14年4月1日より施行する。

2. この規程は、平成16年4月1日より一部改正施行する。

3. この規程は、平成25年4月1日より一部改正施行する。

第3 留年学生に対する取扱い

- (1) 本学に4年以上在学した者で卒業に必要な単位が不足しているために留年する学生の取扱いは、この内規の定めるところによります。
- (2) 留年した学生の卒業時期は不足科目の単位充足時とし、原則として9月末および3月末の年2回とします。
- (3) 留年した学生が不足単位を履修する方法は当該学部学科の履修方法によるものとします。
- (4) 留年した学生が卒業のための不足単位を履修する場合の学費は次のとおりです。
 - 1) 卒業に必要な単位数が30以下の学生の学費は次のようになります。
 - ①授業料は1単位につき15,000円とします。
 - ②施設設備資金・教育環境整備費はそれぞれ半額としますが、厚生費・後援会費は減額されません。
 - ③実験施設維持費・実習費については別途算出されます。
 - 2) 卒業に必要な単位数が31以上の学生の学費は次のようになります。
 - ①卒業に必要な不足単位が前期のみで習得できる場合の授業料は前期分とします。
 - ②卒業に必要な不足単位の修得に1年を要する場合の授業料は1年分とします。
 - ③施設設備資金・教育環境整備費はそれぞれ半額としますが、厚生費・後援会費は減額されません。
 - ④実験施設維持費・実習費については別途算出されます。

第4 願書および証明書

修学上の事項に関する願書および届出等はさまざまにありますが、欠席、休学、退学、復学等をあらかじめ学則に従って学長宛に保証人連署で提出し、許可を受けることになっております。その際の手続および書式については、次のように定められていますので間違いがないよう努めてください。

なお、用紙は取扱いの部課で受領してください。

1 願 書

名 称	取扱の部課	備 考
休学許可願書 誓 約 書	教 務 部	様式1-(1)(2) 用紙は交付
退学願書 転学願書 復学願書	教 務 部	様式2 用紙は交付
追試験願書	教 務 部	用紙は交付
4年次特別 再試験願書	教 務 部	用紙は交付

2 届 出

名 称	取扱の部課	備 考
履 修 届	教 務 部	UNIVERSAL PASSPORT にて 登録・確認
欠 席 届	教 務 部	UNIVERSAL PASSPORT より 印刷して使用
身上変更届 (学生氏名・本籍 地・保証人・保証 人住所等変更時)	学生生活支援課	UNIVERSAL PASSPORT より 印刷して使用

様 式 例

様式1

(1)

休 学 許 可 願 書			
学部 学籍番号	学科 号	年次 () 氏 名	年入学)
住 所			
下記のとおり休学いたしたく誓約書を添えて許可申請いたします。			
記			
1. 休学期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
2. 休学事由	(休学には疾病、その他特別の理由が必要です。復学には休学理由の消滅が必要となりますので、具体的に記載してください。)		

3. 休学事由に対する保証人の所見（保証人自書のこと）			

4. 過去に休学・留年があれば記載してください。			
休学 留年	年次	事 由	休学 留年 年月日
			自 年 月 日
			自 年 月 日
			自 年 月 日
			自 年 月 日
平成 年 月 日			
本人氏名			印
保証人住所			
保証人氏名			印
保証人電話			
東北福祉大学			
学 長 大 谷 哲 夫 殿			

(2)

誓 約 書			
休学許可のうえは、本人ならびに保証人とも休学事由の早期解消に最善の努力をいたします。また、休学期間中は保証人の責任において指導教育し、指定の現況報告書を提出いたします。			
以上、御誓約申し上げます。			
本人氏名			印
保証人氏名			印
教務部部長			殿
教務部所見		教務部受付日	
部長			
教務部委員会		平成 年 月 日	保留承認
教 授 会		平成 年 月 日	承認

様式 2

平成 年 月 日

東北福祉大学
学 長 大 谷 哲 夫 殿

本 人 _____ 印
保証人 _____ 印
保証人住所 〒 _____

TEL () _____

(退・転・復)学 願

私は下記により(退・転・復)学いたしたいので御許可願います。

記

学部 _____
学科 第 _____ 年次 (平成 _____ 年入学)
学籍番号 第 _____ 号
氏名 _____

1. 事由

様式 3

様式 1

平成 年 月 日

学長 大 谷 哲 夫 殿

学籍番号 _____ 第 _____ 学年
学生氏名 _____ 印
保証人氏名 _____ 印

身 上 変 更 届

次のとおり変更がありましたのでお届け致します。

記

【変更理由】 _____

【変更事項】 ※該当に○をつけて下さい

☐	学生氏名変更(改姓・改名)	【1】をご記入の上、戸籍抄本を添付し提出して下さい。
☐	本籍地変更	【2】をご記入の上、戸籍抄本を添付し提出して下さい。
☐	保証人変更	【3】をご記入の上、戸籍抄本を添付し提出して下さい。
☐	保証人住所等変更	【4】をご記入下さい。

【1】氏名変更(改姓・改名)

改姓・改名前氏名

カ ナ	
氏 名	

→

改姓・改名後氏名

カ ナ	
氏 名	

【2】本籍地変更

旧本籍	都道 府県
新本籍	都道 府県

様式 3 (裏面)

【3】保証人変更

旧保証人

氏 名		続 柄		電話番号	
住 所	〒 _____				

新保証人

氏 名		続 柄		電話番号	
住 所	〒 _____				

【4】保証人住所等変更

旧住所	〒 _____				
変更後住所	〒 _____				
電話番号	自宅:		携帯:		
勤務先		勤務先電話			

様式 4

(病気の場合は医師の診断書を添付のこと)

欠 席 届

平成 年 月 日

先生 _____

私事、下記理由により欠席させていただきますので書面をもってお届けいたします。

記

I、理 由

II、欠席する曜日、時限、科目等

曜日	時限	科目名	
----	----	-----	--

III、欠席期間

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

学部	学科	年	学籍番号	
----	----	---	------	--

本人氏名 _____ 印
住 所 _____
T E L _____

3 各種証明書の交付

各種証明書は、証明書自動発行機による交付と各証明書申請書による交付があります。詳細については CAMPUS2018 を参照してください。

証明書自動発行機による発行は、学生証を投入しタッチパネル操作により即時発行されます（1号館1階エレベータ前およびステーションキャンパス）。

各証明書申請書による発行は、教務部前（1号館1階）の証紙販売機で求めた証紙を「各証明書申込用紙」に貼付し、各証明書発行部署に直接申し込み、交付を受けてください。なお、交付は申込日の即日または翌日に交付されますので早めに申し込むようにしてください。

種 別	手数料（円）	申 込 先
在 学	100	証 明 書 自動発行機
単 位 取 得 学 業 成 績	300	
任 用 資 格 取 得 見 込	100	
卒 業 見 込	100	
保 育 士 資 格 取 得 見 込	100	
図 書 館 司 書 資 格 取 得 見 込	100	
学 校 図 書 館 司 書 教 諭 取 得 見 込	100	
第 一 種 衛 生 管 理 者 免 許 取 得 見 込	100	
博 物 館 学 芸 員 資 格 取 得 見 込	100	
社 会 教 育 主 事 任 用 資 格 取 得 見 込	100	
社 会 福 祉 士 受 験 資 格 取 得 見 込	100	
精 神 保 健 福 祉 士 受 験 資 格 取 得 見 込	100	
介 護 福 祉 士 資 格 取 得 見 込	100	
食 品 衛 生 管 理 者 任 用 資 格 取 得 見 込	100	
食 品 衛 生 監 視 員 任 用 資 格 取 得 見 込	100	
身 体 障 害 者 福 祉 司 任 用 資 格 取 得 見 込	100	
保 健 師 ・ 看 護 師 受 験 資 格 取 得 見 込 証 明 書	100	
理 学 療 法 士 受 験 資 格 取 得 見 込 証 明 書	100	
作 業 療 法 士 受 験 資 格 取 得 見 込 証 明 書	100	
教 員 免 許 状 取 得 見 込	100	
健 康 診 断 書	300	
学 割 証	無料	
修 了 見 込	100	教 務 部
卒 業	200	
指 定 保 育 士 養 成 施 設 卒 業	200	
保 育 士 資 格 取 得	200	
介 護 福 祉 士 資 格 取 得	200	
訪 問 介 護 員 養 成 2 級 課 程 修 了	200	
図 書 館 司 書 取 得	200	
博 物 館 学 芸 員 資 格 取 得	200	
食 品 衛 生 管 理 者 任 用 資 格 取 得	200	
食 品 衛 生 監 視 員 任 用 資 格 取 得	200	
社 会 教 育 主 事 任 用 資 格 取 得	200	
社 会 福 祉 士 指 定 科 目 履 修（国家試験受験用）	500	
社 会 福 祉 士 指 定 科 目 履 修 見 込（国家試験受験用）	300	
社 会 福 祉 士 受 験 資 格 取 得	200	
社 会 福 祉 士 基 礎 科 目 履 修	300	

種 別	手数料 (円)	申 込 先
精神保健福祉士指定科目履修 (国家試験受験用)	500	教 務 部
精神保健福祉士指定科目履修見込 (国家試験受験用)	300	
精 神 保 健 福 祉 士 受 験 資 格 取 得	200	
精 神 保 健 福 祉 士 基 礎 科 目 履 修	300	
任 用 資 格 取 得	200	
身 体 障 害 者 福 祉 司 任 用 資 格 取 得	200	
認 定 心 理 士 資 格 取 得 見 込	100	
基 礎 資 格 (社 会 科)	600	
基 礎 資 格 (福 祉 科)	600	
基 礎 資 格 (地 理 歴 史 科)	600	
基 礎 資 格 (公 民 科)	600	
基 礎 資 格 (情 報 科)	600	
基 礎 資 格 (特 別 支 援 学 校)	600	
基 礎 資 格 (養 護 教 諭)	600	
臨 床 美 術 士 5 級 取 得 見 込	100	
臨 床 美 術 士 4 級 取 得 見 込	100	
レクリエーション・インストラクター取得見込	100	
仏 教 専 修 科 単 位 取 得 成 績	300	
学 生 証 再 発 行	1,000	学 生 生 活 支 援 セ ン タ ー ※科目等履修生・聴 講生・研究生のJR 通学証明書は不可
仮 学 生 証	300	
奨 学 生 推 薦 証 書	100	
通 学*	無料	
人 物	100	キ ャ リ ア セ ン タ ー
人 物 (卒 業 生)	200	
推 薦 書	100	
希 望 実 習 依 頼 状	100	

注) ① 申し込み後1カ月を経過した場合は破棄いたします。

② 授業料その他納付金未納者には証明書の発行はいたしません。

③ 一旦納入した証明書料等は事由の如何にかかわらず返金いたしません。

④ 英字の証明書は1通600円とし、発行は約1週間後になります。

4 学生証 (身分証明書)

学生証は、東北福祉大学の学生である身分を証明するもっとも大切なものです。常に学生証を携帯し、学生証記載の注意事項を守り、試験は勿論、各種証明書の申し込み時には必ず提示してください。

学生証の紛失、盗難等の場合はただちに教務部へ届け出、財務部で所定の料金を納入し、再発行の手続きをとってください。学生証は在学期間中使用し、毎年度更新いたします。

5 在学証明書

在学証明書は、健康保険証 (遠隔地被扶養者証) の新規作成や継続をする時、あるいは保護者の勤務先の所得税控除等に使用される場合があります。

1号館1階エレベータ前およびステーションキャンパスに設置されている証明書自動発行機を利用し、発行を受けてください。

6 成績証明書

成績証明書は就職する場合や、奨学生の申請をする場合に必要になります。

1号館1階エレベータ前およびステーションキャンパスに設置されている証明書自動発行機を利用し、発行を受けてください。

7 卒業見込証明書

卒業見込証明書は、4年生で卒業要件を90単位以上修得済みでなければ発行できません。

1号館1階エレベータ前およびステーションキャンパスに設置されている証明書自動発行機を利用し、発行を受けてください。

8 人物証明書

人物証明書は、就職試験を受ける場合等に必要になることがある書類で、原則として直接本人と面接したうえで作成、発行されます。

教務部前（1号館1階）の証紙販売機で求めた証紙を、「各種証明書申込用紙」に貼付し、キャリアセンターキャリア支援課に申し込んでください。

9 通学証明書

通学証明書は、通学に必要なJR、地下鉄、市営バス、民間バスの定期乗車券を購入するために交付される証明書で、学生生活支援センター学生生活支援課で必要な学生に発行します。JR定期券をその年度で初めて購入する際には、『通学定期乗車券発行控』と学生証を持参のうえ、定期券発売所で購入してください。仙台市営バス・宮城交通バス・仙台市営地下鉄を利用する場合、本人が購入する場合に限り、学生証を提示して、定期券発売所で購入してください。

10 実習用通学定期乗車券発売申請書

本学の指定学校等への実習のために、実習用通学定期乗車券を購入する場合は、この申請書が必要になります。

手続きについては、学生生活支援センター学生生活支援課までお問い合わせください。

11 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

① 学割証は、学生の修学上の経済負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度です。JRを利用し、乗車区間が片道100kmを超えて、原則として次の目的をもって旅行する必要があると認めた場合に発行されます。

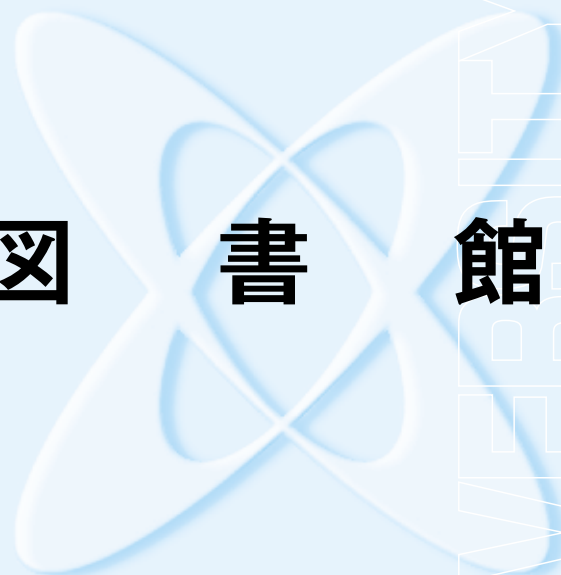
- ・ 休暇、所用による帰省。
- ・ 実験実習等の正課の教育活動。
- ・ 大学から認められた特別教育活動または体育、文化に関する正課外の実習活動。
- ・ 就職または進学のための受験等。
- ・ 大学から認められた見学または行事への参加。
- ・ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理。
- ・ 保護者の旅行の随行。

- ② 学割証は、1号館1階エレベータ前およびステーションキャンパスに設置されている証明書自動発行機を利用してください。
- ③ 不正使用（他人への譲渡、貸与等）および誤用（有効期限切）等は、本学学生全体に対する信用にかかわり、以後の発行に支障をきたしますので十分注意して利用してください。
また、長期休業前は混雑が予想されますので余裕をもって交付を受けてください。

12 学生団体旅行割引

学生団体旅行割引は、ゼミ、課外活動等の15名以上の団体で、教職員に引率され、合宿または遠征等の場合に利用できます。申し込みには、学長の証明が必要です。駅、旅行センター等の窓口で「団体旅行申請書」用紙の交付を受け、合宿、遠征計画書を添えて学生生活支援課に提出し、証明を受けてください。なお、割引率は普通旅客運賃の50%引き（引率者は30%引き）です。

VI. 図 書 館



図書館の利用方法

開館日および開館時間

■ 本館（国見キャンパス）

【 平 日 】 9:00 ～ 20:00

【土・日・祝日】 9:00 ～ 17:00

*ただし、授業期間外において学務行事のない日は

【 平 日 】 9:00 ～ 17:00

【土・日・祝日】 休館

■ 分室（wellcom 21）

【 平 日 】 11:00 ～ 19:00

*ただし、授業期間外において学務行事のない日は

【 平 日 】 11:00 ～ 17:00

■ 休館・休室日

- 授業期間外において学務行事のない土・日・祝日
- 入学式、卒業式
- 入学試験日
- 夏季・冬季・春季各休業中の一定日

• 臨時休館日等はホームページ、図書館掲示板に掲載します。

入退館（本館）

入館には学生証が必要です。皆さんに安心して図書館を利用していただくために入退館システムを採用しているためです。

入館は学生証をカードリーダーにタッチし、バーを押してください。

退館はそのままバーを押してください。

• 退館時にアラームが鳴った場合は図書館員までお申し出ください。



図書館

資料の探し方

■ OPAC（オーパック）システムでの検索

本学の図書館では多くの資料を所蔵しています。それらの資料を検索するために OPAC（Online Public Access Catalog）があります。

どのような資料があるか、その資料がどこにあるのかを知ることができます。

★書名・シリーズ名・著者・出版者・件名（主題：資料の中心的内容）などをキーワードとして検索できます。

検索例）ケアマネジャーが知っておきたい在宅でのリハビリテーション／

松下在宅リハビリ研究所 編／三輪書店

検索画面

検索条件: 在宅リハビリ

並び順: 関連度 一覧表示件数: 20

資料区分: キャンパス

検索結果: 17件

限定の項目から: 在宅リハビリ

検索へ戻る

データ種別: 図書 (11) 電子書籍 (6)

出版年: 2010-2015 (7) 2000-2009 (8)

出版者: 三輪書店 (3)

検索結果一覧:

書名	所在	請求記号	資料番号	状態	コメント	ISBN
ケアマネジャーが知っておきたい在宅でのリハビリテーション: ケアプランに役立つ事例集 / 松下在宅リハビリ研究所編	中央図書館	369.261/727(2)462	0000146015			9784895903462
	分室	369.261/727(2)462	0000146027			9784895903462

検索結果一覧画面

詳細画面

データ種別: 図書

出版者: 東京: 三輪書店

出版年: 2009 11

大きさ: x, 189p, 26cm

著者・编者: 松下在宅リハビリ研究所 <松岡タツミ・リハビリテーション>

件名: NDL SH 在宅療法
NDL SH リハビリテーション
NDL SH 高齢者福祉

分類: NDC9 369.261
NDL C 1.033

書誌ID: 20090474263

ISBN: 9784895903462

NCID: B600084192

本文言語: 日本語

所蔵情報を非表示

書名	所在	請求記号	資料番号	状態	コメント	ISBN
ケアマネジャーが知っておきたい在宅でのリハビリテーション: ケアプランに役立つ事例集 / 松下在宅リハビリ研究所編	中央図書館	369.261/727(2)462	0000146015			9784895903462
	分室	369.261/727(2)462	0000146027			9784895903462

●所在と請求記号を頼りに資料を探しましょう。

●雑誌は誌名順に配架してあります。

■ 資料の利用方法

資料は自由に利用することができますが、“書庫”や“AV 資料”のように利用に手続きが必要なものもあります。

貸出・返却

■ 貸 出

《貸出冊数と期間》

10冊 14日間

(この他にベストセラー 1 冊を14日間借りられます。)

《貸出方法》

学生証と借りたい資料をカウンターに提示してください。

- 返却期限日を過ぎた貸出図書がある場合は貸出できません。

《貸出できない資料》

- AV 資料 (ビデオ・DVD など)
- 雑誌 - - - - - 最新号はコピーできません。
- 禁帯出ラベルの貼ってある資料

■ 返 却

カウンターまたは返却ポストに資料を返却してください。

- その日のうちに他の資料の貸出を希望する場合は、カウンターに返却してください。
- 返却ポストは図書館 1 F 入口、1 号館 1 F および分室前にあります。

■ 予 約

借りたい資料が貸出中の場合、その資料を予約し、優先的に利用することができます。

《予約方法》

必要事項を記入した「図書予約票」を 3 F カウンターに提出してください。

※「図書予約票」は 3 F カウンターにあります。

予約した資料が貸出可能になりましたら、図書館 3 F の掲示板に学籍番号・氏名を記載した呼出票を掲示しますので、その呼出票を持って 3 F カウンターにお越しください。

- 返却期限日を過ぎた貸出図書がある場合は、予約できません。

■ 貸出の延長

貸出の延長を希望する場合は、カウンターへ資料と学生証を持参してください。

- 予約されている資料や利用の多い資料は、延長できません。

AV 資料（ビデオ・DVD）の利用

AV 資料を利用するには、2F カウンターで手続きをして、指定された AV ブースで視聴してください。

- 持込み資料は利用できません。
- AV 資料の貸出はできません。

《利用方法》

学生証、利用したい AV 資料、必要事項を記入した「AV ブース利用票」を 2F カウンターに提出して下さい。

※「AV ブース利用票」は 2F カウンターにあります。

パソコンの利用

■ 2F パソコンコーナーでの利用

図書館備え付けのパソコンを利用するには、2F カウンターで手続きをして、指定されたブースを利用してください。利用時間は原則として 1 人 1 時間です。

印刷を希望する方は A4 サイズの用紙を持参してください。

《利用方法》

学生証と必要事項を記入した「PC ブース利用票」を 2F カウンターに提出してください。

※「PC ブース利用票」は 2F カウンターにあります。

■ 持ち込みパソコン

2F 閲覧室では無線 LAN が使用できますので、大学貸与のパソコンの持ち込みが可能です。

- 無線LAN からの印刷はできません。

レファレンス・サービス

調査・研究を進める中で何らかの情報を求めている人に、図書館員がその問題に対し情報源（資料など）を提供するなど、助言や援助を行うことをレファレンスといい、大学図書館の重要なサービスのひとつです。 ※課題の回答そのものは提供しません。

〈レファレンス・サービスの種類とその例〉

- | | |
|----------|--|
| ① 事実調査 | 全国のホームヘルパーの総数を知りたい。 |
| ② 書誌事項調査 | 丸山哲央著『社会学の理論』の「第 1 章 社会的行為の構造」の頁を知りたい。 |
| ③ 所蔵調査 | 中川英一著『子どもの福祉』という本を所蔵しているか確認したい。 |
| ④ 文献リスト | 「予防福祉」に関する論文にはどんなものがあるか知りたい。 |
| ⑤ その他問合せ | 他の大学図書館を利用したい。 |

《利用方法》

3F カウンターにお問合せください。

相互利用サービス

本学図書館に所蔵のない資料でも利用することができるサービスです。

- 他の大学図書館の利用
 - 資料そのものの取り寄せ - - - - - 現物貸借（有料）
 - 論文などのコピーの取り寄せ - - - - - 文献複写（有料）
- ※依頼館によって料金は異なります。

《利用方法》

3 F カウンターにお問合せください。

資料をコピーする

図書館内で資料を複写する場合は「複写申込書（館内）」に必要事項を記入し、カウンターに提出してください。

※「複写申込書（館内）」はカウンターおよびコピー機付近にあります。

- ・ 雑誌・新聞の最新号はコピーできません。
- ・ コピーできる範囲は、雑誌は論文単位、図書は一部分（半分以下）、いずれも1部のみです。

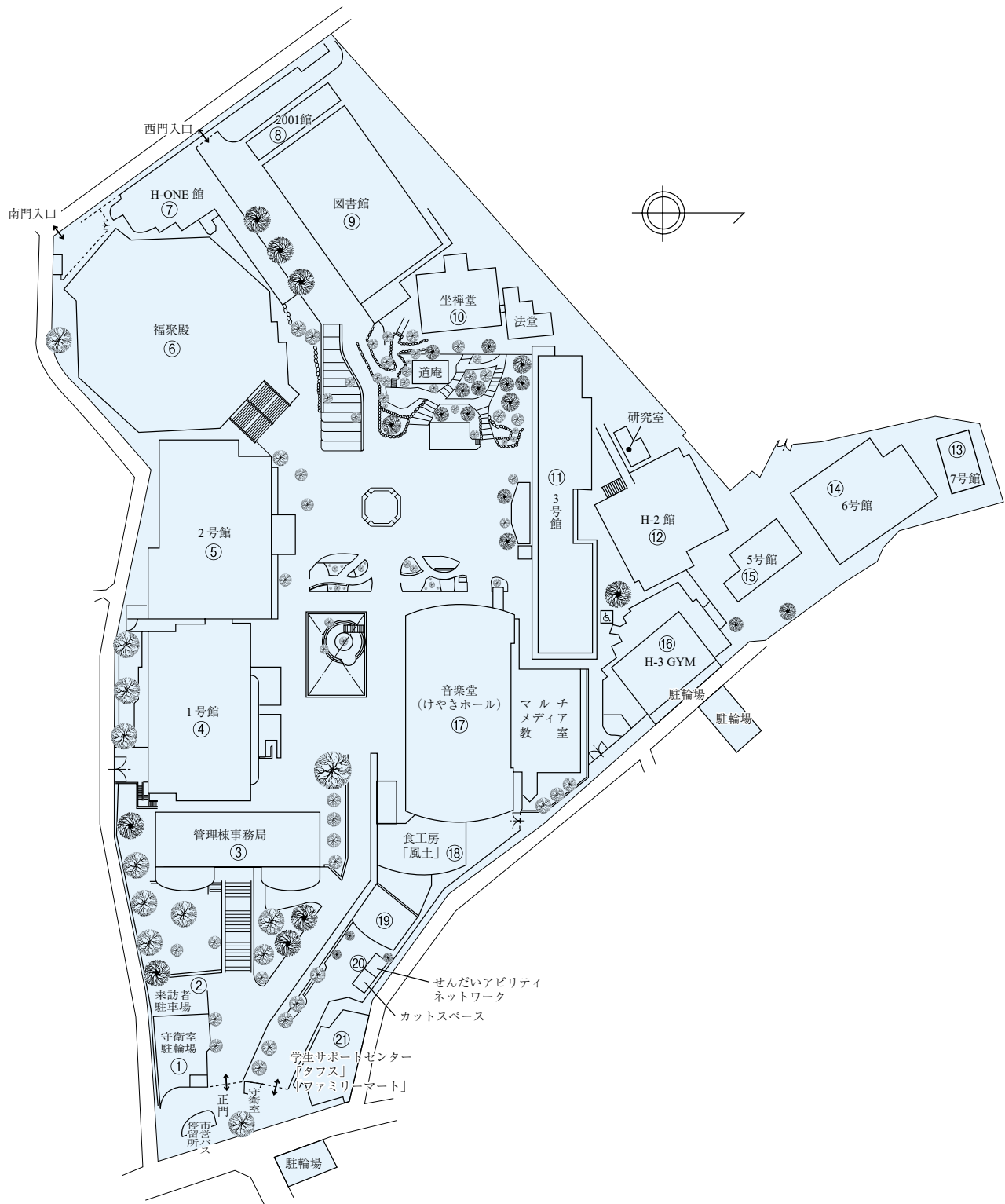
利用の心得

- 図書館ホームページを活用しましょう
休館、開館時間の変更などのお知らせや図書館カレンダーなど、最新の情報が入手できます。
- 資料は大切に使いましょう
- 返却期限を必ず守りましょう
- マナーを守り、他の利用者の迷惑にならないようにしましょう
- 携帯電話の電源は OFF にしましょう
- 館内では、所定の場所以外での飲食は禁止です

Ⅷ. 東北福祉大学 校地・校舎等配置図



1 国見キャンパス(本校地)



①正門守衛室・駐輪場

②来訪者駐車場

③管理棟事務局

- 1階 総務局 総務部（タイムレコーダー）、
管財部、企画部、IR センター、
入学センター、資料室
- 2階 総務局長室、財務部、資料室、会議室、研究室
国際交流センター、言語文化交流推進室、
同窓会事務局
- 3階 理事長室、学長室、総合福祉学部長室、
健康科学部長室、秘書室、応接室、
第1・第2会議室、法人室、電話交換室
- 4階 大会議室、中会議室、総合福祉マネジメント
学部長室、小会議室、ラウンジ、資料室

④1号館

- 地下 キャリアセンター（キャリア支援課・
キャリア開発課）、就職資料室、就職面談室、
就職セミナー室、各種資格対策室
- 1階 教務部（教務課・福祉実習支援室・兼任教員
出勤等）、教育・教職センター
（教職課程支援室）、証明書自動発行機、
証紙販売機
- 2階 120教室、121教室、122教室、
語学・異文化交流推進室、教員研究室
- 3階 130教室、131教室、教員研究室
- 4階 140教室、第1～第4演習室、
教員研究室
- 5階 教員研究室
- 6階 大教室

⑤2号館

- 1階 美術工芸研究室、収蔵庫、軽食コーナー
兼任教員控室、印刷室、学生相談室、保健室、
ウェルネス支援室、障がい学生支援室、
教員研究室、学習ホール
- 2階 220教室、221教室、教員研究室、
第11～第15演習室、観察室、面接実習室、
面接治療室1・2、ビデオ学習室、教員研究室
- 3階 230教室、231教室、232教室、
第16～第22演習室
- 4階 集団実験室1・2、行動実験室、行動観察室、
実験準備室、工作室、情報処理室、実験室1～5、
臨床面接室、ポリグラフ室1・2、
防音室1・2、印刷室、暗室1・2、
資料室1～4、機材室、空調室、教員研究室
- 5階 美術工芸館展示室1・2、ティーラウンジ、
ロビー、芹沢長介記念室、収蔵庫
- 6階 美術工芸館展示室3～5、美術工芸研究室、
収蔵庫

⑥福聚殿

- 1階 ホール（食堂・軽食コーナー）、パウダールーム
学習ホール、ピアノレッスン室、ピアノ練習室
- 2階 アリーナ、トレーニングルーム、
ミーティングルーム、教員研究室
- 3階 トレーニングルーム

⑦H-ONE館

- 1階 ステージ、ホール、部室、部庫
- 2階 守衛室、部活動室、部庫、考古学資料室、
教員研究室
- 3階 教員研究室、部活動室、部庫、文化部本部、
体育会本部
- 4階 教員研究室、部庫

⑧2001館

- 2階 2121教室、2122教室
- 3階 2131教室、2132教室
- 4階 教員研究室

⑨図書館

- 1階 ホール、ブラウジングルーム、書庫、
積層書庫（1階～4階）、書籍売店（国見堂）
- 2階 事務室、閲覧室、AVブースコーナー、
パソコンコーナー
- 3階 閲覧室、貴重書庫

⑩坐禅堂・法堂（1階 / 臨床美術実習室）・道庵

⑪3号館

- 1階 310教室（入浴実習室・介護実習室）、
311教室、312教室、CALL準備室、
313教室（リトミック室）、
男子・女子更衣室、学生自習室、
ロッカー室、学習ホール、パウダールーム
- 2階 320教室（コンピュータ実習室Ⅰ）、
321教室、322教室（小児保健実習室）、
323教室
- 3階 330教室（コンピュータ実習室Ⅱ）、
331教室、332教室、333教室
- 4階 340教室（図画・工作室）、341教室、
342教室（美術室）

⑫H-2館

- 1階 家政実習教室（調理・被服教室）、更衣室、
ロッカー室
- 2階 基礎看護実習室、基礎看護準備室、
ピアノ実習室、ピアノレッスン室、
教員研究室、医療経営管理学科実習室
- 3階 成人看護実習室、老年・地域・在宅看護実習室、
母性・小児看護実習室、教員研究室

⑬7号館 臨床心理相談室、研究室

⑭6号館

- 1階～3階 教員駐車場
- 4階 641教室、642教室、教員研究室
- 5階 651教室、652教室、教員研究室

⑮5号館

- 1階 理科実験室、実験準備室、第6・第7演習室
- 2階 教員研究室、第8演習室
- 3階 教員研究室、第9演習室

⑯H-3 GYM

- 地下 男子更衣室
- 1階 教員研究室、女子更衣室、トレーニングルーム

⑰音楽堂（けやきホール）

- 地下2階 教職員駐車場
- 地下1階 学生生活支援センター
（学生生活支援課・ボランティア支援課）
各部・各課掲示場、教員研究室、
けやきホール（客席・事務室・音楽室・
楽屋・控室）、実学臨床教育推進室、
防災士研修室、Fショップ、地下広場
- 1階 けやきホール（客席）、
マルチメディア教室1・2
- 2階 調光・映像室、音響調整室、倉庫

⑱食工房「風土」

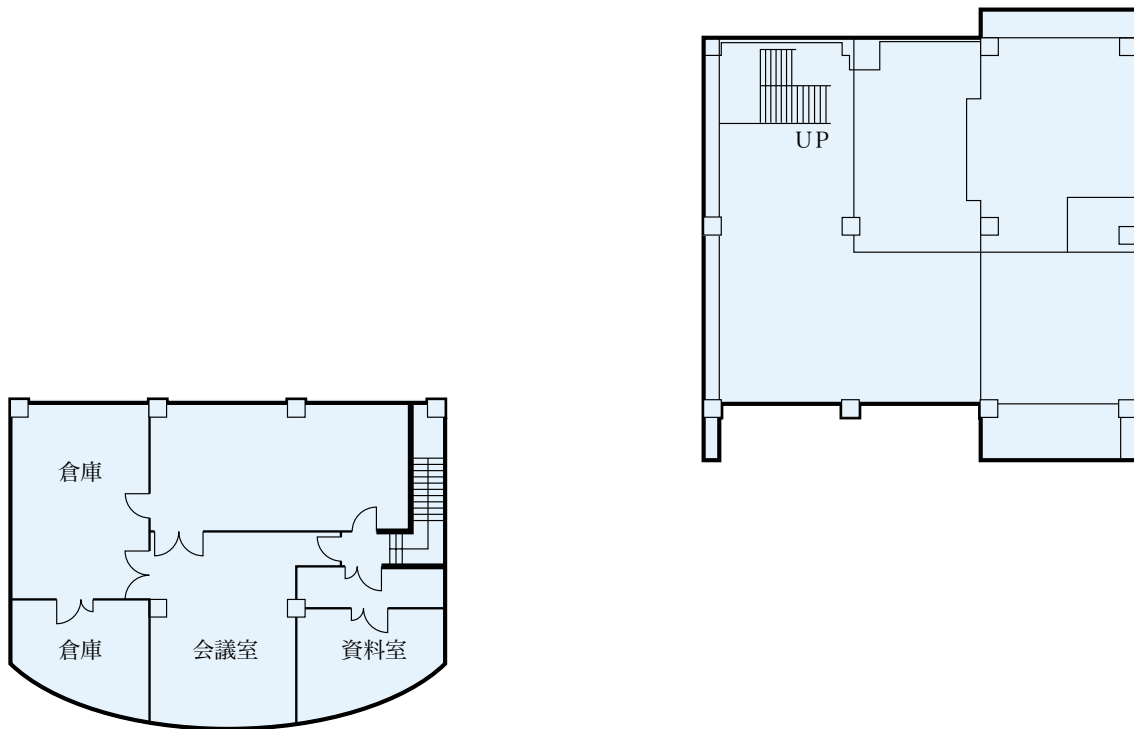
⑲情報センター、PC21支援室

⑳カットスペース、せんだいアビリティネットワーク

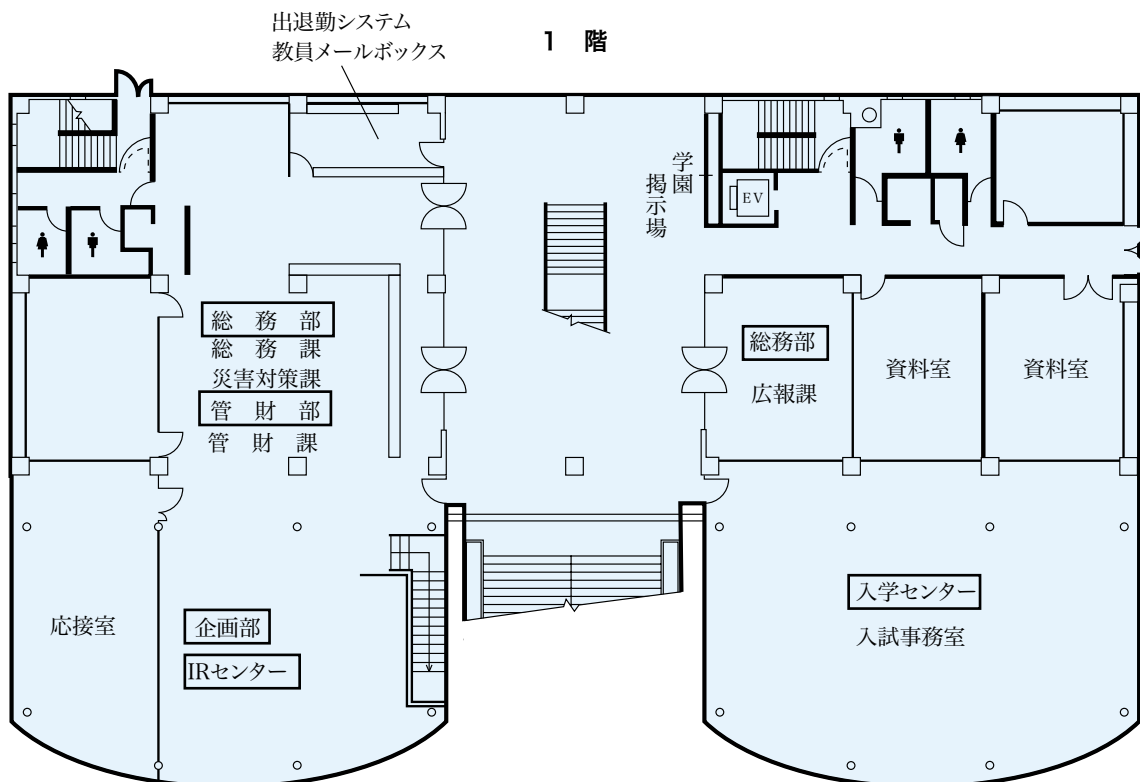
- 学生サポートセンター
「タフス」「ファミリーマート」

管理棟事務局

地 階

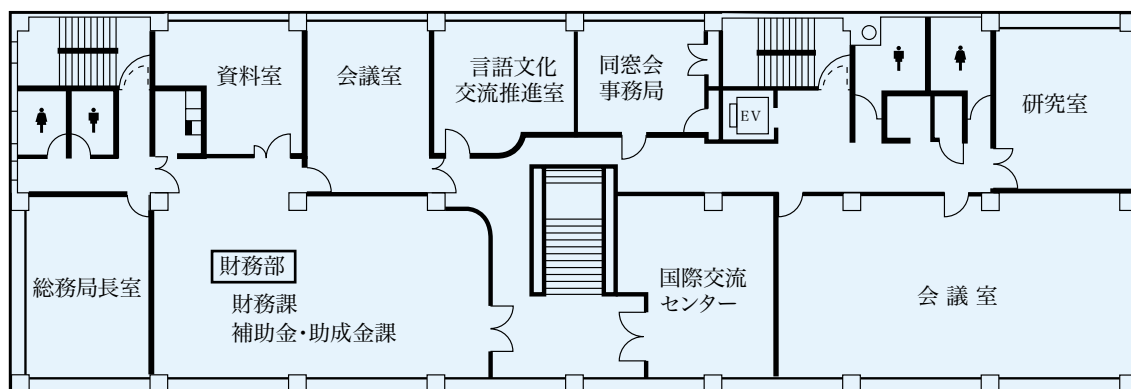


1 階

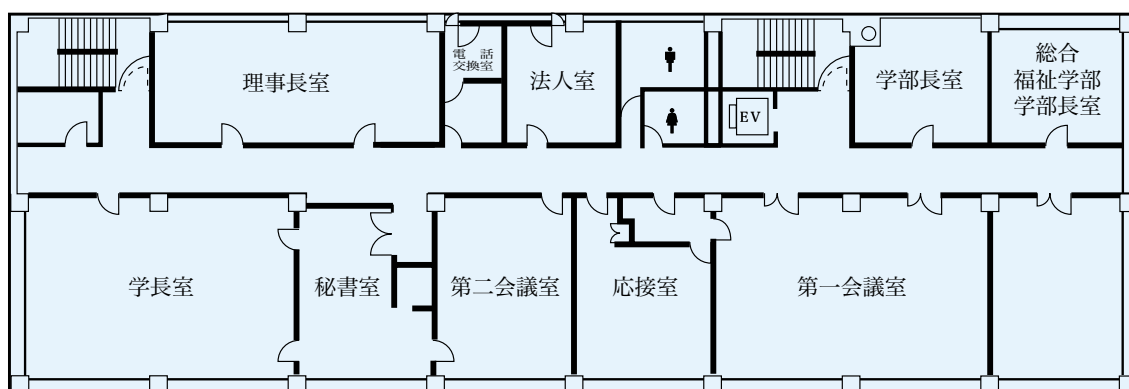


管理棟事務局

2 階



3 階

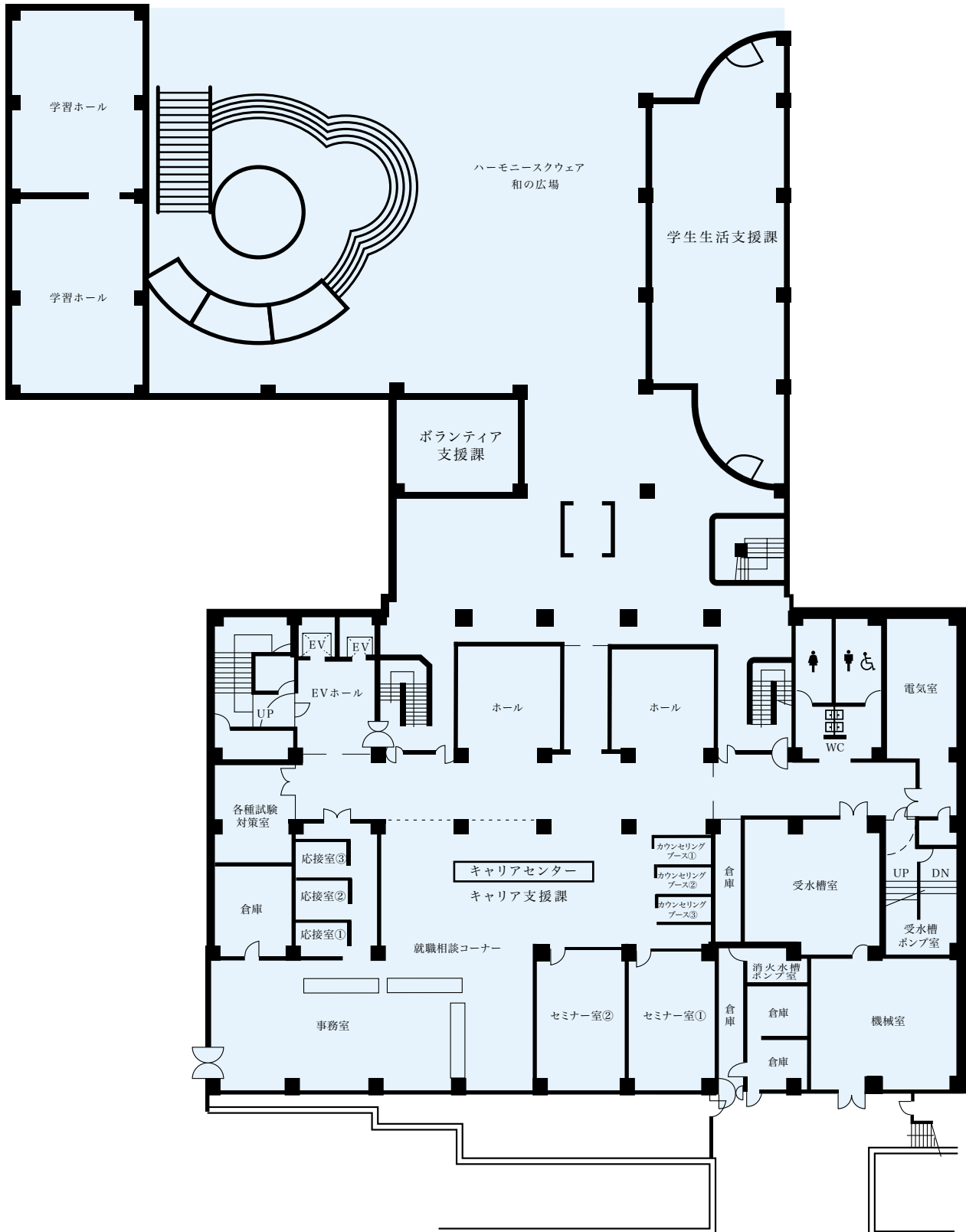


4 階



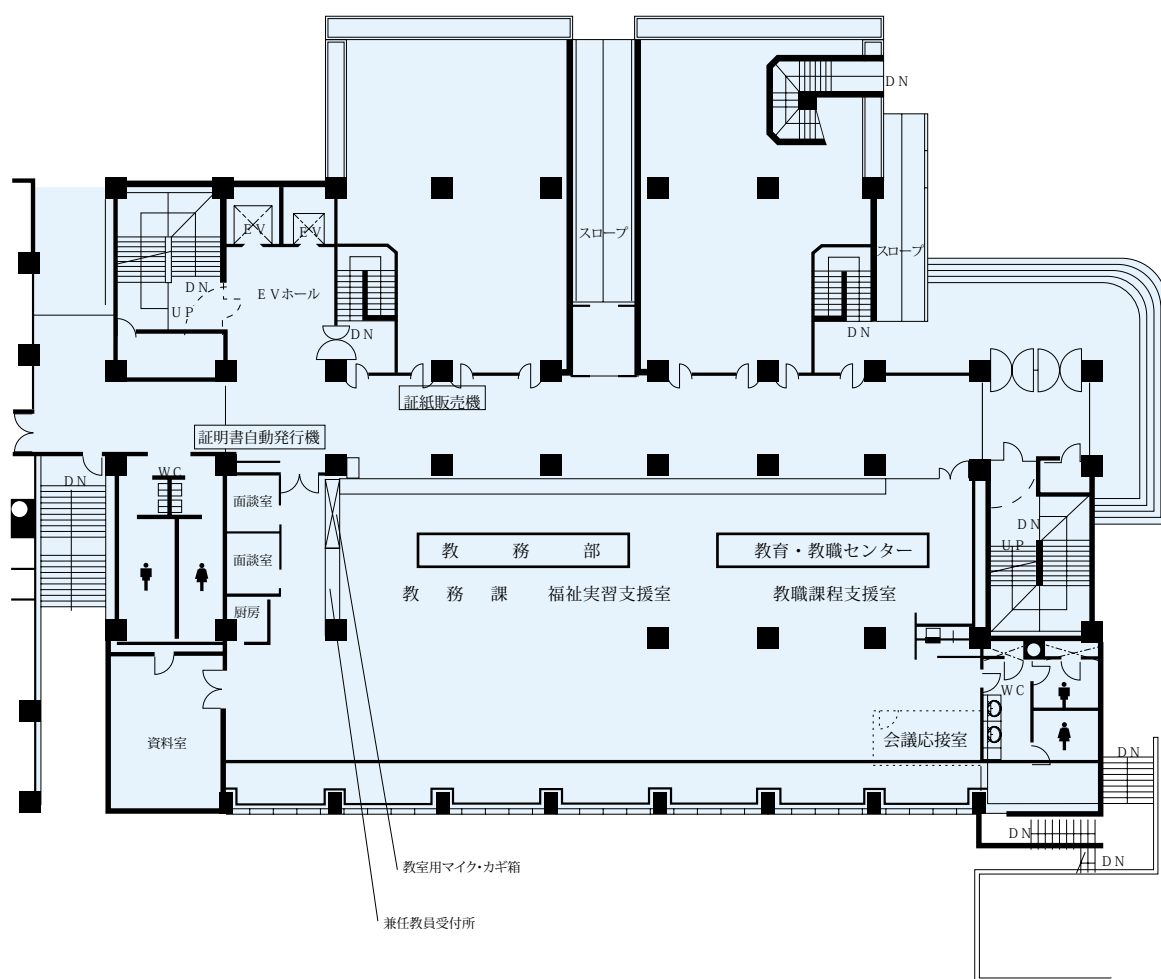
1 号 館

地 下



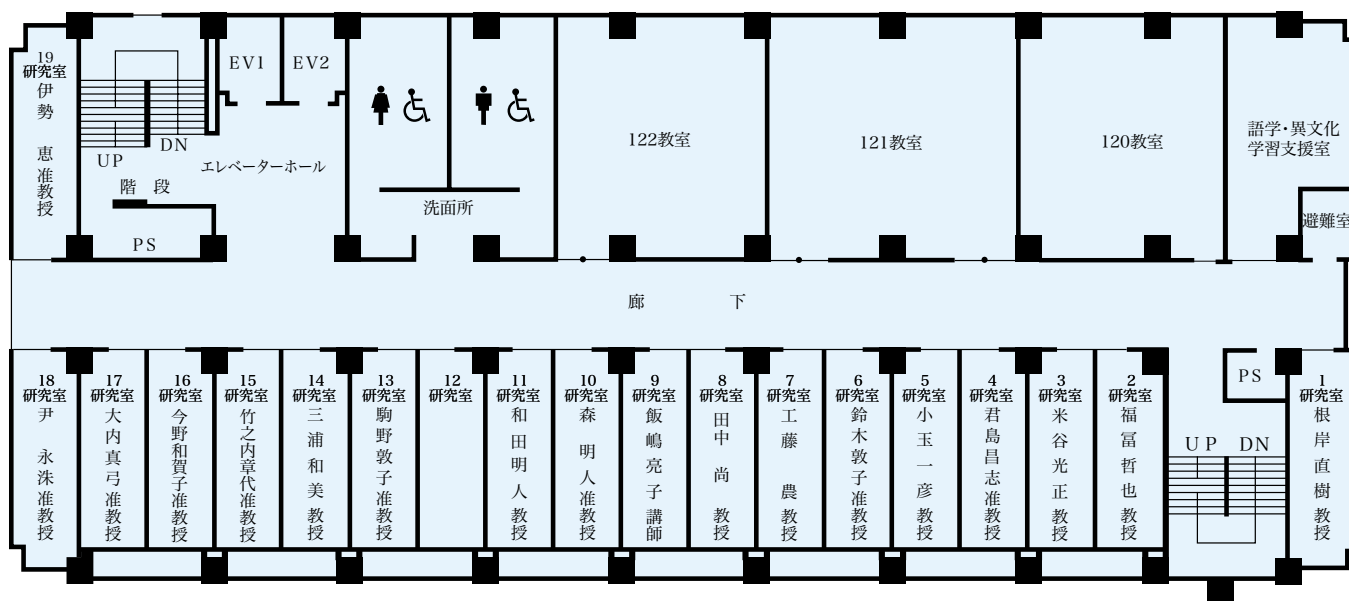
1 号 館

1 階

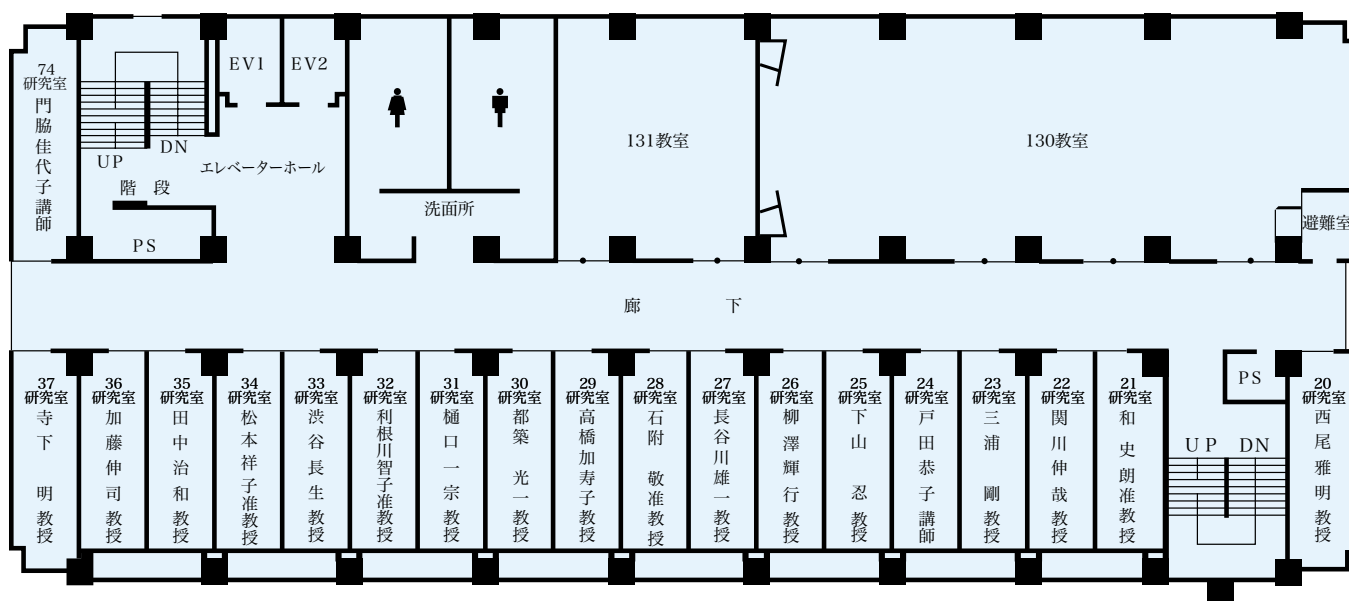


1 号 館

2 階

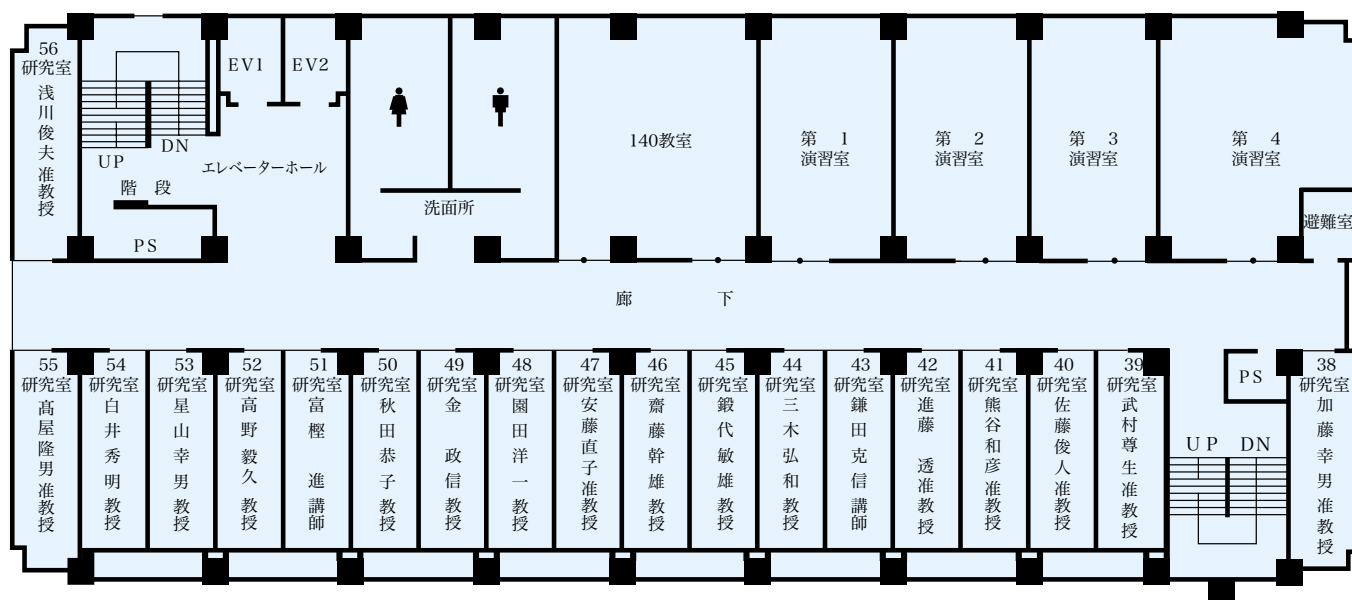


3 階

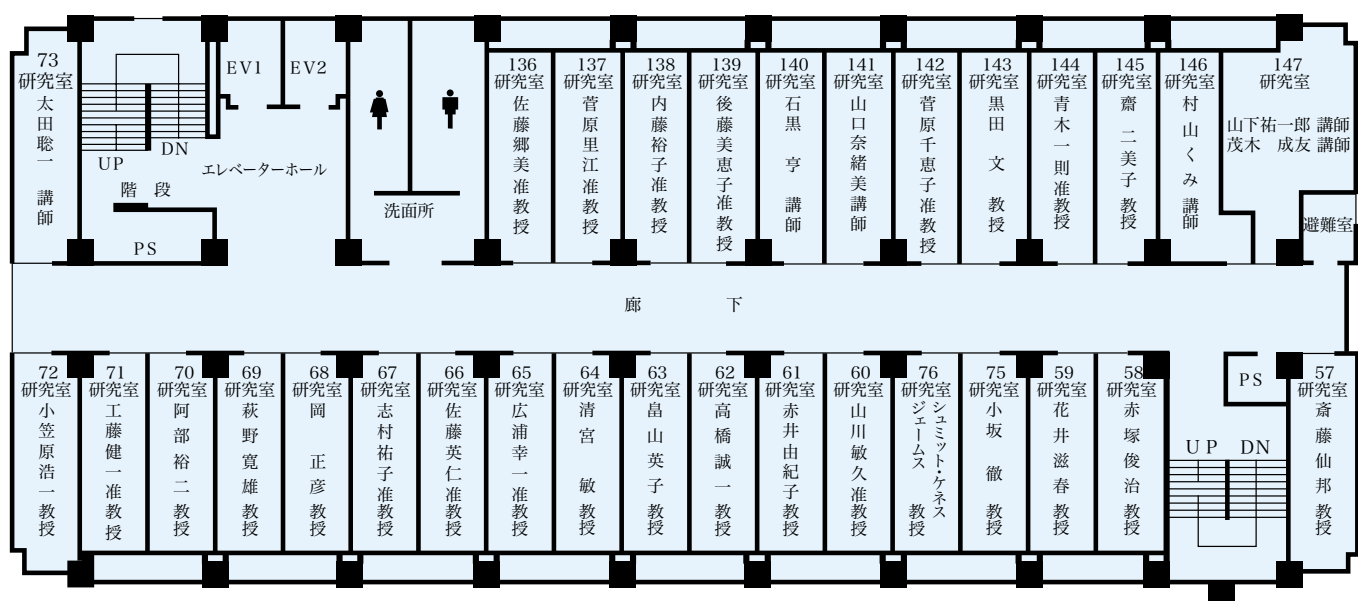


1 号 館

4 階

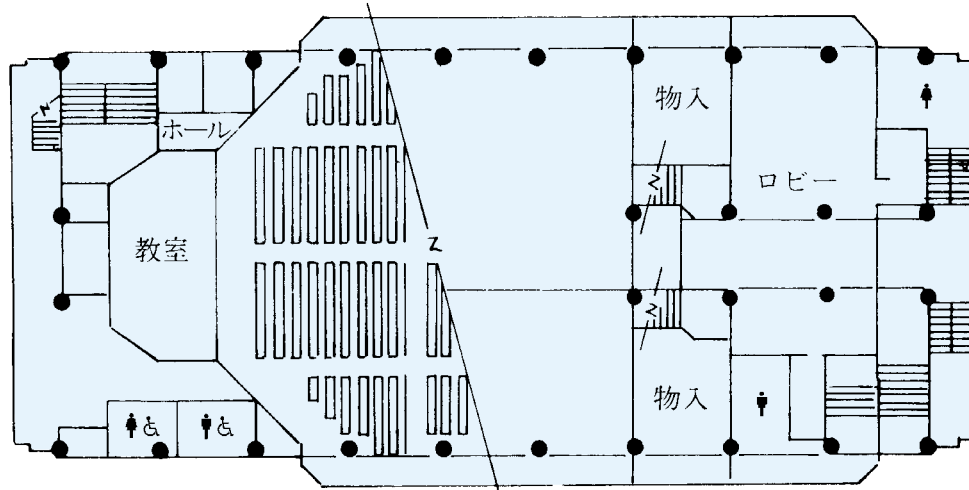


5 階

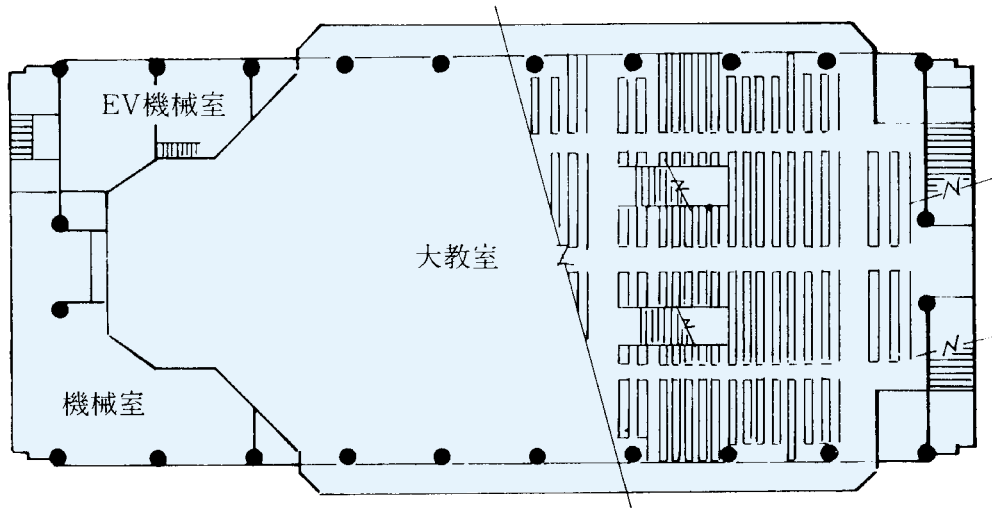


1 号 館

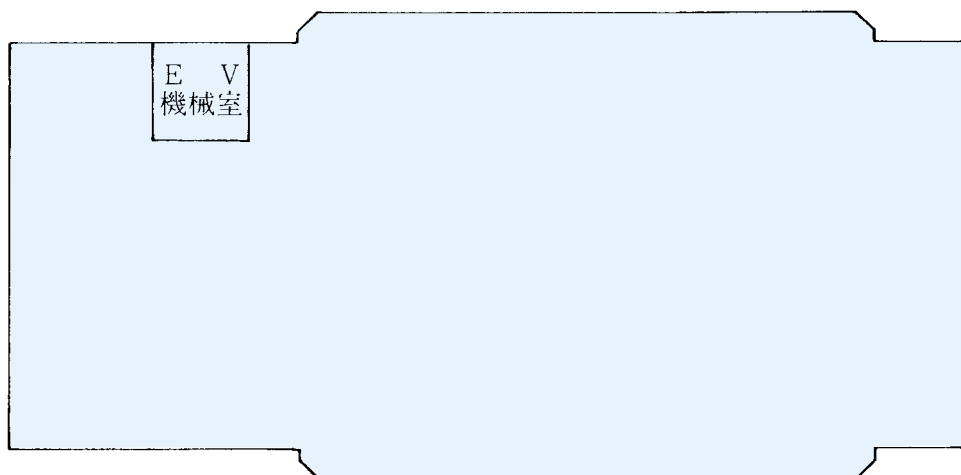
6 階



7 階

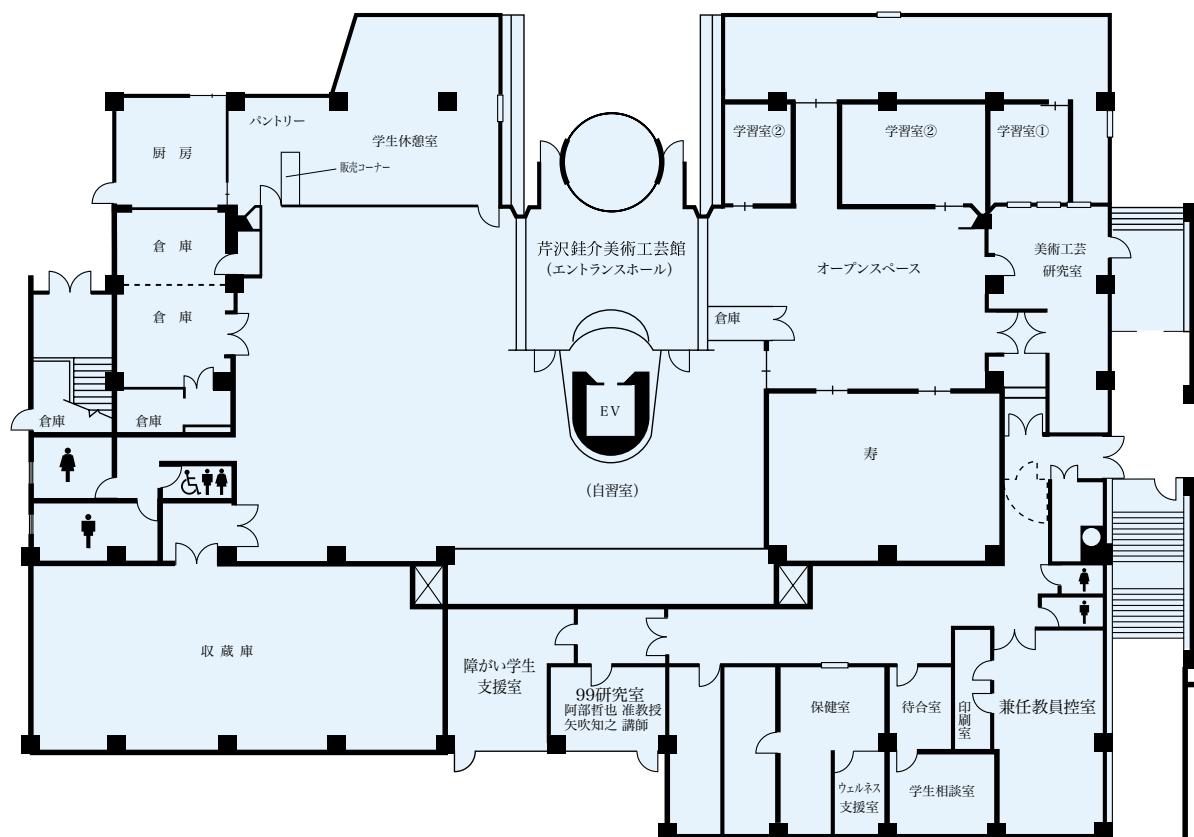


R 階

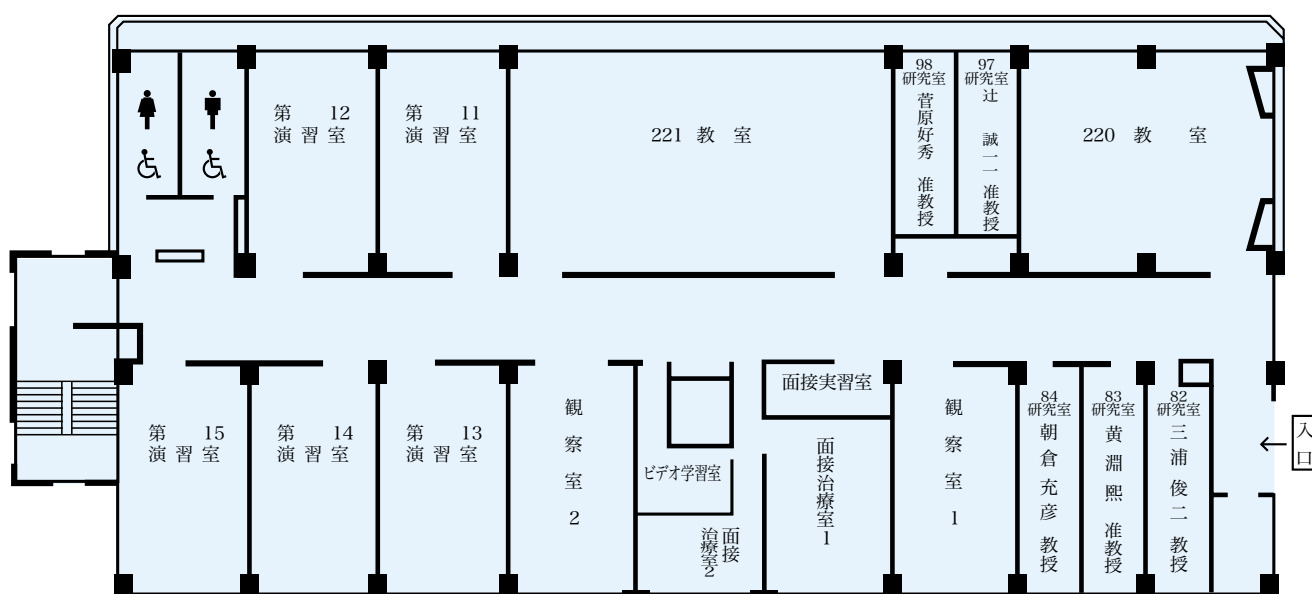


2 号 館

1 階

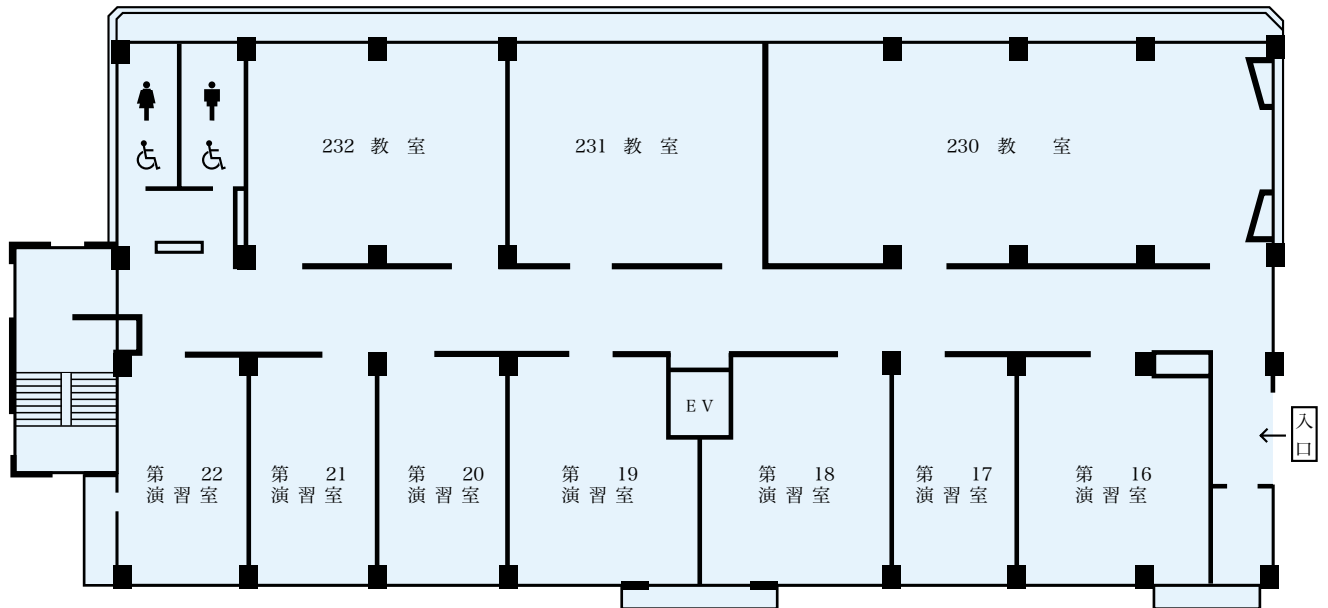


2 階

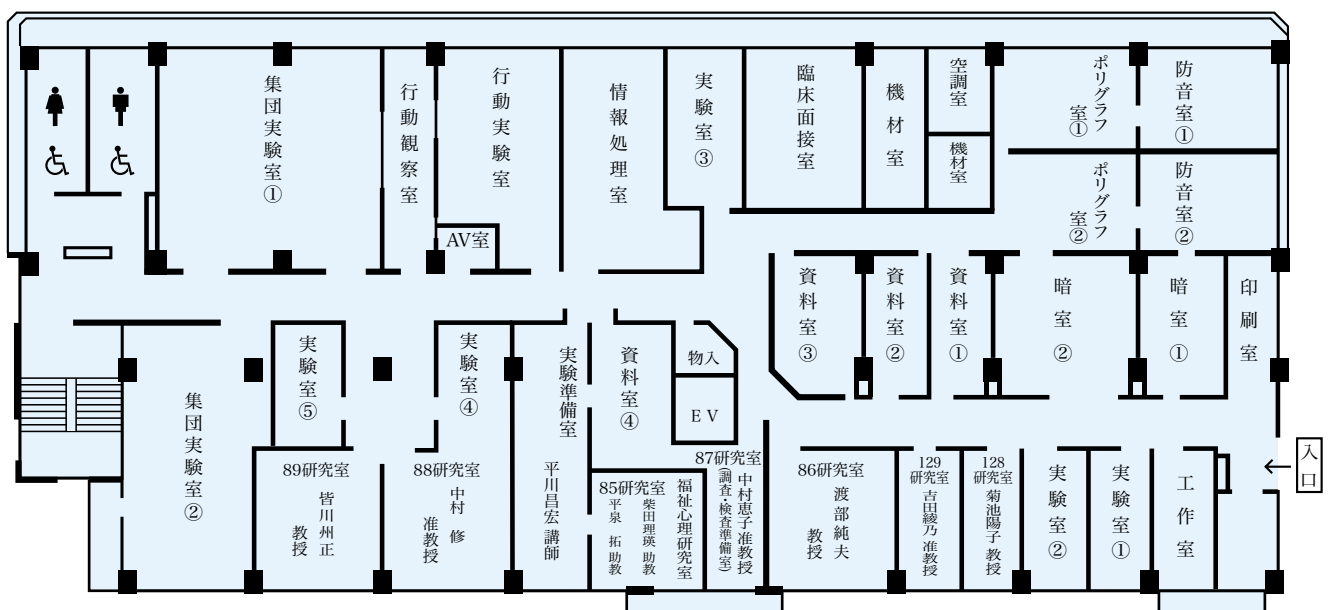


2 号 館

3 階

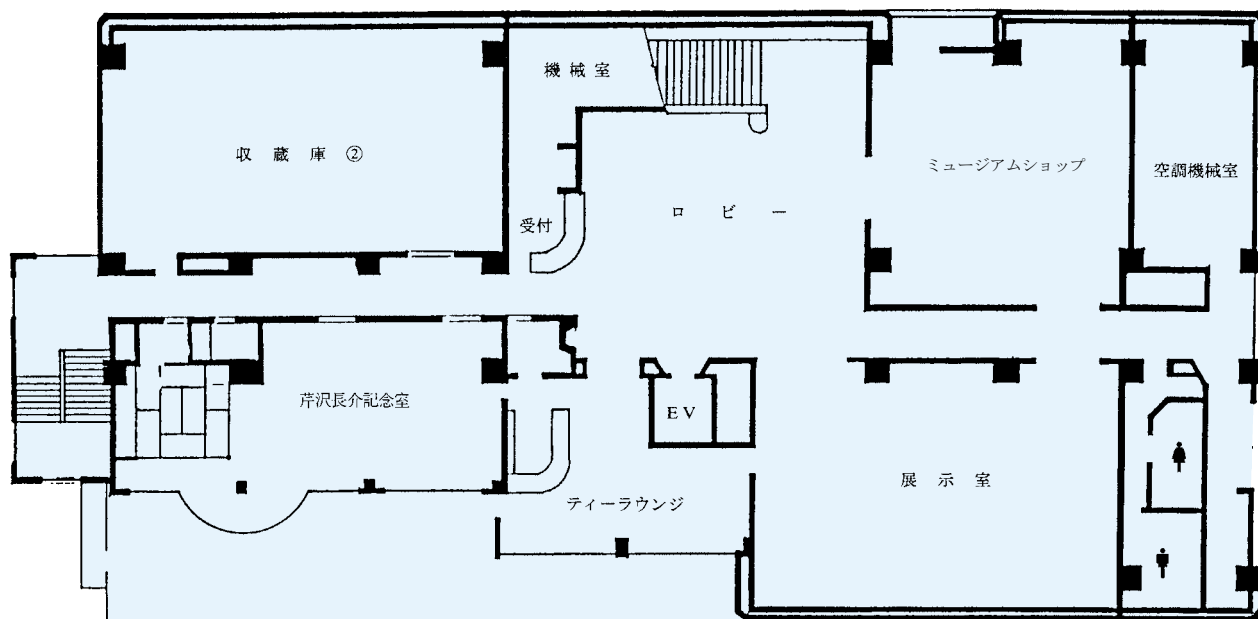


4 階

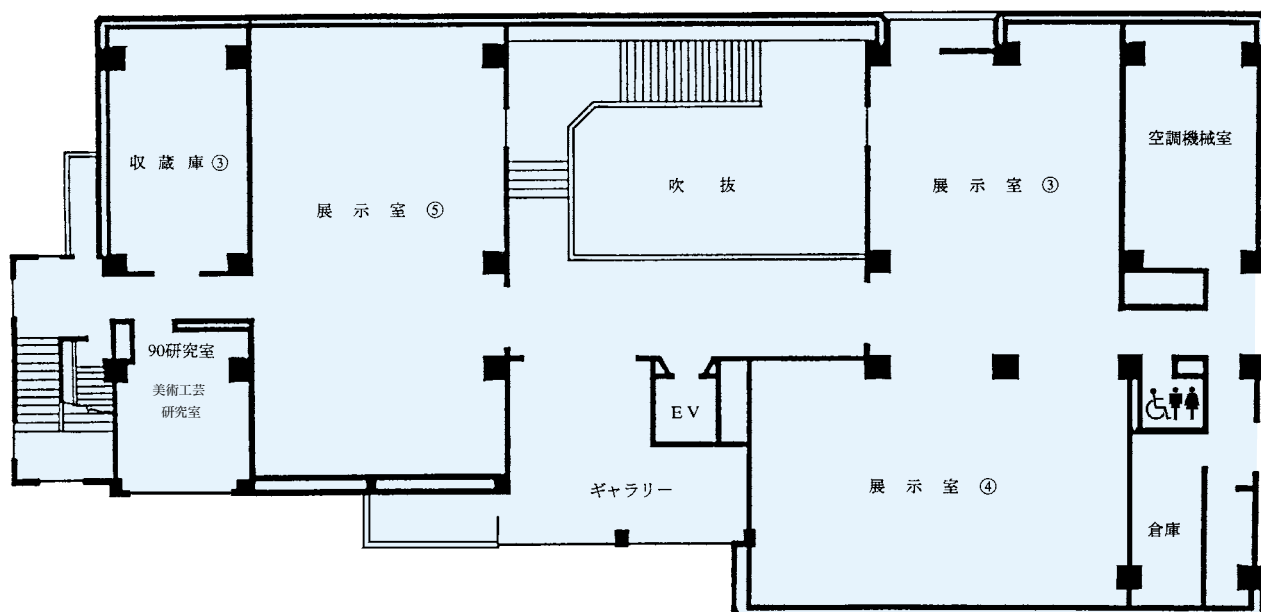


2 号 館

5 階 (芹沢 銑介美術工芸館)

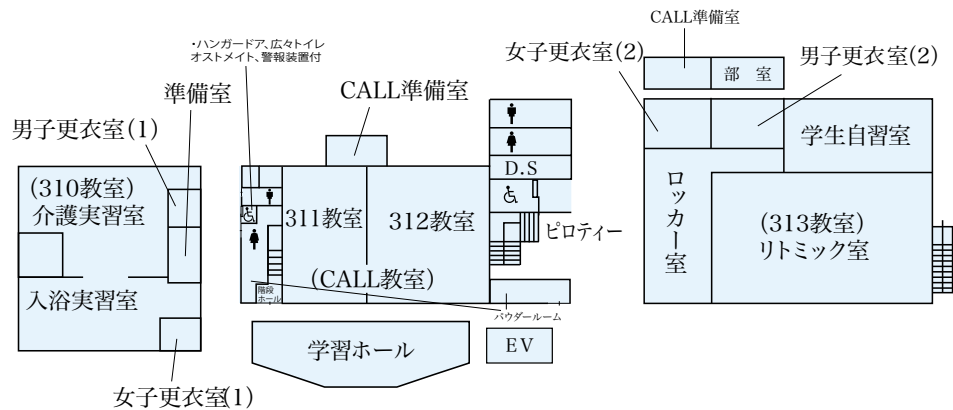


6 階 (芹沢 銑介美術工芸館)

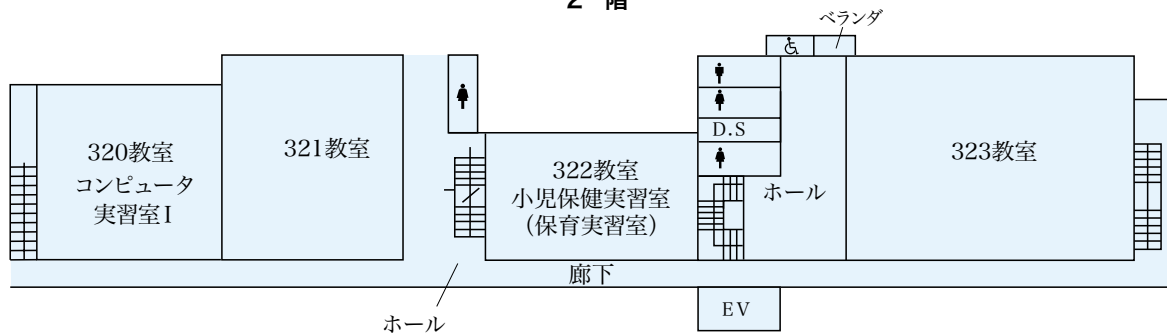


3 号 館

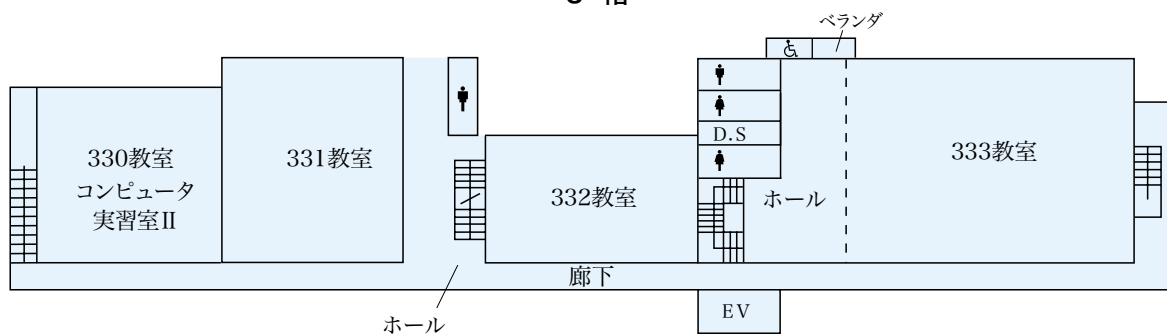
1 階



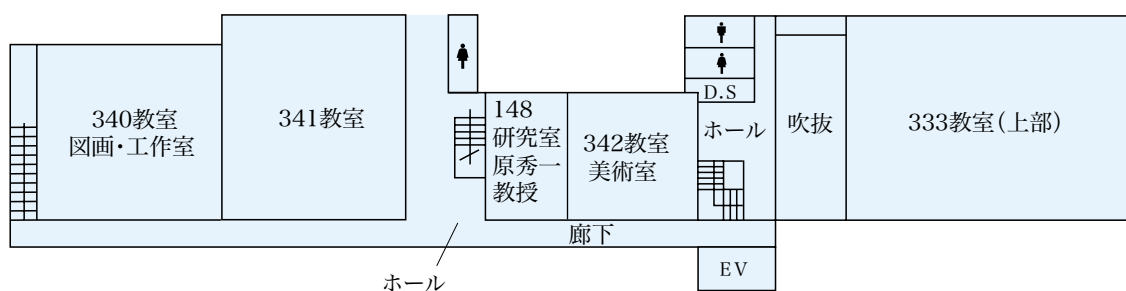
2 階



3 階



4 階



5 号 館

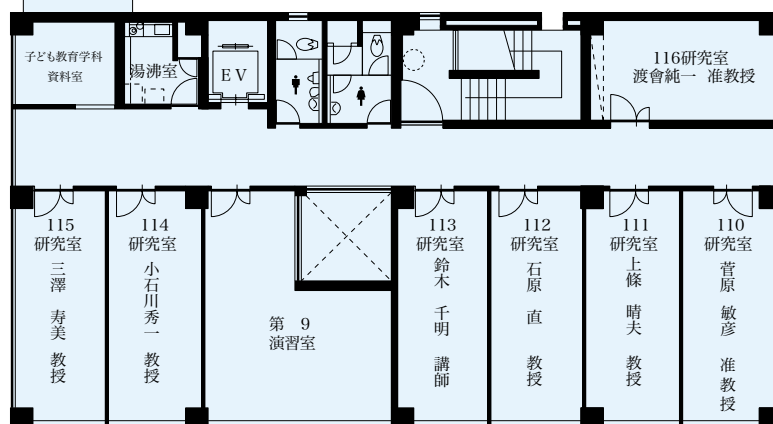
1 階



2 階

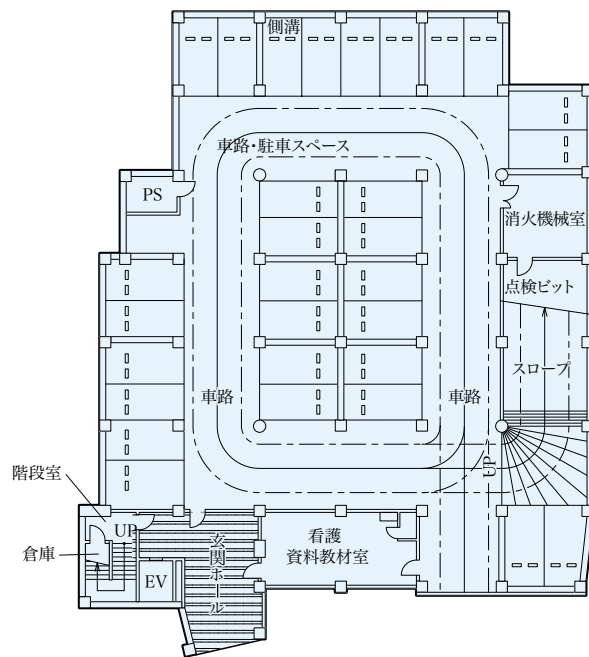


3 階

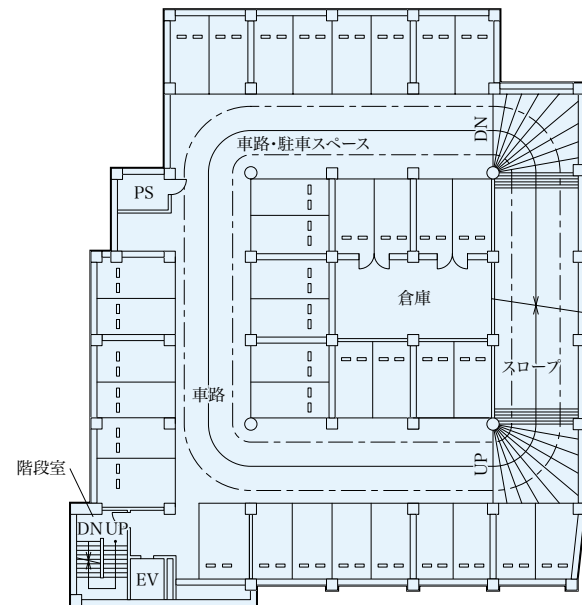


6 号 館

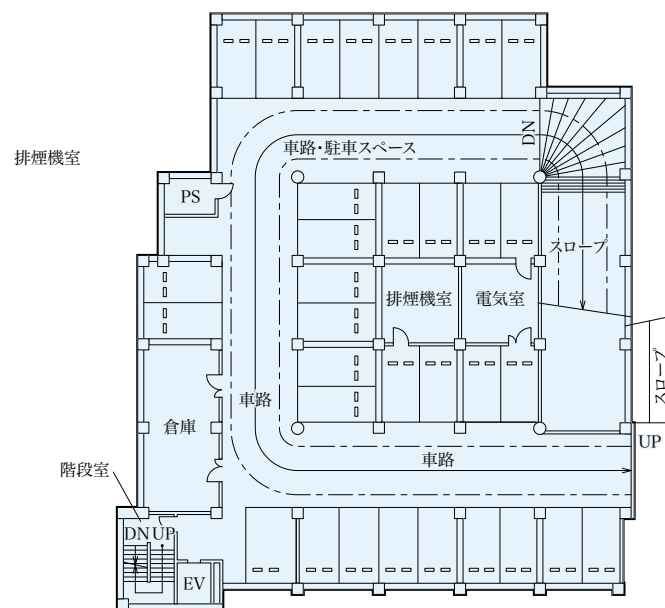
1 階



2 階

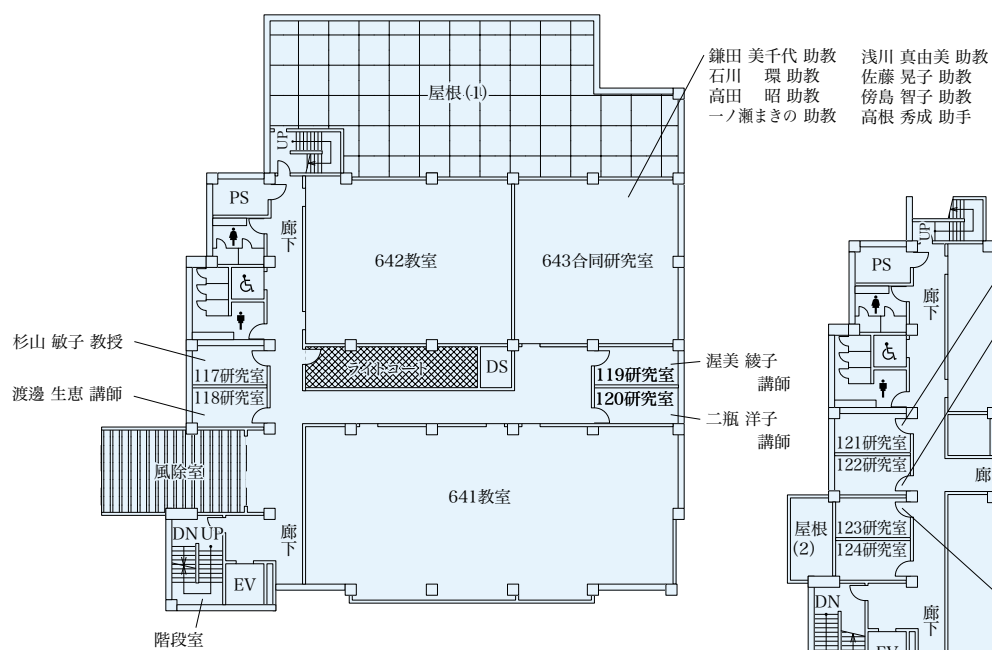


3 階

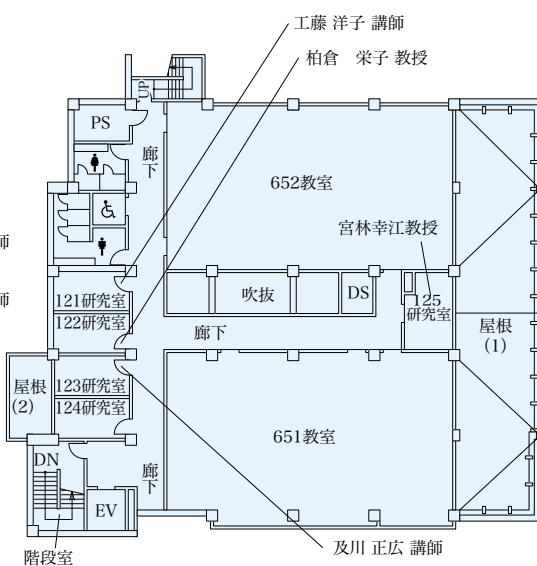


6 号 館

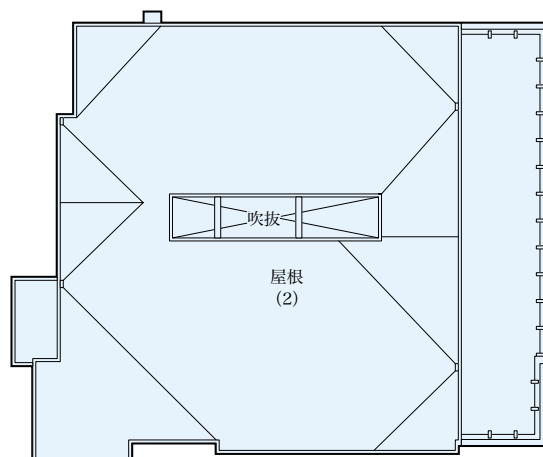
4 階



5 階

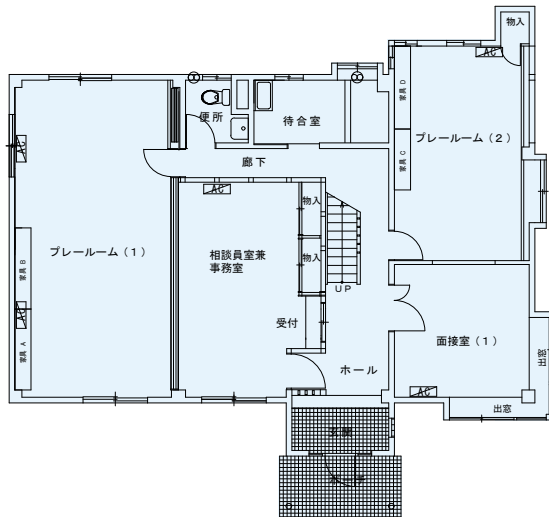


屋 根

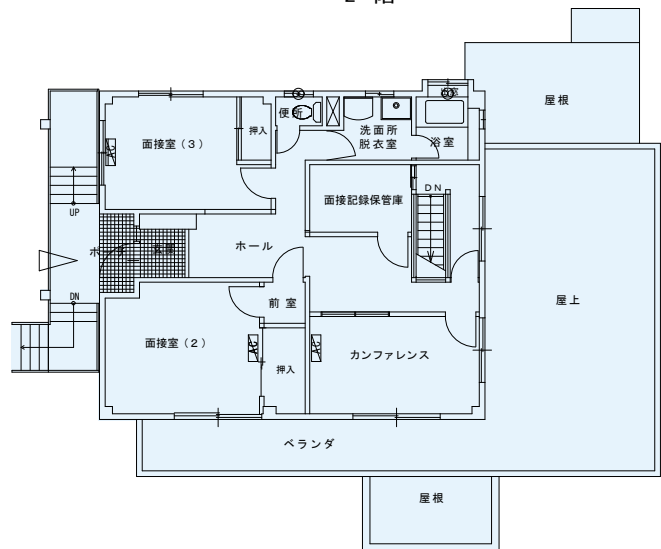


7号館

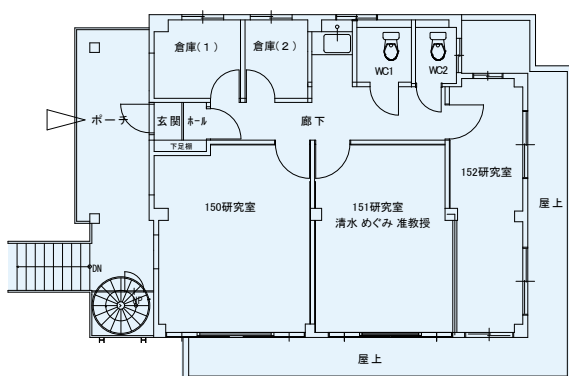
1 階



2 階

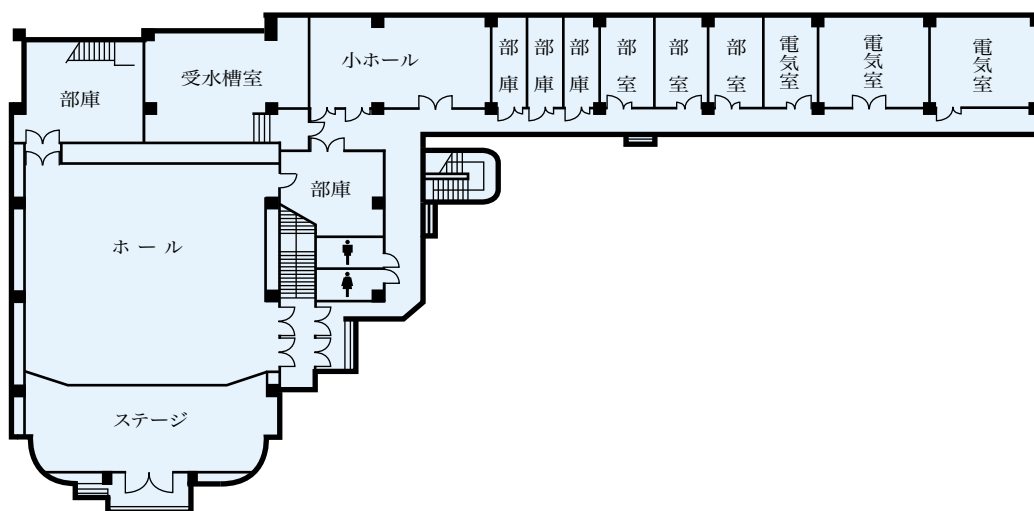


3 階

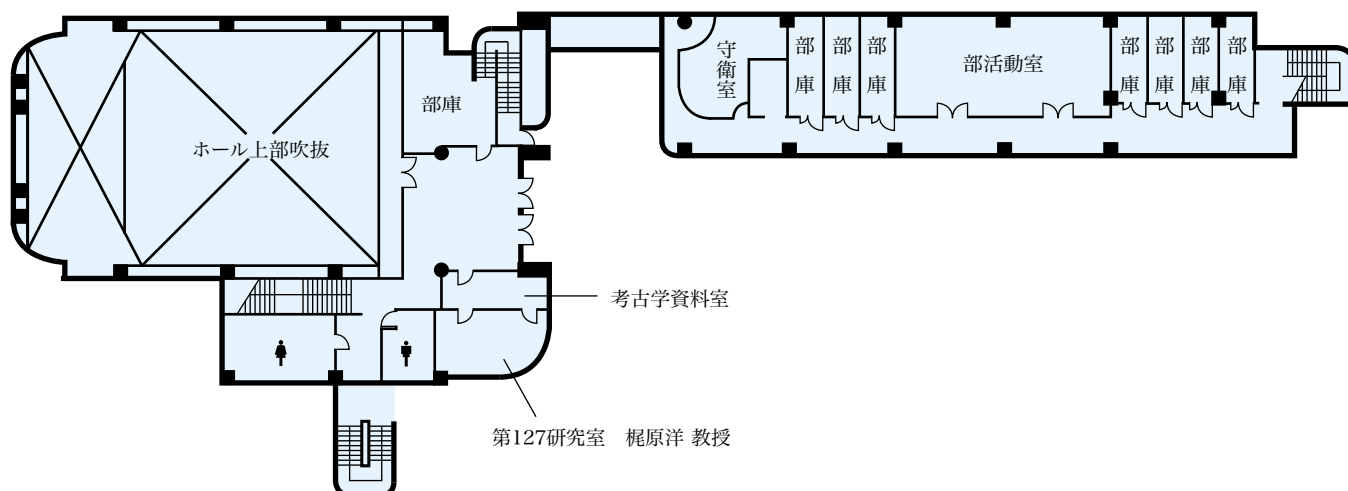


H-ONE館(課外活動棟)

1 階

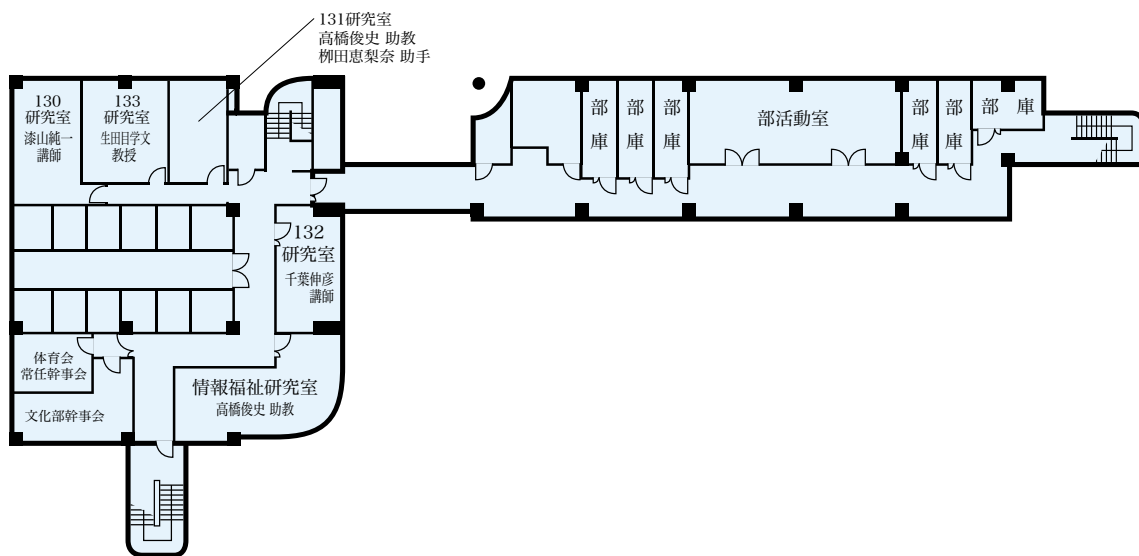


2 階

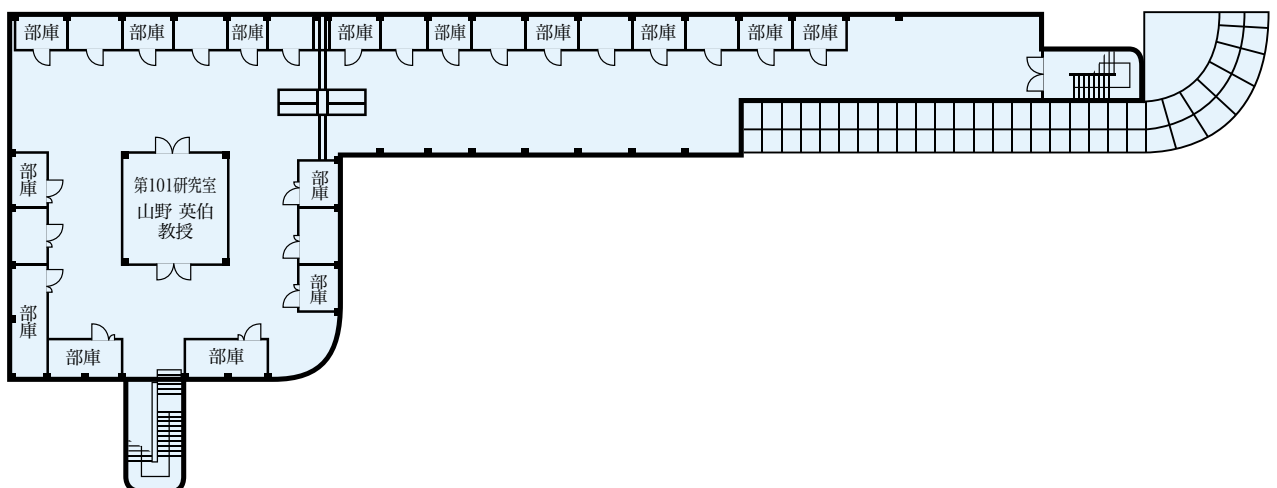


H-ONE館(課外活動棟)

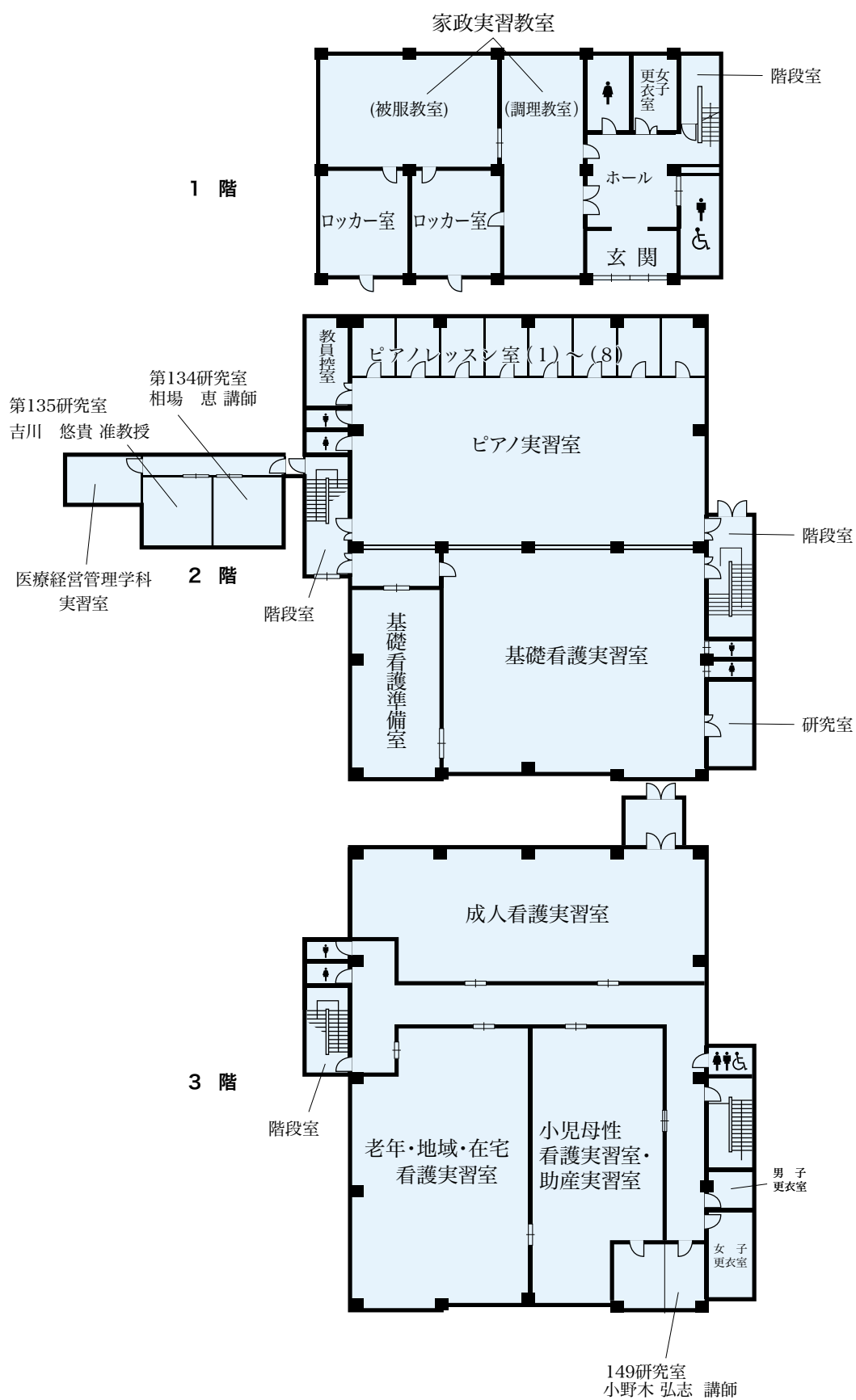
3 階



4 階

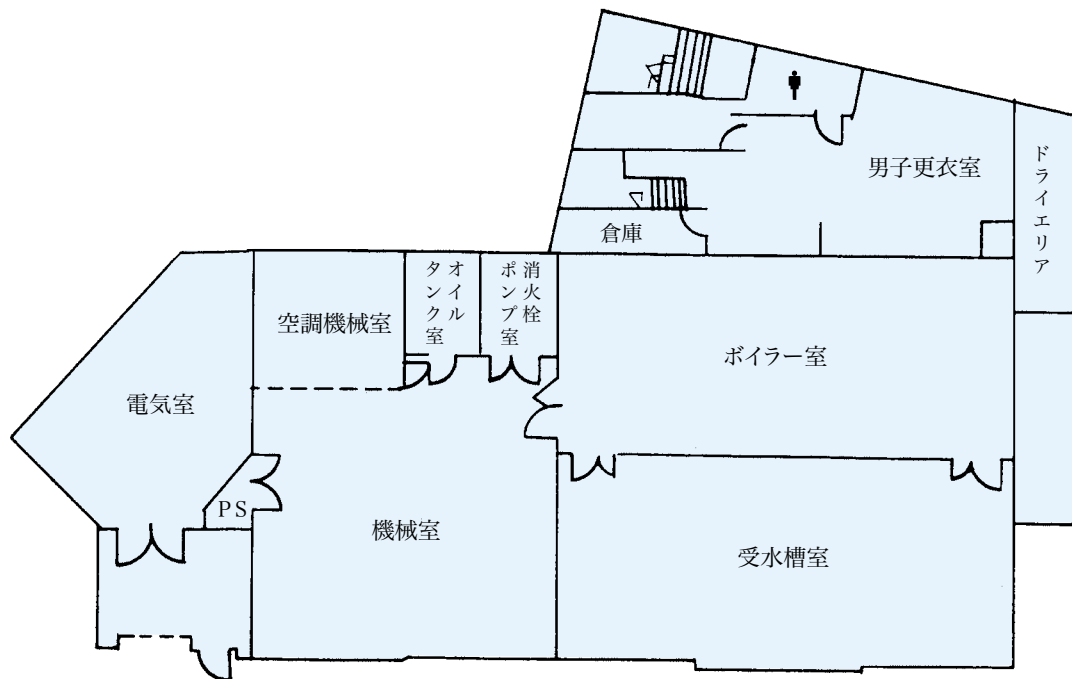


H-2 館

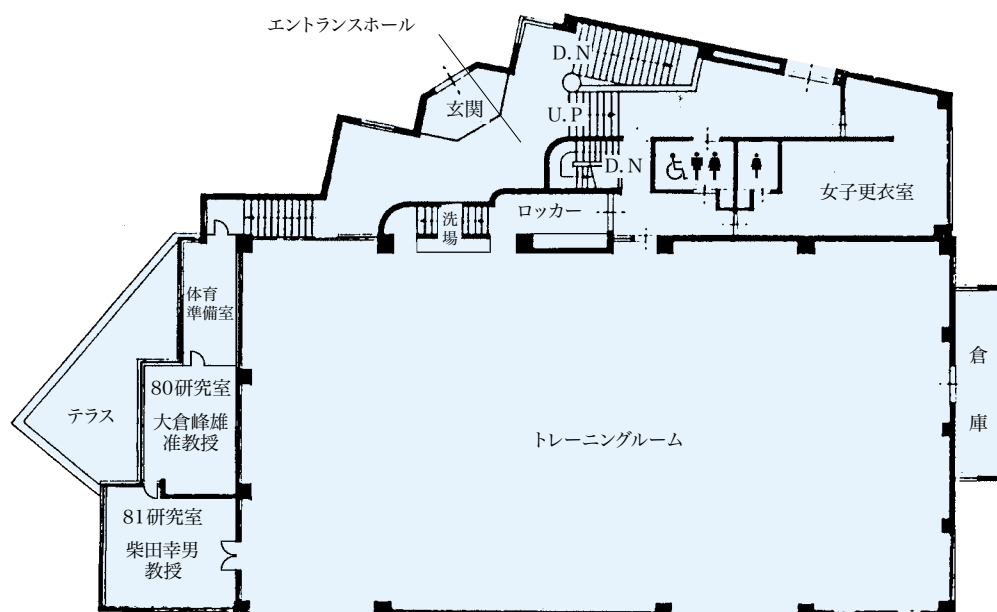


H-3 GYM

地 階

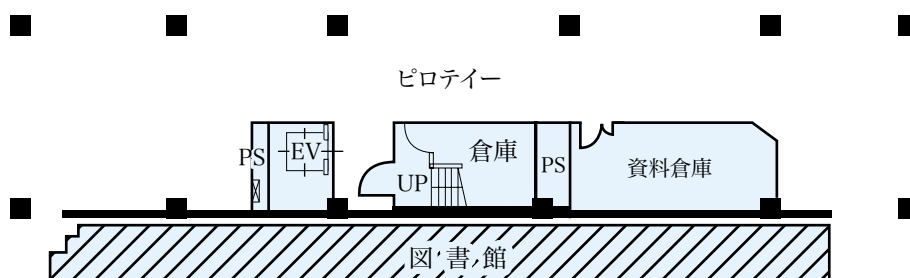


1 階

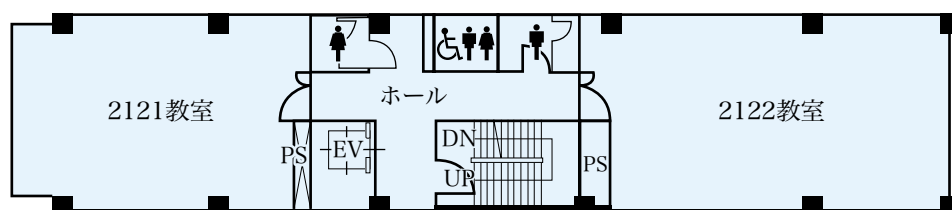


2001 館

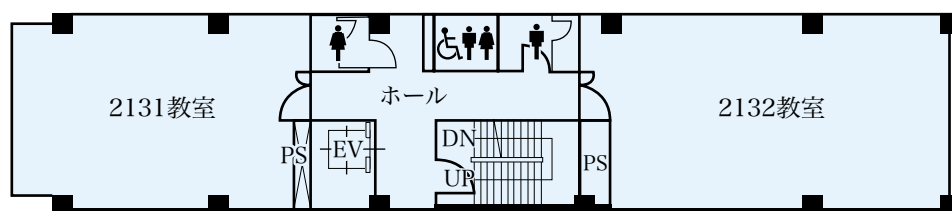
1 階



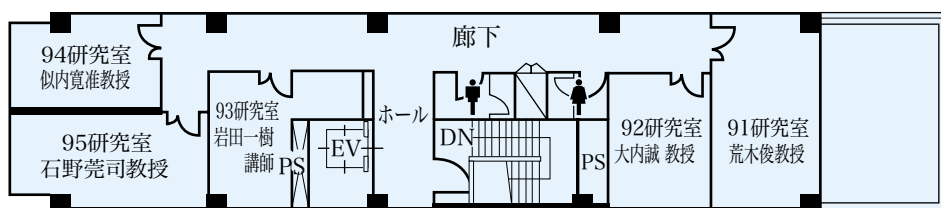
2 階



3 階

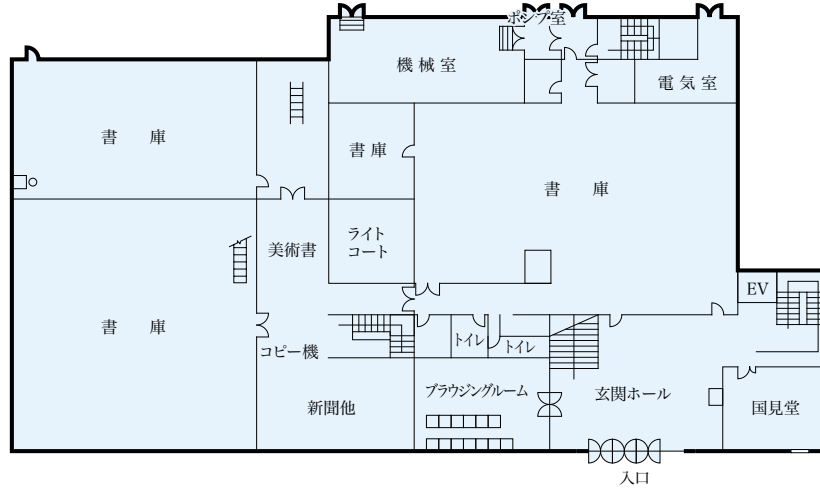


4 階

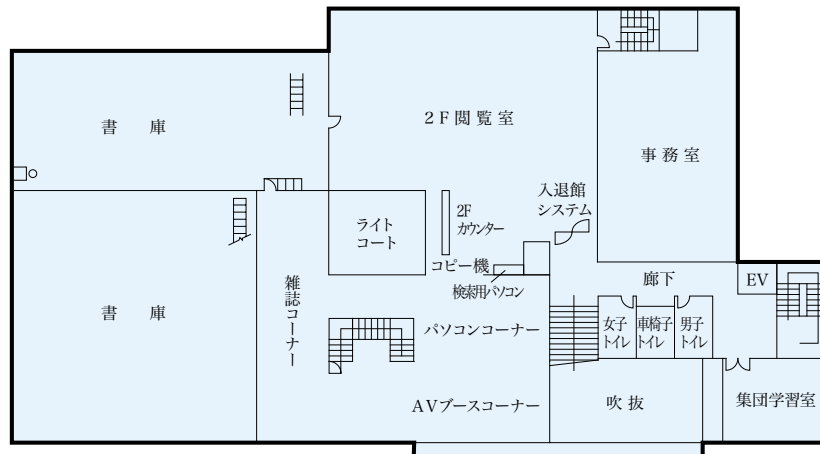


図書館棟

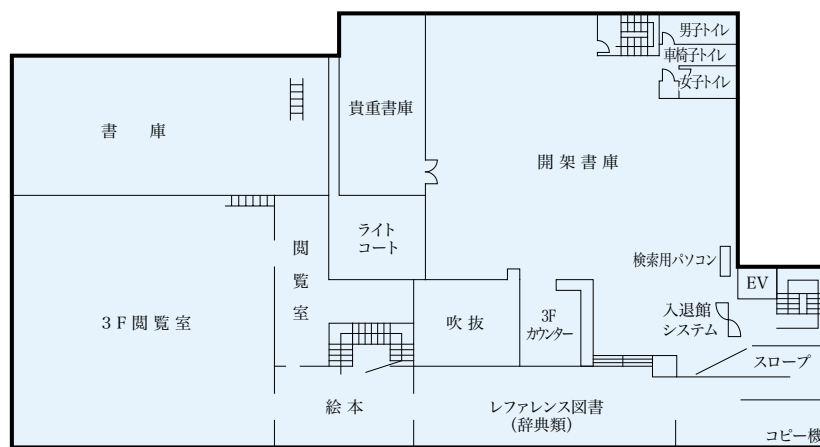
1 階



2 階



3 階



4 階

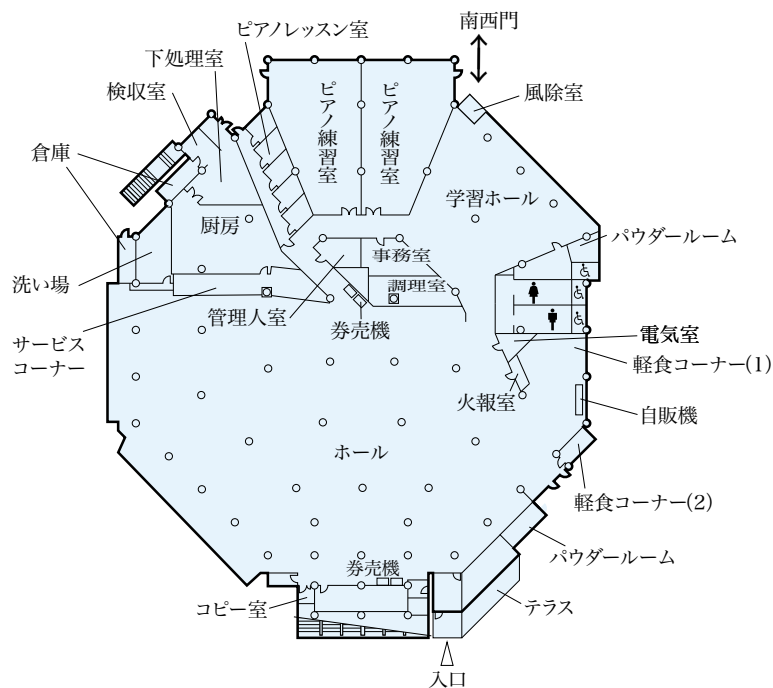


 無線LAN設置場所

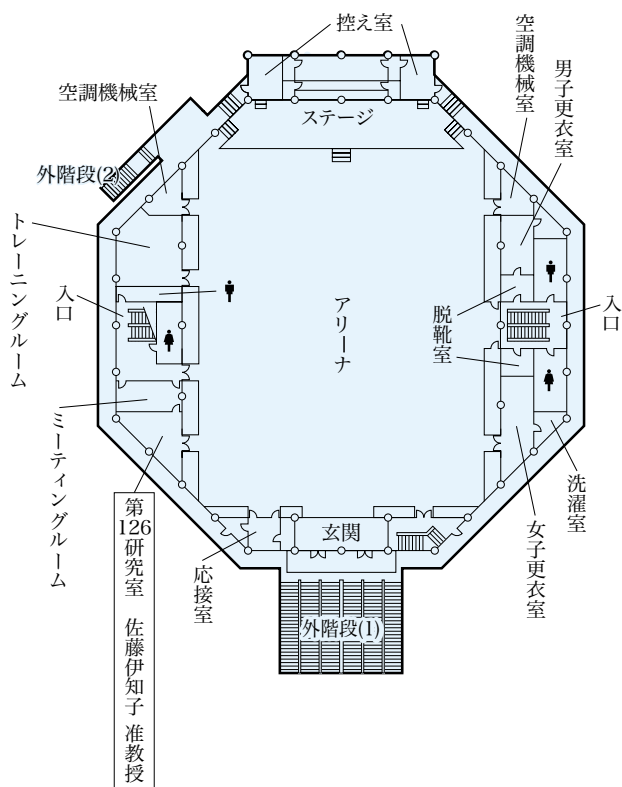
福 聚 殿

(講堂兼体育館・教員研究室・ピアノレッスン室・ピアノ練習室
学生自習室・食堂・軽食コーナー)

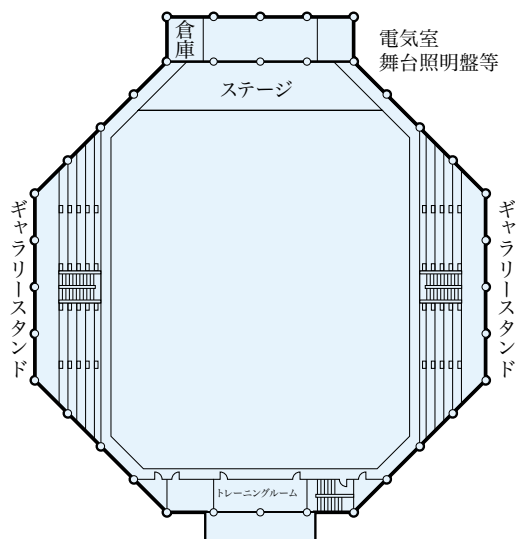
1 階



2 階

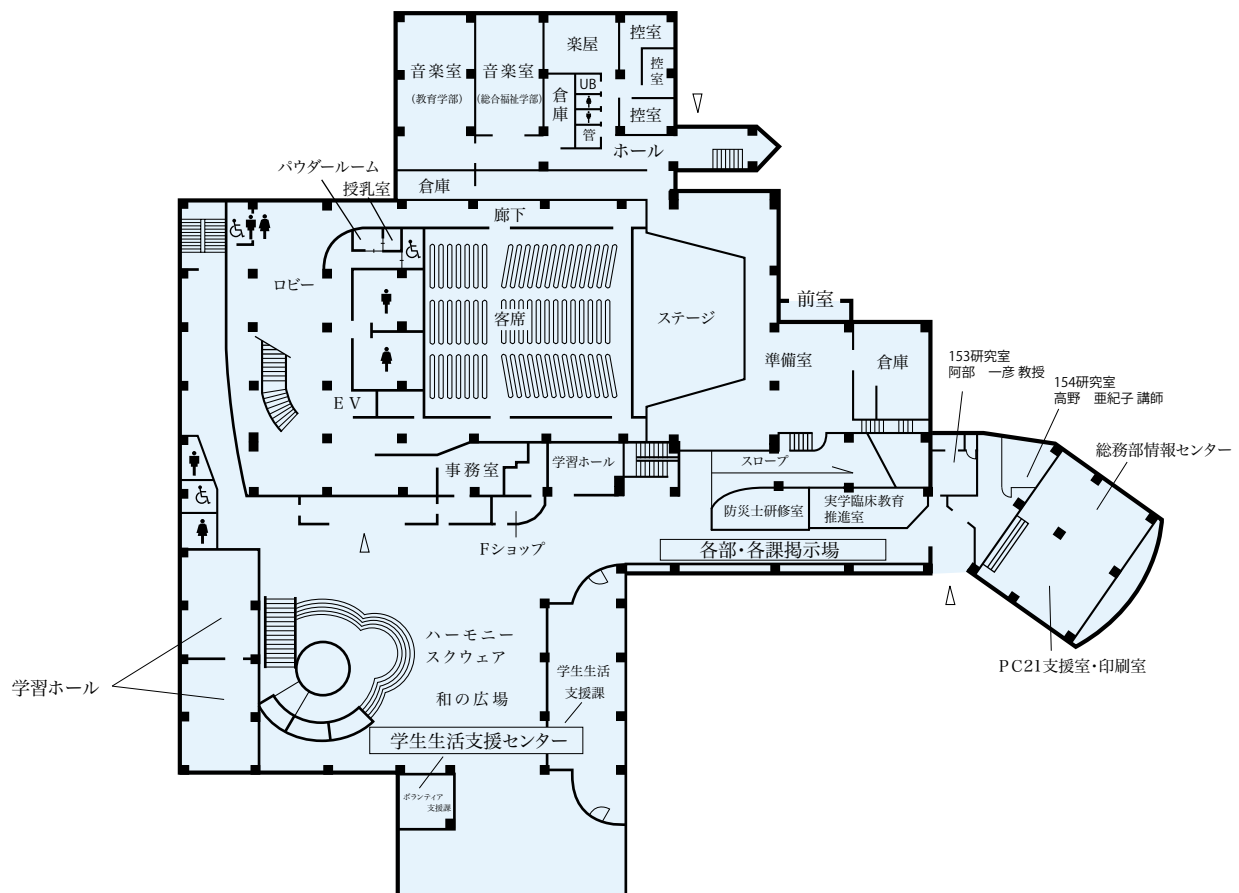


3 階

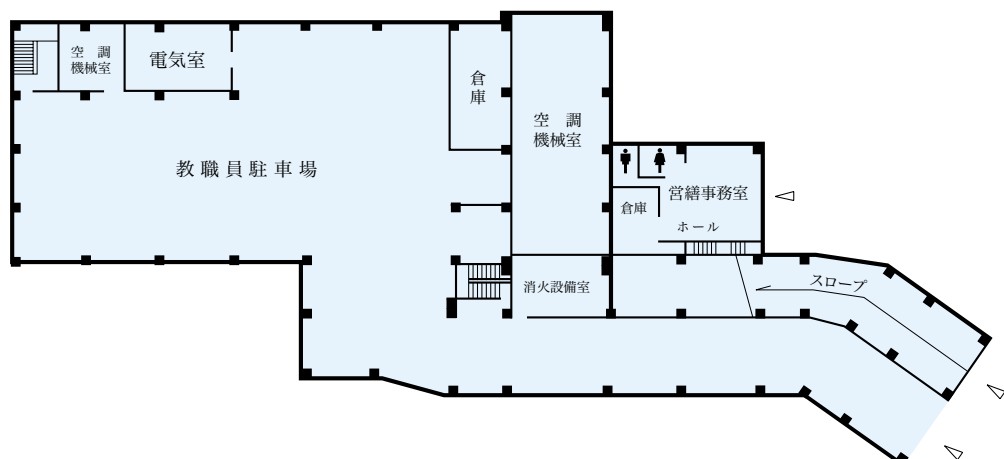


音楽堂(けやきホール)

地下1階

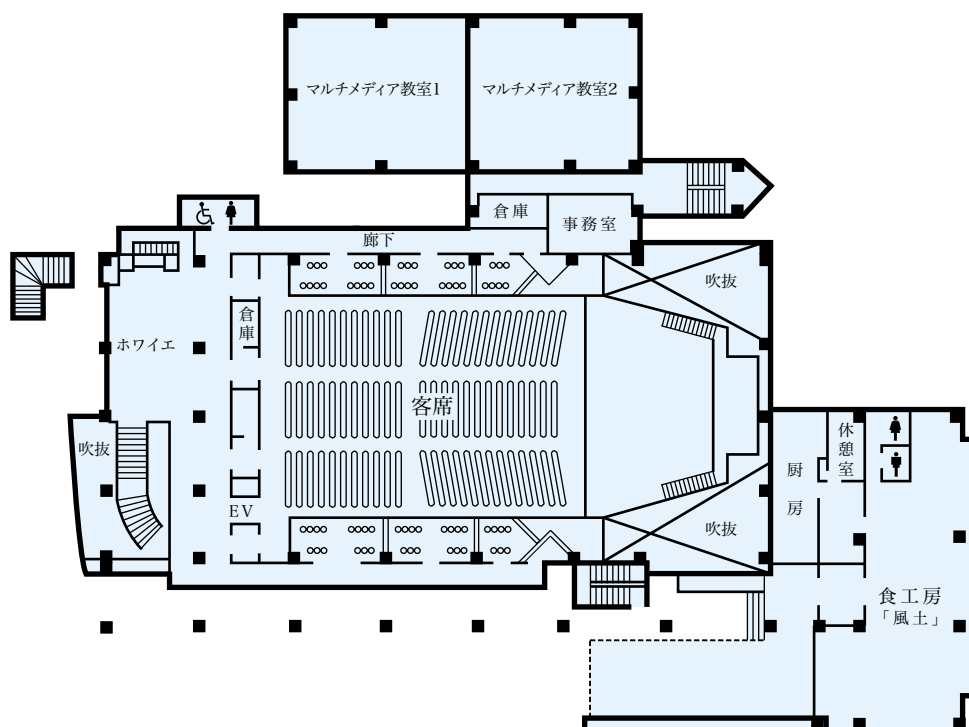


地下2階

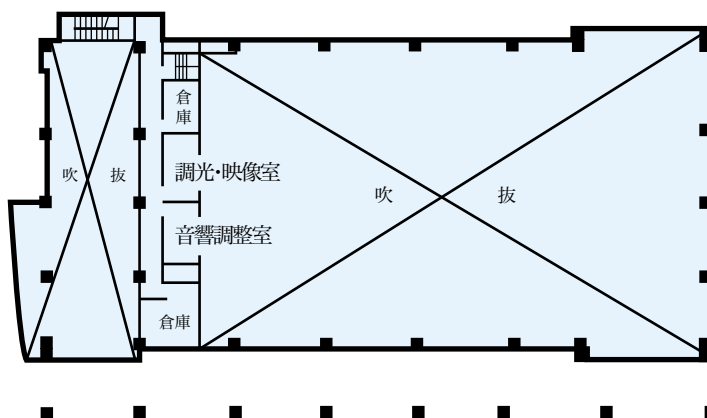


音 楽 堂(けやきホール)

1 階

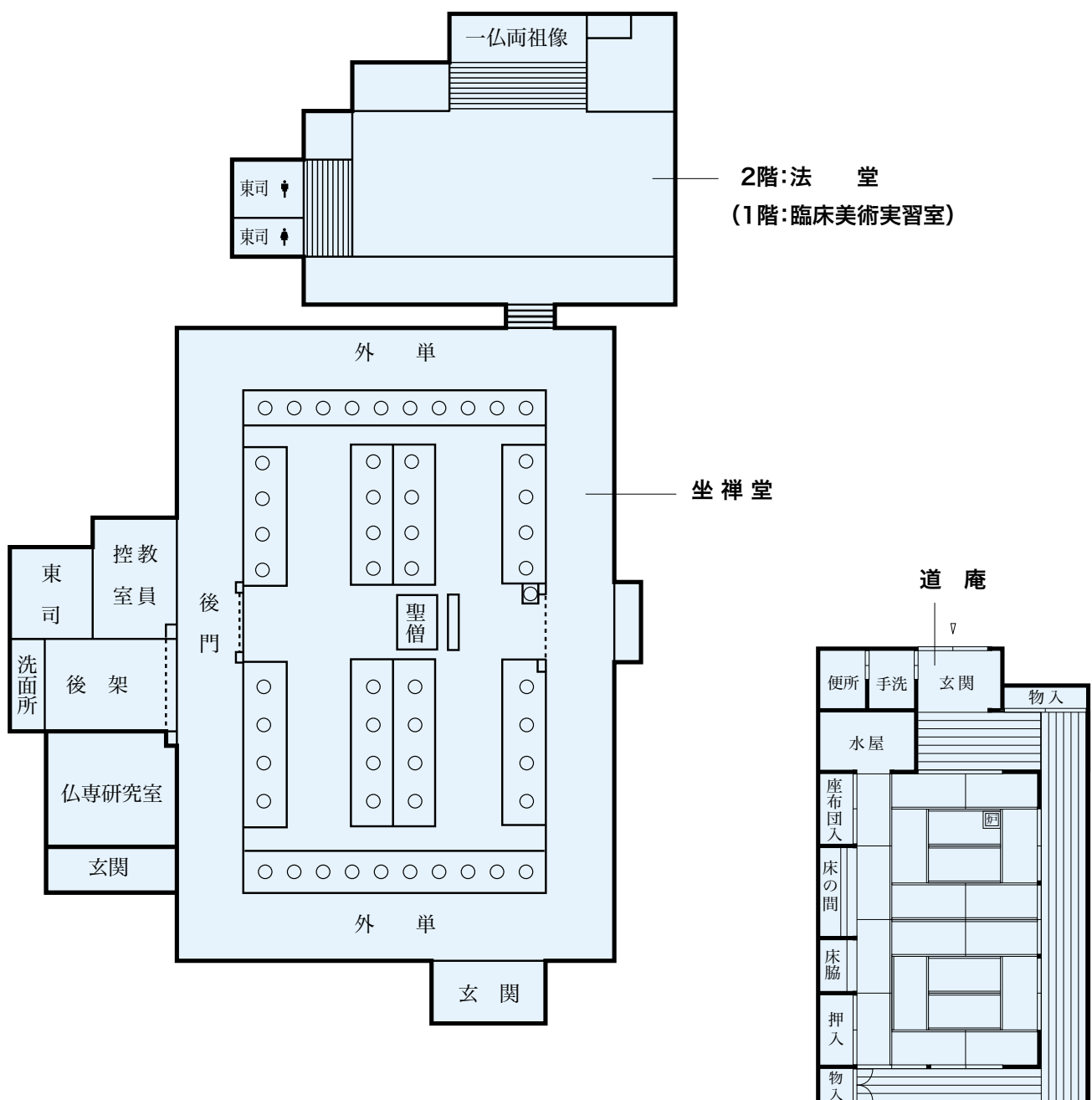


2 階

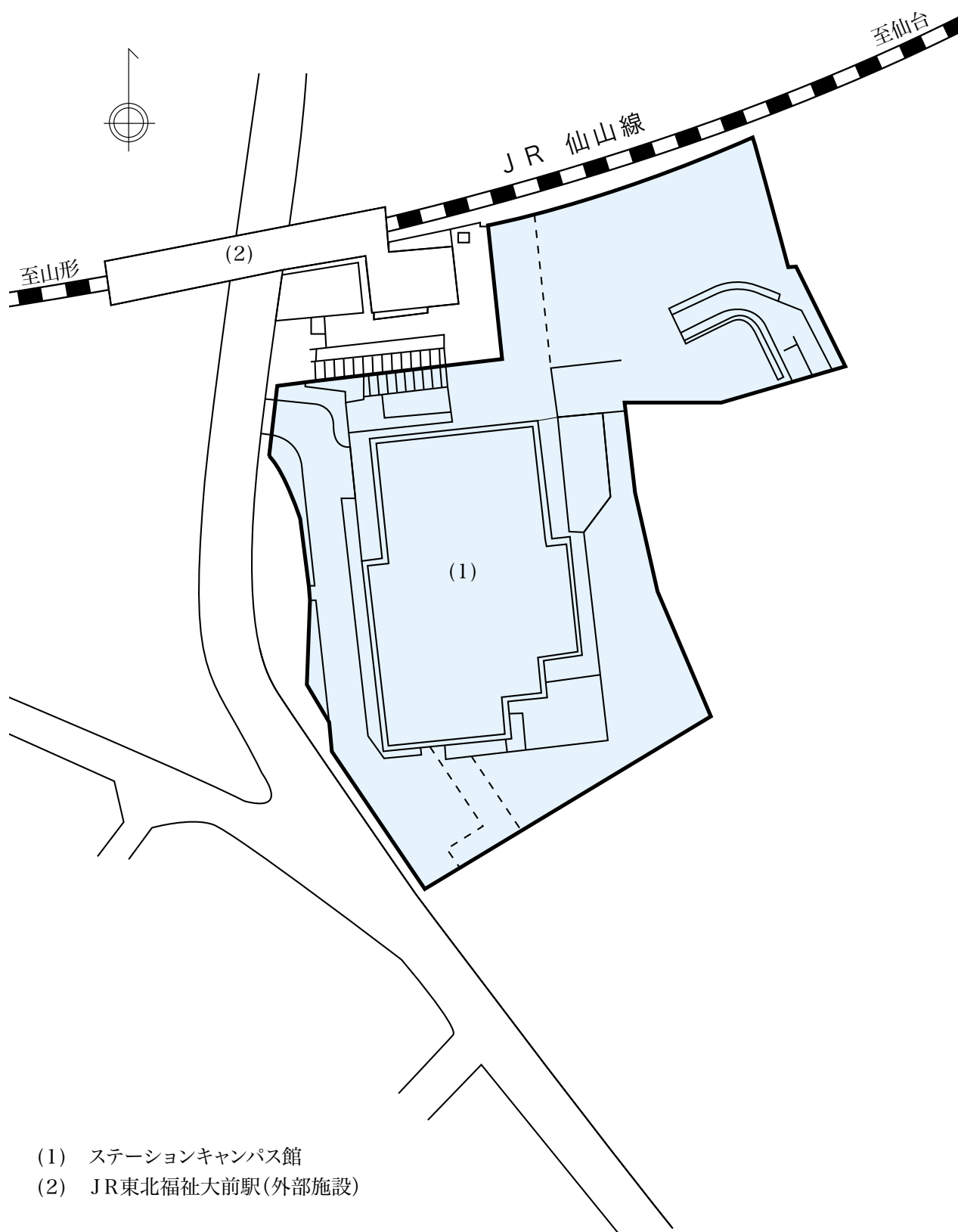


特 別 教 室

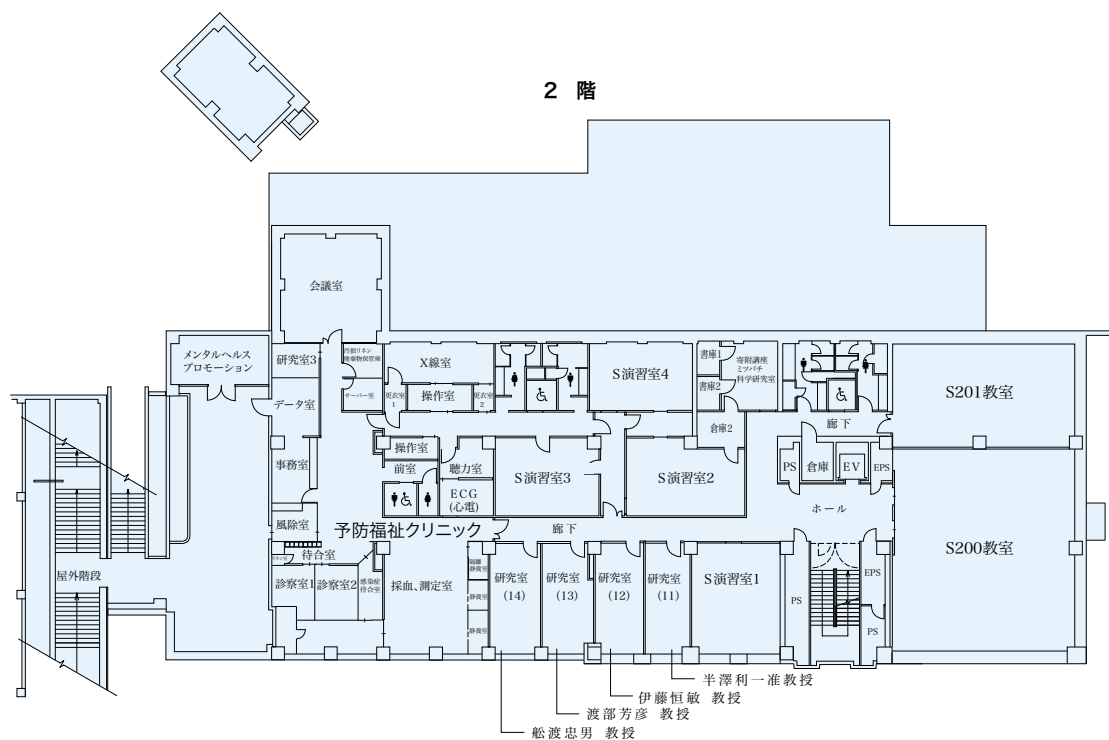
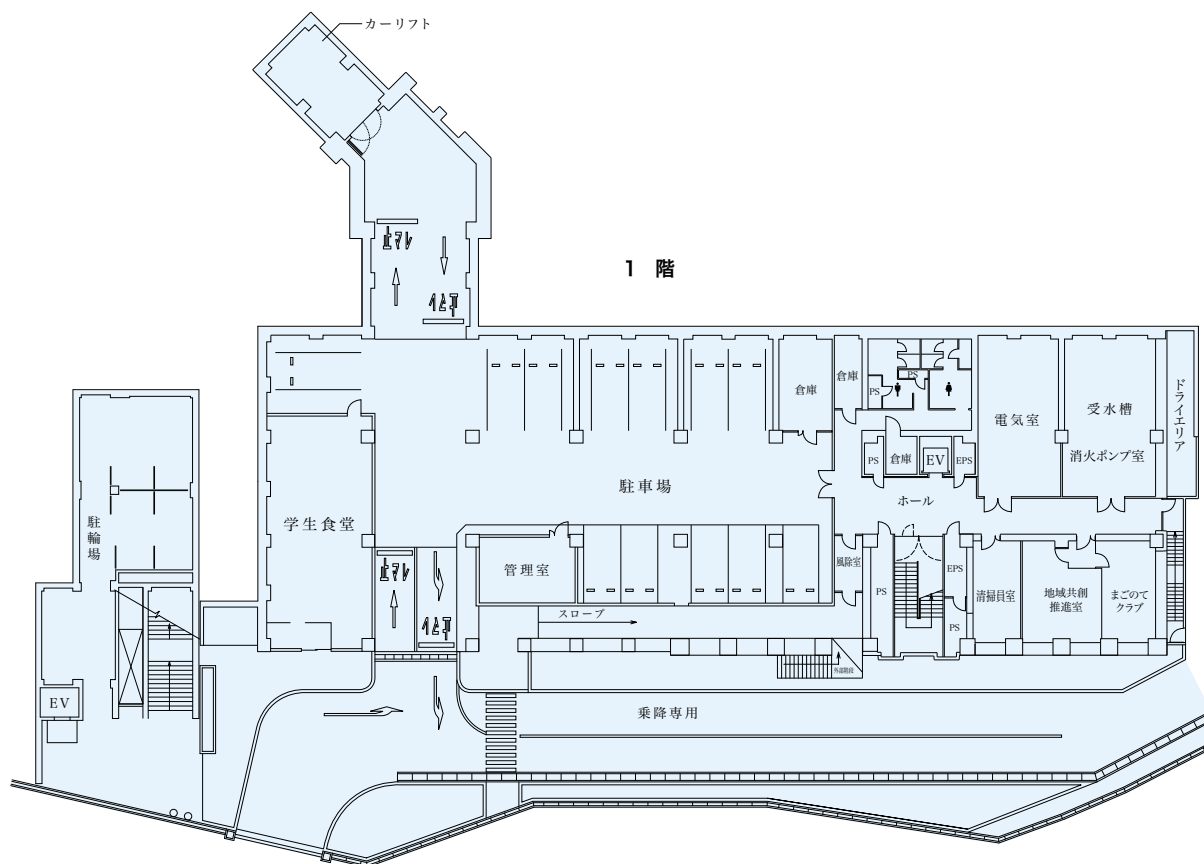
(坐 禅 堂 ・ 法 堂 ・ 道 庵)



2 ステーションキャンパス (本校地より西方約550m)

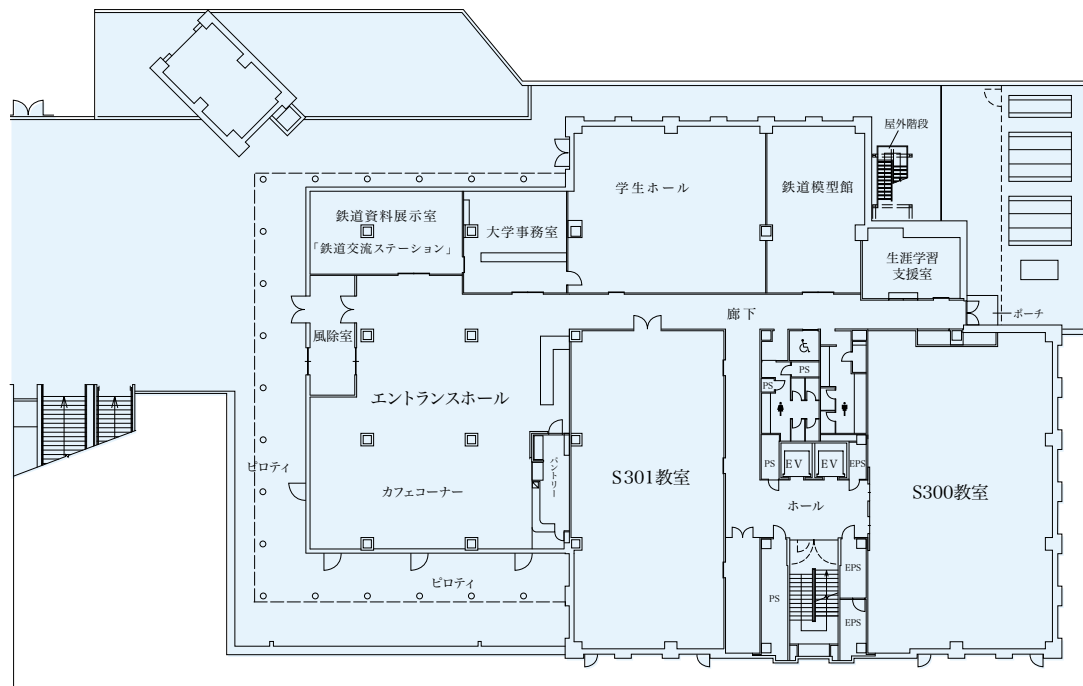


ステーションキャンパス館(ステーションキャンパス)

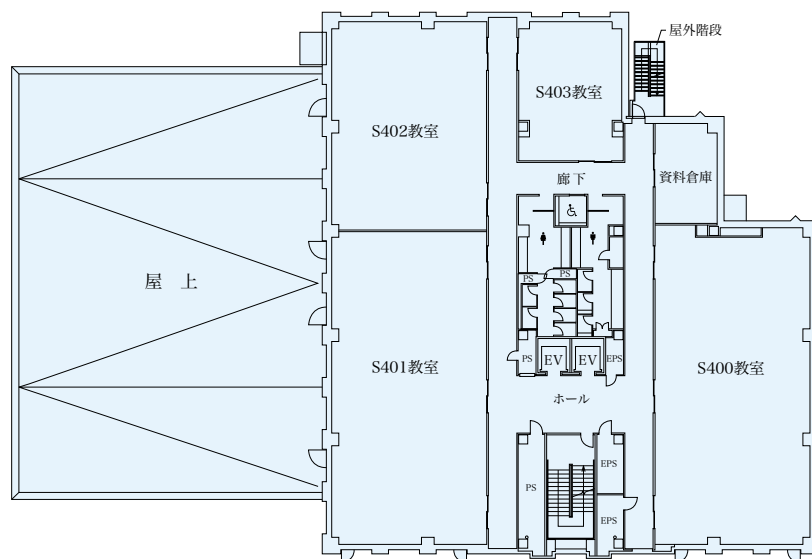


ステーションキャンパス館

3 階

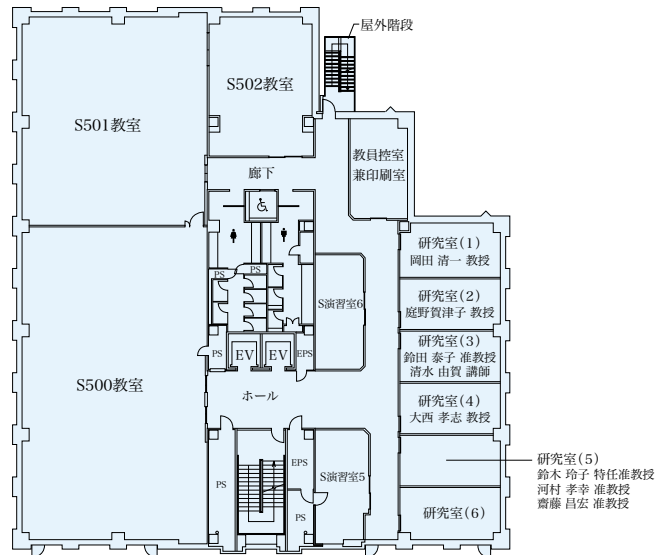


4 階

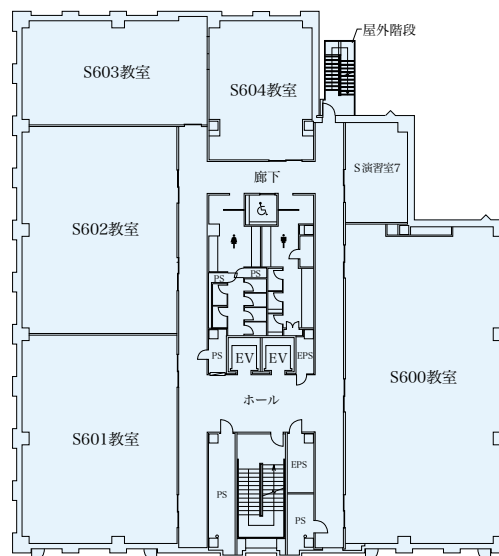


ステーションキャンパス館

5 階

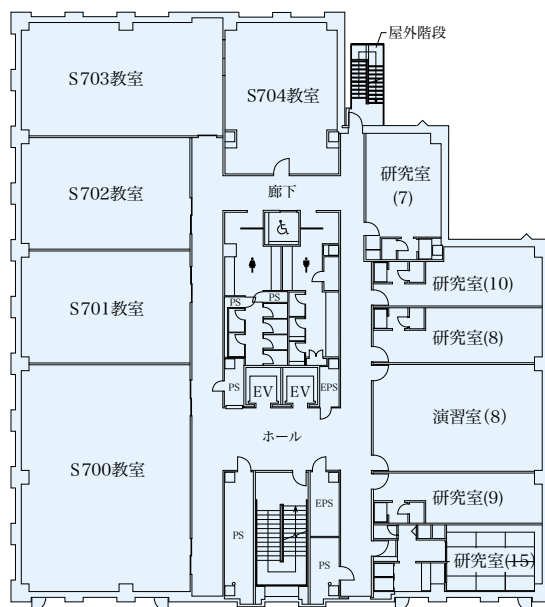


6 階

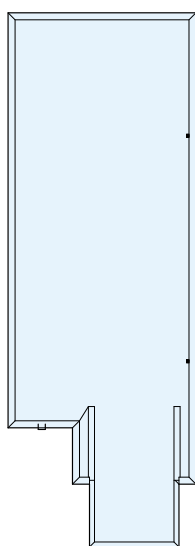


ステーションキャンパス館

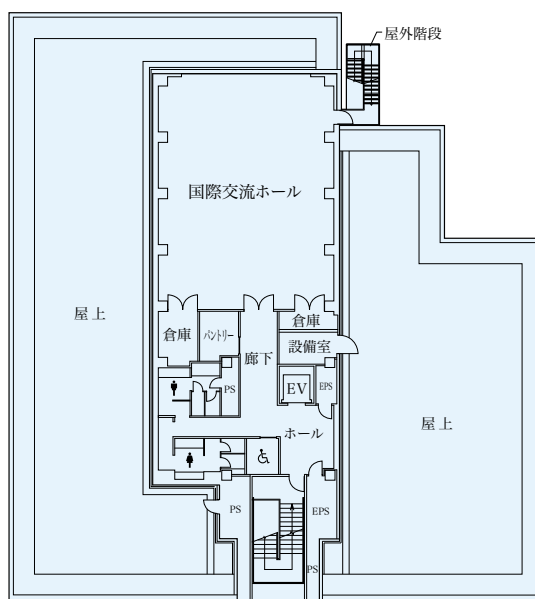
7 階



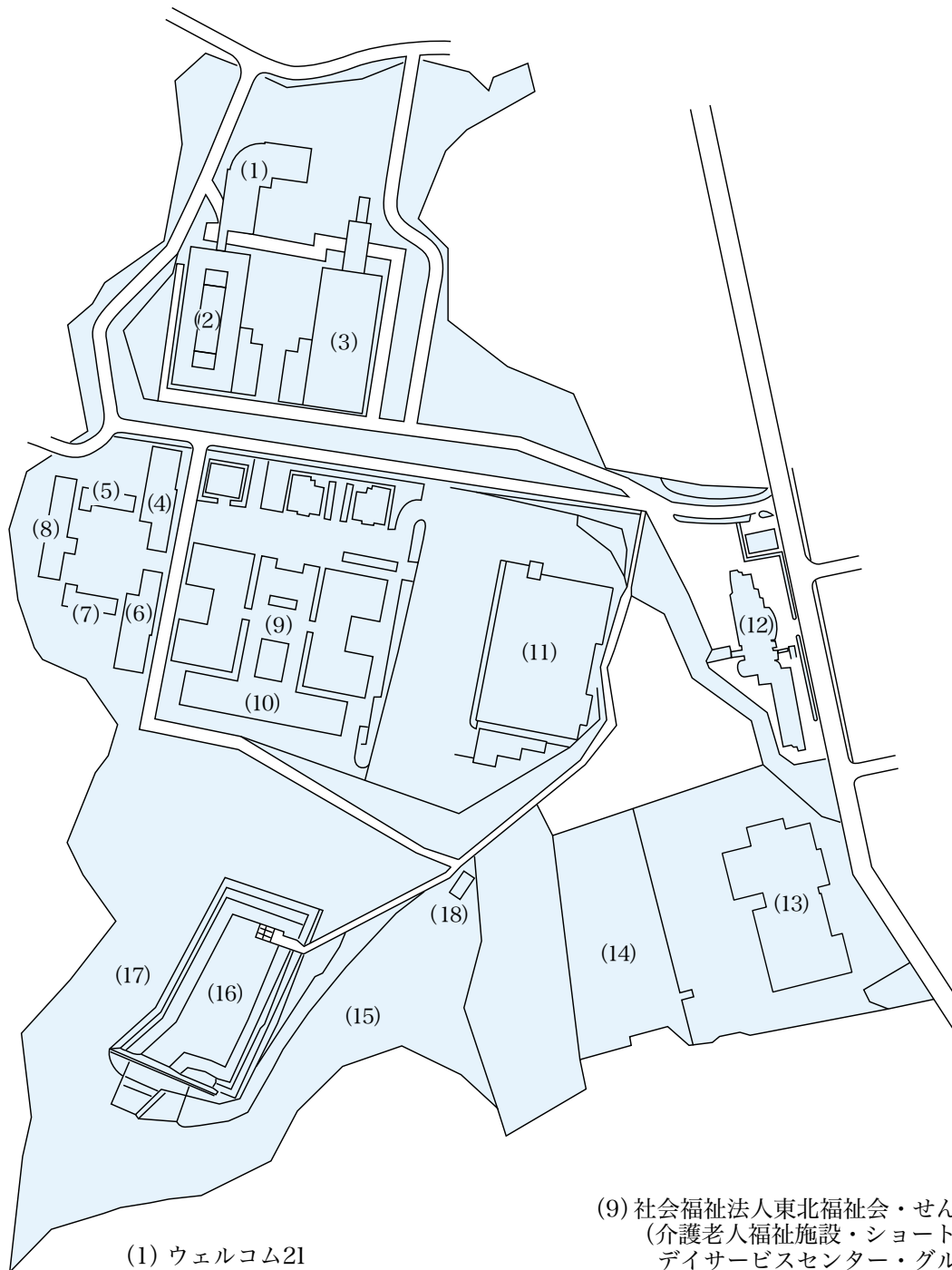
屋 根



8 階



3 国見ヶ丘第1キャンパス (本校地より西方約1000m)

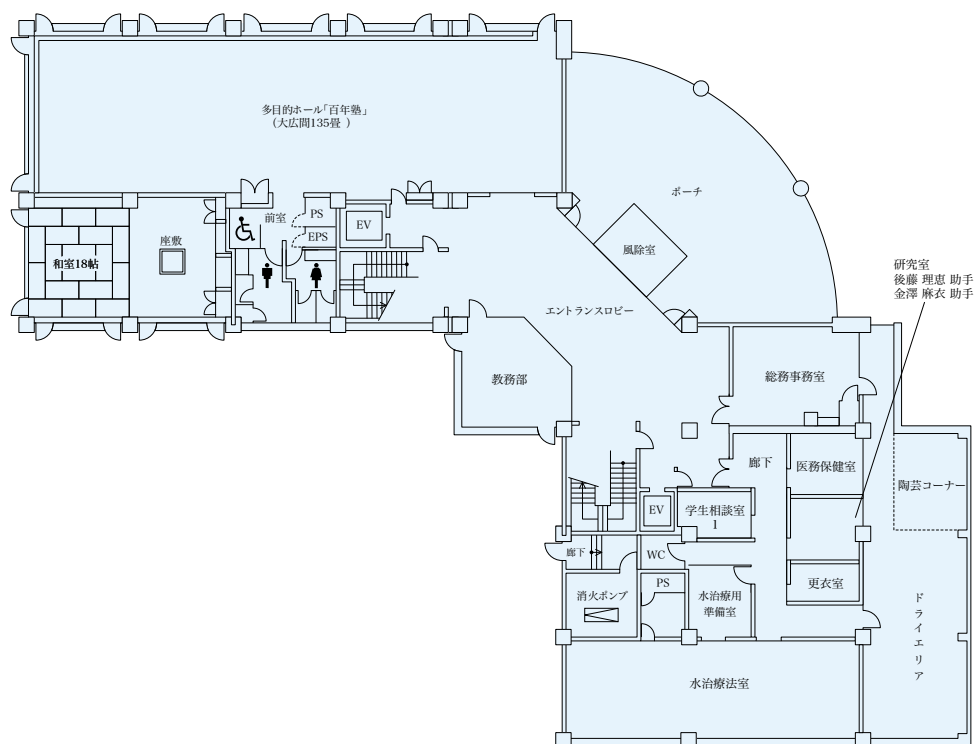


- (1) ウェルコム21
健康科学部リハビリテーション学科
講義室・実習室
大学院講義室
- (2) 感性福祉研究所
- (3) 医療法人社団東北福祉会・
せんだんの丘 (介護老人保健施設)
- (4) 東北福祉大学実学教育寮 (本館)
特別支援教育研究室
- (5) 東北福祉大学実学教育寮 (南館)
- (6) 東北福祉大学実学教育寮 (西館)
- (7) 東北福祉大学実学教育寮 (北館)
- (8) 創心寮 (喜心寮東館)

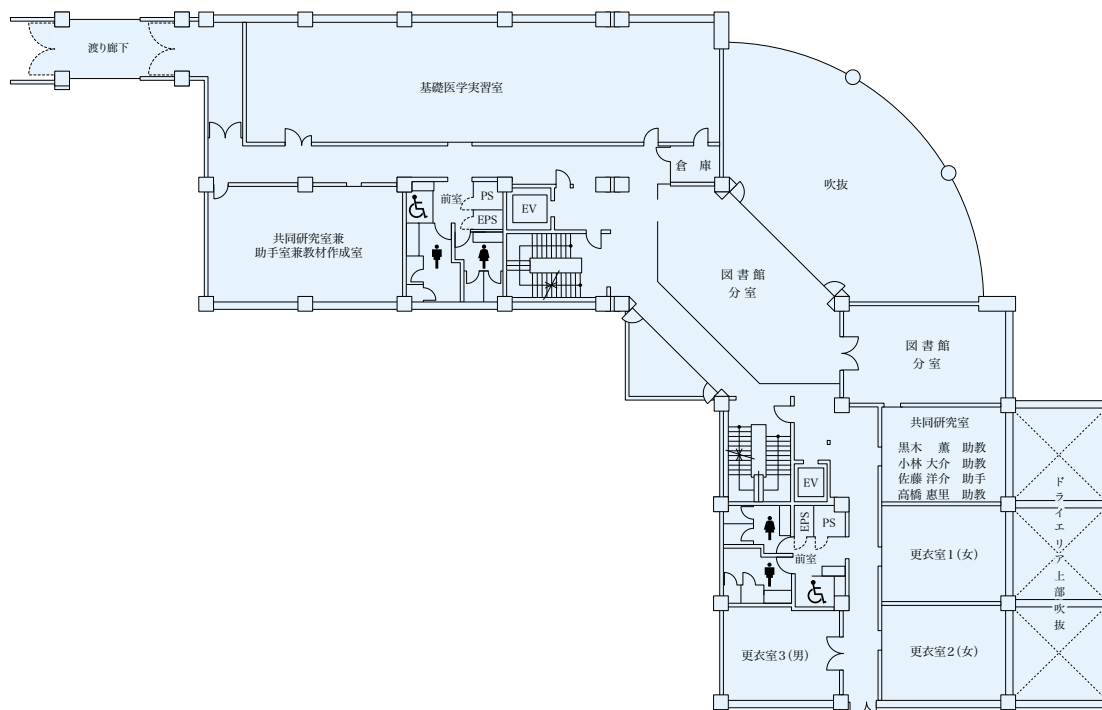
- (9) 社会福祉法人東北福祉会・せんだんの里
(介護老人福祉施設・ショートステイ・
デイサービスセンター・グループホーム)
- (10) 社会福祉法人東北福祉会
認知症介護研究・研修仙台センター
- (11) 全天候型体育館
(トレーニングセンター・武道場「武徳館」)
- (12) 雄翔館
予防福祉健康増進推進室
- (13) 東北福祉大学せんだんホスピタル
- (14) ゴルフ練習場
- (15) 自然緑地 (16) 調整池 (17) 自然緑地
- (18) 生ゴミ処理場

ウェルコム21 (国見ヶ丘第1キャンパス)

1 階

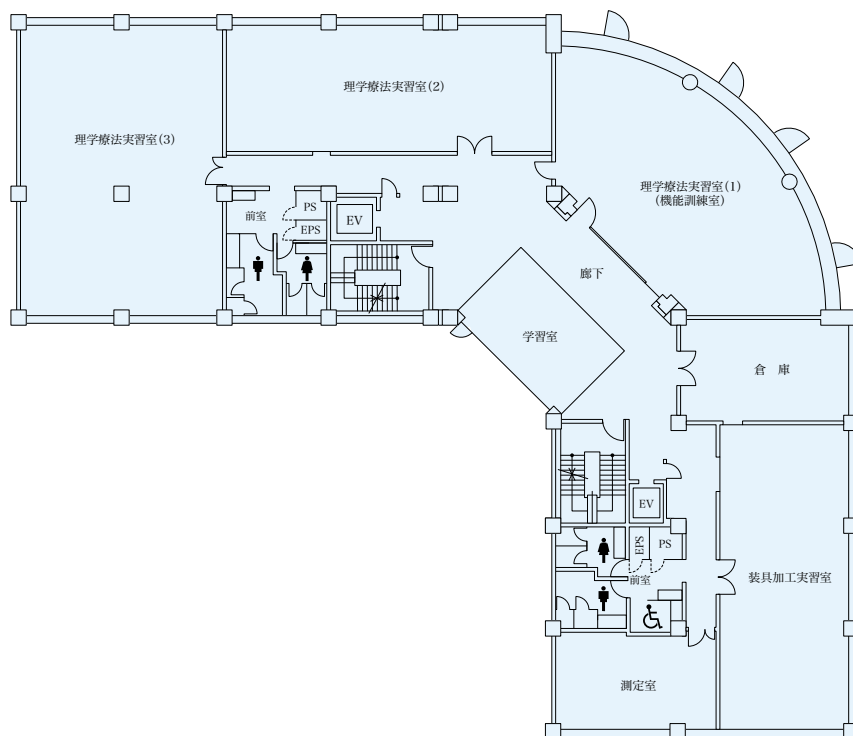


2 階

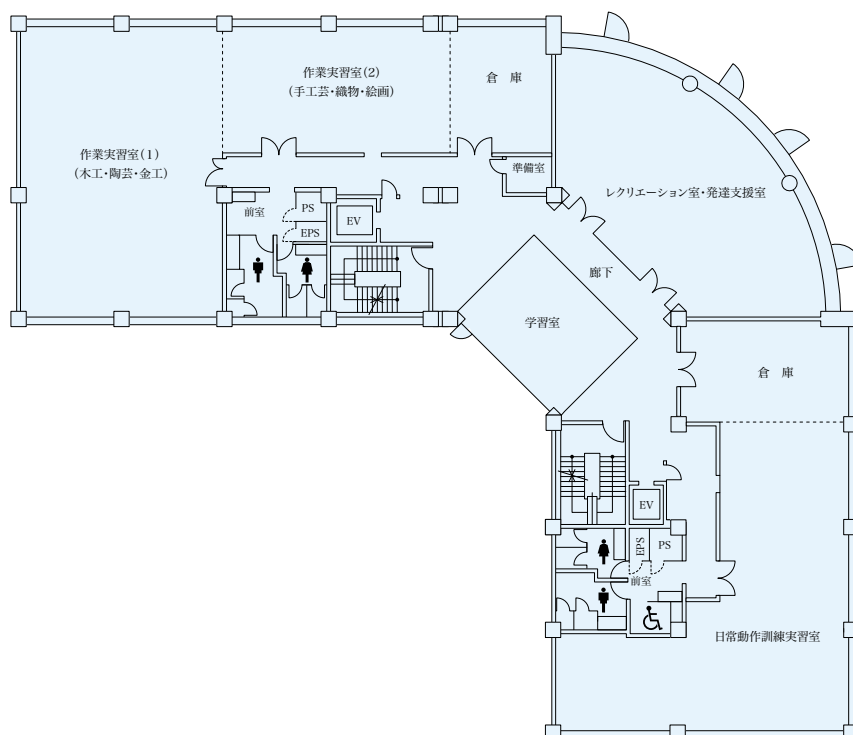


ウェルコム21

3 階

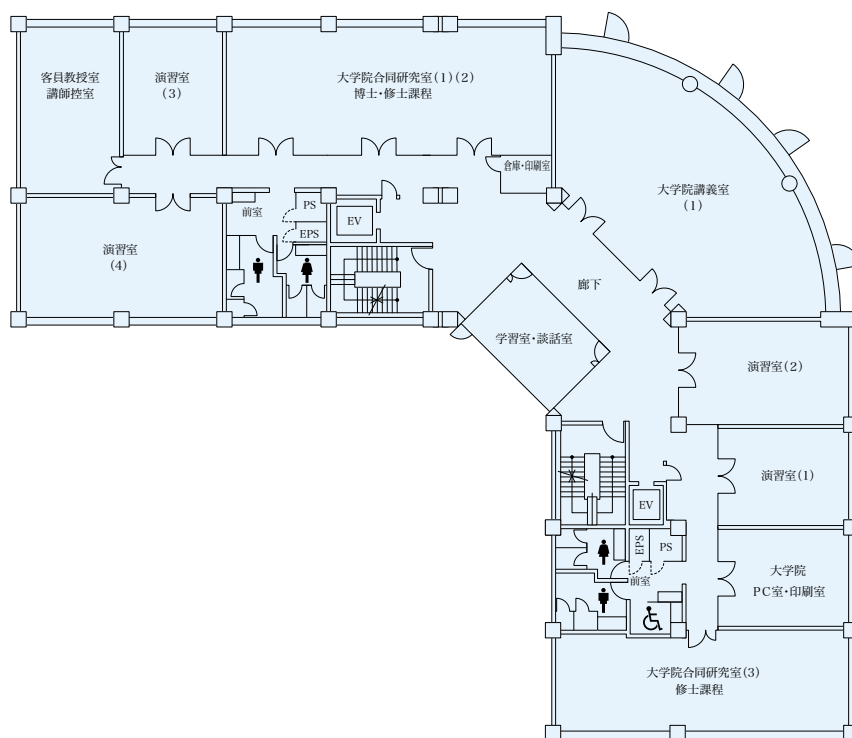


4 階

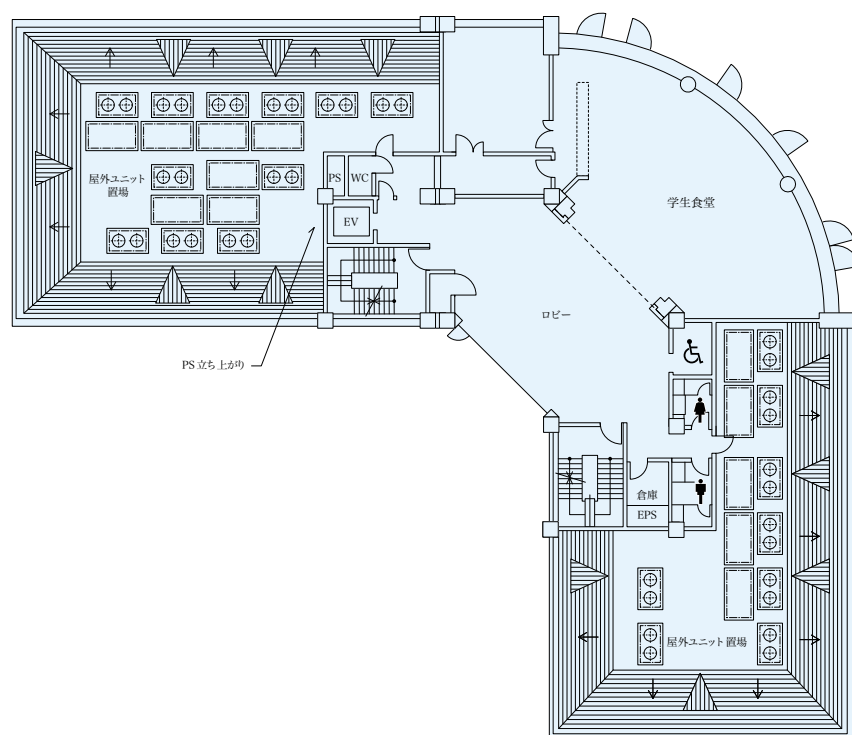


ウェルコム21

5 階

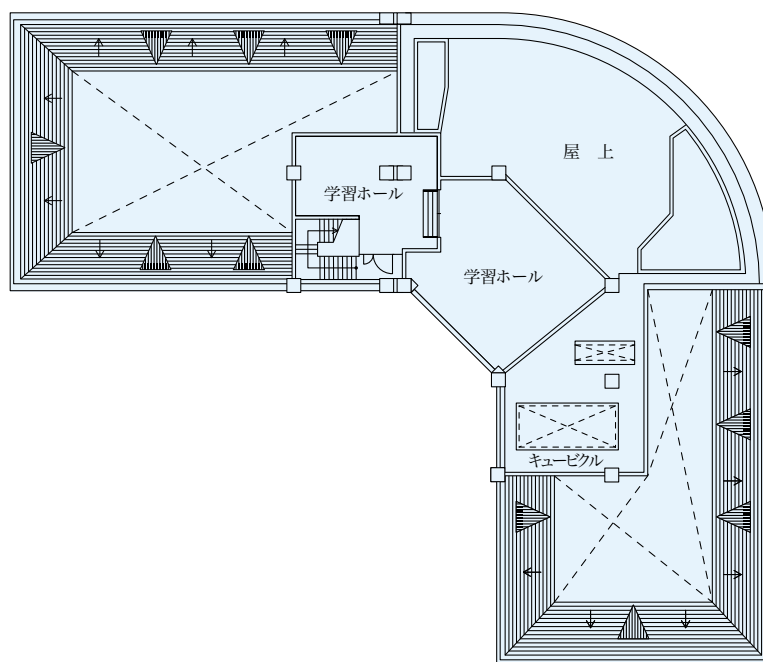


6 階



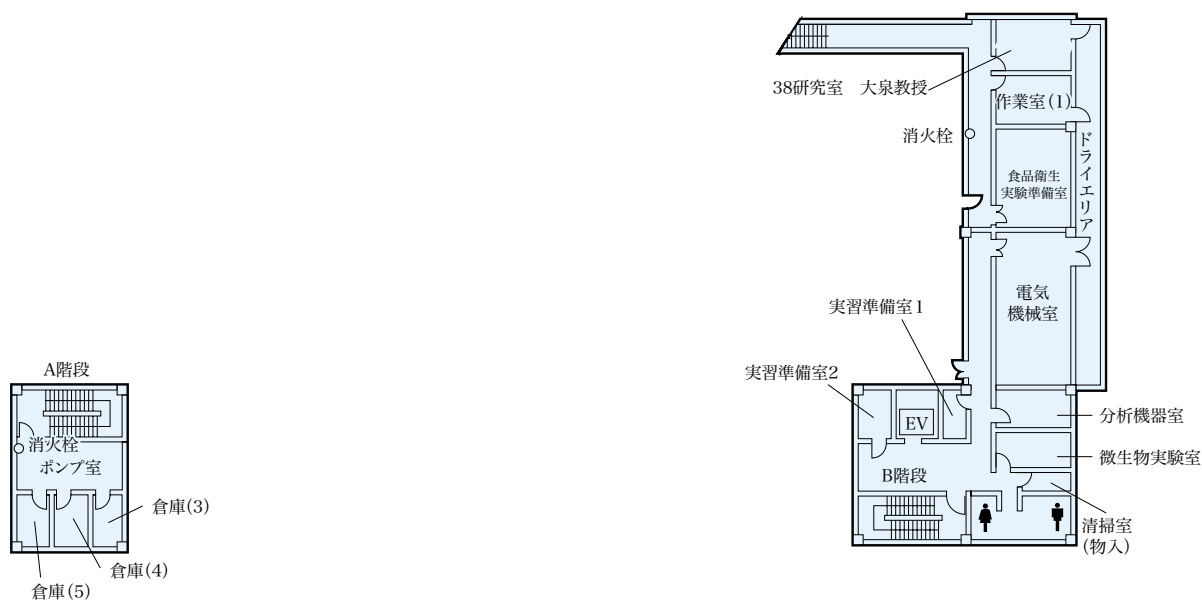
ウェルコム21

PH 階

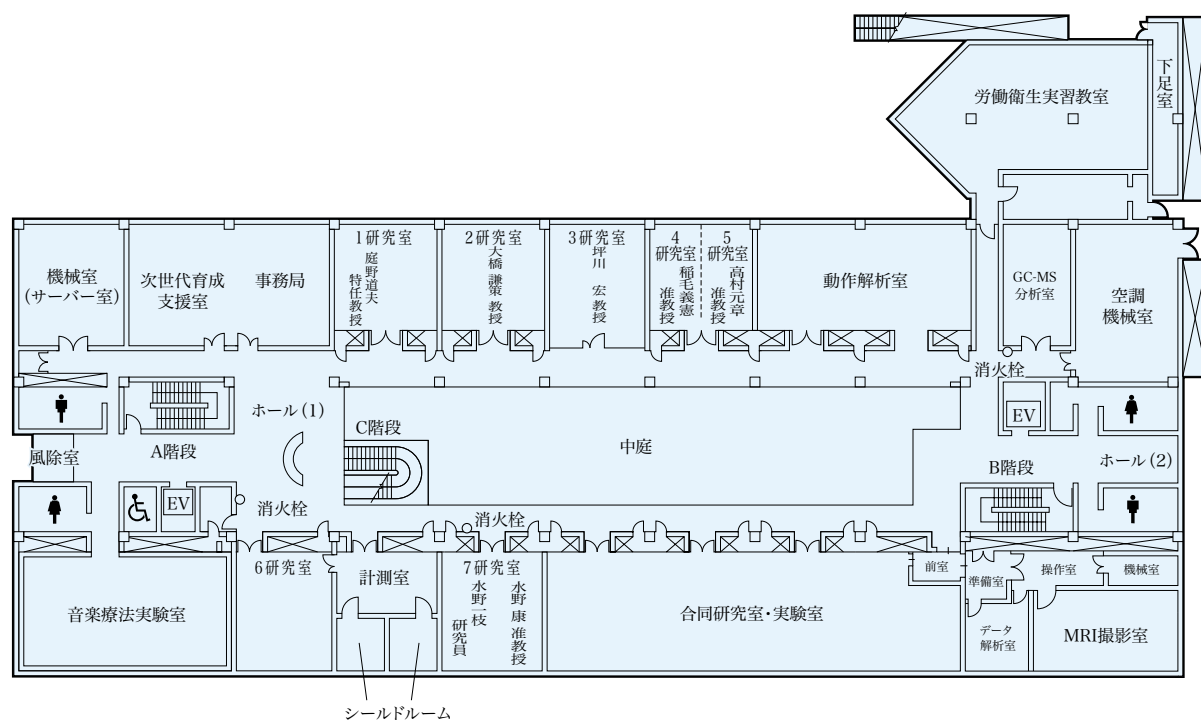


感性福祉研究所(国見ヶ丘第1キャンパス)

地 階

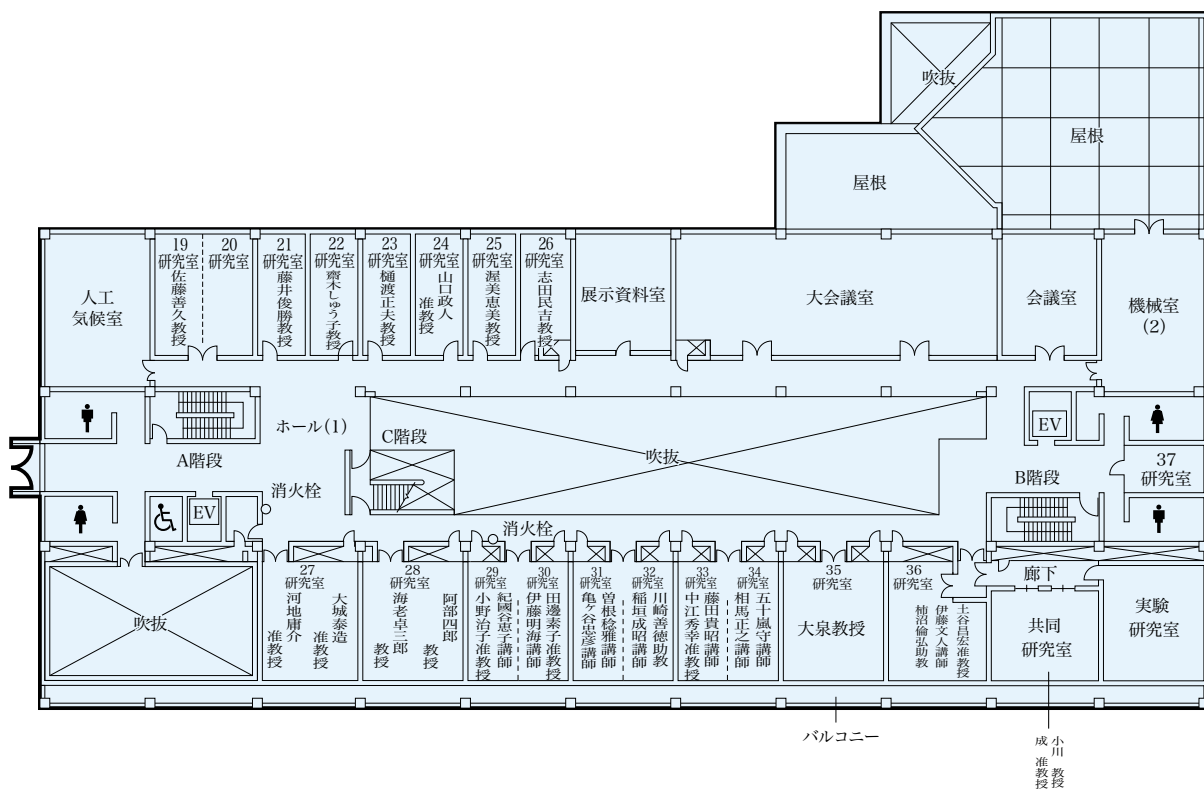


1 階

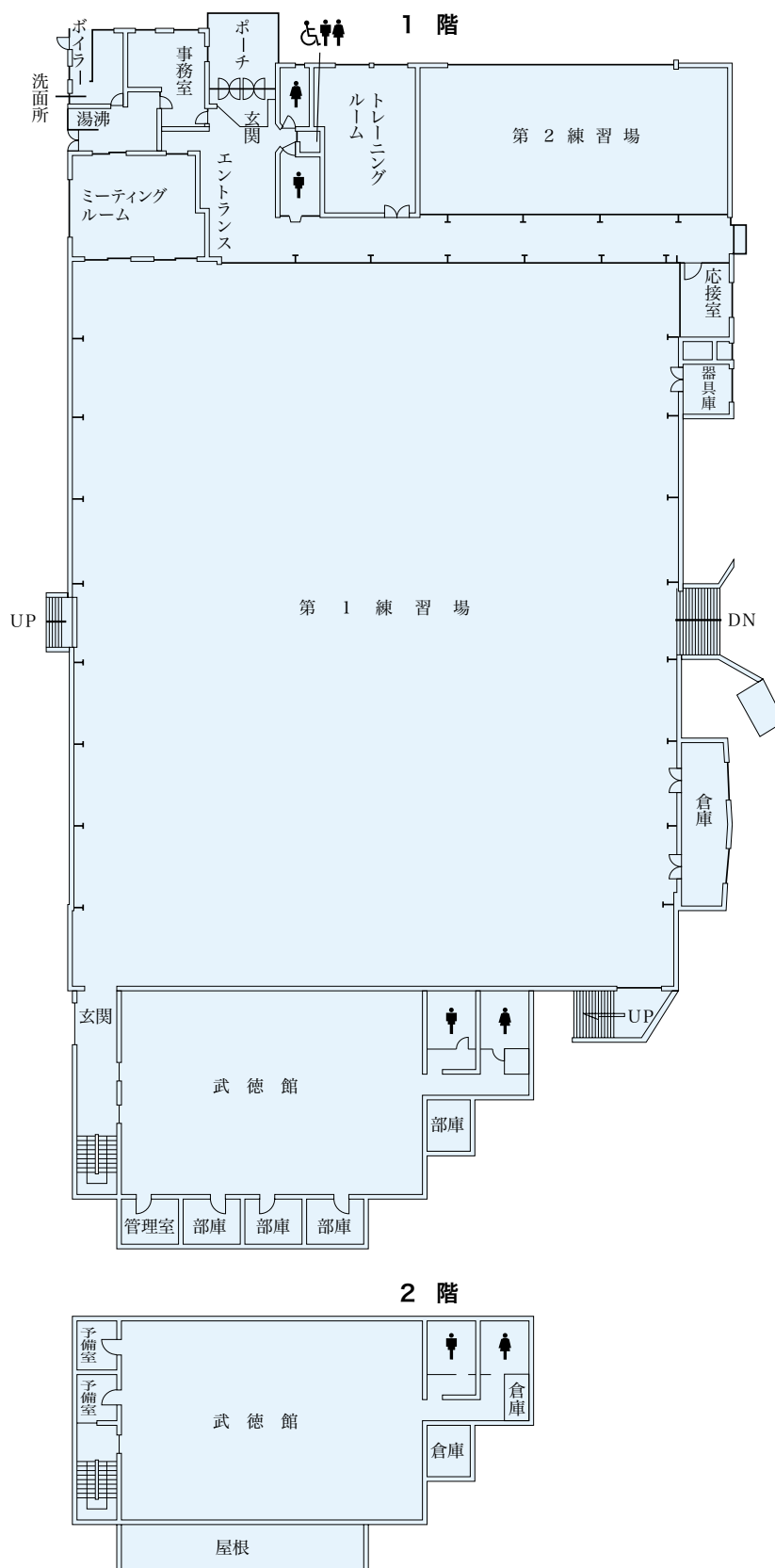


感性福祉研究所

2 階

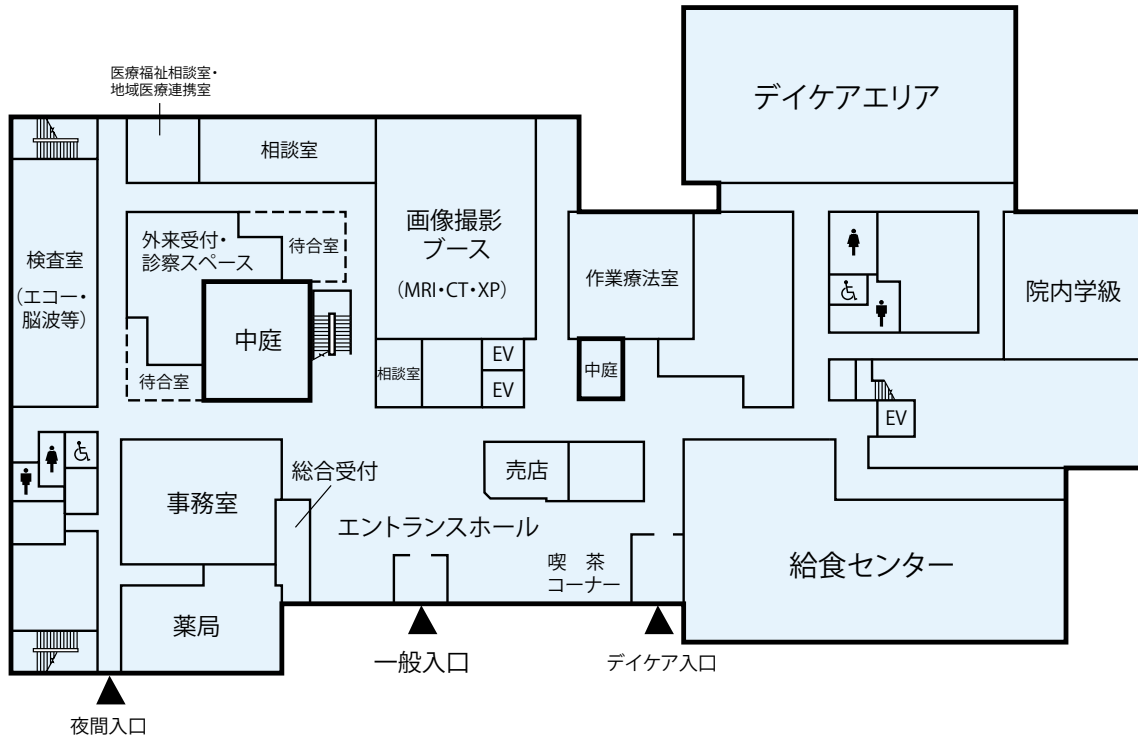


全天候型体育館 (国見ヶ丘第1キャンパス) (トレーニングセンター)

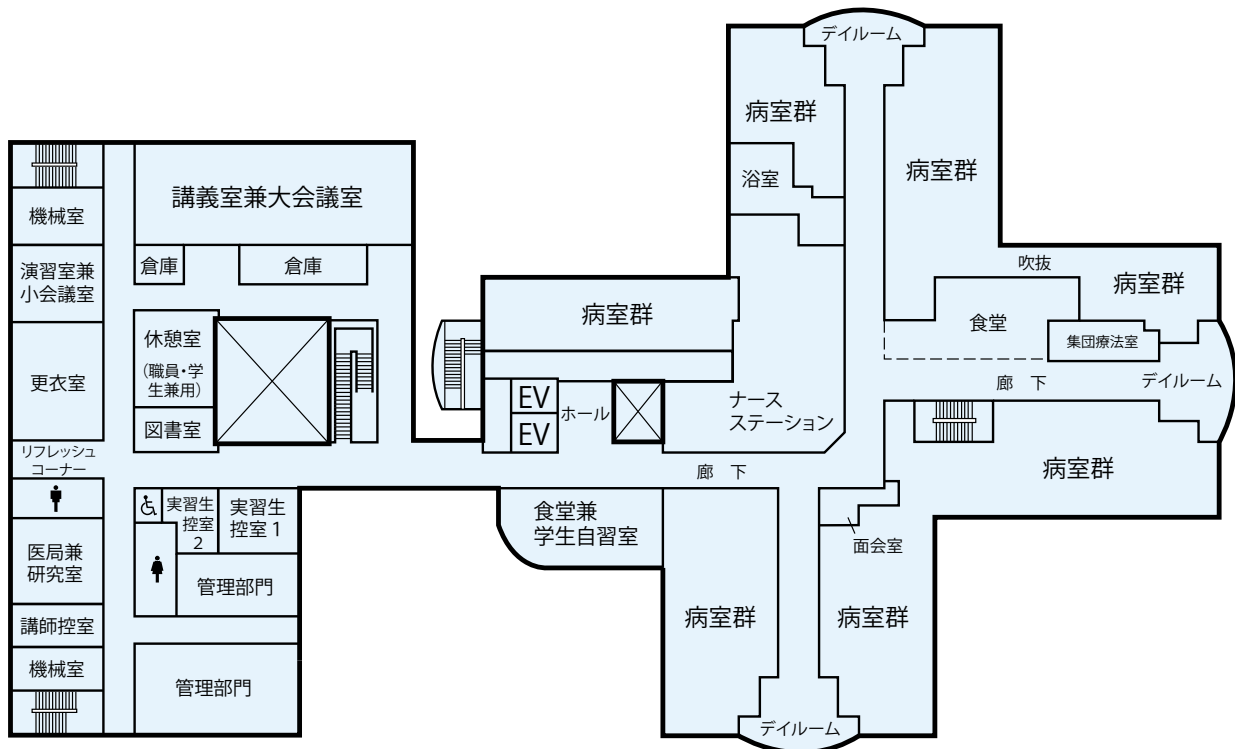


せんだんホスピタル (国見ヶ丘第1キャンパス)

1 階 (総合受付・外来診療・リハビリエリア)

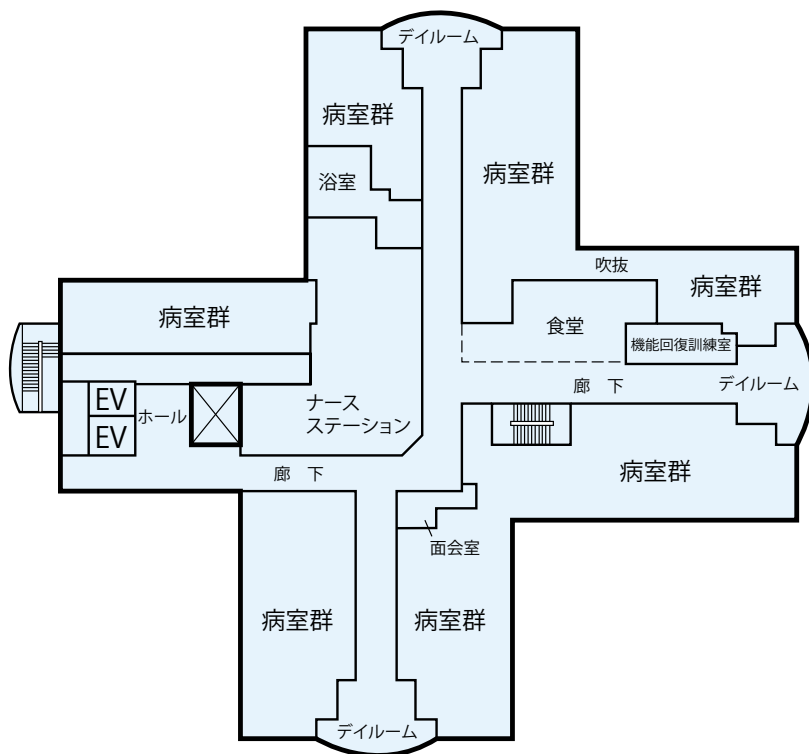


2 階 (講義室・管理室・病室)

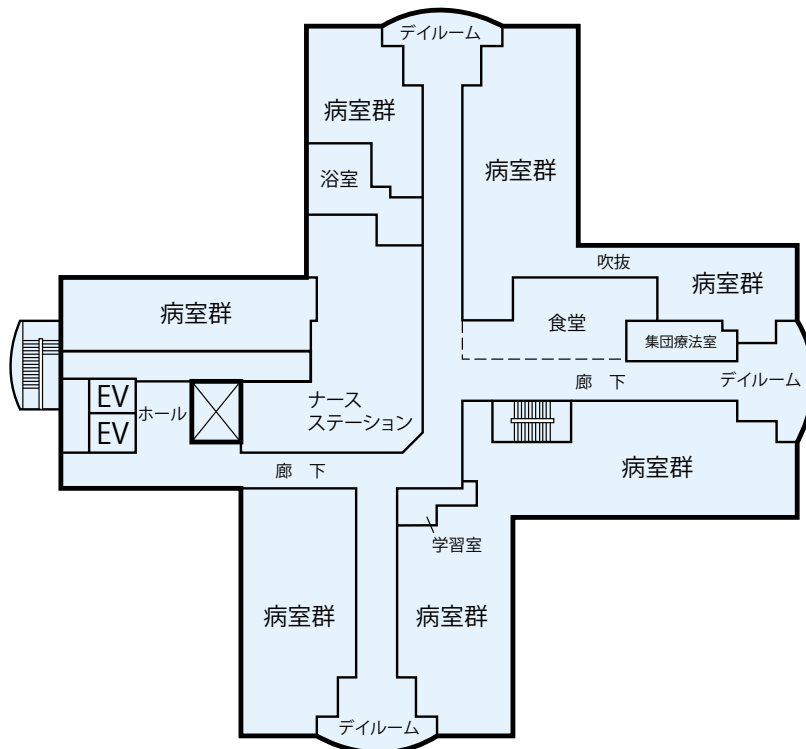


せんだんホスピタル

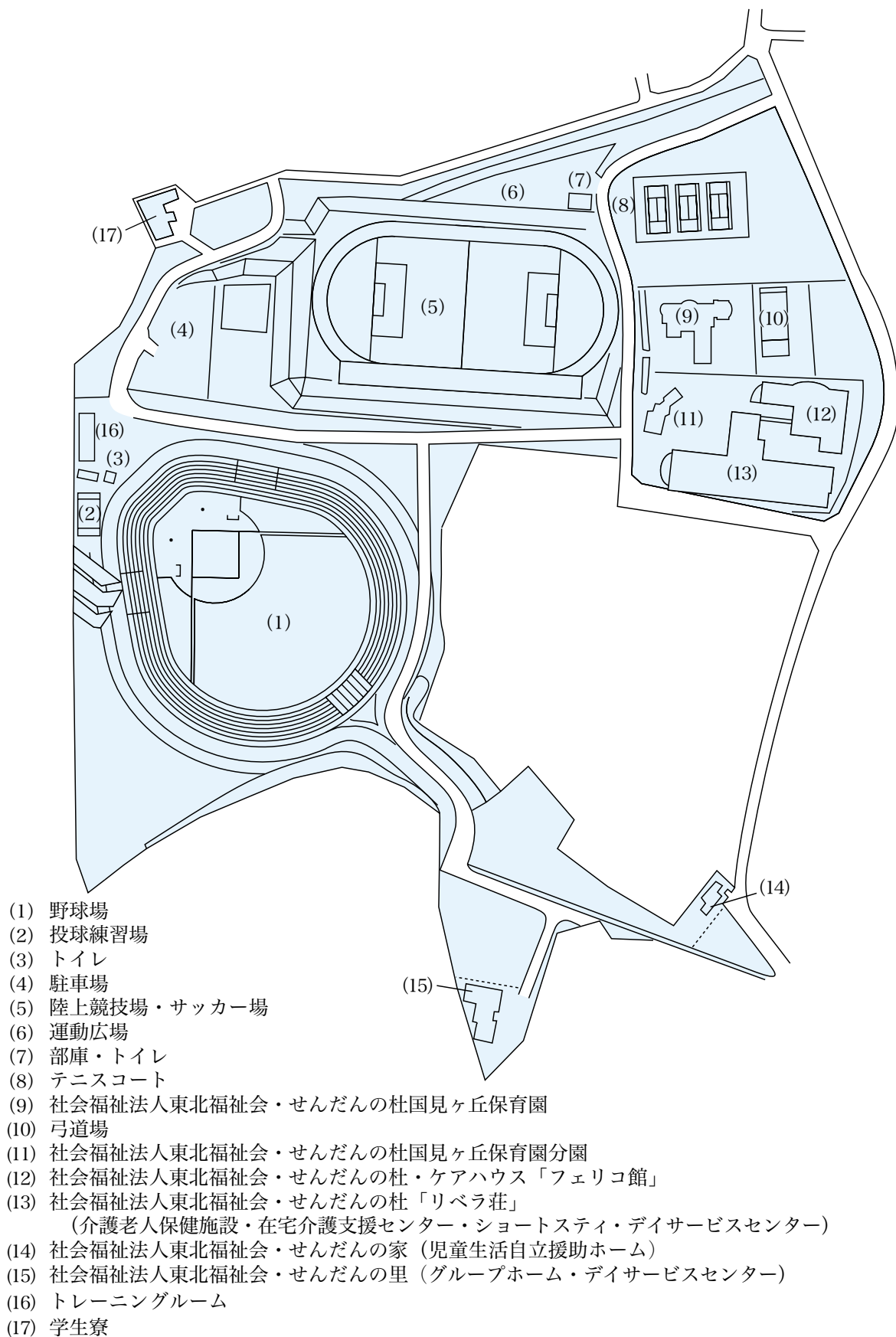
3 階(病棟)



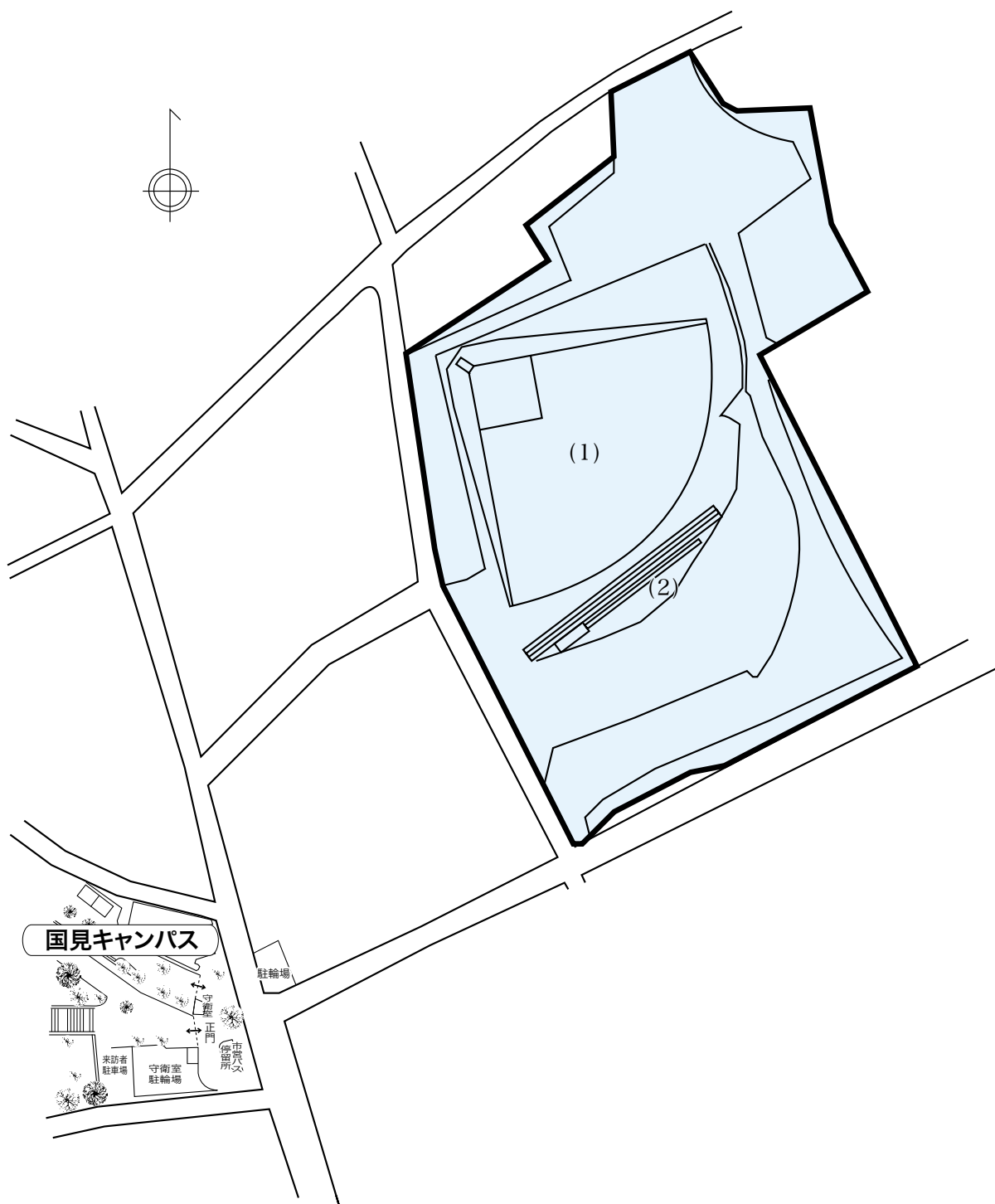
4 階(病棟)



4 国見ヶ丘第2キャンパス (総合運動場・本校地より西方約1500m)



5 北山キャンパス (本校地より東方約100m)

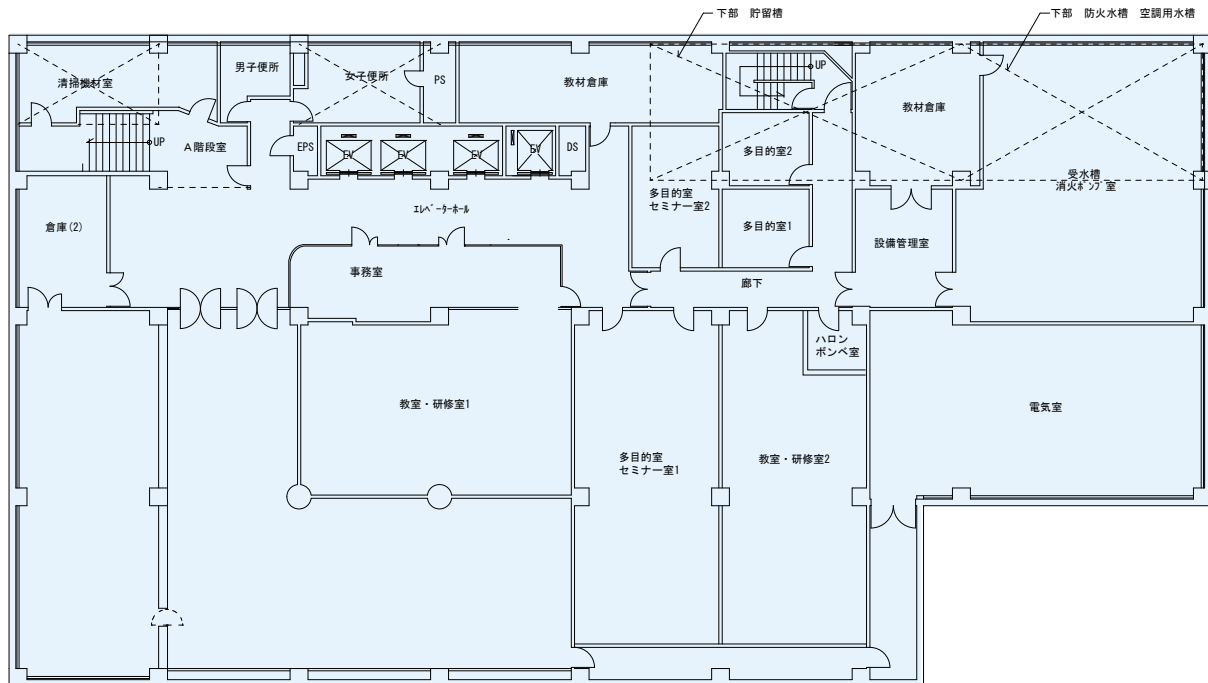


- (1) 多目的運動場
- (2) 跳躍ピットゾーン

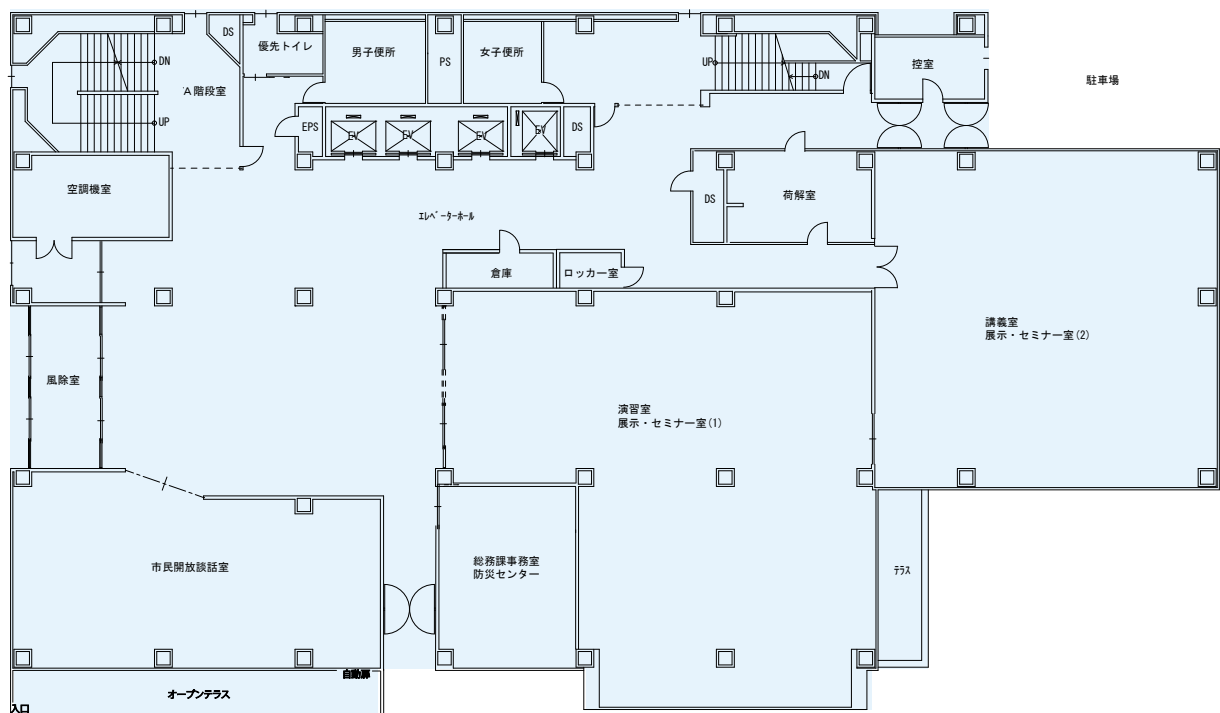
6 仙台駅東口キャンパス

仙台駅東口キャンパス館

地 階

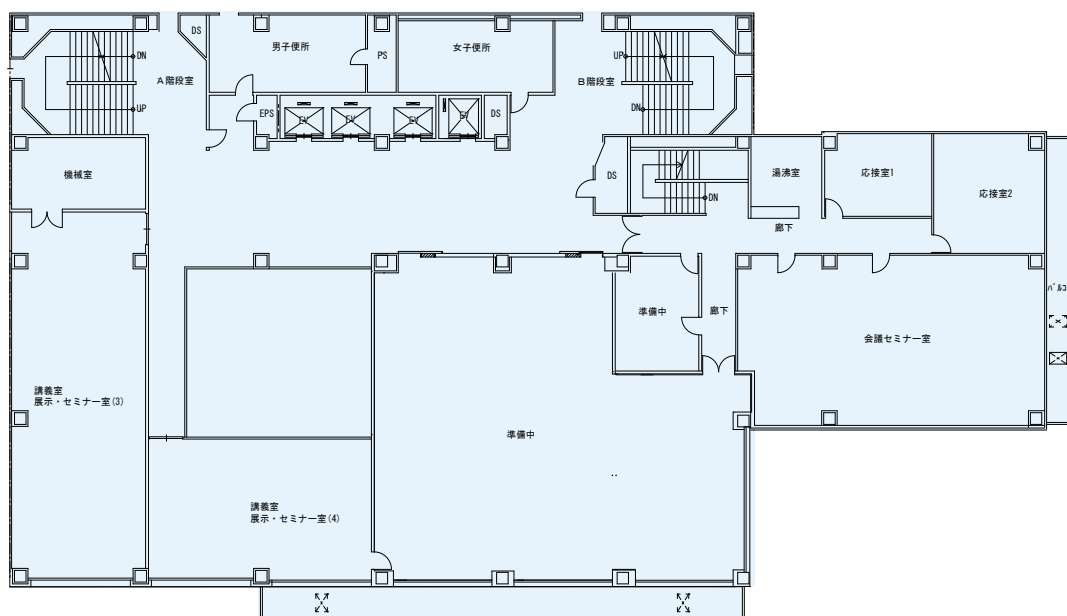


1 階

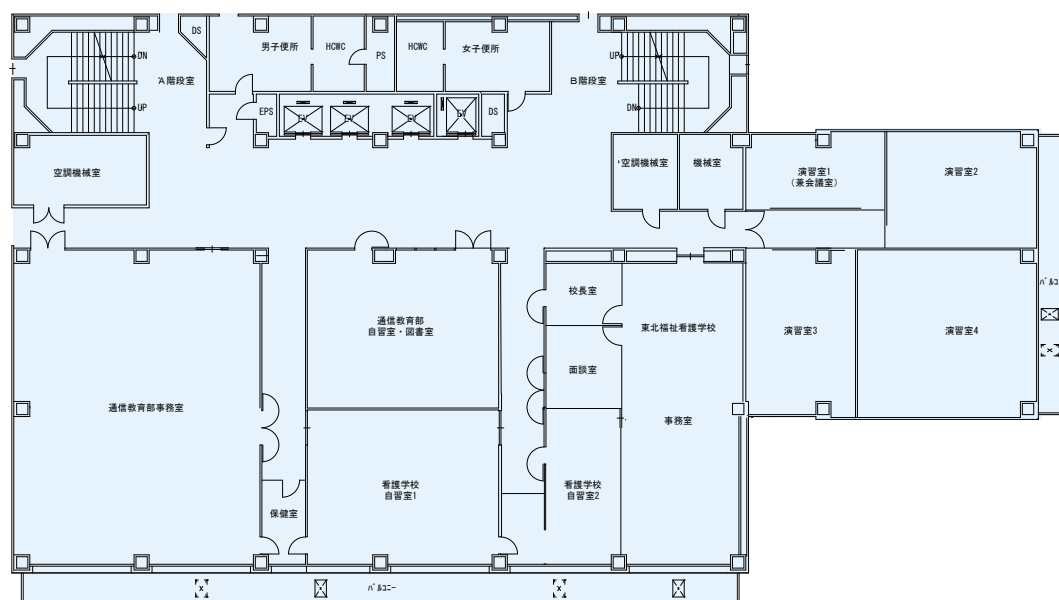


仙台駅東口キャンパス館

2 階

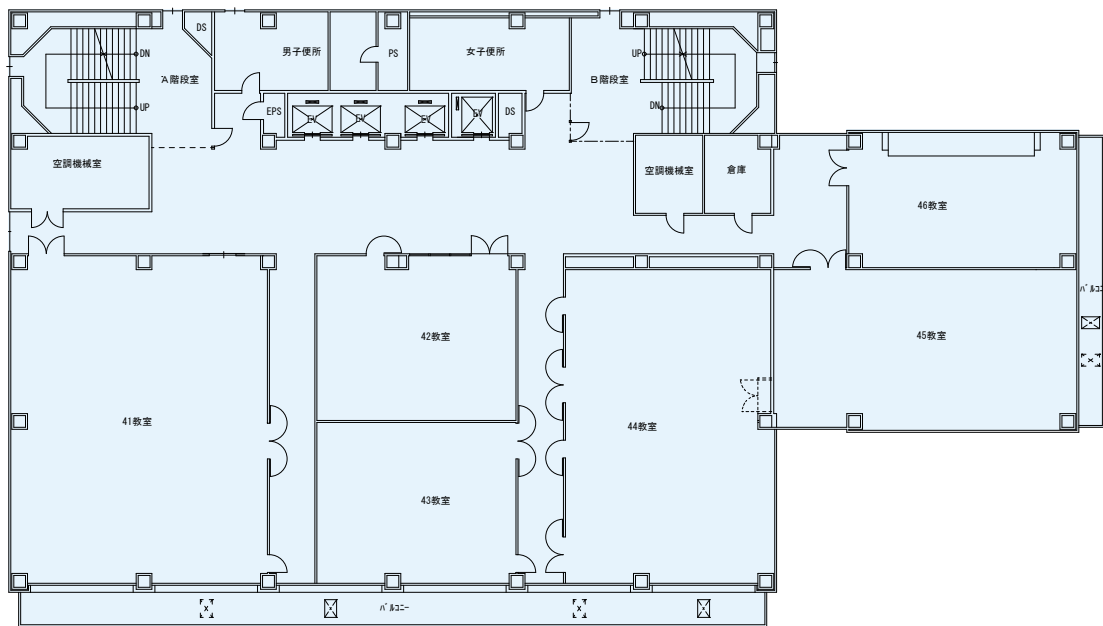


3 階

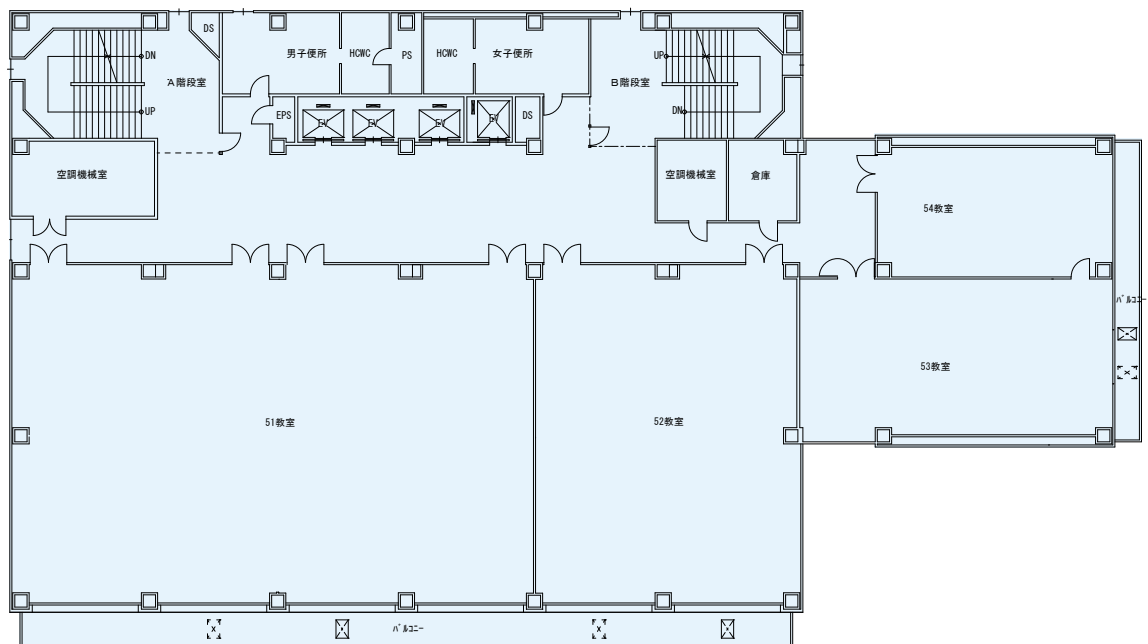


仙台駅東口キャンパス館

4 階

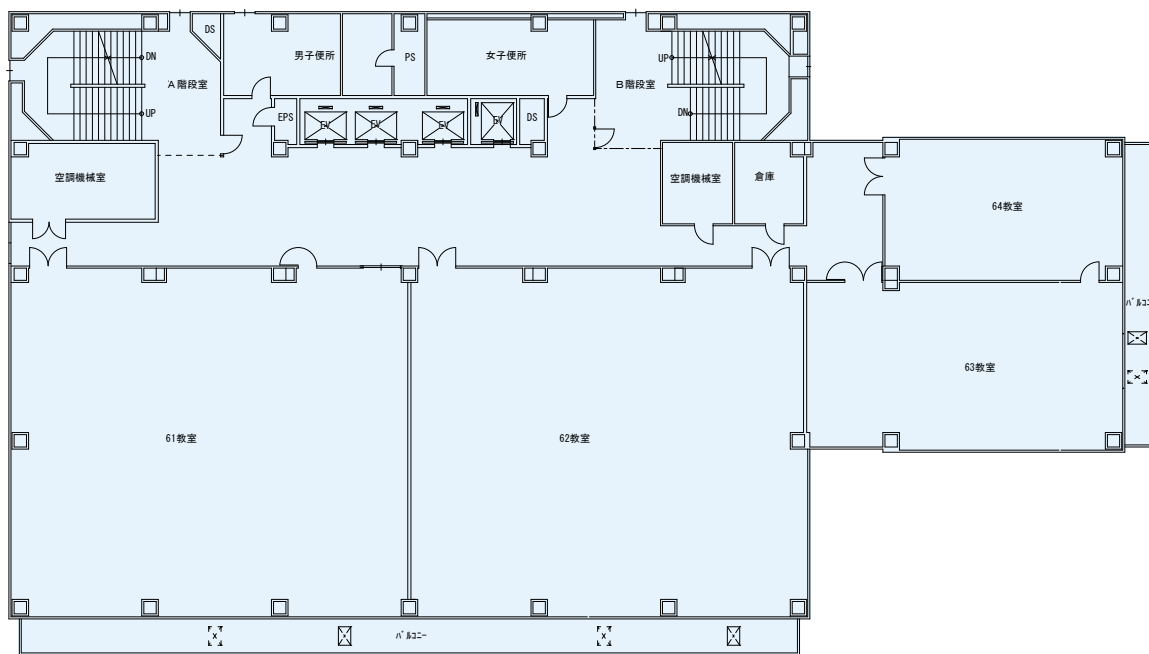


5 階

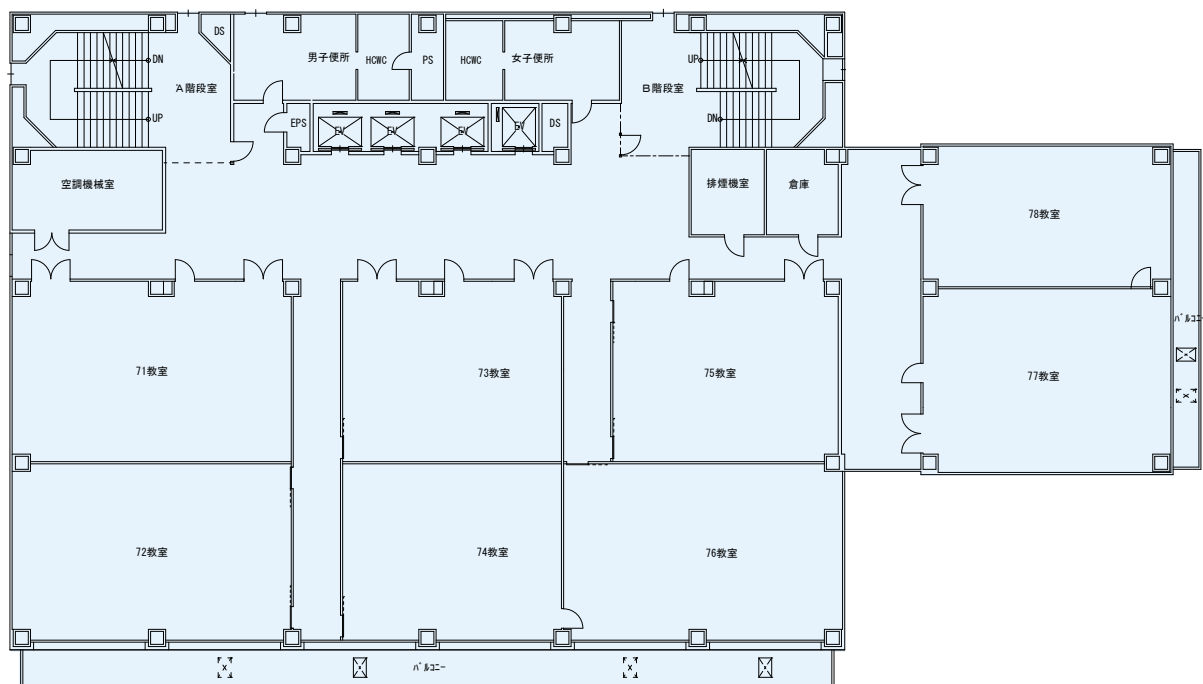


仙台駅東口キャンパス館

6 階



7 階



2018 年 4 月 1 日発行

発行者 東 北 福 祉 大 学

〒981-8522 仙台市青葉区国見一丁目 8 番 1 号

電 話 022 - 233 - 3111(代)